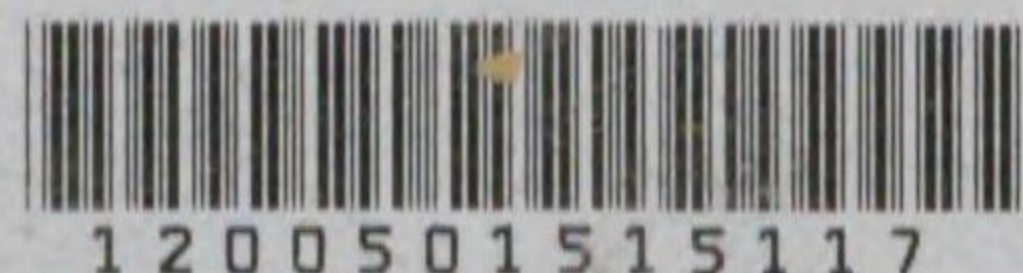


567-2




1200501515117

67

2

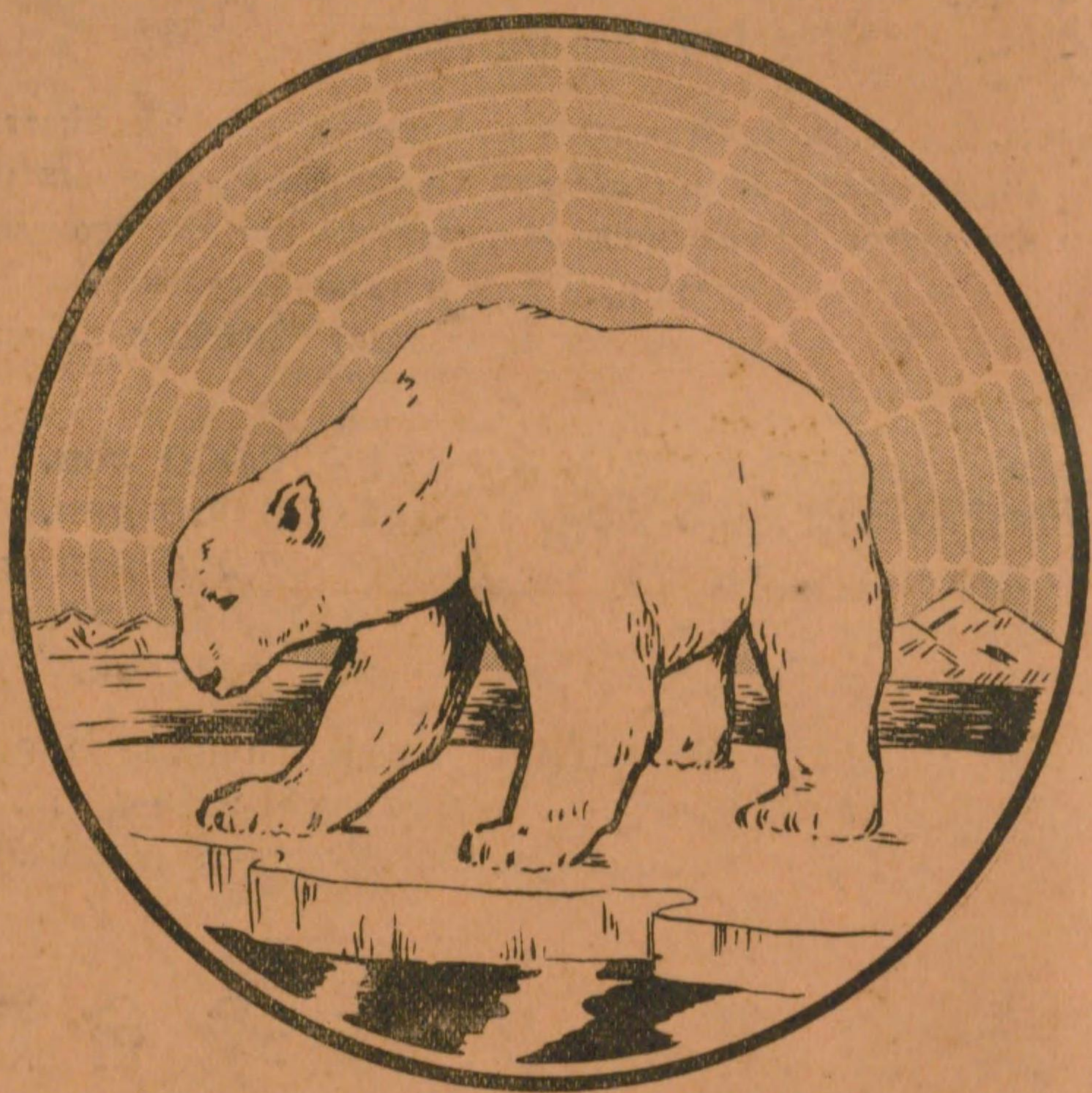
禁
複
写



6E 94

БАКУ ОИЛ

世界一優良
純正露油



Импорт нефтепродуктов непосредственно от Госнефтьтреста СССР.

Токио, Маруноучи.

Отдел Нефтепродуктов.

ソヴェート國營石油トラスト製品

直輸入

東京 小島商店礦油部 丸之内

АКЦИОНЕРНОЕ ОБЩЕСТВО

Северо-Сахалинской Нефти (Кита-Карафутто Секию Кабусики Кайша)

Президент о-ва: Накасато Сигецугу.

Основной капитал: . . . 20.000.000 иен.

Главная контора: Токио, Коодзимачи-ку, Маруноучи, здание „Юраку-кан“.

Телефоны: Маруноучи (23) №№ 1890, 1891.

資本金 貳千萬圓

事業

北樺太石油株式會社

社長 中里 重次

本社 東京市麴町區丸ノ内有課館

電話丸之内(23)一、八九一 番

(三) 採掘作業 (昭和五年十月現在)

オハ礦場 概位 東經百四十三度

北緯五十三度三十五分

— 續濱ヨリ千四百哩 —

現在油井數 五七坑
最近日產 約六五〇 吨

(一) 北樺太東海岸既開油田ノ試掘、深掘地其ノ附帶事業

(イ) 採掘鐵礦區

オハ、エハ、ビ、ピリツンヌトウオ、チャイウオ、

マイウオ、ウイケレツク、タンケリ

以上 八個所 約八百萬坪

(ロ) 試掘鐵礦區

北オハ、エハ、クキドラルン、ボロマイ、北部ボ

アターシン、南部ボアターシン、チエメルニンダ

イギ、カタンケリ、ムキンケリ、チヤク

ナンビチヤク、ウエンケリ

以上 拾壹個所 約三億五千萬坪

(二) 利權期間 大五十四年十二月四日ヨリ

試掘十一ヶ年 採掘四十五ヶ年間

(一) 千平方露坪



THE USSR FAREAST-EUROPE USSR

12 DAYS Save your time and Money

Travel only through the U.S.S.R. (Trans-Siberian Railway)

When traveling use Intourist's standard itineraries for sightseeing in Moscow, Leningrad and other cities.

For those not desiring to take a standard Intourist tour or limit themselves to partial service, open service orders may be purchased.

MANY ADVANTAGES:

1. Shortest and quickest way to Europe;
2. Fare on the Trans-Siberian Railway

REDUCED 50%:

3. All trains have up-to-date accommodations and are equipped with Dining-Cars where the best food is served.

ALL INFORMATION OBTAINABLE FROM:

- 1) U.S.S.R. State Tourist Company "Intourist", Marunouchi, next to Tokyo Kaikan, Tel. Marunouchi (23-2307-2308-2309).
- 2) Japan Tourist Bureau.
- 3) Thos. Cook & Son, Ltd.

АКЦИОНЕРНОЕ



ОБЩЕСТВО

Хоккай Сейкан Сооко Кабусики Кайша ПРОИЗВОДСТВО САНИТАРНЫХ КОНСЕРВНЫХ ЖЕСТЯНОК И СКЛАДСКОЕ ДЕЛО.

Общество с целью производства консервных жестянок имеет 6 линий американских автоматических банкопроизводственных машин и все другое необходимое оборудование как для производства банок, так и для складского дела и пользуясь электрической энергией в 300 лошадиных сил производит 590.000 с лишним жестянок в день.

Основной капитал - - - - - 2 000 000 иен.
 Реализованный капитал - - - - - 2,000,000 иен.
 Мощность производства за год-180,000,000 банок.
 Емкость складов - - - - - 2,270,000 куб. шаку.
 Контингент служащих - - - - - 500 человек.

Правление и завод: Гор. ОТАРУ, Ки-ахама-чо, 3-чоме № 6.
 АГЕНТСТВО: Немуро-мачи, Хонмачи, 1-чоме № 16.
 гор. Аомори, Син-ясука-мачи № 64.

北海製罐倉庫株式會社 —— 當社製衛生罐 ——

當社は製罐業並に倉庫業の經營を目的とし現在米國製自動製罐機械六連の他にラッパ-機械・鋳力印刷機械・製函機械・雜罐機械・修理用工作機械を備へ三百餘馬力の電動力を使用して間斷なき製造を行ひつゝあり一日(八時間)五十九萬罐・一年(三百日)實に一億八千萬罐の生産高を有す

本社及工場	小樽市北濱町三丁目六番地
出張所	根室町本町一丁目十六番地
同	青森市新安方町六十四番地
資本金	金 貳 百 萬 圓
拂込金	金 貳 百 萬 圓
製罐能力	年 壹 億 八 千 萬 罐
倉庫收容能力	貳 百 貳 拾 七 萬 立 方 尺
従業員	五 百

ДАЛЬНЕ-ВОСТОЧНЫЙ БАНК („ДАЛЬБАНК“)

(учрежденный в Харбине)

Производит все банковские операции.

Принимает вклады по мелким сбережениям с 10 ч. утра до 1 ч. дня и вечером с 5¹/₂ ч. до 7¹/₂ ч.

Максимальный размер для вкладов по сберегательным счетам допускается в гоби и иенах до 10 тыс., в ам. \$ до 5 тыс.

Минимальный вклад от 1 долл. или иены.

Начисление %% по сбер. счетам производится 2 раза в год: 25 июня и 25 декабря.

Ставка % по сбер. счетам установлена в размере 5% годовых, а на остаток вклада не меньше гоби 200 иен 100 и ам. \$ 50, оставшийся недвижимым в течение 6-ти мес. начисляется дополнительная премия в размере 1¹/₂% годовых.

ВСЕСОЮЗНОЕ ОБЪЕДИНЕНИЕ ПО ТОРГОВЛЕ С ИНОСТРАНЦАМИ „ТОРГСИН“

(Правление в Москве, Кузнецкий Мост, № 14).

Продажа товаров и продуктов из магазинов ТОРГСИНА для всех без исключения и ограничения, на иностранную валюту, золото и драгоценные металлы.

Магазины ТОРГСИНА имеются во всех городах и портах СССР.

Цены на продукты и товары в магазинах ТОРГСИНА за 1933 г. были снижены от 40 до 75 %.

Переводы на ТОРГСИН принимают (во всех валютах без ограничения): 1) Дальне-Восточный Банк „ДАЛЬБАНК“ (учрежденный в Харбине); 2) Отделение Дальбанка в Шанхае; 3) Агентство Дальбанка в Хайларе; 4) Отделение Торгпредства СССР в Дайрене; 5) Совторгфлот на станции Маньчжурия; 6) Торговый Советник при Генконсульстве СССР в Мукдене.

Прейс куранты ТОРГСИНА высылают ДАЛЬБАНК по первому требованию — бесплатно.

極東銀行 „ダリ・バンク“ 哈爾賓

銀行業務一切取扱

小額貯蓄預金受付 (自午前十時 至午後一時
自午後五時半 至午後七時半)

最高貯蓄預金額: 一萬哈爾賓幣、一萬圓或は五千米幣まで。

同最低 一幣或は一圓より。

利子算入は年二回: 六月二十五日及び十二月二十五日。

利率は年五分、但し六ヶ月間据置残額二百哈爾賓幣、百圓及び五十米幣より少からざるものに対しては更に年一分五厘のプレミアムを附す。

全聯邦對外取引機關「トルグシン」

本社 モスクワ、クズネツキー・モスト, 14.

トルグシン商店の商品賣買は例外なく一般に對し外國爲替、金、及貴金屬を以てす。トルグシン商店はソ聯邦内各都市港灣に在り。一九三三年度トルグシン商店の商品價格は四割より七割まで引下げたり。トルグシンへの送金は下記機關に於て例外なく全ての爲替にて受理す。1) 極東銀行(哈爾賓), 2) 同支店(上海), 3) 同代理店(海拉爾), 4) ソ聯通商代表部支部(大連), 5) ソ遠東商船隊(滿洲里), 6) ソ聯總領事館付商業參事官(奉天)。トルグシン價格表はダリバンクに申込次第無代送呈。

Отделение ТОРГПРЕДСТВА СССР в С.-Маньчжурии.

Харбин, Китайская ул., уг. Магазиной, 186.

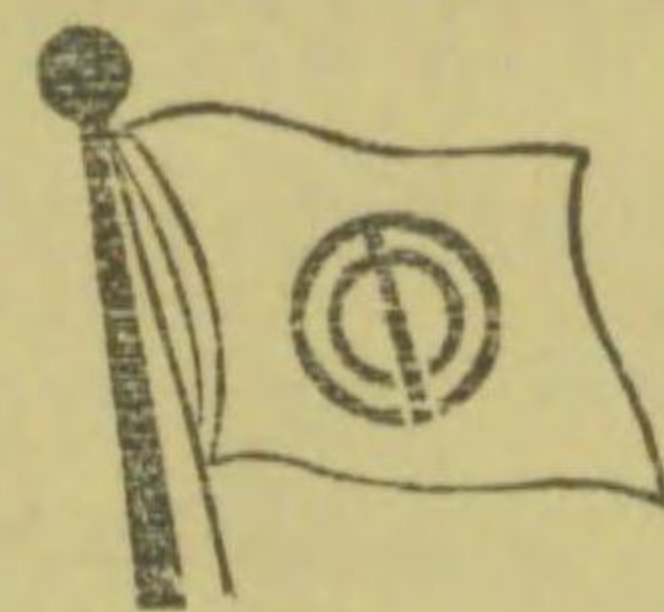
Импортирует из СССР для продажи в Маньчжурии следующие товары:

- 1) Отдел „Промэкспорта“ тел. 44-90.
Ткани, сода, электро лампочки, резиновые изделия, парфюмерия.
- 2) Отдел „Минералсиликатэкспорта“ тел. 41-93.
Посуда стеклянная, фарфоров. и фаянсовая, цемент, стекло оконное и техническое.
- 3) Отдел „Табакэкспорта“ тел. 44 90.
Табачные изделия; папиросы и сигареты из лучших крымских и кавказских табаков.
- 4) Отдел „Экспортлеса“ тел. 26 61.
Пиломатериалы, ящичные комплекты.
- 5) Отдел „Рыбokonсервэкспорта“ тел. 26-61.
Консервы рыбные и др., икра и рыба - сушеная, мороженая и др.
- 6) Отдел „Фруктоэкспорта“ тел. 27-80.
Фрукты сушеные, грибы, кондитерские изделия, вина.
- 7) Отдел „Техноэкспорта“ тел. 41 93.
Разные машины и инструменты. Прием заказов на монтаж и оборудование промышлен. предприятий.
- 8) Отдел „Рудоэкспорта“ тел. 41-93.
Нефрит, шпат молотый.
- 9) Отдел „Коверкустэкспорта“ тел. 41 93.
Полудрагоценн. уральские камни, музыкальн. инструменты.
- 10) Отдел „Лектехсырья“ тел. 41 93.
Медикаменты европейской и тибетской медицины всевозможные, лекарственн. е травы.

ソヴェート通商部北滿支部

哈爾賓キタイスカヤ街マガジンナヤ横丁角 86.

- | | |
|----------|-------------|
| ★工業品輸出部 | ★醫藥原料部 |
| ★技術機械輸出部 | ★木材輸出部 |
| ★鑛産物輸出部 | ★絨氈及手工業品輸出部 |
| ★燃料部 | ★煙草輸出部 |
| ★罐詰輸出部 | ★雜貨輸出部 |
| ★果實輸出部 | ★鑛製品陶磁器輸出部 |



ТОВАРИЩЕСТВО ТАЙЦУ ШОКАЙ

Судовые комиссионные операции и агентство

Главный директор: г. Р. Мияо.

Главная контора: г. Кобе, Кобе-ку, Харима-мачи, 45.
Телеграфный адрес: „Taitso“.
Телефоны: Санномия №№ (35) 3457 и 3458.
Отделения: Токио, Маруноучи, Яесу билдинг, 4-й этаж.
Телефоны: Маруноучи №№ 4761 и 4762.
Осака, Ниси-ку, Нихон Кайджо билдинг.
Телефон: Тосабори № 6866.
Моджи, Хигаси-Хонмачи, 2 чоме.
Телефон: № 120.
Агентства: Хакодате, „Камигуми Госи Кайша“.

БАНОЧНАЯ ФАБРИКА

Нихон Сейкан К. К.

№ 20, Синхама-чо, Хакодате.
Телефон: №№ 3453, 3454 и 3878.

Полное доверие клиентов.

Предметы производства: банки разных видов для консервов, баночные машины и сборка машин.

日本製罐株式會社

函館市新濱町二十番地

電話 三四五三・三四五四・三八七八番

近藤林業公司

本店 哈爾濱道裡地段街106

經營者 近藤繁司

浦鹽斯德商船組

本店 浦鹽斯德

支店 哈爾濱

業務: 倉庫業, 船車聯絡運輸

代理店: 大阪商船, 日本郵船,

北日本汽船, 朝鮮郵船

北陸汽船, 北樺太石油

北樺太鐵業

ЛЕСОПРОМЫШЛЕННАЯ ФИРМА

„КОНДО“

Правление: Харбин, Пристань, Участковая, 106.
Владелец фирмы: Кондо Сигедзи.

Пароходное о-во

„Шосен Гуми“

во Владивостоке.

Отделение: Харбин.

Предметы операций: складское дело
транспортное дело.

Агент: Акц. о-ва пароходства „Осака Шосен“,
„Ниппон Юсен“, „Кита Нихон Кисен“,
„Чосен Юсен“, „Хокурику Кисен“, акц.
о-ва Северо Сахалинской нефти „Кита
Карафутто Секию“ и Горнопромышлен-
ного о-ва Кита-Карафутто Когио“.

АКЦИОНЕРНОЕ ОБЩЕСТВО ЛЮРИ И КО., ТОКИО

Экспорт: рыбные, крабовые и другие консервы, различные продукты моря и проч.

Импорт: представители Английских, Американских и Германских заводов, изготовляющих консервные машины, морские и стационарные моторы, жечь и проч.

Главная контора: Шова Билдинг 512, Маруноучи, Токио.

Телефон (23) 3069.

Агентства: Хакодате, Шанхай, Харбин.

ТОРГОВАЯ  МАРКА

Акц. О-во

„Хакодате Сеймо Сенгу Кабусики Кайша“

ГЛАВНАЯ КОНТОРА:

Отдел рыболовных сетей — г. Хакодате, Суэхиро-чо, 82.

Отдел судового оборудования и судовых машин — г. Хакодате, Хигасикава, 217.

Отделения о-ва: г. Отару, Иронами мачи.

г. Аомори, Ясуката мачи.

г. Токио, Нихонбаси, Кита-Синбори.

ПРЕДМЕТЫ ТОРГОВЛИ:

Отдел рыболовных сетей: Рыболовные сети и снасти. изготовление и окраска их, краски для сетей, троссы и соломенные изделия.

Отдел судового оборудования и судовых машин: Разное судовое оборудование, моторы для шхун, машины и инструменты различных сортов, лесопильные машины, электрические машины и инструменты, разные масла и паккинги.

Кузнечная мастерская: Машины для горнопромышленности, винчи и котлы для рыболовных участков и машины для производства рыбоконсервов. Лесопильные машины, машины для деревянных изделий и машины для заготовки фанеры.

ХАКОДАТЕ СУЙСАН ХАНБАЙ КАБУСИКИ КАЙША

„Акц. общество по торговле морскими продуктами“.

Хакодате, Хигасихама-чо № 55.

Телегр. адрес: „Хакодате Суйсан“.


Предметы торговли:

Соленые лососевые.

Прием на комиссию соленой и сушеной рыбы, удобрения и морских растений.

日 魯 會 社 製 鮭 鱒 販 賣
一 般 漁 業 家 委 托 販 賣 問 屋
塩 魚 乾 魚 草 肥 料 海 藻

函館市東濱町五十五番地

 水 函館水産販賣株式會社

電話 { 市外専用 一番 二 六番
二三八番 長一三〇番
一二七六番 二七一〇番
發信略號 (スイ) 又ハ (ス)
受信略號 (ハコメテ, スイサン)

ТОРГОВАЯ  МАРКА

ТОХО СУЙСАН КАБУСИКИ КАЙША

ДОБЫЧА МОРСКИХ ПРОДУКТОВ - - -

- - - И ПРОИЗВОДСТВО КОНСЕРВОВ.

Главная контора: Хакодате, Нисихама-чо.

東邦水産株式會社

水産業・罐詰業

本社所在 函館市西濱町

Кита Нихон Кисен Кайша

Регулярные рейсы между Цуругой, Северной Кореей и Владивостоком.
Пароходы „Амакуса мару“ 2.346 тонн и „Маньчжу мару“ 3.053 тонн.
Совершают рейсы 3 раза в месяц.

Отход из Цуруги: 6, 16 и 26 числа каждого м-ца в 2 час. дня.
Отход из Владивостока: 10, 20 и 30 числа каждого м-ца в 11 час. утра.
Отход из Сейсина: 1, 11 и 21 числа каждого м-ца в 7 час. вечера.

Регулярные рейсы между Цуругой и Северной Кореей.
Пароход „Маньчжу Мару“ обслуживает сообщение
3 раза в месяц.

Выход из Цуруги: ежемесячно каждое 1-ое, 11-ое и 21-ое в 2 ч. дня.
Выход из Сейсина: „ 6-ое, 16-ое и 26-ое в 4 ч. дня.

敦賀		ПРОЕЗДНАЯ ПЛАТА			
四三一		Цуруга	1 кл. 48 пен	48 пен	45 пен
八二六	浦塩		2 кл. 32 „	32 „	30 „
四四四			3 кл. 16 „	16 „	15 „
四三一	一一五	Владивосток	1 кл. 15 пен		21 пен
八二六	五〇		2 кл. 10 „		11 „
四四四	圓圓圓		3 кл. 5 „		7 „
四三一	二一七	Юрки	1 кл. 6 пен		2 кл. 4 „
五〇五	一四	清津			к. 2 „
四四四	圓圓圓	Сейсин			

Примечание: 1 кл. — с европейским столом. —一等 洋食附
備考 2 и 3 кл. — с японским столом. 二、三等 和食附
За проезд детей в возрасте до 12 л. проездная плата
взимается в размере половины стоимости билета за
проезд взрослого. 十二歳未満 半額
Проездная плата за 1 ребенка до 4 летн. возраста
не взимается. 四歳未満 一名無賃 その他は四分の一額
О подробностях просим справляться:

Главная контора: г. Отару, Минами Хама-чо.

Агентства: г. Токио, Токийское отд. пар. о ва „Осака Шосен Кайша“.
г. Цуруга, Транспортное отделение фирмы Оовада.
г. Владивосток, Транспортная контора „Сносен Гуми“.

Агентства по приему и продаже билетов все отделения парох. о ва
„Осака Шосен Кайша“ „Японский Турист Бюро“, „Томас Кук“,
„Интурист“ СССР.

北日本汽船株式會社

遞信省命令航路 敦賀=浦塩斯德直行線 „天草丸“ 2.346噸 速力13浬
營業本部 小樽市南濱町 東京在勤員 大阪商船東京支店
敦賀代理店 大和田回漕部 浦塩代理店 商船組
日滿聯絡及歐亞聯絡切符發賣 切符代賣特約店—大阪商船各地支店, ジャパン・
ツーリスト, トーマス・クック, インツーリスト

МЕЖДУНАРОДНОЕ АКЦ. ТРАНСПОРТНОЕ О-ВО

Кокусай Унью Кабусики Кайся

Правление в Дайрене, Ямагата-Дори, 221.

Деятельность: 1) Морские и сухопутные транспортные опера-
ции. 2) Складочные операции. 3) Выполнение таможенных фор-
мальностей 4) Подряд рабочих сил. 5) Выполнение комиссион-
ных поручений, имеющих отношение к транспорту. 6) Страховые
операции. 7) Выдача ссуд по операциям, имеющим отношение к
транспорту и 8) друг. операции, в связи с вышеуказанными.

Местонахождение отделений о агентств:

Дайрен, Инкоу, Мукден, Антунг, Сыпингай, Синьцин, Харбин,
Телин, Кайюань, Риусейсон, Шахочин, Тунляо, Таонань, Юшутинг,
Шатитай, Сунгари, Бодунэ, Маньгоу, Аньда, Ананчи, Цицикар,
Хайлар, Кянчио, Кэшань, Сахалян, Лафа, Тайаньчжень, Цзямусы,
Фуцзинь Хайлун, Суйхуа, Сунпу, Метайнзы, Шанхай, Тяньцин,
Кобе и Токио.

Кроме вышеуказанных во всех главнейших пунктах Маньчжурии,
а также Кореи имеются отделения и агентства.



國際運輸株式會社

本社 大連市山縣通二二一番地

資本金五百萬圓

營業科目	
一、海陸運送及運送取扱業	二、倉庫營業
三、代辨及保證行爲	四、勞力請負
五、委託販賣業	六、保險代理
七、直接又は間接に運送に關係ある資金の供給	
八、前各號に關聯する一切の業務	

支店及營業所 大連、營口、奉天、安東、四平街、新京、哈爾濱、鐵嶺、開原、龍井村、
沙河鎮、通遼、洮南、下九臺、榆樹、松花江、伯都納、滿溝、安達、昂々溪、
齊々哈爾、海拉爾、江橋、克山、黑河、拉哈、泰安鎮、佳木斯、富錦、海倫、
綏化、松浦、廟台子 上海、天津、神戶、東京、

其他内地・滿鮮各樞要地に出張所、荷扱所及取引店あり。

ТОРГОВАЯ



МАРКА

РЫБОПРОМЫШЛЕННОЕ АКЦИОНЕРНОЕ ОБ-ВО „НИЧИРО ГИОГИО“

Основной капитал 53.800.000 иен
 Реализованный капитал 36.550.000 иен

Президент —Кубота Сиро
 Вице президент —Хирацука Цунедзиро
 Директор управляющий —Синдоо Синтаро
 Директор распорядитель —Мацусита Такаси
 ” ” —Фудзита Хидэо

Директора :
 —Като Тацуя
 —Като Киохей
 —Канеко Ки-иота
 —Накаво Масанага
 —Ямада Боку
 —Ямасита Тароо
 —Тояма Гэнго

Постоянный член Ревизионной комиссии—Какиучи Цунедзиро
 Члены Ревизионной комиссии :
 —Иде Чи
 —Хонкава Тозабуро
 —Такахаси Рен'ицу
 —Мацумото Риосичи.

日魯漁業株式會社

本社 東京市丸ノ内 出張所 函館市真砂町

資本金 五千參百八拾萬圓
 拂込金 三千六百五拾五萬圓

取締役社長 窪田 四郎	取締役 加藤 恭平	常任監査役 柿内常次郎
取締役副社長 平塚常次郎	同 金子喜代太	監査役 井出 智
専務取締役 眞藤慎太郎	同 中野 正永	同 本川藤三郎
常務取締役 松下 高	同 山田 穆	同 高橋 練逸
同 藤田 秀雄	同 外山 源吾	同 松本 良七
取締役 加藤 辰彌		

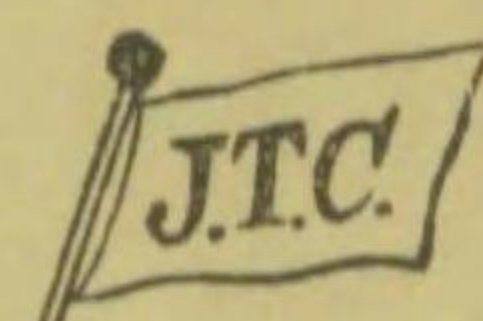
大同漁業株式會社

本社

東京市丸ノ内ビルディング
 電話丸ノ内(23) 三〇八五番
 二八七五番

取締役社長 佐々木平次郎

専務取締役 須田孝太郎




Общество непосредственного экспорта
Японского чая.

„Нихон-ча Чоку-юсюцч Кумиай“

ГЛАВНАЯ КОНТОРА: г. Сидзуока, Кита-банчо 75.

THE JAPAN TEA DIRECT
EXPORTING COOPERATION

Shidzuoka-shi, Kita-bancho 75.

ТОРГОВАЯ  МАРКА

фирма **Хакасе и Ко**

Владелец фирмы: Усабуро Хакасе

Порт Цуруга, Х О Р А Й

Телефон: 234, 61.

Телеграфн. адрес: "Hakase" или "Ha".

Фирма ведет торговлю с СССР.

Предметы торговли: рыболовные сети и снасти, бумажная пряжа, морские продукты всех сортов.

Номер телефона Транспортного отдела 132.


葉 加 瀬 商 店

店主 葉加瀬 宇三郎

福井縣敦賀町蓬萊

電話長二二四番六一番 回漕部一三二番

取扱品目 魚網、綿糸、海産物各種

АКЦИОНЕРНОЕ  ОБЩЕСТВО

Х А Я С И К А Н Е

Торговый Отдел.

г. Симоносеки, Такезаки-чо № 66.

Телефон: №№ 279, 1560 и 2322.

ОПЕРАЦИИ ОТДЕЛА: продажа оборудования судов, хлопчато-бумажных сетей, сетей из шпагата „тваин“, леса, железа, машин и нефти.

營 業 科 目

船 鐵	具 材	綿 糸	網 械	ト ワ イ ン	網 油	木 材
株 式 會 社	林	兼	商	店	商	事 部
	電 話	{	國 一 二	二 五 三	七 六 二	九 〇 二 番 番

Ницибей Шодзи Гомэй Кайша
Американо-Японская Торговая Ко.

NICHIBEI SHOJI GOMEI KAISHA

(American-Japanese Commercial Co.)

ПРЕДСТАВИТЕЛЬ АМЕРИКАНСКИХ ЗАВОД И ФИРМ.

Полное оборудование.

рыбоконсервных и крабконсервных береговых и плавучих заводов; нефтяных промыслов; лесопильных заводов; угольных шахт и золотых приисков.

Единственные представители для туковых заводов „РЕНЕНБУ Г“ в Японии.

Поставка и установка:

моторов Фэбанке-Моторс, Палмер и др. судовых двигателей—нефтяных, керосиновых, газопиновых; электрических станций, всевозможных стационарных двигателей.

Дековилки и Тракторы.

Снабжение факторий, промыслов и кооперативов:

готовым платьем, рубами, мануфактурными, галантерейными скобяными, москательными и бакалейными товарами.

Охотничьи ружья и припасы.

Корреспонденция на русском, англиском и японском языках.

Главная Контора в г. Токло, Маруноучи, Кайдзо бульдинг

Адрес: Nichibei Shoji Gomei Kaisha Marunouchi Kaijo Bld.

No No 1664-1665. Tokyo, Japan.

567
2



序 辭

今や全世界の國際關係は未曾有の危機に直面し、我日本も其渦流の中にあつて、所謂非常時はその最高潮に達せんとして居る。

即ち目前に迫れる一九三五・六年の重大時機を前にして、東亞の空には暗雲低迷流言蜚語盛んに飛ぶの秋、我日本に取りて最も重大なる對象の一たるソヴェト聯邦の現状を見るに一日として晏如たり得ない情勢となつて居る。

又即ちソ聯邦國內諸機關の充實、就中一九三二年をもつて完了した第一次五ヶ年計畫、並に一九三七年をもつて完成する第二次五ヶ年計畫は目下其進展途上にあり、ことにソ聯邦の國際聯盟加入、それから西隣諸國との不戰條約締結による國際的地位の向上は、同國をして歐洲に後顧の憂無からしめ、其全勢力の極東方面集中を可能ならしめ、滿洲帝國建國後に於ける日、露、滿、三國關係は果然今までになき緊張と複雑化を招來し、北鐵讓渡問題を初めとして國境問題、水路協定問題等、三國間の交渉は今後益々繁劇を加へんとしてゐる。

日、露、滿三國の協調親善を無視して、極東の平和は保ち難く、よつて先づ我國民の對露智識啓發と正しき認識は現下の最緊要事であり、同時に又特に日本の正當なる主張を彼に徹底せしめこれを理解せしむる其必要上、我社は多年邦家の爲め努力精進しいさゝか不斷の貢獻を爲し來つたが今回當『日露年鑑』昭和九・十年版の刊行に際しては、其前年度版よりも更に一層周到なる用を以て其對象たるソ聯邦の實狀、新興滿洲帝國の獨立による日、露、滿三國情勢の激變、複雑化する最近の諸問題を適確公正なる立場に在つて觀察、調査せる資料を蒐集して編纂し、茲に廣く諸



Генеральное представительство продажи русской платины в Японии.

АКЦИОНЕРНОЕ ОБЩЕСТВО

ТАНАКА ШОТЕН

Токио, Нихонбаси-ку, Каяба-чо, 2-чоме 14.

Телефоны: Каябачо 1753, 1754, 1755.

露國政府白金專賣局日本總代理店

株式會社

田 中 商 店

本店 東京市日本橋區茅場町二ノ一四

電話 茅場町(66) { 一七五三番
一七七五番
一七七五番



駐日ソヴェト聯邦 通商代表部

通商代表部は國家經濟諸機關のため日本に於て物資の購賣を爲し本國工業製品農産物の販賣を爲す。

各部 (輸出部・木材係・漁業係・石油係 其他
輸入部・備船部・經濟部・會計部)

本部 東京市麴町區丸之内三丁目十番地 仲五號館
電話丸之内(2)二三〇七・二三〇八・二三〇九
支 部 函館市末廣町十六番地
大阪市北區衣笠町・大江ビル
出張所 大連・京城・静岡

賢の前に公表する事となつた。

本版の内容は舊年版から一新せられ、日、露、滿三國間の國際情勢の急激なる變化は編輯方針にも反映し、更新改編を重ねる事幾度かに及び、其結果豫定發行期日より甚だしき遅延を來すの餘議なきに至り、漸く本日をも以て江湖諸賢に相見ゆるの次第である。

然し其内容の豊富さに於て幾多の新事項を滿載せる點前年版の比に非ず、且つ昭和八年度夏より同九年秋期に至る最近の重要事項を併載し、日、露、滿三國關係者の必携書たるに恥ぢざらしめたる點は、編輯同人の秘かに誇とする所にして、此點發刊遅延の罪を償つて餘りあるもの確信する次第である。

此の更新改編されたる新版『日露年鑑』が重大時機に直面せる我が日本の識者間に遍く利用せられ、對露問題研究の貴重なる資料として、幾分にも邦家の爲めに貢献し得る所あらば、我社の本懐とする所である。

昭和九年十一月廿日

日 露 通 信 社

凡 例

一、昭和九年版は昭和八年八月より昭和九年十月乃至十一月に至る約一ケ年半に、日露兩國關係の上に發生し、變化せる諸事件の精確なる客觀的分析並に報告を中心として、日露關係の部に屬する諸部門を編纂し、ソヴェート聯邦の政治・外交・國防・財政・産業・貿易・交通・文化の諸部門及び第一次五ヶ年計畫の全成果と第二次五ヶ年計畫の豫定プランを調査記述し北滿鐵道讓渡交渉會議の經過滿蒙の國勢、新興滿洲國の實情を調査記述した、「日・滿・露關係の部」に加ふるに最近日本國勢諸部門の鳥瞰圖と昭和八・九年日露關係より成る露文欄を加へたものである。

二、本年鑑に取材し反映せる時期は大體において前掲の如きも、而も資料の發表と入手期に遅速あるため統計其他時間的に多少の不揃あるを免れないが、全篇を通じて精確と生新とをモットーとして編輯にあつた。

三、ソヴェート聯邦の國名は、種々の關係上本書においても亦、徹底的な統一が出来なかつた。一般に呼び馴れてゐる露國、露西亞、ロシア、ロシアを始め、ソヴェート社會主義共和國聯邦、ソヴェート社會主義共和國聯邦乃至はそれらの略稱が共用されてゐることを御寛恕願ふ次第である。

四、年號は、日露關係の部においては明治、大正、昭和等日本固有のそれを原則として使用し、ソヴェート聯邦の部並に露文欄においては西曆を原則として使用し、日・滿・露關係の部においては大同康徳を使用した。

五、日・滿・露關係當路者一覽には、日・滿・露間の政治・外交・通商・文化各分野において第一線で現實に活躍してゐる人々を網羅せんと努めたが、時間と紙面の制限上知名の士にして掲載洩れが尠くない。

六、本年鑑材料は、前記の如く精確と生新とをモットーとして本社調査部の外、外務省・大藏省・商工省・農林省・鐵道省・逓信省・拓務省・陸軍省・參謀本部を始め、其他諸官廳・日露協會・滿鐵・露水組合並に對露關係團體及個人、露國側においては駐日大使館・通商代表部等にこれを求めた。

日露年鑑

(昭和九・十年版) 目次

日露關係の部

政治・外交關係

日露關係の部	一
昭和八年の日ソ政治・外交關係	一
一、駐日ソヴェート大使の異動	一
イ、トロヤノフスキー大使歸國	一
ロ、ユレーネフ大使着任	一
二、捕鯨船國際船舶法違反問題	二
三、聯盟諮問委員會への露國參加招請問題	三
四、北滿鐵道讓渡問題	五
イ、會議開始までの経緯	五
ロ、會議の経過	七
ハ、財政専門委員バルイシニコフ來朝	九
ニ、停頓前後の事情	九
五、邦人漁夫射撃事件	一〇

日露關係の部

六、内田外相の辭任	二一
七、廣田外相の就任	二一
八、怪文書事件	二二
イ、怪文書の發表	二二
ロ、我が外務當局の態度	二三
九、浦鹽港水先案内制問題	二三
一〇、北鐵監理局のソ聯役員逮捕と日ソ關係	二四
一一、飛行機露領飛翔問題	二五
一二、日ソ關係と兩國當事者の所説	二六
イ、廣田外相の警告	二六
ロ、モロトフ氏の強論	二六
ハ、廣田外相の對ソ外交根本方針	二七
ニ、リトヴィノフ氏の日本誣言	二八
一三、日本民間有力者の奔走	二八
一四、八年末の日ソ關係	二九
昭和九年の日ソ政治・外交關係	三〇
一、再開された第二次北鐵交渉	三〇
イ、會議再開までの経緯	三〇

日露關係の沿革

一、帝制露國との關係	三〇
一、初期一世紀半	三〇
二、樺太千島交換まで	三〇
三、明治時代の關係	三三
四、歐米大戰前後	三四
二、ソヴェート露國との關係	三五
一、日本の西伯利亞出兵時代	三五

- 二、新國交の創造へ……………三七
- 三、國交恢復直後……………三九
- 四、通商關係概要……………四〇
- 五、漁業交渉の錯綜……………四一
- 六、其他の諸關係……………四二
- 昭和六年日ソ政治・外交關係……………四四
- (一)ループル問題交渉……………四四
- 一、外交交渉始まる……………四四
- 二、東京交渉紛糾……………四四
- 三、漁區競賣と絡む……………四四
- 四、兩國輿論の硬化……………四五
- 五、遂に妥協成る……………四五
- (二)漁業切揚期の外交交渉……………四七
- (三)漁業條約解釋確定會議……………四七
- (四)浦鹽鮮銀閉鎖事件概要……………四八
- (五)第六回ソヴェート大會と日露問題……………四九
- (六)クレチツト問題交渉……………四九
- (七)日ソ小包郵便條約の締結……………五〇
- (八)廣田大使暗殺陰謀事件……………五〇
- (九)駐日ソヴェート外交官移動……………五〇
- (十)滿洲事變と日ソ外交關係經緯……………五三
- 一、滿洲事變とソ聯邦の立場……………五三

- 二、最初の警告的對日通牒……………五三
- 三、日本政府の對ソヴェート回答……………五四
- 四、ソ政府再度の對日覺書……………五五
- 昭和七年の政治外交關係……………五五
- (一)滿洲事變と日ソ政治・外交關係……………五五
- 一、哈爾濱事變と日ソ交渉……………五五
- 二、東支東部線出兵と日ソ應策……………五七
- 三、ソ聯邦の極東防備問題……………五八
- 四、赤軍集結と白軍策動問題とに關する日ソ外交往復文書……………六〇
- イ、赤軍國境集結……………六〇
- ロ、滿洲の白軍活動……………六〇
- ハ、滿洲ポーツマス條約……………六一
- ニ、日軍の國境集中問題……………六一
- 五、ソ聯邦極東防備其後の經緯……………六三
- イ、モロトフ氏の言明……………六三
- ロ、ラデツクの警告……………六四
- ハ、齋藤兼攝外相の聲明……………六四
- ニ、夏秋龜一氏の所説……………六五
- ホ、日本の滿洲國承認前後……………六五
- (二)日ソ不侵略條約問題……………六六
- 一、ソ聯邦側提案前後……………六六
- 二、日本政府の態度……………六六

- 三、問題の再燃……………六六
- (三)日ソ漁業暫定協約……………六七
- (四)蘇炳文事件と日ソ關係……………六八
- 一、邦人引揚問題……………六八
- 二、蘇炳文引渡問題……………六八
- (五)駐日日本大使異動……………六九
- 一、廣田大使の歸國……………六九
- 二、太田大使着任……………六九
- 三、松岡代表の露都訪問……………七〇
- (六)國際聯盟と日ソ關係……………七〇
- 一、國際聯盟とソ聯邦……………七〇
- 二、滿洲事變とソ聯邦……………七〇
- 日本政府の對ソ外交政策……………七一
- 一、我對ソヴェート政策の基調……………七一
- 二、政友民政兩黨政府の對ソ政策……………七二
- 三、日本共產黨事件と對ソ政策……………七三
- 四、對ソ關係惡化の他の原因……………七三
- 五、濱口若槻内閣の對ソ政策……………七四
- 六、犬養内閣の對ソ政策……………七四
- 七、齋藤内閣の對ソ政策……………七五
- 日本各政黨の對ソ政策……………七六
- 一、政友民政兩黨の對ソ政策……………七六
- 二、國民同盟の對ソ政策……………七六

- 三、社會大衆黨の對ソ政策……………七九
- ソヴェート政府の對日外交政策……………八〇
- 一、對日政策の基調……………八〇
- 二、最近の對日外交政策……………八一
- 日露基本條約……………八二
- 日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル議定書(甲)……………八四
- 議定書(乙)……………八五
- 聲明書……………八七
- 交換公文……………八七
- 附屬公文……………八八
- 署名議定書……………八九
- 一九二四年八月二十九日日本國代表者ニ依リ聯邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書……………八九
- 石油試掘作業……………八九
- 炭坑作業……………九〇
- 日露講和條約……………九一
- 同上追加約款……………九三
- 樺太千島交換條約要項……………九四
- 日ソ兩國の外交機關……………九五

- ソヴェート駐日日本外交機關……………九五
- 一、駐日日本大使館……………九五
- 二、駐ソ日本總領事館……………九六
- 三、駐ソ日本領事館……………九六
- 四、駐ソ日本聯隊附屬將校……………九六
- 日本駐在ソヴェート外交機關……………九六
- 一、駐日ソヴェート大使館……………九六
- 二、駐日ソヴェート總領事館……………九七
- 三、駐日ソヴェート領事館……………九七
- 四、駐日聯隊將校……………九七
- 通商關係……………九八
- 日露貿易の沿革……………九八
- (一)帝政露國との貿易……………九八
- 一、明治時代の通商關係……………九八
- イ、明治三十六年(日露戰爭前)の日露貿易……………九八
- ロ、明治三十九年(日露戰爭後)の日露貿易……………九八
- ハ、明治四十年の日露貿易……………九八
- ニ、明治四十三年以後の日露貿易……………九八
- ホ、大戰前重要輸出品目別……………九八

- 對露貿易……………一〇〇
- ハ、大戰前重要輸入品目別……………一〇〇
- 對露貿易……………一〇一
- 二、大戰當時の通商關係……………一〇一
- イ、本邦對露輸出入額と其順位……………一〇一
- ロ、本邦對露輸入額と其順位……………一〇二
- (二)ソ聯邦との貿易……………一〇三
- 一、革命當時の通商關係……………一〇三
- 二、國交恢復後の通商關係……………一〇三
- 三、昭和元年の日ソ貿易……………一〇四
- 四、昭和二年の日ソ貿易……………一〇四
- 五、昭和三年の日ソ貿易……………一〇五
- イ、取引額の激増……………一〇五
- ロ、ソ聯邦より日本への輸入……………一〇五
- ハ、日本よりソ聯邦への輸出……………一〇六
- ニ、貿易發展前の障害……………一〇七
- 六、昭和四年の日ソ貿易……………一〇七
- イ、日本の輸入……………一〇八
- ロ、日本の輸出……………一〇八
- ハ、取引品目の増加と市場の理解……………一〇八
- ニ、漁業と利權及勞働……………一〇九
- 七、昭和五年の日ソ貿易……………一〇九

漁業労働賃銀受取勘定	一〇〇
海運賃受取勘定	一〇〇
八、特別中間年度の日ソ貿易	一〇〇
九、昭和六年度の日ソ貿易	一〇二
イ、日ソ貿易の轉機	一〇二
ロ、クレヂット問題の重要性	一〇三
ハ、朝鮮銀行浦鹽支店閉鎖	一〇三
ニ、對ソ・クレヂット擴張問題經過	一〇四
昭和七年の日ソ通商關係	一〇八
一、減退を続ける日ソ貿易	一〇八
二、對露クレヂット擴張問題其後の經過	一〇九
イ、犬養内閣の態度	一〇九
ロ、齋藤内閣の態度	一一〇
三、ソ領木材關稅問題	一一一
イ、ソ領木材關稅問題概要	一一一
ロ、改正木材關稅の影響	一一三
ハ、該問題の影響	一一五
ニ、不公平な木材關稅改正	一一七
ホ、ソ材ダンピング問題	一二六
ヘ、關稅改正後の露領材の本邦進出	一二九
四、露油輸入の諸契約	一三〇
イ、松方幸次郎氏の露油輸入契約	一三〇
ロ、堀清氏の露油輸入契約	一三三
ハ、北樺太石油會社とのガソリンを除く露油一手販賣	一三三
ニ、露油朝鮮進出の企圖	一三三
ホ、朝鮮の露油賣買紛議	一三四
五、露油取引訴訟事件	一三三
イ、該訴訟事件の概要	一三五
ロ、露國通商當局の言分	一三六
ハ、紛争は署名權問題	一三六
ニ、露油取引事件公判の經過	一三七
六、駐日通商代表更迭	一三七
イ、前通商代表の更迭	一三七
ロ、新任ソ聯邦通商代表	一四〇
七、本邦商品の對露輸出統制	一四一
八、對露輸出取締規則内容	一四二
昭和七年の重要取引契約	一四三
一、露國側漁業仕込物資成約	一四三
二、林兼の浦鹽輸入	一四三
三、八阪商事のロープ類輸出	一四三
四、三菱商事の露國造船注文引受	一四三
五、増田合名の露領木材	一四四
六、日魯漁業の露領生鮭輸入契約	一四四
七、三井の露國サントニン一 手販賣契約見送り	一四四
八、大倉商事の滿庵礦輸入	一四四
九、函館水産、榎山商店の シヤ鹽魚輸入契約	一四四
一〇、大阪同業者組合の鹽魚 輸入契約	一四五
一一、函館の中瀬氏のロシヤ炭 購入契約	一四五
一二、肥後磚茶取引契約	一四五
一三、ロシヤ鹽魚追加輸入契約	一四五
一四、桑山製材の露領材輸入 契約	一四五
昭和八年の日ソ通商關係	一四六
同年の日ソ通商關係全貌	一四六
一、ソ聯邦駐日通商代表部發表	一四六
二、ソ聯邦外國貿易人民委員部 發表	一四八
三、三統計の比較	一四九
四、主要對ソ輸出品解説	一五〇

イ、日本茶	一五〇
ロ、マニラロープ類	一五〇
ハ、空罐類	一五〇
ニ、漁網及綿絲	一五〇
ホ、石炭	一五〇
ヘ、其他	一五〇
五、主要對ソ輸入解説	一五〇
イ、白金	一五三
ロ、滿庵とアスベスト	一五三
ハ、サントニン	一五三
ニ、木材	一五三
ホ、石油	一五三
ヘ、魚類	一五三
昭和八年の對ソ海運實績	一五〇
昭和九年の日ソ通商關係展望	一五三
日ソ貿易有望品	一五七
(一)日本の對ソ輸出貨品	一五七
一、歐露向	一五七
二、歐露及び亞露向	一五八
(二)ソヴェートの對日輸出貨品	一五八
ソ聯邦第二次五ヶ年計劃による 極東開發日ソ貿易	一六〇
對露輸出補償法と實績	一六九
(一)輸出補償法	一六九
(二)輸出補償法施行規則	一七〇
第一章 荷爲替手形ニ關スル 補償契約	一七〇
第一節 總則	一七〇
第二節 甲種補償契約	一七二
第三節 乙種補償契約	一七四
第二章 約束手形に關する補 償契約	一七五
(三)輸出補償法第一條の規定に 依る指定地域	一七七
(四)對露輸出補償實績	一七九
一、昭和五年度輸出補償實績	一七九
二、昭和六年度輸出補償實績	一八〇
三、昭和七年度輸出補償實績	一八〇
四、昭和八年度四五月輸出補 償實績	一八〇
對露取引の金融狀態	一八〇
一、最近三ヶ年の對ソ輸出補 償適用金額	一八〇
二、昭和八年度對ソ輸出補償額	一八〇
三、年度後に亘る契約	一八〇
四、商品別の支拂期限	一八〇
五、補償手形の期限	一八一
六、受命銀行の追加	一八一
昭和七年度の日ソ收支勘定	一八二
對ソ貸借勘定	一八二
本邦對露關係者一覽	一八三
(一)輸出入關係	一八三
一、東京府	一八三
二、神奈川県	一八四
三、静岡県	一八四
四、三重縣	一八四
五、山口縣(下關)	一八四
六、福井縣(敦賀)	一八四
七、富山縣	一八五
八、大阪府	一八五
九、京都府	一八五
一〇、兵庫縣	一八五
一一、新潟縣	一八五
一二、石川縣	一八五
一三、青森縣	一八五
一四、朝鮮	一八五
一五、廣島縣	一八五
一六、北海道	一八五
(二)利權	一八六

(三)金融

- 一、東京府……………一八六
- 二、兵庫縣(神戸)……………一八六
- 三、福井縣……………一八六
- 四、岐阜縣……………一八六
- 五、大阪府……………一八六
- 六、石川縣……………一八六
- 七、靜岡縣……………一八六
- 八、山口縣(下關)……………一八六
- 九、北海道……………一八六
- 十、三重縣……………一八六
- (四)運輸……………一八八
- (五)保險……………一八七
- (六)造船……………一八七
- (七)對露輸出組合役員氏名……………一八七
- (八)大阪日露貿易協會役員氏名……………一八七
- (九)神戸日露貿易協會會員氏立……………一八八
- (一〇)小樽日露貿易協會會員氏名……………一八八
- (一一)哈爾濱商品陳列館……………一八八
- 駐日ソヴェート通商代表部……………一八九
- (一)ソヴェート通商代表部官制……………一八九
- 一、通商事務に據る外國派遣規則……………一九〇
- 二、商談及び取引規定……………一九〇
- 三、決算及び會計規定……………一九一
- 四、派遣手當に關する規定……………一九一
- 五、本施行令に反せる場合及び意見の相違を生じたる場合の規定……………一九一
- 附録第一號……………一九二
- 附録第二號……………一九二
- 附録第三號……………一九二
- 附録第四號……………一九三
- 附録第五號……………一九三
- 駐日ソ聯通商代表部の資格……………一九四
- 署名權の件……………一九四
- 駐日ソ聯通商代表部取引署名人名表……………一九四
- 一覽表……………一九四
- 駐日ソ聯通商代表部職員……………一九五
- 一、東京の部……………一九五
- 在京通商部發行の書籍……………一九五
- 地方通商部發行の書籍……………一九六
- ソ聯通商取引手續變更……………一九六
- ソ聯通商部、署名、委任、手續變更……………一九七

漁業關係

- 一、日ソ漁業條約と北洋漁業……………一九九
- 條約締結前の経緯……………一九九
- 條約締結と安全協定……………一九九
- 漁區の對内的合同と對ソ的合同……………二〇〇
- 神秘力と排他政策……………二〇〇
- ポーツマス條約と露國革命……………二〇一
- 窮鳥獵夫の懷に入るの古諺を逆施するもの……………二〇一
- 競賣制度と排日政策……………二〇一
- 魚族亡びて抗争自ら解るもの……………二〇二
- 天佑の中毒か……………二〇二
- 黄金は砂礫に還元せんとす……………二〇三
- 天惠長へに去つて禍難至るの悔を胎すもの……………二〇三
- 魚殺しの「ヒシユチニク」と漁區奪取の「ヒシユチニク」……………二〇四
- 邦人の鬼門「ノルマ」を繞る奇怪な差別待遇……………二〇四
- 自己の天職を知るものに此の天惠あり……………二〇五

漁族の合法的保護を吾が政府に期待する

- 昭和八年度邦人露領漁業總決算……………二〇五
- 昭和九年日ソ漁業關係……………二〇七
- 政府の北洋漁業政策……………二〇七
- 昭和九年度露領漁區開設出願と露水統制……………二〇七
- 露領留換算率引上を提議……………二〇八
- 昭和九年度露領貸下漁區發表……………二〇八
- 邦人側の入札封書を無効と宣言す……………二〇八
- 漁區入札問題に關する外相の報告……………二〇八
- 漁業長官の重要聲明……………二〇八
- 邦人不參加の儘露領再競賣施行……………二〇九
- 問題の解決を外相露大使に督促……………二〇九
- 換算率改訂に外務省強硬に反駁……………二一〇
- 漁區換算率引上げは協定に反す……………二一〇
- ルーブル換算と日本當業者の腹……………二一一
- ソ聯紙の留換算率問題批評……………二一一
- ソ側言論界の意見……………二一二
- 昭和九年度の漁區追加競賣終了……………二一二
- 九年度漁區日ソ兩國新分野……………二二三
- ソ側不當新設漁區……………二二四
- 日魯優先株讓渡問題東拓斷念……………二二四
- 日ソ漁業條約改訂準備……………二二四
- 北洋の大變革で條約改訂準備迷ふ……………二二四
- 條約改正準備委員會總條……………二二五
- 條約改訂答申案委員總會で決定……………二二五
- ソ側の露賃建値調査の要……………二二六
- 八年度下半年期租借料納入に絡る問題……………二二六
- 露領水産組合整理問題……………二二七
- 昭和七年の日ソ漁業關係……………二二七
- 一、昭和七年漁區競賣……………二二七
- 二、露領漁業者大合同の實現……………二二七
- イ、合同問題の経過……………二二七
- ロ、露水首腦部の新運動……………二二七
- ハ、合同計畫具體化……………二二七
- ニ、新漁區の合併參加問題……………二二七
- 三、日ソ暫定漁業協定の調印……………二二七
- イ、日ソ間に蟠る重要懸案……………二二七
- ロ、對策準備委員と官民の結合……………二二七
- ハ、愈々對露交渉に入る……………二二七
- ニ、ハバロフスク日ソ協定……………二二三
- 内容……………二二三
- ホ、殘された國營漁區問題……………二二三
- ヘ、漁業協定覺書に調印方回訓……………二二三
- ト、契約成立と覺書の内容……………二三四
- チ、交渉の経緯と協約の成果……………二三五
- リ、暫定協定と日ソの分野……………二三六
- 一九三三年の極東ソ側漁業……………二三六
- 露國側の極東沿海漁業總決算……………二三八
- 勘察加ソ政府富源調査發表……………二三八
- 一九三三年露領上半年期賞績……………二三九
- ソ側カムサツカ灣上半年期漁業成績……………二三九
- 一九三三年北樺太露領漁況……………二四〇
- ソ側北洋漁業實績……………二四〇
- 北太平洋洋鮭漁獲好績……………二四〇
- アラスカ地方鮭鱒製製造高……………二四一
- 日本式漁業技術獲得を強調……………二四二
- 國營アコ會社重役總罷免……………二四二
- 一九三四年のソ側極東準備……………二四二
- 漁具及工場の準備……………二四三
- 基本的建設……………二四三

第三章 組合員の権利義務	三九〇
第四章 役員及職員	三九〇
第五章 業務の執行	三九二
第六章 會議	三九二
第七章 會計	三九二
第八章 違約處分	三九三
第九章 定款の變更	三九三
第十章 解散及び清算	三九三
盟約保護條約	三九三
海獸獵獲禁止法の内容	三九七
利權關係	三九七
日ソ利權關係概説	三九七
一、ソ聯邦利權政策の沿革	三九七
二、日ソ利權關係概観	四〇一
北樺太石油利權	四〇二
(一)對露交渉經過	四〇三
(二)北樺太石油會社の組織	四〇五
(三)北樺太石油會社の業績	四〇五
第九年度豫定計畫と商工省の補助政策	四〇四
北樺太石油會社の對露契約	四〇五
一、利權契約要項	四〇五
二、試掘地積の新規利權契約	四〇五
要綱	四〇一
三、北樺太鑛業會社の利權契約内容	四〇三
對露労働團體契約賃銀要項	四〇四
交通郵電聯絡關係	四〇五
歐亞運輸聯絡協定	四〇五
一、國際的鐵道聯絡の三系統	四〇五
二、歐亞旅客聯絡運輸の復舊と第一回モスクワ會議	四〇五
三、第二回伯林會議	四〇六
四、第三回リガ會議	四〇七
五、第四回ブラグ會議	四〇七
六、第五回オデッサ會議	四〇九
七、第六回東京會議	四〇九
八、第七回ナポリ會議	四〇九
九、歐亞聯絡運輸設定の効果と現行規則の概要	四〇九
歌亞聯絡貨物運輸協定	四〇九
一、第一回莫斯科會議	四〇九
二、第二回東京會議	四〇八
三、第三回カウナス會議	四〇八
四、シベリア經由小荷物及び貨物取扱注意事項	四〇九
五、西伯利亞經由貨物品目増加	四一〇
日滿歐亞聯絡寢臺券發賣規則改正	四一〇
昭和八年度滿洲里經由旅客數	四一一
日ソ兩國外人旅券査證料	四一一
昨年度本邦渡來露人數	四一三
歐亞航空聯絡	四一四
入露案内川崎汽船烏鐵直通聯絡	四一四
栗林汽船會社の勘察加航路	四一六
北日本汽船會社の敦浦聯絡船數	四一六
日ソ郵電關係	四一六
日ソ電信關係	四一七
文化關係	四一七
昭和八年の日ソ文化關係	四一七
一、山田耕作氏の渡露	四一七
二、メクシン、クラフチエン、コ兩氏の來朝	四一七
三、ソ聯邦教育家歡迎會	四一七
四、ロシア出版物の翻譯は凋落	四一七
五、スバルウイン博士追悼會	四一七
六、松田教授和露字典祝賀會	四一七
昭和三九年の日ソ文化關係	四一七

一、ソヴェート映畫の輸入	四七五
二、河向ふの青春ソ聯から忌避さる	四七五
三、八杉教授勤續三十年祝賀會	四七六
四、露國代表提出戰爭防止案	四七六
五、日露協會の露赤十字代表歡迎會	四七六
日本の對露技術援助關係	四七六
一、ソ聯邦に對する邦人の技術的援助	四七六
二、本邦鐵道技術の移入契約	四七六
日滿露關係の部	
日・滿・露關係	
帝制滿洲國展望	一
轉禍發祥の建國推移	一
建國宣言	一
日滿議定書	三
帝制樹立	三
對露關係	四
對露關係	五
新滿洲國成育過程	五
事變當年	五
建國第一年	五
同 第二年	六
同 第三年	六
地勢	六
氣象	七
人口と面積	七
在滿外國人數	八
政治	八
滿洲國現任諸大官	八
滿洲國政治機關一覽表	九
外交	九
軍事	九
財政	九
一般會計	九
幣制の統一	九
金融改善	九
經濟産業	九
農耕地面積	九
農作物收穫高	九
畜産推計	九
金屬鑛區數及面積	九
奉天省鉄鑛埋藏量	九
石炭埋藏量	一九
森林面積及び立木蓄積量	一九
商業	二〇
日本側商業機關	二〇
其他外國側	二〇
在滿外商の凋落	二〇
邦商の優越地位	二〇
貿易	二〇
全滿洲國輸移出入額	二〇
列國の對滿投資	二〇
列國對滿投資	二〇
交通	二〇
教育	二〇
駐滿日本帝國外交機關	二〇
在滿各國外交機關	二〇
在滿洲日本人商工會議所一覽	二〇
滿洲中央銀行の業路	二〇
充實せる準備	二〇
預金の増加	二〇
順調なる業況	二〇
在滿内外銀行總覽	二〇
滿洲國官署休日表	二〇
滿蒙主要地名讀み方	二〇

- 一、奉天省……………三六
- 二、吉林省……………三七
- 三、黑龍江省……………三七
- 四、熱河省……………三七
- 第二次經濟建設企案……………三六
- 我が在滿機關の改革……………三六
- 關東州に於ける我が租借權益全貌……………三六
- 總説……………四〇
- 南滿洲及び東蒙に關する條約……………四〇
- 華府會議と滿蒙關係……………四〇
- 租借地及び對外關係……………四〇
- 日本側の行政……………四二
- 歴代關東都督及び長官一覽……………四三
- 土地人口……………四三
- 州財政……………四六
- 産業……………四七
- 農業……………四七
- 漁業……………四七
- 製鹽……………四七
- 工業……………四七
- 鑛業……………四七
- 鑛業總產額……………四八
- 商業……………四九

- 貿易……………四九
- 南滿洲鐵道株式會社……………四九
- 創立……………四九
- 組織……………四九
- 滿鐵現在組織一覽……………四九
- 資本……………四九
- 滿鐵の事業……………四九
- 港灣……………四九
- 鑛山……………四九
- 業績……………四九
- 地方經營……………四九
- 鐵路總局……………四九
- 滿鐵關係事業會社一覽……………四九
- 滿露關係……………四九
- 多事多難の滿露關係……………四九
- 逮捕露側從業員釋放問題……………四九
- 北鐵露側釋放從業員の後任問題……………四九
- 解決……………四九
- 露飛行機の越境射擊事件……………四九
- 露人越境郵便物強奪……………四九
- 露國の不法射擊事件……………四九
- ゲ・ベ・ウの越境問題……………四九

- 滿露國境問題……………六〇
- 滿露間の水路協定成立……………六〇
- 滿露水路共同技術會議……………六一
- 滿露上半年貿易……………六一
- 在北滿露國通商代表部輸出額……………六一
- 在滿露字新聞雜誌……………六一
- 滿洲國政府外交機關……………六一
- 北滿鐵道讓渡交渉の經過……………六一
- モスクワ政府北鐵讓渡を聲明す……………六一
- 第一次會商始まる……………六一
- 憂鬱な會商の連續……………六一
- 一進一退を續くる交渉……………六一
- 前途一道の光明……………六一
- 交渉懸引未だ止まず……………六一
- 愈々最後の交渉の舞臺へ……………六一
- 讓渡交渉成立の影響……………六一
- 東支鐵道關係條約……………六一
- 一、ハバロフスク議定書……………六一
- 二、露支同盟密約……………六一
- 三、ソ支協定……………六一
- 四、ソ奉協定……………六一

ソ聯邦の部

國家組織

- ソヴェート聯邦の組織……………一
- 一、國家組織の特徴……………一
- 二、ソ聯邦構成の七共和國……………一
- 三、聯邦と各加盟共和國との關係……………一
- ソ聯邦中央統治組織……………一
- 一、聯邦最高權力としてのソヴェート大會……………一
- 二、聯邦中央執行委員會……………二
- 三、聯邦中央執行委員會幹部會……………三
- 四、聯邦人民委員會……………三
- イ、勞働國防會議……………四
- ロ、實施委員會……………四
- ハ、ソヴェート統制委員會……………四
- 五、聯邦最高裁判所……………五
- 人民委員部改廢新設……………五
- 全聯邦移民部新設……………五
- 陸海軍人民委員部の改稱……………六
- 内務人民委員部新設……………六

ロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國中央機關

- 一、全露ソヴェート大會……………七
- 二、全露中央執行委員會……………七
- 三、全露中央執行委員會幹部會……………七
- 四、全露人民委員會……………七
- 五、加盟共和國政治組織……………八
- 六、自治共和國及び自治州の政治組織……………八
- 七、州又は地方政治組織……………八
- 八、區政治組織……………八
- 九、農村政治組織……………九
- 十、都市政治組織……………九
- ソヴェート選舉制……………九
- 一、選舉權及び被選舉權……………九
- 二、選舉の施行……………九
- 三、選舉の審査及び取消並に議員の召集……………一〇
- 各ソヴェート共和國中央國家機關重要職員表……………一〇
- 一、ロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國……………二
- 二、ウクライナ社會主義ソヴ……………二

エート共和國……………二

- 三、白ロシア社會主義ソヴェ……………二
- 四、後高加索社會主義聯邦ソ……………二
- 五、ウズベツク社會主義ソヴ……………二
- 六、トルクメン社會主義ソヴ……………二
- エート共和國……………二
- 七、タヂツク社會主義ソヴ……………二
- 一ト共和國……………二
- ソヴェート聯邦の領土……………三
- ソヴェート社會主義共和國聯邦各加盟國と其行政區劃……………三
- ソヴェート聯邦の人口……………三
- 人口十萬以上の都市及び人口……………三
- 極東地方行政區劃組織……………三
- 一、分管區劃の設定……………三
- 二、分管區劃の變更……………三
- 三、東部シベリア地方新設……………三
- 四、管區廢止に伴ふ行政組織……………三
- の變更……………三
- 五、極東地方行政機關……………三

六、極東經濟機關……………二〇

ソヴェート聯邦の憲法……………二〇

第一編 ソヴェート社會主義

共和國聯邦構成に關する宣言……………二〇

第二編 條約……………二二

第一章 ソヴェート社會主義共和國聯邦權力の最高機關の權限事項……………二二

第二章 ソヴェート社會主義共和國聯邦を構成する諸共和國の主權並に同聯邦の國籍……………二三

第三章 ソヴェート社會主義共和國聯邦ソヴェート大會……………二三

第四章 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會……………二四

第五章 ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會……………二五

第六章 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會……………二六

第七章 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高裁判所……………二七

第八章 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會……………二六

第九章 合同國家政治部……………二六

第十章 ソ聯邦構成の共和國……………二七

第十一章 ソ聯邦の國章、國旗及び首府……………二七

外交關係……………二七

ソヴェート國家の外交關係……………二七

一、ソヴェート外交の特殊性……………二七

二、ソ聯邦の國交締結諸國……………二七

三、ソ聯邦の對外關係概説……………二七

昭和八年の外交關係……………二七

一、英人技師逮捕事件……………二七

二、紛争解決に關する英ソ協定……………二七

三、米ソ國交回復……………二七

四、其後の諸事件……………二七

五、ソ伊新條約の意義……………二七

昭和九年の外交關係……………二七

一、ソ佛、ソ英通商條約ソ洪復交成立……………二七

二、バルチック諸國と不侵略條約延長……………二七

三、東歐ロカルノ條約問題……………二八

四、聯盟加入問題……………二八

ソ聯邦並に他國間の條約協約及び協定……………二八

聯盟加入確定……………二八

ソヴェート社會主義共和國聯邦及び他各國間不侵略條約文……………二八

ソヴェート社會主義共和國聯邦及び土耳其國間條約……………二八

獨逸國及びソヴェート社會主義共和國聯邦間條約……………二八

ソヴェート社會主義共和國聯邦及びリスアニア共和國條約……………二八

ソヴェート聯邦及び波斯國間條約保障及び中立條約……………二八

ソヴェート社會主義共和國聯邦及び阿富汗國間中立及び相互不侵略條約……………二八

ソヴェート社會主義共和國聯邦及蘭國間不侵略及び紛争の平和的處理の條約……………二八

ソヴェート社會主義共和國聯邦及びラトヴィア間不侵略條約……………二八

ソヴェート社會主義共和國聯邦及びエストニア間不侵略及紛争の平和的解決に關する條約……………二五

ソヴェート社會主義共和國聯邦及び波蘭共和國不侵略條約……………二五

ソヴェート社會主義共和國聯邦及び佛蘭西共和國間不侵略條約……………二五

ソ聯邦在外交代表……………二五

各國の駐ソ外交代表……………二五

外務人民委員部……………二五

外交代表に關する規定……………二五

全聯邦共產黨……………二五

一、全聯邦共產黨概観……………二五

二、全聯邦共產黨員の數字の解剖……………二五

職業別百分比移動趨勢……………二五

各民族共和國黨員數と婦人の比率……………二五

三、全聯邦共產黨と組織……………二五

黨費及び黨員人頭割……………二五

全聯邦共產黨所屬機關……………二五

一、全聯邦レーニン共產主義青年同盟……………二五

二、レーニン共產主義少年運動……………二六

三、共產主義幼年運動……………二六

第十七回共產黨大會……………二六

共產黨インターナショナル(コミンテルン)概観……………二六

一、コミンテルン小史……………二六

二、コミンテルン加名員數と幹部名……………二六

全聯邦共產黨大會開催年月日……………二六

コミンテルン大會開催年月……………二六

今秋召集のコミンテルン大會……………二六

コミンテルンの豫算……………二六

年齢から見たソ聯巨頭……………二六

其他の國際組織……………二六

國防……………二六

陸軍……………二六

一、赤軍の沿革……………二六

二、赤軍建設の要旨……………二六

三、赤軍の編成組織の概要……………二六

四、赤軍の階級構成……………二六

五、軍事義務制度……………二六

六、勞農赤軍の素質……………二六

七、赤軍の教育……………二六

八、國防人民委員部……………二六

九、赤軍の兵力及び兵器……………二六

十、化學戰部隊……………二六

十一、極東特別軍……………二六

十二、ゲ・ベ・ウ軍其他……………二六

十三、軍事出版物……………二六

海軍……………二六

一、赤色艦隊……………二六

二、現有勢力……………二六

三、極東海軍の現勢……………二六

空軍……………二六

一、編成概要……………二六

二、使用機種……………二六

三、氣球隊及び航空船隊……………二六

オソアヒム……………二六

白衛軍……………二六

産業……………二六

一、最高國民經濟會議の改造……………二六

二、供給人民委員部……………二六

三、國營企業合同に關する法令……………二六

四、全聯邦的意義を有する企業合同……………九八

五、輕工業人民委員部の改組……………九八

電化……………九八

一、電化の重要性と統制機關……………九八

二、電化事業概説……………一〇〇

農業……………一〇〇

(一)ソヴェート農業政策……………一〇〇

(二)農業社會化過程……………一〇〇

(三)一九三三年度農業實績……………一〇〇

聯邦國家計劃委員會……………一〇一

聯邦國家計劃委員會直屬中……………一〇一

中央社會經濟統計局……………一〇一

重工業人民委員部……………一〇二

輕工業人民委員部……………一〇三

林業人民委員部……………一〇三

農務人民委員部……………一〇四

供給人民委員部廢止と二人民委員部新設……………一〇四

五ヶ年計畫……………一〇五

第一次五ヶ年計畫……………一〇五

(一)概説……………一〇五

(二)工業第一次五ヶ年計畫の實績……………一〇五

豫定計畫……………一〇六

實行成績……………一〇六

一、工業化政策……………一〇七

二、機械工業、石炭石油……………一〇七

實行成績……………一〇八

三、鐵……………一〇八

四、電化……………一〇八

五、その他の諸工業……………一〇九

六、生産性と生産費……………一〇九

(三)農業第一次五ヶ年計畫實績……………一〇九

第二次五ヶ年計畫の展望……………一一〇

該計畫の概説……………一一〇

第二次五ヶ年計畫の基本的課題……………一一一

第一、技術的改造の完成と國民經濟の昂揚……………一一一

一、工業の昂揚と改造……………一一二

 a 群工業部門總生産高増加……………一一三

 b 群工業部門總生産高増加……………一一四

二、農業の昂揚と改造……………一一五

第二次五ヶ年計畫に於ける農業總生産高……………一一六

第一次及び第二次五ヶ年計畫の計劃の播種面積……………一一六

第一次及び第二次五ヶ年計畫の收穫高……………一一七

農業用トラクタ―總馬力……………一一七

農業機械類の増加……………一一七

三、運輸の昂揚と改造……………一一八

第二次五ヶ年計畫に於ける鐵道運輸輪轉材料の増大……………一一九

四、技術的改造の完成と把握の問題……………一二〇

第二、建設計畫と生産諸力の新分配……………一二〇

一、工業諸部門の新建設……………一二一

イ、機械製造業……………一二一

ロ、電化……………一二一

ハ、石炭、石油……………一二三

ニ、冶金業……………一二三

ホ、化學工業……………一二三

ヘ、輕工業……………一二三

ト、食料品工業……………一二三

チ、木材業……………一二三

第三、勤勞者の物質及び文化水準の昂揚……………一二三

第二次五ヶ年計畫に於ける小賣商品取引所の増加……………一二四

一九三四年上半期實績……………一二五

極東第一次五ヶ年計畫實績……………一二六

一、概要……………一二六

二、マグニット・ストロイ……………一二六

三、マグニットゴルスク都市……………一二七

四、クズネツキ工場……………一二七

五、有色金屬……………一二七

六、西伯利の機械化……………一二七

七、西伯利コンバイン……………一二八

八、全ソ聯邦の化學中心地……………一二八

九、電力事業極東……………一二八

第二次五ヶ年計畫の展望……………一二九

一、該計畫の概要……………一二九

イ、人口……………一三〇

ロ、住民……………一三〇

ハ、農業……………一三〇

ニ、電化……………一三〇

ホ、鐵道運輸……………一三〇

ヘ、水運……………一三〇

目次……………一三〇

(二)工業第一次五ヶ年計畫の實績……………一三五

豫定計畫……………一三六

實行成績……………一三六

一、工業化政策……………一三七

二、機械工業、石炭石油……………一三七

實行成績……………一三八

三、鐵……………一三八

四、電化……………一三八

五、その他の諸工業……………一三九

六、生産性と生産費……………一三九

(三)農業第一次五ヶ年計畫實績……………一三九

第二次五ヶ年計畫の展望……………一四〇

該計畫の概説……………一四〇

第二次五ヶ年計畫の基本的課題……………一四一

第一、技術的改造の完成と國民經濟の昂揚……………一四一

一、工業の昂揚と改造……………一四二

 a 群工業部門總生産高増加……………一四三

 b 群工業部門總生産高増加……………一四四

二、農業の昂揚と改造……………一四五

第二次五ヶ年計畫に於ける農業總生産高……………一四六

ト、其他の交通……………一四六

チ、自治經濟……………一四六

リ、含鐵金屬……………一四六

ヌ、製鉛鑛業……………一四六

ル、化學工業……………一四六

ヲ、林業……………一四六

ワ、漁業……………一四六

カ、石炭……………一四六

ヨ、石油……………一四六

二、極東第二次五ヶ年計畫と日本……………一四六

イ、極東石油の第二次五ヶ年計畫……………一四六

ロ、西伯利の大發電所建設と日本機械……………一四六

ハ、ブリヤート蒙古共和國の第二次五ヶ年計畫案……………一四六

極東ピロピチヤンの五ヶ年露領北樺太の九年間……………一四六

財政・金融……………一四六

ソヴェート財政概観……………一四六

一、ソヴェート財政制度の特色……………一四六

二、單一財政計畫……………一四六

三、租稅收入の大宗取引稅……………一四六

四、直接收入……………一四六

五、銀行の機能……………一四六

一九三三年度ソ聯邦單一國家豫算……………一四六

其一 歳入……………一四六

其二 歳出……………一四六

國民所得の動態……………一四六

第一次五ヶ年計畫後の改正事項……………一四六

公債發行……………一四六

一、公債の種類……………一四六

二、利息及び期限……………一四六

三、ソ聯邦新公債發行……………一四六

四、新公債發行の目的……………一四六

ソヴェート公債政策の實績……………一四六

五ヶ年計畫……………一四六

實績……………一四六

第二次五ヶ年計畫内國債……………一四六

通貨……………一四六

通貨總額……………一四六

國立銀行發券額……………一四六

財務人民委員部發券額……………一四六

金融機關……………一四六

ソ聯邦貯金局と貯金者の社會相……………一五二
 國立銀行の外客預金取扱新規定……………一五三
 外貨公定相場……………一五四
 國立銀行重要職員……………一五五

労働

労働法……………一五六
 一、沿革……………一五六
 二、雇傭……………一五六
 三、義務労働……………一五六
 四、團體契約……………一五六
 五、労働契約……………一五六
 六、労働に對する報酬……………一五六
 七、保障及び賠償……………一五六
 八、労働時間……………一五六
 九、休暇……………一五六
 一〇、婦人及び未成年者の労働……………一五六
 一一、爭議解決及び労働に關する法規違反事件審理機關……………一五六
 社會保險……………一五六
 一、ソヴェート社會保險概観……………一五六
 二、社會保險料……………一五六
 労働賃金……………一五六

労働組合……………一五六
 突撃労働者の現在數……………一五六
 労働人民委員部廢止……………一五六
 全ソ中央労働組合會議權能……………一五六
 ソ聯工業者の收入……………一五六

外國貿易

外國貿易の組織……………一五六
 一、政府獨占事業たる外國貿易……………一五六
 二、外國貿易人民委員部……………一五六
 三、委員部の内外代表機關……………一五六
 四、通商代表部五外國貿易許可團體……………一五六
 六、輸出入貿易策……………一五六
 七、貿易の許可……………一五六
 八、海運と傭船……………一五六
 九、税關手續及び税率……………一五六
 一〇、特惠關稅……………一五六
 外國貿易紛争調停機關設置に關する法令……………一五六
 ソ聯邦の在外通商機關……………一五六
 一、代裏通商部……………一五六
 二、外國駐在貿易機關……………一五六

外國貿易の實績……………一七四
 (一)外國貿易十五年の成果……………一七四
 (二)一九三三年のソ聯邦對外貿易各國別統計……………一七六
 (三)一九三三年の對外貿易品目別統計……………一八〇
 一、ソ聯邦の對外輸出品……………一八〇
 A 農業……………一八〇
 B 工業……………一八〇
 二、ソ聯邦の外國よりの輸入品……………一八二
 (四)一九三三年度主要品別貿易趨勢……………一八五
 一、主要品の輸出狀況……………一八五
 イ、穀物輸出……………一八六
 ロ、世界に進出する露油輸出の内容……………一八七
 仕向國別輸出……………一八八
 ハ、ソ聯邦の石油タンク船……………一九〇
 ニ、露材の對外輸出狀況……………一九〇
 ホ、滿俺とアスベストの海外輸出狀況……………一九二
 ヘ、ロシア砂糖の對外出……………一九二

廻狀況

一、主要品の輸入狀況……………一九三
 二、ソ聯邦の製茶輸入狀況……………一九四
 ロ、ソ聯邦の機械輸入狀況……………一九五
 ソ聯邦の各國との主要通商關係……………一九六
 一、獨逸との通商……………一九六
 イ、最近三ヶ間の貿易關係……………一九六
 ロ、獨逸の對ソ金融狀勢……………一九六
 ハ、クレジット運用方法……………一九六
 ニ、短資協定と獨逸の對ソ取引……………一九六
 ホ、短資協定に依る對ソ取引金融……………一九六
 ニ、伊太利との貿易……………一九九
 三、佛國との通商……………一九九
 四、北米合衆國との通商……………二〇〇
 五、英國との通商……………二〇〇
 六、ソ聯邦とその他諸國との關係……………二〇一
 ペルシヤとの通商……………二〇一
 アフガニスタンとの通商……………二〇二
 蒙古及び庚努(ウリヤンバイ)との通商……………二〇二

新疆(西方支那)との通商

支那との通商……………二〇一
 日本との通商……………二〇二
 外國貿易十五ヶ年祝賀會に於けるローゼンゴリツ氏の演説の結論……………二〇二
 國家獨占十五週年とブラウダ……………二〇三

ソヴェート國內商業

全聯邦共產黨中央委員會總會決議……………二〇五
 一、ソヴェート商業の發展……………二〇五
 二、協同組合……………二〇五
 三、今後のソヴェート商業政策……………二〇六
 四、ソヴェート商業の發達に就いて……………二〇七
 小賣物價監督局の設置……………二〇九
 農村に於けるソヴェート商業の現狀……………二一〇

交通

交通運輸概観……………二一一
 (一)鐵道の部……………二一一
 一、革命後の鐵道事業經濟……………二二三
 二、一九三三年鐵道業績……………二二三

一九三三四年に於ける鐵道業績

ソ聯式列車自動停止機の試驗……………二二九
 超速飛行列車の發明……………二二九
 (一)郵電の部……………二三〇
 (二)水運の部……………二三一
 一、ソヴェートの水運概観……………二三一
 二、第二次水運五ヶ年計畫……………二三三
 水運管理機關の改造……………二三三
 一、水運人民委員部中央機關……………二三三
 二、海上運輸……………二三五
 民間航空……………二三五
 一、發達の經過……………二三五
 二、著名なる飛行……………二三四
 三、ソヴェート製の機體……………二三五
 四、主要航空路……………二三五
 五、空輸の實績……………二三六
 六、レニングラードの防空演習……………二三七
 外國行乘車船券の外貨發賣……………二三七
 外國人ソ聯通關規則改正……………二三八
 交通人民委員部……………二三三
 聯絡人民委員部……………二三三

水運人民委員部……………二二三
 聯邦中央道路、自動車運輸局……………二二三
 中央民間航空隊管理局……………二二三

社會施設

都市建設……………二二三
 一、新都市の建設……………二二三
 二、舊都市の改造……………二二三
 三、都市建設の意義……………二三五
 四、一九三三年度都市建設事業……………二三七
 五、モスクワに歐羅巴一の大酒店建設……………二三七
 六、各地に建設される新劇場……………二三八
 住宅建設……………二三八
 一、全聯邦に技師専門家の住宅大建設……………二三八
 二、三十億留に達する住宅建築計畫……………二三八

國民保健……………二三八
 一、國民保健費十九億留……………二三八
 二、一九三三年の保養所と休息の家……………二三九
 三、ソ聯邦特別休日設定……………二三九

文化施設

教育……………二四〇
 一、教育の根本方針……………二四〇
 イ、一般教育……………二四三
 ロ、職業教育……………二四三
 ハ、成人教育……………二四三
 ニ、一九三二年の國民教育……………二四四
 イ、ソ聯邦小學校生徒數……………二四四
 ロ、ソ聯邦中學校生徒數……………二四五
 三、ソ聯邦の文盲清算運動……………二四五
 四、教育用宣傳飛行機……………二四五
 五、ソ聯邦のローマ字化……………二四五
 六、一九三三年の中等及び高等學校入學者及び卒業者數……………二四六
 五ヶ年計畫文化建設費の概算……………二四六
 世界最大のレーニン記念公衆圖書館……………二四七

學術……………二四七
 一、ソ聯邦學術界概觀……………二四七
 二、科學研究の新任務……………二四八
 三、科學研究機關……………二四九
 ソヴェート聯邦科學アカデ

ミイ……………二四九
 四、マルクス主義學術特別研究機關……………二五一
 共産アカデミー……………二五一
 五、人工降雨研究所の計畫……………二五二
 出版物……………二五三
 一、ソヴェートの出版界……………二五三
 二、ソヴェート主要新聞名……………二五三
 三、一九三四年新聞雜誌界……………二五五
 四、農民通信員……………二五五
 五、書籍雜誌……………二五六
 六、ロシア共和國に於ける書籍發行高……………二五六

宗教……………二五七
 一、宗教の現状……………二五七
 二、反宗教運動……………二五六
 赤色スポーツ……………二五九
 一、ソヴェート・スポーツ概觀……………二五九
 二、ソヴェートのスポーツマン……………二六〇
 陸上競技……………二六二
 水上競技……………二六三
 射擊……………二六三
 蹴球……………二六三

グライダー……………二六三
 落下傘……………二六四
 佛人のソヴェート・スポーツ觀……………二六五
 ラヂオ……………二六六
 ソヴェート・ラヂオ概念……………二六五
 二、ソ聯邦赤い電波の擴大……………二六六
 三、極東地方放送局擴張……………二六七
 民族文化……………二六七
 民族文化概觀……………二六七

民族文化概觀……………二六七
 文學……………二六八
 一、ソヴェート文學概觀……………二六八
 二、右翼同伴者並に新ブルジョア文學……………二六九
 三、左翼同伴者の文學……………二七一
 四、農民文學の位置……………二七三
 五、プロレタリア文學……………二七三
 六、ソヴェート報告文學……………二七四
 七、突撃隊の文學……………二七四
 八、文藝出版界……………二七五
 九、ラツプの解消……………二七六
 十、第一回ソヴェート作家大會……………二七六
 十一、ソヴェート作家同盟規約……………二七七
 その一、綱領……………二七七

その二、目的及び任務……………二七八
 その三、入會及び退會……………二七九
 その四、構成……………二七五
 その五、事業……………二八〇
 その六、解散……………二八〇

演劇……………二八〇
 一、革命初期の演劇……………二八〇
 二、一九二七年以後の演劇……………二八一
 三、工業化と演劇……………二八二
 四、演劇労働者の進出……………二八二

美術……………二八三
 一、ソヴェート畫壇概觀……………二八三
 二、今日の繪畫界……………二八三
 音樂……………二八四
 一、革命と音樂……………二八四
 二、労働者音樂團の成長……………二八四
 三、モスクワの交響樂團……………二八五
 四、レニングラードの交響樂團……………二八六

映畫……………二八七
 一、映畫の目的……………二八七
 二、産業の一部門としての映畫……………二八七
 三、第一回全聯邦映畫會議の決議……………二八八

四、ソ聯邦大映畫製作工場建設……………二八九
 五、『人生案内』巴里で絶讃……………二八九
 第二回演劇祭(補遺)……………二八九
 婦人と兒童……………二九〇
 婦人……………二九〇
 一、革命初期の大事業……………二九〇
 二、文盲退治の前夜に立つソヴェート婦人……………二九〇
 三、男女共學と婦人教育の躍進……………二九一
 四、生産戦線の戦士へ……………二九一
 五、婦人労働者數の増加と將來……………二九二
 六、第二次五ヶ年計畫と婦人の地位……………二九三
 七、ソヴェート婦人の政治生活……………二九三
 八、社會保護の發達と家事よりの解放……………二九三
 九、籠の束縛を脱してソヴェートの新生活へ……………二九三
 十、婦人解放の展望……………二九四
 十一、男女關係……………二九四
 兒童……………二九四
 一、兒童に對する設備の沿革……………二九四
 二、託兒所と幼稚園の意義……………二九五

三、兒童の校外教育……………二九六
 四、最近ソ聯邦兒童娛樂設備……………二九七
 兒童の讀書芝居……………二九八

日滿ソ關係當路者一覽

二、日本側當路者……………三
 イ、外務省關係……………三
 ロ、駐ソ外交官……………四
 ハ、政府大官其他……………六
 ニ、對露商事關係其他……………六
 ホ、其他……………三
 駐滿日本帝國外交機關(補遺)……………三
 三、ソ聯邦側當路者……………三
 イ、在ソ聯邦本國側……………四
 ロ、駐日交換勤務……………六
 ハ、駐滿交換勤務……………六

日露關係の部

政治・外交關係

昭和八年の日ソ政治・外交關係

一、駐日ソヴェート大使の異動

イ、トロヤノフスキー大使歸國

昭和八年初頭駐日ソヴェート大使の更迭が行はれた。駐日ソヴェート大使トロヤノフスキー氏は滿五ヶ年に亘り日ソ國交親善並に兩國の經濟的提携のため多大の努力を盡し、特に更迭前は駐日外交團主席として重きを爲してゐたが、尙同氏は在任中日本の朝野言論界、實業界の各方面に多くの知友を持つたため、各方面から非常に惜まれつゝ遂に二月十七日東京驛發、敦賀、浦鹽經由歸國した。氏の日本在任が五ヶ年といふ長期であつたのみならず、その在任中極めて重要

政治・外交關係

にして困難な問題が惹起したが、その間に處してよく日本の眞意を把握し、自國政府の對日外交を誤らしめなかつた氏の功績こそ日ソ外交上に記念さるべきであらう。

ロ、ユレーネフ大使着任

昭和八年二月十七日歸國した前駐日ソヴェート大使トロヤノフスキー氏の後任として着任した前埃地利駐劄公使コンスタンチン・ユレーネフ氏は、三月十一日午後入京、直ちに大使官邸に入つた今後滿洲國を挟んで日ソ關係が益々複雑化されんとする際、ユレーネフ大使の手腕に期待するところ多大である。

外交官としての閱歷體験に申分なき人物といはれてゐる氏が、名外交官トロヤノフスキー氏の残した成功の跡を引継ぎ更により多くの功績を示されん事は日ソ兩國民の要望して已まぬところであらう

三月二十日信任狀捧呈式を了した新駐日ソヴェート大使、コンスタンチン・ユレーネフ氏は二十五日午後零時半より都下新聞記者團を麻布狸穴の大使館に引見して左の如く語つた。

日ソ兩國の關係がノルマルであり且つ相互理解と兩者の利益増進の方向へ向つて發展しつゝあることは余の満足とするところである。日ソ兩國の善隣關係は極東平和のみならず世界平和の保證である。平和政策をとつてゐるソヴェート聯邦は云ふまでもなくこの日ソ關係に對して特に注意を拂つてゐる。滿洲問題に對するソヴェートの中立と不干渉とはソヴェート政府から日本に對して行つた不可侵條約締結に關する提議——この提議は周知の通り受諾されなかつたが——と相俟つて、ソヴェート聯邦の平和親善政策を表現するのであり、ソヴェート聯邦が何等の侵略意圖をも有せず、且つ平和事業に對して百方努力してゐると云ふ事實から來る結果である。

ソヴェート政府のこの公然たるそして世界周知の平和政策は、巨大なる國內建設事業に没頭してゐる自國の利益を守り得ると云ふ國威を自覺して撓まず遂行されてゐるのである。

余は今日に到るも尙ほソヴェートの政策を理解し得ないところの日本の一部の人々にも、やがてこの政策が理解されんことを希望してゐる。日ソ兩國の善隣關係を破壊せんとする企圖は、必ず失敗に歸するに違ひないと余は固く信じてゐる。事實と相互利益の眞剣な研究とは如何なる策謀よりも強いのである。

ソヴェート聯邦の國民は日本の國民に對して深い親しみを持つてゐる。日本の生活とその發展に對するソヴェートの關心は年と共に強く大きくなつてゐる。日本の學者、技術家、藝術家に對するソヴェートの歡待振りの中にも日本に對するソヴェートの關心は現はれてゐる。最近數ヶ年間に日本とソヴェート聯邦との實業界は兩國の産業狀

態を愈々深く理解する様になつて來たこの事實はソヴェート極東及びシベリヤにおける産業の發達と相俟つて、兩國の經濟關係を深め、貿易を發達せしめるものである。

北京協定締結以來の數年間に兩國民の相互理解を深め、國交を親密ならしめんとする努力は、多大の成功を納めた。これは議論の餘地なき事實であつて、これこそ今後の日ソ關係の強化發展を來すべき、鞏固な土臺である。個人として余は日本に對して多大の興味を持つてゐる。

日本の歴史、古來傳はる文化、其特性、稀に見る明美な風光及び日本の急激な發展は余の興味をそよめるものである。今後余の在任期間に直接日本に接觸して行くにつれて、余の興味は愈々強くになつて行くものと信ずる。

余は前任者から日本の言論機關と輿論について様々の稱讚の聲を聞いて來たがこの日本の言論機關が今後日ソ關係に對して従前通りの注意を拂ひ、

その結果船體沒收を免れたソヴェート捕鯨船隊の三船長は船舶法違反の略式命令に服し、罰金各千五百圓宛、計四千五百圓は取敢へず十日駐日ソヴェート大使館から完納、横濱に抑留中の捕鯨船の司法處分が解消することになつたので同船體は直ちに歸國準備に着手した。尙ほ同船隊は一旦浦汐に廻航後日本海からカムチャツカ沿岸、ベーリング海方面の捕鯨に従事した。

三、聯盟諮問委員會への露國參加招請問題

滿洲事變を中心として惹き起された日支紛争に對するソヴェート聯邦の態度は終始一貫嚴正不干渉主義であつたし、今後もさうであらうことは、ソ政府外務當局の屢々言明してゐるところである。國際聯盟事務總長サー・エリツク・ドラモンド氏はソヴェート聯邦政府に對し聯盟の日支問題に關する二十一ヶ國諮問委員會への參加を招請した。

聯盟が未だ正式に該委員會への參加を

且つ兩國の國交の強化に對して絶へず支持を與へられんことを希望してやまぬものである。

二、露國捕鯨船國際船舶法違反問題

昭和八年一月三日小笠原父島の不開港二見に入港し、わが領海測量の嫌疑をもたれたソヴェート政府の新造捕鯨船アヴァンガルト號、トウルドフロント號、エアンツチャースト號、(各二六〇噸)及び母船アレウト號(五〇〇噸)の四隻は、現場に急航した農林省の監視船俊鶴丸乗組の三宅農林技師と地方警視の手で一應取調べられ、事件は警保局と検事局の手に移され、横濱で取調べられることゝなつた。よつて俊鶴丸は内務省の依頼により船隊を連航同月廿六日朝横濱へ入港した。爾來横濱港に抑留され、アレウト號の船長イワノウイツチ氏以下責任者は東京區裁判所検事局検事の取調べを受けてゐたが、母船を除く三隻の捕鯨船が不開港たる二見に日本官憲の許可を受けずし

ソヴェート政府に對して招請しなかつた以前から、我外務當局は、ソヴェート聯邦がこの招請に應ずるや否やに關し、左の如き觀測を下してゐた。

ソ聯邦は從來滿洲國に對して絶對不干渉主義を採つて來て居り、しかもこれによつて日ソ關係は極めて圓滑に進んでゐたのであるから何を好んで自ら聯盟の尻馬に乗り紛争の渦中に飛び込みこれに依て紛争の範圍を擴大するが如き愚擧を敢てするだらう? カール・ラデツクのリットン報告書に對する批判から推しても明かであるが如くソヴェート聯邦は今後も依然として從來の對滿不干渉的態度は變更しないと見るのが正しい豫測であらう。

さて、ソヴェート聯邦は前記ドラモンド氏の該諮問委員會への參加招請狀を受取るや、その招請に對し昭和八年三月七日次の如く回答し、同時に右回答全文を公表した。

「ソヴェート政府は事務總長サー・エリツク・ドラモンド氏の書簡に包含

て入港した事實があり、且つ同港附近の領海において水深を測量した事實も認め得らるゝといふ理由で、二月六日午後宮城檢事正、棚町次席檢事、金澤、戸澤兩思想部檢事等協議の結果、船舶法第三條(日本船舶にあらざれば不開港場に寄港することを得ず)の違反事項中特に情狀の重きものとして右新造捕鯨船三隻を沒收し、各船長を各罰金一千圓づゝに處すことに決定し、七日付を以て馬場檢事の名の下に船舶法違反として正式に起訴し罰金と沒收の件は略式命令として求刑し裁判所の同意を待つばかりとなつた。

ところが、右の如き檢事局の斷乎たる處置を知つた司法省及び上級檢事局は、萬一起訴に際し遺漏があつては日ソ國交上に惡影響を及ぼすやも知れず一層慎重に態度を決すべきであるとの意見起り、一方外務省などでも船體沒收の結果が國交に及ぼす影響如何を重視するに至つたので、七日馬場檢事は横濱に繫留中の捕鯨船に出張して再調べを行ふと共に、八日更に協議のやり直しを行ふ事とした。

されたる諸提案を慎重考慮し、右書簡
附屬の文書を十分検討した結果、次の
如き結論に到達した。

國際聯盟の決定並に十九ヶ國委員會
の報告は聯盟規約、ワシントン九ヶ國
條約並にブリアン・ケロッグ條約を基
礎としたものである。ソヴェート聯邦
は右の内前二條約の參加國ではないが
最後の條約には加盟してゐる。ソヴェ
ート政府はその創建の當初より自由意
思に基き何等外部の壓迫無き條件の下
に於て一切國家が自決の權利を有する
といふを以つて其の根本原則と爲すこ
とを宣言し、征服乃至強力的奪取の結
果としての併合並に朝貢に絶對反對な
る旨を表明した。一切の國家の領土的
不可侵、政治的、經濟的並に行政的獨
立の絶對的尊重、平和的手段に依る以
外の國際的紛争の解決不容認、並に此
等の諸原則を含む國際協定の嚴肅なる
遵守の公約、此等は如上原則より當然
論理的に歸結せられる所である。而し
て普遍的且つ完全なる軍備撤廢に關す

げられたソヴェート聯邦の利益を實際
に考慮することを得るや疑ひなきを得
ない。以上の事情に徴しソヴェート政
府は聯盟の決定に參與し、現時の諮問
委員會に參加すること不可能なるを見
出した。ソヴェート政府は日支紛争事
件の當初より出來得る限り戦禍が更に
擴大し新なる世界的大火災の源泉とな
る可能性を阻止せんと欲し、嚴正中立
の政策を採擇した。右に準據しソヴェ
ート政府はその平和的政策にあく迄忠
實なるもので、紛争の迅速且つ正當な
る解決と極東に於ける平和の確保を期
する國際的諸機關並に個々の政府の行
動並に提案に對しては常に連帶的關係
を續けんとするものである。」

この文書によつてソヴェート聯邦の對
聯盟關係が窺はれ、同時に國際聯盟で取
扱はれてゐる日支紛争に對するソ聯邦の
嚴正中立主義は、確乎不動の對日外交政
策の基調であることが確證されるのであ
る。

四、北滿鐵道讓渡問題

イ、會議開始まで緯の經

昭和八年五月に入り果然具體化し、朝
野の注意を喚起せしめた北滿鐵道（六月
一日より舊名東支鐵道は北滿鐵道と改稱
さる）の讓渡問題に關し、最初に會議開
始までの經緯を述べることとする。

先づソヴェート側提議の經過を見る
に、さきに四月二十日太田駐露大使がソ
ヴェート外交次長カラハン氏を訪問し北
滿鐵道を中心とする露滿兩國間の紛争を
根本的に解決せんが爲にはソヴェート
政府の極東政策に根本的の再修正を施す
べき必要の時期に迫つてゐる事を指摘し
たのに對し、五月二日ソヴェート外交人
民委員長リトヴィノフ氏は我々太田大使を
外交人民委員部へ招きその席上、

北滿鐵道問題の實際的解決には同鐵
道を日本或は滿洲國に於いて買收經營
せらるゝ方が最善の方策と思惟する。
然しその賣却價格及び支拂方法等に就
いては誠意ある態度を示されたく、こ

基き總會の決定に依り設置されたもの
であり、其目的の一つは總會がその任
務を遂行するを輔けるに存し、且つ總
會に對して提案を爲さねばならない。
然し乍らソヴェート聯邦は國際聯盟の
加盟國に非ず。従つて總會の決定に
對しては何等の勢力をも及ぼす事が來
ない。諮問委員會の他の一つの目的は
聯盟國並非聯盟國間の行動の一致を圖
るを輔けるに存する。然しながら諮問
委員會の參加國乃至將來の參加國の過
半数即ち二十二國中の十三ヶ國はソヴ
ェート聯邦と外交關係を有せず従つて
ソヴェート聯邦に對して敵意を有する
ものである。ソヴェート聯邦は此等諸
國の大多數と交渉に入る事を得ず、乃
至此等諸國の内その利害が大略ソヴ
ェート聯邦の利害と一致する諸國と個別
的にも交渉に入ることを得ないもので
あつて、斯かる委員會がソヴェート聯
邦と此等諸國との行動の一致を圖る任
務を遂行し得ない立場にある事は明か
である。斯る國家が果して勸告案に舉

の旨可及的速かに日本政府に傳達され
たし、なほソヴェート政府に於いても
駐日大使ユレーネフ氏をして日本政府
へ提議せしむる筈である。

と述べた。而してユレーネフ駐日大使は
五月四日外務省に有田次官を訪問し、そ
の會見席上本國政府の訓令に基き北鐵買
收方を提議した。よつて有田次官は東郷
歐米局長をもこれに列席せしめた上

帝國政府の確定的意見にはあらざる
も外務省のみの見解ではソヴェート側
の提議を受諾する用意を有してゐる。
然して右買收價格も日本外務省として
は相當程度に評價し、支拂方法として
も全部クレデットによらず、若干部分
は現金にて支拂ふも可なるべく、これ
等の問題解決のため東京に日滿露三國
共同委員會を開催しては如何

と回答し、北鐵買收の用意ある明確なる
意思表示をしたので、この問題は愈々急
轉直下具體化せんとする情勢を誘致する
に至つたのである。

北滿鐵道讓渡問題は現在ソ滿従つて日

ソ満の重大なる紛争の種であり、將來も重大事態を惹起する恐れのある該鐵道を手放して紛糾の禍根を除去せんとしてソ側が該鐵道讓渡を提議したことに端を發するが、一度讓渡問題が公表されるや、日本の朝野に多大の注意を喚起したのみならず、同鐵道と利害關係を有してゐる各國にも少なからざる衝動を與へた。殊に滿洲は支那の領土であり、支那は滿洲國を承認せず、従つて滿洲において支那の主權を侵害する一切の行爲は斷じて承認することができないとの建前を持つ國民政府はソ聯邦政府の北滿鐵道賣却提議に極度に憤怒し、ソ聯邦を責むる聲は一變し、國民政府内の一部份においては對露斷交論さへ起つてゐる位である。

國民政府のかゝる見解に對してソ聯邦外務人民委員長リトヴィノフ氏は五月十一日記者團に左の聲明を發表し、ソ聯邦側の滿洲國に對する北滿鐵賣却提議を承認すると共に、ソ聯邦政府は何人に對しても同鐵道賣却の權利を有するものなることを主張した。

越えて十三日、駐日ソ聯邦大使ユレーネフ氏は外務省に内田外相を訪問、該鐵道賣却問題につき前述したリトヴィノフ氏の聲明につき公式説明を加へ、併せて日本側の意嚮を尋ねた。即ち、

ソ聯邦が北滿鐵道を賣却せんとする當事國は滿洲國である以上、その同盟國たる日本に於いても十分斡旋の勞を取られたし

とて賣却問題につき、一、原則として買ふ意志ありや否や、二、交渉の地を何處にするか、三、賣却價格の基準を何處に置くかに關して日滿露三國間の豫備交渉開始を提議した。之に對して内田外相は、ソ聯邦の今回の申出は頗る諒とすべきものもあるも、同鐵道の賣却は問題頗る錯綜し、色々難問もあれば追つて慎重考慮すべき旨を約したのであるが、交渉は愈々具體化してきた。

こゝに於いて我が外務省では滿洲國側と協議の上根本方針を決定したので、内田外相は二十六日太田大使に宛て次の如き回訓を電送した。

一、五月二日モスクワ政府より提案あつた北滿鐵讓渡問題に對し日滿兩國に於て協議の結果かの一九二四年奉露協定の精神に基き滿洲國をしてこれを讓受せしむべきを至當と認むるとの結論に達した。

一、讓渡方法としてはロシアが滿洲國のために北滿鐵を拋棄するといふ政治的解決を基調とすべきものと思考す

一、讓渡に關する一切の具體的交渉は諸種の事情を考慮し東京において日滿、露三國代表相會合し、これを行ふべきを妥當と認める。

ソヴェート政府の北滿鐵道賣却提案に對する前述したわが回答はソ聯邦において好感を以つて迎へられ、六月三日には太田大使とソコロニコフ外交次長との間に會議が行はれた結果、ソヴェート政府は日本の回答に全く賛同するものであると正式に回答した。その回答文内容は左の通りである。

ロシア政府は五月二十九日太田大使を経てなされた日本政府が北滿鐵道賣

却に關する露滿間の交渉に當り仲介斡旋を執ること及び滿洲國政府が直ちに交渉に着手する用意がある。との通告を受つた、ロシア政府は滿洲國が交渉著手の用意ありとの右日本政府の通告を諒としました。日本政府の提議を容れ交渉代表任命を受諾した。日本政府の提議により東京で交渉することも異議なし、交渉開始の時期は双方で決すべきも、ロシア政府として二十五日から開始することを提議する。

かくて北滿鐵道買収交渉は急速に展開されるに至つた。

口、會議の經過

そこで北滿鐵道讓渡に關する全權代表並びに隨員の任命が行はれ、滿洲國側は首席全權に駐日滿洲國公使丁士源氏、外交次長大橋忠一氏以下隨員を、又、ソ聯邦側は首席全權に駐日大使ユレーネフ氏外交人民委員部極東課長コズロフスキー氏及び東支副理事長のクズネツォフ氏の任命發表茲に愈々會議開催の臆立成り、六月二十六日午後二時から裏霞ヶ關外務

次官々邸に於いて北鐵の運命を決する第一次會商の序幕が切つて落された。當日は初會合であつたので、何等具體的會商に入らず、劈頭外相の滿ソ兩國代表に對する歓迎の辭に始まり、次で駐日ソ聯大使ユレーネフ氏及び駐日滿洲國公使丁士源氏は交々起つて交歓的挨拶を述べ、日本の好意的斡旋によつて本件が圓滿なる協定に達するよう和衷協調の精神を以て商議を進行せしむるとの主旨を述べ、右挨拶が終つて、内田外相は滿ソ兩國間の直接交渉を原則とする建前から、只オプザヴァーのみを隨時會議に出席せしむる旨を述べて退席、茲に兩國側委員は會議のプログラム作成に就き協議し、次會は六月二十八日と決定、同五時散會、何等具體的交渉には入らなかつたのである。

第一次會商は前記の通り、何等具體的内容に觸れるには至らなかつたが、第二次正式會商は六月二十八日午後三時半から外務次官々邸に於て開會し、議事進行方法について協議し、第三次會商を七月三日開催と決定、愈々問題の本筋に入り

滿ソ兩國より具體案を提出して協議を進めることに決して同六時五十分散會した

六月二十八日の第二次會商は單に會商進行に關する手續上の事項を規定したにすぎず、實質的内容の協議には觸れなかつたが、七月三日の第三次會商では果然ソ滿兩國側より、買収價格及支拂方法に關する原則的提案があつた。この兩者提案の内容を検討するに、滿洲國側の買収價格五千萬圓に對し、ソ聯側主張の總價格は二億五千金留で其の開き五倍に當りために會商の順調なる進行を著しく滯滞せしめ、今後の渡瀾曲折容易ならぬものあるを思はせた。

次いで第四次ソ滿會商は七月五日午後二時半から前回通り外務次官々邸で開會冒頭ソ聯代表より、滿洲國提案に對する最初の反駁として、特に所有權問題を提げ、北滿鐵道はソ聯の單獨所有權に屬するものであるとして、長文の聲明書を朗讀し、この聲明に次ぎ滿洲國代表も長文の反駁聲明をなし、更にこれに對してソ聯代表再び立つて、滿洲國側の反駁聲明

を更に反駁し、引續き滿洲國側代表もまたソ聯代表の反駁論を討議應酬し、茲に北滿鐵道の所有權問題をめぐつて兩國代表の間に論争が白熱化した。結局、兩國代表協議の結果、五日交換された聲明書を慎重検討の上改めて會商すべきことを約し、五日の會商は所有權問題につき對立したまゝ散會した。所有權問題で暗礁に乗り上げた第四次ソ滿會商については、ソヴェート代表部より本國に對する請訓打電に長時間を要したこと、本國からの回訓が手間取つたためとで、會商續開が遅れたが、遂に七月十四日に第五次ソ滿會商が開かれた。同會商は第四次會商に於いて滿洲國側より提出されてある覺書の行懸り上、ソ滿兩國委員間には勢ひ所有權問題に關する相互の主張を反覆説明するに努め、双方自説を主張して譲らなかつたが散會後、懇談的に意見の交換が行はれた結果、兩國代表は何れもその意のあるところを述べ合ひ、空氣は幾分緩和したかの觀を呈した。即ちソ滿兩國とも所有權問題でこれ以上討議を續

けることは議論倒れに陥る恐れがあるもので、讓渡交渉が成立すれば、所有權問題の如きは各自勝手な解決に委せるも餘儀ないこととし、次回の第六次會商からは専ら讓渡價格の折衝に入らうと云ふ空氣が濃厚となつたかの觀を呈してゐた。越えて七月二十六日午後二時に第六次ソ滿會商を行ふことに決定してゐたところ、同日午後に至つて急に交渉委員の北鐵理事會副理事長クズネツォフ氏が急病のため取止めとなり、翌八月四日に漸やく第六次ソ滿會商を開くに至つた。同會商に於ては先づ滿洲國側委員より、前第五次會商におけるソ聯側の陳述に對し、長文の反駁聲明を讀みあげた。その後でソ聯側が八月二日に讓渡價額五千萬金留引下げ通告をなしたのを日本外務省が滿洲國側に通じてゐなかつたことから小波瀾あり、結局ソ聯側は改めて會議席上その引下げ聲明をなし「滿洲國側もよろしくその讓受價額を上げられたし」と要望し、之に對し滿洲國側は「自方の讓受額として通告せる五千萬圓は鐵道の實價

以上に評價したものであるから、再考の餘地なし」とつき放し交渉は大して進行しなかつた。交渉がかく遅々として進行しないので、その進行を促進すべく双方専任委員の私的中間會談を開き、懇談的に話をすゝむることを申し合せて散會した。

その申し合せに従つて八月八日午後二時から外務次官々邸において開かれた専任委員の第一回私的會談を皮切りに四回私的會談が續けられた。以來停頓したまゝ昭和八年に終りを告げた。尙ほ私的會談の経過を略記すれば左の通りである。

第一回北鐵讓渡私的會談は、
ソ聯側：カズロフスキー、クズネツォフ兩委員、ゼレズニヤコフ書記長
滿洲國側：大橋委員、杉原書記長
との間に行はれ、先づ大橋氏より第六次會商で双方の主張もほど明かになつたので、讓渡價額に關する肚を双方からこゝで卒直に開陳して、交渉の成否を一舉に決したいと主張したが、ソ聯側では自國の提案は事務的に出來て居るからそん

な方法で大まかに片づけることはできぬ逐條審議を遂ぐる外ないとして同意しない。次に大橋氏はソ聯提案の金留對圓の比率問題にふれ、金留金圓につき説明を求めたが、ソ聯側は銀行に聞いたら分るだらうとて相手にならず、大橋氏は重ねて最後案を提出して、政治的解決をなす餘地ありや否やにつきソ聯側に考慮を求めたが、何等纏つた結果を得ずして第一回私的交渉は終つた。

第一回私的會談において買收價額と留換算率問題を中心として、激論が交はされたが、私的中間會談は八月十二日の第二回私的會談において、ソ聯側より買收價格の金留對圓の算定法を金留對紙幣間に依るも可なりとの緩和的態度を示したので、局面は稍好轉するに至つた。

次いで十七日に開かれた第三回私的會談に於ては滿洲國側大橋代表より前回ソ聯側から提議になつたルーブル對紙幣圓の換算率に關し、ルーブル二十五錢が最も公正なりとして提議されたに對しソ聯側では來る二十二日に行はれる第

四回私的會談に於て具體的對策を提議することとなり、其他第四回私的會談後開會さるべき専門委員會の手續問題も協議された。

二十三日に開かれた第四回私的會談に於ては前回滿洲國側提案のルーブル換算比率二十五錢に對し、ソ聯側から何等かの對案提出されるものと期待されてゐたが、その豫想も外れ同じく交渉は進捗しなかつた。

ハ、財政専門委員バルイシニコフ氏來朝

私的會談で留換算率が問題とされてゐる時、ソヴェート政府は北鐵讓渡會議のソ聯代表部財政専門委員に國立銀行理事バルイシニコフ氏を任命、同氏は八月十九日モスクワ出發、三日敦賀上陸、四日入京したので、同氏の入京を待つて第五回私的會談が開かれると期待されてゐたが、八月二十三日の第四回私的會談以來會議は全く停頓して了つた。

尙ほバルイシニコフ氏の出發に際し、ソヴェート政府機關紙「イズヴェスチヤ」

並に全聯邦共產黨機關紙「プラウダ」はいづれも同氏の任命を以て、東京に於ける會議の圓滿促進を計るためであり、傳へらるゝが如き會議の遷延策を劃せんとする意圖から出たものでないことを強調釋明した。因みにバルイシニコフ氏は交渉の急速な解決に見切りをつけたが、二月五日日本を出發して歸途に就いた。

二、停頓前後の事情

前述の如く去る八月二十三日の第四回私的會談に於て留對圓の換算比率につきソ聯側は滿洲國側よりなされた一留一日貨二十五錢換算案は單にソ聯側の二億留案を滿洲國側の原案たる五千萬圓にあてはめたに過ぎないから、滿洲國案を眞の留換比價案とは解されないと強調して譲らず、北滿鐵道讓渡交渉は打開の可能性いよ／＼薄くなつた。されど兩國代表は會議進展に對して何等努力を拂はなかつたのではなかつた。

九月五日には滿洲國側の大橋委員とソ聯側のカズロフスキー委員とは、非公式ではあつたが停頓中の同交渉打開進捗

方策につき意見の交換を試みる等會商に會に努めたるも、兩者の會談に於ても何等局面打開されず、第四回私的會談當時の狀勢を脱しなかつた。

北滿鐵道讓渡交渉が第一次會商が開始されてから滿三ヶ月も経過してゐるのに大した進展を見ずして停頓中であつたところ、滿洲國官憲の北鐵管理局手入事件はソ滿引いては日ソ關係を悪化せしめ、それが北滿鐵道讓渡交渉にも反映して、同交渉は全くデット・ロツクに乗り上げて了つた。

尙ほ昭和九年四月二十六日に再會された第二次會商に關しては、昭和九年の日ソ關係中に述べることにする。

五、邦人漁夫射撃事件

カムチャツカ東海岸クロソツキー沖に出漁中、大同漁業の鮭鱒沖取母船東榮丸所屬の獨航船富美丸(十八噸)が荒天に遭ひ、機械に故障を生じたため、オリガ岬(クロソツキー岬の東南東約四十哩)附近に避難し、六月十六日飲料水を求むべく

漁夫三名が傳馬船で陸岸に向ふ途中、突如海岸監視兵より射殺された邦人漁夫射撃事件については、我が外務當局はこの事件を重大視し、越えて十九日、當時ウスカムに出張中であつたベトロパウロフ

スク領事館野口書記生をオリガ岬に急派し、真相につき詳細な現場調査を行はしむると共に、同月十四日ベトロパウロフスク着任、直ちに同地發西海岸漁場に出張する豫定であつた緒方領事宛に右出張を中止し、同地ソヴェート官憲に對し嚴重抗議方を訓電した。一方在モスクワ太田大使をしてソヴェート外務人民委員次長ソコリニコフ氏に對しても抗議を行はしめたのである。

これに對して外務人民委員會次長ソコリニコフ氏は大同漁業の損害賠償要求額六萬四千圓を東京に於て支拂ふことに應諾したとモスクワ駐在太田大使に回答した旨七月二十四日外務省に入電あり、殘された問題はその賠償金分配を如何にするかとなつたが、漁夫射撃事件によつて當の大同漁業會社も相當の損害を蒙つた

が、會社側は専ら被害者の損害賠償に止め、前記六萬四千圓は全部遺族に均等分配されることとした。

因みに、一方、ソヴェート政府はソ側責任者處罰に就てハバロフスクの極東地方國境守備隊檢事局で審理し、八月二十七日裁判終了し、左の如き判決が下された右は何れも相當重刑で、ソヴェート側の政治的態度を推察するに足るものとして注目に値する。

カムチャツカ國境守備隊長

キセリヨフ

禁錮六ヶ月

ベトエンベブロウスキー

海監視檢査所長

ラービン

禁錮五年

赤軍兵士

ローゾクイ・ルウエイツチ

禁錮五年

赤軍兵士

レンデネフ・グバートウイ

無罪

六、内田外相の辭任

昭和七年五月十五日、犬養前首相が不幸兇手に仆れ、後繼内閣組織の本命が齋藤實氏に下り、同氏を主班とする舉國一致内閣が越えて五月二十六日に實現したが、外務大臣は齋藤首相が兼任し、同年七月に内田康哉氏が外務大臣に就任して以來、當時の外交難局に對處して毅然たる日本帝國の主張を一步も譲らず、大いに自主的外交の實を擧げ、同氏の將來は大いに囑望されてゐたが、老軀と健康の勝れざるため遂に翌八年九月にその職を辭した。

七、廣田外相の就任

内田前外相辭任が傳はるゝや、その後任外相に何人が推さるゝかは一般注目的であり、且つその後任外相が日本の對外交のうちで最も複雑、デリケートで且つ困難である對ソ外交にかなる經驗を有する人であるかは、日本に於ける對露關係者のみではなく、ソ聯邦始め各國

の關心を寄せるところであつた。然るに内田外相の後任として、親しくソ聯邦にあり、ソ聯邦の各要人とも親交のあつた前ソヴェート聯邦駐在大使廣田弘毅氏が九月中旬就任したので、新外相に對し一般に多大の期待をよせたのは當然である

廣田新外相に對する駐日ソヴェート大使館情報部長ガルコウイチ氏の所感を左に掲げる。
それはお目出度う。ソヴェート聯邦駐劄大使時代の廣田さんの評判はモスクワでも非常に良く好印象をのこして歸朝された。我々大使館側でも新しいソ聯邦に深い理解をもつて居られる廣田さんが此の際外相になられたことを衷心から歓迎してゐます。今後日ソ親善のために大いに努力して下さることを期待してゐます。

廣田外相を個人的にも熟知してゐるソ聯邦政府機關のタツス通信社日本代表ナギ氏は廣田氏の外相就任について左の如く語つた。
新ロシア通で、しかも平和主義の廣田

氏が外相に就任されたことは、日ソ關係に必ずや好影響を與へることゝ信じてゐます。北滿鐵道讓渡問題にしても同氏の蘊蓄の深い對ソ聯邦智識によつて大いに好轉する可能性が創り出されはしないかと思ひます。それに同氏は有能な立派な政治外交家であるから今後日ソ兩國の間に困難な問題が発生することがあり得るとしても、之をより良き方向に處理する力を持たれてゐると信じしてゐます。殊に双方の誤解から紛議を發生した場合などにはソ聯邦政府の政策や氣持をよく理解してゐる新外相によつて圓滿解決されるであらうし、恐らくソ聯邦としては自國に理解ある廣田氏の外相就任に對し好意をよせることであらう。

一方日本朝野の廣田外相に寄せる期待は非常に大きく、日ソ間に種々な難問題を生起する場合でも、何れも廣田外相に信頼して安心してゐるかの如き感を呈した。しかも廣田外相の對露懸案解決に對する期待は日と共に増大しつゝあつた。

尙ほ廣田外相の對外交、特に對露外交に對する所信を十月十六日の第四次五相會議で述べた氏の意見によつて窺ふこととする。

刻下の非常時局に際し帝國の採るべき外交國策は勿論軍備と並行して進むべきだが、その根本要諦は「戦はずして勝つ」事である。即ち現在の情勢に於て我が國が採るべき實際的政策としては東は米國との間に積極的不戦工作を行ひ、然る後露國との懸案を解決すべくである。若し米露との間に政治的整調を行ふ事に成功せば、多年紛糾してゐる對支懸案の如きは自ら解決し得るであらう。然し米露及び支那は表面甚だ強硬なる態度を持ち、尋常一様の外交手段のみを以てしては、容易に最終的目的を達し得ざる事もあるべきを以て一旦事ある際には斷乎實力を以て臨み得る様に常から絶えず理想的軍備を有し居る事は絶對必要條件である。斯くて我が國が米露支三國の關係調整に成功するを得ば、英國を始め對露外

(ハ)親露派の同情を得ざる場合と雖も對立せる二派をして益々抗争せしむるに奏功すれば目的を達し得べしと見込みたること

(ニ)更にソヴェートとしては既に西方諸國と不侵略條約締結に成功し、殊に豫ねてソヴェートと嫉視反目しつゝあつた波蘭及び羅馬尼兩國とも不侵略條約を締結し、當分西方諸國との間に紛争發生の惧れがなくなつたから、その外交的壓力を東方に向くも、何等後顧の憂なしと認めたること

(ホ)ソヴェート・ロシアの國際的立場と異り、日本は今や國際的孤立にあると同時に、一九三六年の危機を控へ日本には國內的に重要な解決を要する諸問題山積してゐる状態であるから、日本がソヴェートに對してその全力を傾倒することとは不可能であると見縊つたこと

二、右のソヴェートの企圖は次の如く完全に裏切られつゝある。
(イ)ソヴェートの日本を誣ひんとせる

政治・外交關係

交政策の如きは自ら好轉すべきは期して待つべきのみである。
以つて廣田新外交の對ソ外交を始め、對外交の方針の根幹を知り得べし。

八、怪文書事件

イ、怪文書の發表

ソヴェート聯邦政府が我菱刈駐滿大使の一九三三年九月四日付並に九日付の外務大臣宛の公文書なるもの及び、同九日付森島ハルピンの總領事宛三通の怪文書を十月九日に至り突如中外に公表し、日本政府が滿洲國を指嗾して北滿鐵道の乘取りの陰謀を計畫してゐるとの報道をなした。これに對して我が外務當局並に軍部は極度に憤激し、ためにこの怪文書を圍つて日ソ關係は極度に緊張するに至つた。

ロ、我が外務當局の態度

怪文書發表に對して我が外務當局は先づグタツス社の責任を問ふべく我が外務省天羽情報部長は同社東京通信員アレクセイ・ナギ氏を十月十一日外務省に招致し

怪文書に對し歐米諸國ではソヴェートの常套手段とし、その陰謀を嘲笑し若しくは不問に付しつゝある。

(ロ)ソヴェートの日本國內における對立せる二潮流攪亂策は逆の現象を誘致した。即ち從來親露派もソヴェートの不信行為に刺戟せられ、強硬派と一致してソヴェートに當らねばならぬといふように轉向せしめた。

(ハ)左の結果日本としては北滿工作に關しては本件は飽く迄滿露を直接交渉によつて解決すべきものであるとの見解を堅持し、ソヴェートが北滿工作と北鐵交渉とを依然關聯せしめ北鐵工作を理由として東京における北鐵交渉を遷延せしめんとするにおいては、ソヴェート側こそ東京交渉に對して誠意なきものと認め、日本としては、最早好意的斡旋を當分停止する外はない。

(ニ)外務當局としてソヴェートがかゝる態度を速に匡正して自ら北鐵交渉を阻止するが如き行動に出でざることを希望するのみ。

ソヴェート政府に於て右の如き事實無根の怪文書を公表せる點につき詳細なる取調べをなす等、ソ聯邦政府に嚴重抗議を發する準備を着々進めると共に、十四日次の如き見解を非公式に聲明した。

一、ソヴェート政府がグタツス通信をして去る九日突如偽造文書を發表せしめた動機

(イ)這回の北滿工作の背後には日本があつて滿洲國を使嗾し、日本は表面東京に於て北鐵交渉の斡旋をやりながら、實は強力をもつて北鐵を奪取せんとしてゐるといふことを世界に知らしめ、日本の武斷的行動を暴露することにより日本をして國際社會の信用を益々失墜せしめんとせること

(ロ)日本の國內にはソヴェートに對し強硬政策を行はんとする激流と、これと反對にソヴェートと友好關係を維持増進せんとする潮流の二派が對立してゐる。

從つて親露派の同情を買つて武斷派を抑壓するためには武斷派の北鐵奪取計畫を暴露するを必要と認めたること

然るにその後我が外務當局はソ聯邦の怪文書發表に對して何等抗議をも提出せず、何故か沈黙を守つたが、怪文書發表を廻つて日ソ關係は、よし一時的にせよ非常に緊張し、第三國に於ては眞しやかに日露開戦説さへ流布され、ためにソヴェート・ロシアに理解ある廣田外相就任當時今にも日ソ關係の好轉を見るもの一般から豫想されたも束の間で、却つて日ソ關係がより惡化するのではないかと云ふ懸念さへ抱かしめるが如き情勢に立ち至らしめたのである。

九、浦鹽港水先案内制問題

浦鹽ソヴェート官憲は昭和八年八月二十六日突如浦鹽港出入外國船舶に對し九月一日より強制的にソ聯邦の水先案内を附し、之が料金として出入航とも登薄噸當り二金カベーク宛、四金カベークを課する旨の布告をなしたるため、敦賀浦鹽間の定期航受命の北日本汽船を始め朝鮮郵船、北陸汽船の三社は久しい間水先入

なかつたのが、今日の規則によつて此等邦船に影響を及ぼすこと尠ならず、殊に北日本汽船の如き貨客僅少にて採算引合はぬにも拘らず、歐亞聯絡の幹線航路なる國際的見地に鑑み就航永年の經驗に依り今更水先案内就航の必要なるを指摘、且つ又日本船舶は定期命令航路なれば發着に不便を來すので、帝國政府は直に在浦鹽坂部總領事代理に訓令して水先案内制度の撤廢、若し出來なければ我が國の定期船に特に強制的の水先制度の除外例を設くることの抗議を提出し、更に九月十六日同地當該官憲を訪問、同様の趣旨を述べたが解決せず、更に事件をモスクワに移し、太田大使をして交渉せしめた。大使は二十一日外務人民委員ソコルニコフ氏と會見の際、本問題に言及し越えて二十九日には酒匂大使館參事官をして極東部長代理に交渉せしめたが、ソ側は水先案内人の撤廢、日本定期船の除外例に難色を示し遂に解決するに至らなかつた。右は最近ソ聯邦が同港に大々的軍事設備をなしたるがあるので、これが秘

密漏洩を恐れてかゝる制度を設けたものと見られてゐる。

一〇、北鐵監理局のソ聯役員逮捕と日ソ關係

北鐵讓渡交渉が行惱んでゐた矢先に北鐵監理局はソ聯役員、監理局機務司長カリーナ、汽車課長ラープロフ、車務司長アブロス、財務司長クーブリの四名を昭和八年九月二十四日召喚したので北鐵讓渡交渉は前途いよ／＼望み薄となつたのみではなく、日ソ關係にも尠からざる悪影響を與へた。

滿洲國によるこの北鐵手入事件の経緯については、日滿露關係の部に於て詳述することゝして、茲では單にこの事件が日ソ關係に如何なる影響を與へたかについて及び同事件を運つての日ソ兩當局者間に交はされた外交交渉についてのみ述べることにする。

滿洲國政府が北滿鐵道ソヴェート聯邦代表の不法行為に關聯し主權を發動せしめて何等かの決然たる處理に出でんとし

さて愈々滿洲國側が北鐵露國側職員の檢擧を行ふや、ソヴェート聯邦政府は九月二十八日、駐日大使ユレニエフ氏と廣田外相との會見の際ソヴェート政府側から日本政府に發した一種の抗議的警告の内容を發表した。即ち、ユレニエフ大使は廣田大使に左の如き警告を與へた。

ハルビンに於ける日本軍當局は同地の責任ある日本官吏と共同して北滿鐵道奪取の陰謀を企てた。尙ほ日本官憲は國境軍隊と協力して北滿鐵道ソヴェート側従業員を逮捕させた事實あり、一方に於て日本は目下東京に於て進行中のソ滿兩國間の北滿鐵道讓渡交渉を決裂せんとした。これらの詳細な計劃に關してはソヴェート政府は何時でもこれを發表し得る材料を有す。

ソヴェート政府は右警告内容の發表と共に左の如き脅迫的聲明を敢てした。日本政府が北滿鐵道奪取の企謀を放棄せざるに於てはソヴェート聯邦は滿洲に於ける日本軍當局及び官憲の陰謀を暴露するであらう。

てゐるとの報が九月二十四日の手入前に傳へられたのに對しソヴェート聯邦外務人民委員會次長兼極東部長ソコルニコフ氏は滿洲國の行動は事實上日本政府の指金に依るものだと假定の下に、九月二十一日モスクワ駐劄日本大使太田爲吉に對し左の要旨の警告的意志表示を爲した

滿洲國政府當局は日本政府の指示の下に東支鐵道管理局に幾多の變更を加へ同鐵道ソ聯管理局長に屬する權利を甚だしく犯し、管理局長を管理局に於ける滿洲國側補佐員の命令下に立たしめんとする意圖だとなり、同時に滿洲國當局は日本政府代表指示の下に北滿鐵道に於けるソ側従業員に對し或る種の警告的方策を立案中だとの事である。

ソ政府は余に對し政府を代表し、條約に依り設定された北滿鐵道の現存地位を侵犯する此種手段の實行は東京並に新京政府が有する國際上の義務と相容れず北滿鐵道奪取の有すべからざる企圖と見做さるべき事を警告するの權限を與へた。政府はかゝる侵犯行為に對

と日本に警告を發した。時恰も北滿鐵道讓渡交渉がルーブル對圓の換算率をめぐり滿露兩國の主張が對立し、全くの停頓状態に陥つてゐた時に於て、而もモスクワ政府は突如として怪文書を發表したので、ソ聯側従業員捕縛事件は、日ソ兩國政府間の問題にまで進展し、ために北滿鐵道交渉の前途も悲觀されるに至つた

即ち、ソ聯側は北鐵ソ聯側従業員の捕縛問題が純然たる滿洲國內の司法問題たるにも拘らず、日本政府が滿洲國を使喚した結果であると主張してゐるのに反して日本外務當局は北鐵交渉と、ソ側従業員捕縛事件とは別個の問題であるとの主張を固守して譲らず、結局水掛論に終つたが、捕縛事件が日ソ關係を悪化さし北鐵交渉停頓に拍車をかけたことは疑ふ餘地がない。

一一、飛行機露領飛翔問題

九月下旬行はれた滿洲國官憲の北鐵従業員逮捕事件に次いで、十月九日ソヴェート政府が各新聞紙上に北鐵乗取りの日

する直接責任が日本政府に歸屬するものと思惟し、滿洲の事實上の主人たる日本政府こそ北滿鐵道に關する一切の條約侵犯の意圖に對し直接責任を負ふべきである。

一方ソヴェート政府は駐日大使ユレニエフ氏に對し日本政府に同様の意思表示を爲す様訓令した。この訓令に基づき駐日露國大使ユレニエフ氏が日本政府に抗議を提出したのに對して、廣田外相はこの種露國側抗議は日本としては全然關係なき事柄である。その申出でに對しては取調べの上必要ある場合は滿洲國にも傳達する。

ところが北鐵稽核局ではソ聯側の不正行為を調査中であつたが、確證を得たので前述の如く九月二十四日前記四名を召喚した。而して右四名の召喚に引續いてボクラニチナヤ驛長カトウイリン、滿洲里驛長アウラメンコの兩氏も二十四日朝それ／＼滿洲國警察權の發動を見るに及び事件は更に擴大して行つた。

本の陰謀なる怪文書を發表して以來、わが外務當局では無言の威嚇を與へる目的を以て北鐵讓渡交渉に對する好意的斡旋を打ち切り、靜かにソ聯邦の反省を待ちつゝあつたところ、駐日ソヴェート大使ユレーネフ氏は十一月六日、四十日振りで突如外務省に廣田外相を訪問し、當面の問題たる日本飛行隊のソ聯邦國境内飛翔事實に對し、

去る三月、日本飛行機九臺、その中心一臺は重爆撃機で戰鬥隊形を以つてボンエツト・サフヴァイアンカ方面に飛來せるが如きはソヴェート・ロシアの領空權侵犯である。

とて抗議したので、廣田外相はわが出先官憲の調査によれば、日本輕爆撃機が匪賊偵察のため飛翔せるは日滿國境内二キロの上空にして何等ソヴェート側の領空を侵したものに非ずとして直ちに反駁した。

一一、日ソ關係と兩國當事者の所説

日本の假想敵國となつてゐるソ聯邦に對しては日本よりの突然の攻撃を撃退する用意が出来てゐる。若しかゝる豫期すべからざる攻撃を加へられたる際吾人のなすべき義務は明白且簡單である。即ち、敵軍の殲滅、赤軍の全勝これである。日本においては目下政府方面は勿論、新聞紙に至るまでソヴェート東部諸地方に關する論議を公々然と進めてゐる有様である。ソヴェートはその成立以來常に平和政策を取り來つたのである。北鐵賣却提議、日ソ不侵略締結提議は何れもソ聯邦の平和的解決希求の現れであるし、しかしながら吾人は極東に於ける事態の進展に目を閉ぢることを得ない。吾人は日本が現存諸條約を無視せんとするのを默視出來ぬ吾人は今後も續々日本のかゝる計畫を暴露せんとするの意圖を有してゐる。吾人は日本こそ眞の滿洲の統治者であり滿洲に勃發せるあらゆる事件に關しては日本に於て責任を負ふべきであると思考する。

政治・外交關係

イ、廣田外相の警告

わが廣田外相は十一月六日、ユレーネフ駐日ソヴェート大使と會見した際、日ソ國交打開に關して、同大使に大要左の如き自己の所信を披瀝した。

日ソ兩國間に於て絶えず各種の紛争事件が續發するはソヴェート側が思ひきつて對日親善の實を示さざるに基因するものである。翻つて日米外交關係の如き久しく危機を傳へられたるも、米國政府が這般太平洋岸にある太西洋艦隊を明春を期し一先づ原根據地に歸還せしめることを發表したため兩國間に横たはれる危険性を除去して、日米兩國の國民的感情を著しく融和したる生々しき事例もあり、米國政府の措置の如きは寔に機宜の措置といふべきである。

とてソヴェート側も又米國に倣つて日ソ兩國間に繼續的に發生しつゝある紛争事件を速かに解決し以つて日ソ兩國間の不安なる空氣を一掃すべきことが先決問題であるとの意見を述べ、北鐵交渉に關す

ハ、廣田外相の對ソ外交根本方針

前述の如くモロトフ氏が日本の一部に沿海州占領の計畫が運らされてゐると演説したので、わが外務當局は五相會議の結果として今後の對ソ外交を左の如き方針の下に行ふと發表した。

一、ソ聯邦の國體は日本と相容れざるものであるから、兩國間の親交關係を絶縁すべしとの意見に對しては、ソ聯邦が日本と國體の點において相容れざることば嚴然たる事實であるが、日本は特殊の國柄であり、ソ聯邦に於ても日本赤化運動の成功の見込なきことを認めたいやうである。従つて、ソ聯邦政府は全力を第二次五ヶ年計畫の遂行に盡してゐるが農民の疲弊は著しく兩三年間に於て農民中餓死者數百萬人に達し、又農民の國境外に逃亡するもの多數に上つてゐる現狀である。しかも現政府を維持してゐる共產黨員は一億六千萬人の露國總人口の内約百六十萬人にすぎず、現政府がいつ迄現狀のままに繼續すべきかも疑問視されてゐる

る日本側の態度については

北鐵交渉が圓滿裡に進行し、協定に到達するよう日本側がこれに斡旋すべしとする従来の方針は今日何等變更を見ずソヴェート側が日滿露間に横たわる不快なる紛争續發を自ら制止して誠意を示さざる限り現在の如き停頓状態が續くもわが方の關知するところでないこの點に關し本國政府ともよく連絡を執り、ソヴェート側が態度を改めらるべきを俟つのみ

とて友誼的態度を表明した。

ロ、モロトフ氏の強論

東京に於て我が廣田外相とユレーネフ駐日ソヴェート大使との間に行詰れる日ソ國交打開に關して懇談しつゝあつた時に、ソ聯邦のモスクワでは第十六回革命記念祭席上、ソヴェート聯邦人民委員會議長モロトフ氏は、大要左の如き強硬なる對日政策を高唱した。

日本陸軍の指導者連は宣戰の宣告をなすことなしに戦争を開始するのが賢明であると宣言してゐる。かゝるが故に

る。事態右の如くであるから、帝國政府としては平和的に露國との極東に於る諸懸案を漸次解決し、極東に於る日ソ紛争の禍根を絶つことが最も必要である。徒らに親交關係を複雑化せしむるが如きことは極力避けなくてはならぬ特に共產主義運動は戦争による國內混亂に乗じて成功を収め勝つものであるから、懸念を平和的解決することが絶対に必要である。

一、白系露人を糾合してシベリヤに白系露人の國家建設を援助し、極東に於るソ聯邦の勢力を驅逐すべしとの意見も一部にあるやうだが、白系露人が永久に日本と共同してソヴェート聯邦に對抗するとは考へられまい。現に白系露人の巨頭たるミリューコフ氏は最近巴里に於て「祖國が日本のために侵略される場合はこれを默視することは出來ない」旨を演説してゐる位である。よつて白系露人の國家建設は實際問題として考慮する價値がない。

一、モロトフ氏が七日の演説で述べた

如くソヴェート政府は赤軍の威力を誇張してゐるが、赤軍そのものは成程相當の實力を有するかも知れぬが、これは百六十萬人の共産黨員から選抜した約二十萬の職業的軍階であつて、この軍隊が傷付けば、これに代り得る軍隊はない。従つて露國が國外に進出して戰爭に訴へることは到底露國の現状より察し考慮されない。たゞソ聯邦が國民にあかれ國民に多大の不滿あるに鑑みての對内策として故意に日本を傷つけ赤軍は帝制時代より強い軍隊であることを宣傳し國民の對内的不滿を他に轉ぜんとする魂膽である。

一、以上の如く日本は露國と争ふべき懸案を有しない。先づ當面せる北滿鐵道の交渉の如き露國が誠意を以て交渉の促進に誠意に示せば露國自身として極東に兵力の集中を行ふの必要もない従つて、現在の日露關係も北鐵交渉が圓滿に解決すれば漸次好轉することは必定である。何れにしても帝國政府としては滿洲國內に事實上共產主義宣傳

の有力なる機關たる北鐵を黙視することは出来ぬ。よつて帝國政府としてはソヴェート當局が五相會議に於て確立した帝國の平和的交渉方針を信頼し速かに現状打開につき誠意を示すことを期待してゐる。

ニ、リトヴィノフ氏の日本誣言

昭和八年十一月十六日、斷交以來十六年目に米ソ國交恢復と云ふ重大使命を果して歸國の途につけるソヴェート聯邦外務人民委員長リトヴィノフ氏は同月二十四日夜米國商業會議所主催の晚餐會席上日本及び獨逸に當てつけた左の如き演説をした。

今やアメリカ合衆國とソヴェート聯邦兩國政府は互に提携して世界の平和、殊に極東の平和の維持に當り得るであらう、ジュネーブの軍縮會議停頓の責任は日本と獨逸の兩國が負ふべきである。今後世界の平和の平衡を維持する上に米ソ兩國の聯合協力は益々鼎の重きを加へ得る事は何人も疑はないであらう。過般の歐洲大戰を以つて最後の

世界戰爭と信する者は殆んどなからう次の世界大戰、否將來の新戰爭(複數)に對する準備は着々として、而かも公然行はれてゐる。嘗に軍備の擴張競争が日増しに尖鋭化しつゝあるばかりでなく、軍國思想の公然たる宣傳が各國に行はれ、又戰爭光榮化の思想が涵養されつゝあり、斯の如き思想の特徴は或る一國民が他國民に優越し、且つ他國民を征服し又は殲滅し得る權利を有すといふが如き中世紀の思想理論の涵養を意味する。某々國に於ては戰爭準備の行商をイデオロギー的又は科學的理論を以つて粉飾し、理論づけんとする氣まぐれな企てが旺んに行はれてゐる。

一三、日本民間有力者の奔走

廣田外相は就任以來日本の國際聯盟脫

退後の新外交方針を決定するに當り、大體前述の五相會議に於てその大綱方針を説明してその諒解を得たが、更にその完璧を期すべく在來の如く霞ヶ關の智囊のみを以てしては不足と思惟し、就任以來機會ある毎に現在民間實業界政黨方面に活躍しつゝある對米關係民間有力者の意見を徴しつゝありし矢先に對露關係の有力者から對露經濟關係促進に關する建白書が提出されたので對露國策遂行に遺憾なきを期するに決し昭和八年十月三十一日午後六時右關係者を外相官邸に招待し懇話會を開催、外務省側から

- 廣田外相、重光次官、東郷歐米局長、天羽情報部長
- 民間側より
- 田中元駐ソ大使、倉知日露協會幹事、樺山露水組合長、中里北樺太石油社長
- 加藤鮮銀總裁の五氏出席
- 先づ廣田外相より

先般來諸氏の間で對ソ問題について種々憂慮され、自分の手許まで對ソ外交上の諸問題、對ソ關係打開について種

々意見を具申されたが、自分としても諸氏の御趣旨には全く同感で、自分としては對ソ問題に關する民間有力者として諸氏の御意見を承はることにしたのである。

と挨拶を述べた後、對ソ問題を中心とする懇談に入り、出席諸氏より交々、現下日本の重大關心は滿洲國の建設に置かれねばならぬと思ふが、この滿洲國の建設のためにはこの際どうしても對ソ關係の改善を必要とし就中對ソ經濟問題の外交的解決は最も必要なことであると考へる。

とて各氏それ々の立場から各種の對ソ問題について意見の開陳をなし外相との間に隔意なき懇談を遂げた。廣田外相も對ソ關係者の意見は全然同感である旨を述べ、且つ

自分としては各種の對ソ問題については外交的手段によつて解決さるべき最大限度の範圍内において逐次これが解決に努め、日ソ關係の打開に努力したい考へであるがたゞこれらの外交的工

作に着手すべき時期及び順序については目下は先般のソ聯側の怪文書發表問題で、日ソ間の空氣が變調してゐるので、ソ聯側の反省の實が擧がるのを待つてこれに着手する事が適當であらうと思ふ。

一四、八年末の日ソ關係

滿洲業官憲の北滿鐵道管理局側幹部職員の檢舉事件に次いで起つたソヴェート當局の怪文書發表事件が錯綜して、日滿ソ關係複雑微妙を極め、北滿鐵道讓渡東京交渉は去る九月二十九日大橋、カズロフスキー滿ソ兩國代表間に行はれた私的會商後全く停頓のまま昭和八年も終らうとしてゐるが、此の間ソ米復交交渉も一段落をつけ、且最近の極東關係は北鐵交渉の周圍の事態を漸次平靜に導き、日

ソ關係の前進に一抹の光明を認められてゐた矢先に、又亦昭和八年十二月二十八日に於て開かれたソヴェート中央執行委員會議で人民委員會議長モロトフ氏外務人民委員長リトヴィノフ氏、茲に赤軍騎兵監兼革命軍事委員ブジョンヌイ將軍は何れも異口同音に日本が反ソヴェート運動を起し、ソ聯邦との戦争を準備して居り、且つ北滿鐵道を強制的に掠奪し、或はソヴェートの領土に侵入せんとする計畫があるかの如き言辭を弄し、同時にソヴェートは日本の侵略に對し十分の用意あることを力説すると共に、日ソ關係の切迫せることを高調したが、彼等の演説の内容については昭和九年の日ソ政治外交關係の項において詳述することとする。

昭和九年の日ソ政治・外交關係

一、再開された第二次北鐵交渉

イ、會議再開までの経緯
昭和九年以來停頓中の北鐵讓渡交渉は迂餘曲折を経たが廣田外相の斡旋によつて漸く滿ソ直接再開の運びとなり、昭和九年四月二十六日午後一時霞ヶ關の外務次官々邸で開催されたが、停頓以來この北鐵交渉第二次中間會商の再會されるまでの
一、ソ側は米國の同國承認を利用し、北鐵交渉を含む極東政策を有利に展開せんとせしが、極東の諸勢力には豫期せし程の影響がなかつたこと
一、日本側としては怪文書事件始め米露關係に對しても極めて冷靜を保つてゐること
一、この新情勢に處すべくソ側は昨年末に齋藤首相、廣田外相等朝野の名士と懇談し惡化せし空氣の緩和を計つたこと
一、去る一月二日ソ側はゴスバンクをして日本當業者に漁區租借料一留七十五錢の割合で追徴を迫つて來た眞意は那邊にあるか。

一、専門委員バルシニコフの歸國はソ聯が換算率問題を固守せざる一證據たること。
一、哈爾濱に於ける逮捕ソ聯職員を取調も一段落着かんとしてゐる事
等交渉再會の可能性濃厚となりつゝあつたが、遂に三月十四日の命令によつて彼等ソ聯職員を釋放し、北鐵讓渡交渉再開の事實上の楔機を造るに至つた。
ロ、北鐵第一次中間會商
前述の如く、北鐵讓渡交渉第一次中間會は二十六日午後一時より行はれたが同日は大橋次長よりさきにソ聯邦側より提起せる新提案に對して滿洲國の具體的對案を示し、これに對し滿ソ兩國間に質疑問答が重ねられただけで、同四時散會した。第一次中間會商は極めて圓滿裡に行はれ、交渉の前途に曙光を認めるに至つたと云はれてゐる。
尙出席者はソ聯邦側より
カズロフスキー外務人民委員部極東部長、クグネツオフ北鐵理事會副理事長（以上代表）、ロジンスキー駐日大使館

書記 生

滿洲國側より

大橋外交次長（代表）、森交通部北鐵課長、杉原外交部事務官、烏澤聲北鐵督辦公署參與、愈曉嵐外交部翻譯官、

ハ、同第二次中間會商

四月廿六日の北鐵第一次中間會商に於て大橋滿洲國代表よりソ側に提出されたソ側新提案の對策を討議研究を遂げたソ聯邦側では、ユレーネフ大使の手許に到着したモスクワ政府の回訓に基き、第二次中間會商開催したき意向を五月七日廣田外相に傳へ諒解を求め、遂に同九日午後一時から裏霞ヶ關の外務次官々邸で開催される運びとなつたが、第二次會商は豫想した程の成果を得ずして、大體次の如く水掛論に終つた。

ソヴェート側を代表してカズロフスキー氏が専ら發言、去る二月廿六日斡旋役たる廣田外相を経て滿洲國に提出したる自國案を固執、去る四月廿六日滿洲國側よりソ側に提出された對案については全然討議の價値なく本國政府に請訓するの

政治・外交關係

不可なりとして滿洲國案を眞向から踏付け、しかもソ側案については何等の説明もせず、單に自説を主張せるのみでその態度は極めて非友誼的印象をのこしたとの趣であるが、これに對し滿洲國大橋代表は滿洲國が去る四月廿六日提出せるものは極めて合理的案で、ソヴェート側が、この苦心を諒解せざるは兩國の政治的大極から極めて遺憾であるとして昨秋停頓前の交渉當時の實情に照し第二次提案の正當化を強調しソ側の再考を求めたが、結局水掛論に終り、何等具體的成果を得なかつた。

ニ、同第三次中間會商

越えて五月十四日午後三時北鐵讓渡の第三次中間會商が同じく裏霞ヶ關外務次官々邸において開催されたが、ソ聯邦側より期待に副ひたる新提案が提示されず、依然双方とも第二次會商における提案を中心として討議を闘はずこと四時間半の長時間に及んだが、何等の結論に達し得ず、交渉進展を見せずして散會した。一方我が陸軍側では、第三次中間會商

は前回以上に好轉したと信すべき材料なきため、本交渉の前途に關し多大の懸念を抱くやうになつた。
即ち、昨年本交渉開始前後に於けるソ聯邦の國際的立場は面白からざるものが多かつたが、現在では各方面とも改善せられ、國內の産業五ヶ年計畫も進捗し、極東方面の兵備も十分になつたため、本交渉を故意に遷延せしめつゝあるのではないかと見られる節が多い。斯くの如くんば滿洲國が如何に誠意を以つて交渉を繼續せんとするも、結局徒勞に終るであらう。
といふのである。

ホ、廣田外相の調停

駐日ソヴェート大使ユレーネフ氏は五月十八日、我が外務省に廣田外相を訪問し、日ソ間に横たわる諸重要懸案に關し長時間に亘り種々折衝を遂げたが、去る十四日の北鐵第三次中間會商においては兩國代表互に自國案の妥當なることを主張したのみで少しも進展を見せなかつた關係もあるので、ユレーネフ大使は廣田

外相に對し、

ソ聯邦案は妥當なものと思ふから、この際外相に於て滿洲國側に讓渡すべきやう斡旋されたい。

と要請したので、外相は、

自分は斡旋者であるから、滿洲國が妥當とする案に對し滿洲國側のみ讓歩の斡旋をなすわけには行かぬ。凡そ取引交渉に於て讓渡せんとするものは高くこれを賣り、讓受けんとするものはなるべく少く見積るのは當然である。現在ソ聯邦案と滿洲國案との間には尙ほ相當の距離があるのだから、双方に對し互に讓歩するやう斡旋することは出来るが、一方のみに對する斡旋は難かしい。又兩國案の距離が今少しく接近してくれば、効果的な斡旋も容易になるわけであるから、この點については寧ろソ聯邦側の考慮を希望すると滿洲國側に對する讓歩要求の斡旋は體よく拒絶した。

その後五月二十一日午後ユレネーフ大使は廣田外相を訪問したが、その日兩氏

エート中央執行委員會總會席上行へる演説を紹介することとする。

日本と我國との相互關係については既に充分云ひ盡された。この問題に對するソヴェート政府の政策は一般周知の通りである。我が國が如何に平和を愛好するかは、日本に對する不侵略條約締結の提議、北滿鐵道讓渡に欣然賛成したこと、例へば、極東に於る日本の利權の如き凡らゆる事務的問題に對しての善處を見ても明瞭ではないか。これ以上平和愛好の誠意を我が國に示せと何人が要求し得るか。

然るに日本の言論界の或る方面と某方面の當路者によつてソ聯邦に侵略の意圖があるかの如き風説を毎日、下劣にも濫造されてゐる。これは云ふまでもなく自分等の反ソ運動と反ソ陰謀を隠すために行はれてゐるのだ。日本軍部の最反動的な方面では、日増に増大する孤立を自覺し、ソ聯邦、米國、支那等の諸國が極東に於る戰爭煽動者に對抗して或る種の協力を確立せんとす

政治・外交關係

の會談に於て事實上暗礁に乗上げたまゝ

になつてゐる北鐵中間會商に關しては双方とも大事を取り突つ込んだ話會ひを進めなかつた模様であるが、越えて五月二十五日ユレネーフ氏は本國政府の訓令に基き、廣田外相を訪問、北鐵交渉に關し次の如き重要會見を遂げた。その際ユレネーフ大使は、

北鐵交渉について本國政府と打合せの結果、先に提案したソ聯邦案は絶對公正妥當のものと思惟してゐるが、停頓化した東京交渉の局面を打開する意味に於て、この際大讓歩して提案の内容を修正、誠意を盡すを以つて滿洲國側に於ても讓歩されるやう勸告されたと述べたに對し、廣田外相は、今ソ側の讓歩を見るに、滿洲國案とは相距るもの遠く、開きが大き過ぎる。この際更に一步を進めて交渉を圓滿解決に導くやう讓歩の誠意を表示されたい、そして一日も早く中間會商を開催して交渉の促進を計られたい。再考を求めらる。

るのを特に惧れてゐる。彼等はソ聯邦の大飛躍に恐れを爲し、自信を失ひ、益々執拗に「今が絶好の時機だ」と即時開戦論を固執してゐるのだ。凡て是等の事柄は吾人が戦争と攻撃の危機に對し眼を閉ぢることの誤りであることを示してゐる。

新しい戦争の危懼が本年(一九三三年)に入つて特に切實となつて來たことは次の事實から明瞭である。即ち本年中に於ける日本と獨逸との國際聯盟退白に關聯して聯盟退通告を爲した。

ロ、リトヴィノフ氏の所説

全聯邦中央執行委員會第四回總會に於けるソ聯邦外務人民委員長リトヴィノフ氏のソ聯邦外交報告演説は、各國別により國交の現状も述べ、殊に日本との關係については、何れの國以上に最も多くの語數を費してゐる。その要點は左の通りである。

諸君は現在日ソ關係に最も多くの關心を持つてゐると云つても敢て過言でな

と答へた。

以上は昭和九年五月末までの北鐵讓渡交渉の経緯概要であるが、交渉の前途については未だ確たる展望を下し得ないが同交渉の成否は今後の日ソ兩國關係に大影響を及ぼすものとして一般に注目されてゐる。

二、日ソ關係に關する 諸批判

昨昭和八年秋怪文書發表事件、北鐵ソ聯側職員逮捕事件等を運つて日ソ關係は緊張したが、同年十二月末モスクワに於て開かれたソヴェート中央執行委員會總會、續いて翌昭和九年一月末日開かれた全聯邦共產黨第十七回大會席上、ソ聯邦要人は何れも對日強硬意見を述べたので日ソ關係は再び緊張してゐるかの如き觀を呈した。今彼等要人の對日意見を右に列記せんとするが、先づソ聯要人の對日觀を紹介しよう。

イ、モロトフ氏の所説

先づ人民委員會議長モロトフ氏がソッ

いと私は思ふ。日ソ關係は單にソ聯邦のみならず、全世界注目的である。と云ふのは、日本の政策は各國に對して著しい暗影を投ずるものであるから吾人は一九三三年五月二日に自分の方から北鐵讓渡の提案をなした。日本は吾人のこの提案を受諾したかの如くであつたが、愈々讓渡條件に關し具體的交渉に入ると、日本は北鐵を買収しようとするとして、それを贈物として貰はうとしてゐることが明瞭になつた。かゝる交渉が不調に終るべきは當然である。すると今度は言論的交渉の代りに鐵拳を振り廻し始め、北鐵を徐々に手中に收めんとして、同鐵道ソ聯側職員を逮捕監禁したので、それ以來交渉は停頓し、北鐵の運行は紊亂してゐる。ソ聯側職員の逮捕に關しての抗議に日本側から回答なく、日本はこの事件に何等關係がない如く装うてゐる。更に日本國では政府の要人も公然對ソ開戦説を唱えると共に、我が國境近くでは大部隊の日本軍隊の集中が始まり、道路

鐵道が新設されるに至つた。そこで我國は止むなく國境に軍隊を派遣し、其他の軍事的施設を採らざるを得なくなつた。勿論、日本にも我がソ聯邦の如き大強國と戰爭する事の危険を冒し、しかも我國に對して勝算なき開戦のために數十億の軍事費を徒費するよりも鐵道買収のために數億圓を支拂つて解決する方が賢明だと考へる人士も決して少くない。

我が國の政策は明瞭だ。我々は事態が如何に戰爭開始に好都合であつても戰爭はやらぬ。吾人は今迄通り日本と親善關係を保たう。吾人は日本の權益を尊重する。従つて君達も我が國の權益を尊重して呈れと云ひたいのだ。日本が平和愛好の證據を示したいなら第一に北滿鐵道に對する警察力の濫用を中止し、商業的に正當な値段で同鐵道を買取り、第二に二年前我が提議した不侵略條約に調印することである。日本はその健全な思想の持主たる愛國者達——軍部冒險者流ではない——の意

見を聞いて態度を定めるであらうことを希望するものである。

ハ、佛國議會で日ソ交戦取沙汰

フランス下院外交委員會は一月十七日急進社會黨首領エリオ元首相司會の下に秘密會議で極東問題を審議したが、委員の一部は近く日ソ兩國間に戰爭勃發の恐れあることを述べ、日ソ戰爭問題が突込んで論議された。特にエリオ元首相の如き「ソヴェート聯邦が日本との間に事を構へる場合には、米國がソヴェート聯邦を支持するであらう。而して勝利は長く耐え得ることの出来る國に歸するであらう」と述べた。

左翼の議員は何れも大體同様の意見を披瀝し、中には日ソ戰爭の場合日本が全く國際孤立に陥るであらうとの意見を述べたものもあつたが、日ソ戰爭勃發の惧ありと第三國で見えてゐる一例として注目しに値する。

ニ、駐ソ米國大使の日ソ戰爭觀

駐ソ米國大使ウイリアム・ブリット氏は昭和九年一月十九日夜フイラデルフイ

支拂義理を遅延させるに至るかも知れない。世界の現状に於て戰爭勃發の機會がないと斷言し得ないのを私は遺憾とする。

ホ、我が外務省の日ソ危機説に對する聲明

以上述べた如く、ソ聯邦内に日ソ間の危機が傳へられ、且つ第三國に於ても日ソ間の危機醸成に拍車をかけるが如き言説あるに對して、我が外務當局は一月二十二日左の如き重大聲明をなして帝國政府はあくまでも東亞平和の責任者として平和的態度を堅持するものである根本方針を明かにした。

客年十二月二十八日以来モスクワに開會されたる中央執行委員會に於る人民委員會議長モロトフ氏、外務人民委員長リトヴィノフ氏及び赤軍騎兵監兼革命軍事會議員ブジョヌイ將軍等の演説並に露國に於る諸新聞の論説及記事又はモスクワ各國一流紙特派員等が嚴重なる檢閲の下に發したる報道等は露國官憲に於て日本に於ては露國反對

ア商業會議所で極東の危機と米ソ兩國の貿易關係に言及し、次の如く述べた。

私は近き將來に於て極東に戰爭の勃發する可能性を認めるものである。この事實に徴し米ソ兩國の通商關係は過大なクレヂット設定により商品の相互交換を基調とせねばならぬと確信する。一國がその債務支拂に應ずる意圖を抱き且十分な財源を持つてゐても、若しその國が他國から攻撃される場合には全精力を擧げて戰爭の遂行に傾倒しなければならず、そのために多くの場合その通常支拂を遅延させるの止むなきに至るであらう。ソ聯邦は現在衷心より平和を希望して居り、米ソ兩國は今や平和維持のために相協力することを得るに至り、且つ事實互に提携して平和の確保に努めるであらう。米ソ兩國の協力は國際平和維持の有力な要素となるであらう。米ソ兩國間の貿易は今や急激に増加してゐるが、太平洋の水平線上には戰雲が低迷し或は米ソ兩國貿易の發展が停止され、且つソ聯邦が

の運動旺盛にして、對露戰備の擴充に腐心しつゝあり、北鐵又これを強制的に掠奪し、或はまた露國領土に侵入せんとの計畫あるかの如き言辭を弄し、同時に露國內に於ては日本の侵略に對し、充分の準備あることを明言して日露關係の切迫を高唱するが如き印象を與へ居り、他方又前佛國首相エリオ氏が現駐露米國大使ブリット氏等も公開の席上日露戰爭の切迫を力説してゐるが帝國政府は露國側の累次の挑發的言辭にも拘らず、極めて平靜を保持し、先きに露國側に於るいはゆる怪文書發表に對しても冷靜問題視せず更に日露間の諸案懸に對しては終始平和的手段を以て處理する方針に出で、現に北鐵交渉に於ても斡旋の勞すらとりつゝある次第である。また露國に於ては盛んに滿露國境に多數の兵力を集中しつゝあるに拘らず、滿洲國と共同防衛の責任を有する日本は、この方面に對して一兵の増兵すらせず、これ又終始平和的態度を以て臨んでゐる。帝國政府の態

ヘ、廣田外相の議會演説

昭和九年一月二十三日、第六十五回帝國議會本會議に於て、廣田外相の爲したる外交演説中ソ聯邦に關する部分を摘記すれば左の如くである。

帝國とソ聯邦との國交關係を顧みますに、大正十四年北京基本條約の成立以來兩國は正常なる接觸を續けて來ました。滿洲事變發生に於きましても善く相互の立場を諒解しまして、其間難問題の發生を見なかつたのであります。然るに近來ソ聯邦の我國に對しまする態度には若干の變調を呈して居るやの

觀があるのであります。ソ聯邦は頻りに新聞通信等に依りまして内外に向つて我國に對する非難の聲を放つて居ります。或は殊更事態の悪化を吹聴して其内治外交上に之を利用するやうな感がありますのは洵に意外に感じ、且つ遺憾とする次第であります。由來帝國政府のソ聯邦に對しまする公正なる態度と云ふものは、滿洲事變の以前と以後とを問はず終始一貫して居るのであります。國體思想等に於きましては根本的に相容れざるものがあるに拘らず、常に善隣の關係を持続しまして、且つ平和手段を以て案件の解決に努めて來たのであります。特に滿洲國成立の後に於きましては、直接境を接する日、滿、ソ三國間の國交關係を調整すると云ふことが、東亞平和の爲に極めて必要であると云ふ信念に基きましては帝國政府は常に是が爲め努力を續けて居る次第であります。現にソ聯邦側の宣傳に拘らず、我が日本軍は實際滿ソ國境に於きまして何等新なる軍事的

施設をして居らないことは勿論、昨年六月以來北滿鐵道の讓渡交渉に付きまして、帝國政府が北滿ソ兩國の間に仲介斡旋の勞を執り來りましたことも亦右方針を實行するの趣旨に外ならぬのであります。事態斯の如くでありまして、ソ聯邦に於きまして必ずや遠からず我が誠意を十分諒解するに至るべきことを確信して居るのであります。而して北滿鐵道讓渡の交渉は不幸目下停頓の状態になつては居りますが右交渉も遠からず再開に至らんことを冀望して居る次第であります。

三、二月二十日漁區競賣と換算率問題の経緯

一九三一年の幣原、トロヤノフスキー協定以來、吾が當業者は漁區租借料納入に際し露貨一留に付邦貨三十二錢五厘の割合を以て「アコ」債券を購入し蘇國國立銀行を経て極東漁業廳へ納入し來つたことは既に明白なる事實である。然るに國立銀行は去る一月吾が當業者に對し「ア

一九三一年の幣原、トロヤノフスキー協定以來、吾が當業者は漁區租借料納入に際し露貨一留に付邦貨三十二錢五厘の割合を以て「アコ」債券を購入し蘇國國立銀行を経て極東漁業廳へ納入し來つたことは既に明白なる事實である。然るに國立銀行は去る一月吾が當業者に對し「ア

コ」債券三十二錢五厘を七十五錢に値上げする旨突如通告して來たのであつたが其の理由は圓貨暴落したからと云ふのだ爾來本件は吾が當局に於て蘇國政府と交渉中であつたにも拘らず、極東漁業廳は二十日の競賣に於て不競落を宣告した邦人の入札漁區を擧げて二月二十八日再競賣を施行する旨を布告した。

二月二十日の競賣は吾が當業者は現行規定に基き希望漁區に對し之が半額に相當する保證金一留を三十二錢五厘の割合にて計算し封書として之を競賣場へ提出したもので、國立銀行の豫想せし七十五錢の割合でなかつたのは云ふ迄もない。斯くして競賣の結果は吾が當業者が當初希望を囑せし七十五漁區中競落せしは僅々十ヶ所、殘餘の六十五ヶ所は漁業廳の最低價格を距ること遙かに低く、不競落となつたものだが、其れを同廳が七十五錢の割合計算を採用したからであつた。政府は事態に鑑み、蘇國政府が這回の競賣に於て吾が當業者に對して採つた不法行為を指摘して強硬なる抗議を提出し

又在莫市太田大使に命じて、二十日競賣の結果を是正する様要求させてみた。其後兩國當局者間に屢々交渉が行はれたが何等決定する所がなかつた。越へて三月十七日に至り蘇國政府は外務次官ソコロニコフを以て太田大使に左の如き妥協案を提出せしめた。

- 一、蘇政府は日本漁業者が二月二十日の競賣場へ納入せし漁區入札保證金一留三十二錢五厘を承認す
- 一、同様の意味に於て日本漁業者が納入せし本年度上半期借區料を受理する。
- 一、以上の見地に出發し政府は入札漁區四十二ヶ所を日本漁業者に提供することを承認するものなるが日本政府は速かに露貨換算率改訂交渉を開催すべきことを必要的條件とする

以上の蘇側の妥協案に對して我が政府は漁區競賣と換算率の兩問題を關聯せしむる理由なき旨を答へ、蘇政府が正義的觀念に立ち二十日競賣の不法を是正し、之が爲め合理的措置を採られんことを希望した。

四、ベシコフ號拿捕事件

昭和八年五月三日ユレネーフ大使が廣田外相訪問の上昨八年八月我北洋トロール船に依りソ側が取りたる琴平丸不法拿捕事件に關聯してカムチャツカ西海岸で拿捕し、乗組員を附近に追放上陸せしめ大湊要港部に連航抑留せるソ聯邦トロール船ベシコフ號(三〇〇噸)を漁期切迫の折柄之が釋放方を懇請したが、之が原因をなしたる第二琴平丸(二九噸)は太平洋漁業所屬獨航船で同年七月六日午後四時勘察加東海岸シブンスキー岬西方沖合四哩半で投網中ソ側トロール船に拿捕ベ港に連航特別裁判により日貨九百圓保證金納入を申渡し、更に二十二日に至り地方裁判により

- 一、不法漁獲により罰金三百留
- 一、使用投網(三千圓)漁撈用小銃一挺を沒收する旨判決があつたが、在ベトロ總方領事の地方的交渉により琴平丸は同月廿五日押收された流網五十反、小銃等を残して釋放、船長山崎勝次郎氏以下十

一名は廿八日北千島占守島に歸還した。ソ側官憲に拿捕された地點が明に領海外の故を以て太平洋漁業では之が損害六萬圓の賠償を請求中であつた。一方我官憲に拿捕されて目下大湊に繋船中のベシコフ號は獨逸ダンテツヒで建造されたもので、昨年八月拿捕當時の乗組員三十名は二回に亘りオゼルナヤに上陸せしめ船體だけを曳航したものである。右経緯により日本側としては漁網類が押收されてゐるだけで船も乗組員も全部歸還してゐるので、ソ側に於て判決を取消し押收品を返還損害賠償に應ぜざる限りベシコフ號の返還要求には應じないものと見られてゐる。

越えて五月七日、ユレネーフ大使が廣田外相を訪問した際に同大使は、漁期も近づいた今日、昨年日本海軍に抑留されたベシコフ號大湊に繋留中を速かに釋放されたい。日本が主義上釋放を認められるならば、本船をベトロパウロスクに送還するに要する費用其他一切は貴國に於て支拂ふ事が妥當で

あると信ずる。

と返還費用支辨を日本に負擔せしめんとしたので、廣田外相はソ聯側の要求を拒絶した。更にその後駐日ソヴェート大使館参事官ライビツト氏は九日外務省に東郷歐米局長を訪問し、ベシコフ號ベトロ・パウリスク港送還に關し、帝國政府の意向を訊し、

送還に要する費用一切は日本側に於て負擔すべきである

と述べたるに對し、東郷局長は、

日本はベシコフ號のペトロ港歸還に關しては出來得る限りの便宜を供與するも、これに關する費用は我國の周知する所に非ず

と一蹴するところあつたが、最後に同月十四日、ライビツト氏が我が外務省に東郷歐米局長を訪問し、未解決のベシコフ號引渡問題に關し、種々折衝した結果、豫て日本が主張してゐた。

一、ベシコフ號回航に關する費用はソ聯側に於て負擔すること。但し日本側は大湊より函館迄回航し、同地に於て

警に對しては、撞に發砲した廉により十五日間拘留、醉漢は捕縛し、目下裁判中である。メリニコフ氏は島田總領事に對し、本件につき遺憾の意を表し、尙ほ今後總領事館保護のため民警を増加し、十分の保護の心配をなし、今後かかる事件の再發防止につけしむる旨を述べた由である。よつて自分は貴大使に對し遺憾の意を表する。どうか事件をこれ以上重大化せられざることを希望する。極東のソ聯邦官憲はこの上とも日本との平和親善關係を維持するやう重ねて訓令を發した。

と答へた。

一方これと共に島田ハバロフスク總領事は二十一日付公文をもつて、在ハバロフスク極東外交特派員メリニコフ氏に對し詳細なる事實を述べ、

一、關係犯人の嚴罰
一、日本總領事館及び館員の身體財産の保護
につき要求し、同時にかかる不祥事件の突發直後ソヴェート官憲が適當の處置を

政治・外交關係

ソ聯官憲に引渡すこと。

一、ベシコフ號抑留の當時同船に積載し居たる魚類の賣却費一千七百萬は日本側よりソ聯側に引渡すこと

一、ベシコフ號回航に關しては日本側としては出來得る限りの便宜を供與すること

一、ベシコフ號引渡と同時に琴平丸山崎船長を無罪とすること

の諸條件をソ聯側が承知したので、ベシコフ號事件は遂に圓滿解決を見た。

五、哈港日本總領事館發砲事件

昭和九年五月廿三日、島田ハバロフスク總領事から外務省に達した公電によれば、去る二十日午前三時半頃ハバロフスク日本總領事館前から數回に亘り事務所に向ひ發砲したる者あり、右發砲の中一個の彈丸が事務所窓に穴を穿し、受付の部屋の中の戸棚をかすり、更に本箱内の革とちの書籍に命中した事件があつたかゝるは日本總領事館内は勿論、館員の

採らなかつた不誠意に對し、嚴重注意を喚起した處、これに對しメリニコフ特派員は即座に島田總領事に對し公式に遺憾の意を表すると共に、

一、ソ聯側は本問題を審査の上、犯人を軍事裁判に付し、重刑に處すること
一、日本總領事館保護のため今後同館附近には醉漢を近寄らしめざること並に今後の警戒を一層嚴重にすること
を約した。

よつて右公電に接した外務當局は二十六日午前の首脳部會議に於て協議の結果、ソヴェート側の今後の善意的措置に信頼し、右問題を打切ることにした。

六、昭和九年の日ソ政治・外交關係展望

日本では最近まで非常時が萬人の口より叫ばれてゐたが、現在では稍々下火になつた觀があり、非常時は解消せりとか解消せずとか諸説區々であるが、日本の國際的地位は決して樂觀を許さない。日本の對外、政治・外交關係に於て最も重

生命財産に對する脅威が除去されないの、廿三日事件の顛末並にハバロフスク最近の情勢を廣田外相並に太田駐ソ大使宛報告すると共に、之が最後措置につき帝國政府の訓令を仰いで來たので、廣田外相は先づ取敢へず廿二日太田大使宛訓令を發し、モスクワ政府に對し本事件に關し嚴重なる警告を提出する事となつた。よつて大田大使は二十二日、モスクワにおいてハバロフスク日本總領事館射撃問題に關しソ聯邦政府外務人民委員代理ストモニヤコフ氏と會見、四月二十日及五月二十一日の發砲事件に關する文書を手交して嚴重な警告をなしたるに對し、ストモニヤコフ氏は、

極東外交部派遺員の電報によれば、二十一日午前三時頃日本總領事館附近に於て露國人醉漢の一個が民警と口論して民警の處長次席が制止せんとして空中に向け發砲した。醉漢は逃亡したが一名は居残つた民警に發砲し不幸その彈丸が日本總領事館の事務所に命中したものである。よつてソ聯側官憲は民

要なる相手國は、英、米、ソ聯邦、支那である。その中でも對ソ聯邦關係、即ち日ソ關係は單に重要なのみならず、極めて複雑且つデリケートであることは何人も否定し得ない處である。

昨昭和八年三月に、日本が脱退通告をなした國際聯盟へソ聯邦が加入するかしないかが問題となつてゐるから、今後日ソ關係が重大となると云ふ譯でない。日ソ關係はより本質的に重要なのだ。又兩國の政治機構その他社會組織は全然異なることは看過し得ない事實であつて、一步を誤れば重大な結果を招く恐れ絶無だとは云ひ得ないが、兩國の共存共榮も不可能ではない。故に今後の日ソ關係の圓滑を期するには、兩國當局者の互讓の精神が必要であると共に、兩國氏の相互理解も缺くべからざることである。此の兩國朝野の互讓と理解の上に立つてこそ日ソ關係は今後益々好轉し、極東平和の確立も期して待ち得らるゝであらう。

前述せし北鐵讓渡問題中にも述べた如く、多年に亘り極東不安の禍根であつた

北滿鐵道がソヴェート政府の劃期的政策によつて、滿洲國に讓渡され以て國際的衝突の根源を除去されやうとしてゐる。同讓渡交渉は昨一九三三年九月停頓してゐたが、最近再開されてゐるその成否は今の所豫斷を許さないとは云へ、同鐵道讓渡の成立は極東平和保障の一里塚を築くものであるから、この交渉の成行は將來の日ソ政治・外交關係如何を卜する最重要本質的要素である。

日露關係の沿革

(一) 帝制露國との關係

一、初期一世紀半

昭和七年三月一日滿洲國が獨立して以來、頓に濃度を加へた我國とソヴェート聯邦間の最新の諸關係を理解するには、先づ日本と帝制露國との諸關係を知る必要がある。日露兩國は嘉永六年ベルリの黒船が浦賀を訪れ日本を鎖國の夢より醒ます約一世紀前から既に私的公的に種々の關係を持ち、爾來中々複雑な關係を經

て今日に及んでゐるのである。

日露兩國の私的交渉は元祿七年（一六九四年）大阪の漁民が勘察加に漂着して土人に拘禁され、その後一六九九年露人アトラソフによつて首都モスクワに連行されたに始つてゐる。その後約一世紀間日本の漁民や商人にして勘察加方面に漂着して或は殺され或は露國に歸化して日本語の通譯となつた者も少くなかつた。

一方露國は歴代支配者の東方侵略政策の結果として十八世紀の初頭（ピョートル大帝時代）には勘察加より進發して千島を攻略し次第に北海道を掠めんとした露國の對日關心は政治的侵略以外に、勘察加の無盡藏な魚類仕向地として近國の日本を求めるといふ通商上の要求からも發してゐる。これが爲露國は日本官邊との非公式の諒解を必要とし、安永七年（一七七八年）次で寛政四年（一七九二年）公式に使を派して折衝して來たが、日本は之を拒絶した。その後更に露國は長崎に第三回目の使節を送つて通商を求めたが遂に三度日目の拒絶を受けた。

たため、露國の提案も殆んど具體的成果を得ず終らうとしたが、然し相當條理ある露國の提案を全く有耶無耶の内に葬り去ることも成りがたく、翌安政元年（一八五四年）日本側全權川路左衛門尉と露國側全權プチャーチンとの間に曲りなりにも日露修交條約が締結されるに至り、樺太國境については前年長崎交渉當時まで日本人とアイヌ人の住んでゐた地域は日本領とすべしといつたやうな漠然とした協定を見、日露兩國はこゝに始めて、私的折衝開始以來約一百五十年を経て公式國交を結ぶに至つた。

タン海峡を一名間宮海峡と呼ぶのも、こゝにその起源を發する。然るに其後アレキサンドル一世に續くニコライ一世が其對外政策の主力を近東に集中し極東方面をやゝ閑却するに至つたのと、徳川幕府が蝦夷支配に要する巨額の費用を負擔に堪へ切れなくなつたところへ、舊領主松前氏の猛運動もあつて、文政四年（一八二二年）幕府は蝦夷を松前氏に還付するに至り、其後約三十年對露問題は稍下火となりさしたる事件も起らなかつたが、嘉永六年（一八五三年）ロシアはプチャーチンを提督に有力なる艦隊を派して長崎を訪はしめ

- (一) 日露間に修交條約を締結する件
- (二) 北邊に於ける兩國の境界を劃定する件

の二問題を幕府に提出せしめ、幕府は阿部伊勢守川路左衛門尉等の人才を長崎に遣して之と交渉せしめたが、當時我國論は鎖國主義と開國主義の二派に分れ、單に露國に對してのみならず、全世界に對して善處する大方針が確定してゐなかつ

これらの關係は當時まで尙日本官民を支配せる封建的鎖國主義と、一方これを挑發する露國並に其他所謂夷敵の日本侵略政策の反映によつて、偶々平和的關係に於る通商交易の要求が無視され、拒否されたものである。其後日露の關係は益々惡化し、日本は露國測量船長ゴローニン其他を捕縛し、露國は又犬養的に日本商人高田屋嘉兵衛を捕虜交換の協定が成立し、之が實現を見るに至つた。

之に先ち我國の上下には露國研究熱油然として勃興し、日本最初の露語學者の稱ある村上貞助、足立左内、上原熊次郎等輩出する一方有識者の間には對露策の論議頻りに動き茲に於て徳川幕府では國境方面の警備を大いに重視するに至り、同地方を一松前藩に托する事は危険なりとして一、七九九年と一八〇七年の兩年度に蝦夷を完全に幕府領とし、且つ千島方面まで探險踏査隊を派遣する等の舉に出た。大探險家間宮林藏が單身ダツタン海峡の東西沿岸を踏査したのも其頃（一八〇八年）のことであつた。日本でダツ鋒に次第に維新革命に向つて急ぎつゝあつた。

二、樺太千島交換まで

十九世紀の中葉露國の極東に於ける南侵政策は年々積極的となり、勇猛果敢の侵略主義者ムラウイヨフを東部西伯利亞總督に任命し、黒龍江地方を侵略し、更に支那の清帝が英佛の侵略主義と事を構へつゝあるを奇貨として遂に沿海州をも其領土に加ふるに至り、一方樺太及千島方面に於ても日本人の既得領域を冒さんとして邦人との間に紛議頻發し、文久元年（一八六一年）には、當時我對馬を睨みつゝあつた英國に一步を先んじて其一軍艦を對馬に派し船艦修理の下に上陸して恣に伐木、食料品を求め、投錨港の割與を要求し、我番所の固めを無理に押し通らんとして番卒と流血の衝突を演ずる等の事件勃發し、我人心を極度に激昂せしめ、積年の恐露心に加へて憎露心を挑發せしめたが、何分にも科學の遅れた我國には近代武器の用意無く、到底露國と

の戦争に勝目は感ぜられなかつたので、半歳の後幕府は僅かに英國の干渉を乞ふて露國兵を對馬から撤退せしむるを得たのであつた。

幕末時代に入つて其外交上の代表者を日本の首都江戸に駐割せしめた國家は少くなかつたが、露國は修交條約締結後たゞ領事を開港場に置き必要に應じて函館駐割の總領事を江戸へ派遣してゐた。然るに維新革命を遂行した明治政府が露國との間に北境劃定の談判を開始する様になつて露國は愈々正式公使を江戸に駐割せしむるに至つた。日露間の久しい懸案である樺太の歸屬乃至國境の劃定問題は屢次の日露接衝においても明確なる條約的決定を見るに至らず、日本は一度は露國人を南部樺太から追ふことに成功したが、一八六〇年から露人の南下は漸く激しくなり、慶應三年(一八六七年)日本は小出大和守を露都に派遣して露國政府との間に談判せしめたが、樺太は日露兩國の所屬であるから兩國人は何れの部分に去來するも自由である」といつたやうな

曖昧模糊たる協定をつかみ得たに過ぎなかつた。

日本政府はこの協定の背後に露國が事實上樺太を自國領として掩有し去らうとする野心を藏せることを見、維新直後の匆忙の中にありながら種々對策を考究するところあり明治二年(一八六九年)には外務省の吏員一行は樺太に渡つて、露國士官に對し、小出氏對露國政府の日露人雜居協定は無効とする旨提言したが、露國側は之を承認しなかつた。そこで日本政府は外務卿副島種臣を浦鹽に差遣して再交渉せしむる段取であつたが露國側は會議地として東京を選び、公使ビウツォフと副島氏との間に樺太問題の交渉を開始せしめた。それは明治五年の交であつた。此交渉に於て露國は樺太全島の讓與を求めたに對し副島は之が買収意見を提出し交渉繼續中のところ明治六年五月(一八七三年)開拓次官黒田清隆は樺太全島を露國に與へ其代りに千島を日本領とする所謂樺太千島交換に關する建白書を太政官に提出し、討議三箇月の後八月に

民の一部に根強く巢食ふてゐた積年の對露憎惡感の發露であつたと見られる。

然るに我日本人の露國に對する惡感情は明治二十七年、八年(一八九四、五年)の日清戰役後に至つて愈々深刻を加へて來た。即ち支那に對する命がけの戰勝の結果を日本から挽ぎ取つた所謂三國干渉の張本人が當時再び極東特に對支侵略政策に進出した露國であつたことは、當時未だ資本主義が幼弱で階級的分化の稀薄であつた日本國民の凡ゆる階級に強い憎露の感情を瀰漫せしめたのであつた。

日清戰事後露國が外交上の手段で、戰はずして連戰連勝の日本を挫いたのを見た韓國の事大黨は、從來清國に寄りかゝつてゐたのを新に露國に轉じ、一旦日清戰爭の結果朝鮮に勢力を伸張出した日本人を再び驅逐するに至つた。是れ明治二十九年(一八九六年)日本が露西亞皇帝戴冠式に際し山縣有朋を露都に遣はして、日露協商の彌縫的手段を結ばねばならなかつた次第であつたが、既にして露國は日本がさきに臺灣を清國から割取したる

至つて廟議は此建白を可決する事に一決を見、露國側の承認するところとなり、明治八年(一八七五年)に至つて樺太千島交換は實現され、日露修交の締結後二十年振りに兩國間の宿案たる樺太問題はこゝに完全に解決を見るに至つた。

三、明治時代の關係

明治維新の革命後日本は、既に發展せる外國資本主義の強烈なる影響の下に、新しい國家的體制を樹立し、國民生活を改進することに全力を擧げ一方露國も亦極東よりも近東の方により多く國力を傾注しつゝあつたため、樺太問題解決後當分の間日露間の特記すべき何等の問題も起らなかつたが、明治二十四年(一八九一年)に至つて例の有名な天津事件が勃發した。これは當時恰も來朝中の露國皇太子に巡查津田三藏が危害を加へんとした事件で、此蠻行には日本朝野全く色を失ひ、當路大官の處分やら其他凡ゆる陳謝方法を以て辛じて善後處分を了したのであつたが、此一巡查の非法的行動は、偶々當時の我國

疊に倣ひ對日關係の報酬として關東半島を清國に租借し又之等の港灣を西伯利亞鐵道に結びつける鐵道の新線を布設せんとし、その傍若無人なる帝國主義的侵略政策は、我國人の憎露熱に益々油を注いだ。

日本に於ける憎露熱は、支那では最險惡なる排外運動の形をとつて現れた。明治三十三年(一九〇〇年)春の義和團事件はこれである。然るに此騒亂に乗じて軍兵を滿洲に入れたる露國は、そのかねての宣言に違背して、嘗に期日に至つて其兵を撤退しなのみならず永久に滿洲を占領する風を示した。滿韓に淺からざる利害關係を有する日本を始め世界列強は露國の行動に注視を怠らなかつた。そして明治三十四年春(一九〇一年)露支間の密約が曝露し、露國の極東に對する陰謀が發かれるに至り、日本の對露敵對關係は緊張し、憎露感情は高調の極に達した。而して日清戰勝後十年間に既に或程度の資本主義的發展と、國力の充實を計り得た日本は、露國の侵略主義と利害對立す

る英國との間に日英同盟を結んで、且つ米國との好意的關係を背景として明治三十七年(一九〇四年)遂に斷然憤起して露國と開戦するに至つた。そして一般の豫想を裏切つて露國に對し戰勝を擔ふに至つたのである。

翌三十八年(一九〇五年)まで續いた日露戰の經過について茲に省略するが、米國大統領ルズベルトを仲裁役として日本全權小村壽太郎、露國全權ウイツテとの間にポーツマスに於て日露講和談判が開かれ、同三十八年九月五日和議成つて調印、同十一月二十五日華盛頓に於て批准交換を了した所謂ポーツマス條約は本文全十五條及追加約款から成り、日露兩國の關係に歴史的な意義を持つものであるが、其包含するところの内容は「日露兩國永久の和親」「韓國に於ける日本國卓絶利益の承認」「韓國在留露國民の最惠國待遇」「露韓領土の安全」「滿洲撤兵」「滿洲の還附」「清國主權及機會均等主義の尊重」「滿洲商工業の發達」「旅順大連等租借權の讓與」「露國官民財産權の尊重」「長

春旅順間鐵道及其の支線並同鐵道用炭坑の讓與「滿洲に於ける日露兩國鐵道經營の目的及其除外」鐵道接續業務に關する別約締結の承諾「薩哈噠島南部の割讓」

「薩哈噠島に堡壘等築造の禁止宗谷海峽及薩哈噠海峽の自由航海」割讓地住民退去の自由「漁業協約締結の承諾」「通商航海に關する最惠國待遇」「俘虜の還附及其の方法」「俘虜收容費の拂戻」「本條約の批准通告」「本條約の協定文」「滿洲撤兵及其の順序」「鐵道守備兵」「薩哈噠島境界の設定」等で其中最も重要意義を有する條項左の如し。

一、露西亞帝國政府ハ日本國方韓國ニ於テ政治上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝國政府ガ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ、之ヲ阻害シ又ハ之ニ干渉セザルコトヲ約ス。

二、露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順口、大連並其ノ附近ノ領土及河水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓

與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス、露西亞帝國政府又ハ前記租借權ガ其ノ效力ヲ及ボス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス。

三、露西亞帝國政府ハ長春(寬城子)旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財產及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スベキコトヲ約ス。

四、日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限リ經營シ決シテ軍務ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス。

該制限ハ遼東半島租借權ガ其ノ效力ヲ及ボス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セサルモノト知ルヘシ。

五、露西亞帝國政府ハ薩哈噠島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠ニ日本帝國政府ニ讓與

解の上にも急激な變化が起つた。其獨自の利害關係から彼等の或ものは日本に親近を呼びさまし(例へば英國の如く)或ものは將來怖る可き競争者として之に敵意乃至反感を懷き始めた。(例へば獨逸、米國の如く)

日露戰爭直後、日本の滿鮮進出と相俟つて敗戦の恨みを懷く露國との關係は必ずしも圓滿でなく時に第二の戰爭の危険すら豫想されないうではなかつた。

然るに當時露國が日露戰の敗北、第一革命の勃發(一九〇五年)等内憂外患の爲め勢力を失墜せるに反し、獨逸の帝國主義の發展は旭日の如き勢威をもつて單に歐羅巴に於てのみならず、アフリカ方面にまで延び廣がりそれが一九〇四年には英佛兩國を協商に結びつけ一九〇七年には英佛兩國の斡旋にて日露間に第一回協商を締結せしむる素因をつくつた。

而して此當時から日露兩國の相互關係は會て存せざる親近に向つて進み、一九一〇年アメリカ政府が滿洲鐵道中立の提議をなすや、共に同地方に鐵道利權を有

ス、其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十五度ト定ム。該地域ノ正確ナル經界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ協定スヘシ。

六、露西亞國ハ日本海、「オコーツク」海及「ベーリンド」海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與センガ爲日本側ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス。

前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及サザルコトニ雙方同意ス。

右の中漁業權の許與に關する日露漁業條約は前記條文の基礎に立つて明治四十年(一九〇七年)七月二十八日彼我代表者間に締結された。

四、歐洲大戰前後

日露戰勝の結果日本の國際的地位は著しく上つた。戰爭の直接の原因たりし韓國並に滿洲に對する露國の支配的地位は其まゝ日本の手に移り、日本を無力な東洋の小國と見くびつてゐた歐米列強の見

する日露兩國は協同して之を拒絶し、一九一〇年七月には第二回協商を締結し、翌一九一一年には相議つて支那の四國約款に抗議を提出する等其利害一致の線に立つて大いに協調親善を示すに至つたが、一九一二年七月には日本の韓國併合の意圖を含む第三回協商(密約)を締結するまでに發展した。

一九一四年七月に至つて未會有の世界大戰が獨逸並に奧匈國と英佛露聯合國との間に勃發し日本も亦獨逸に宣戰して極東に於ける獨逸の根據地青島を抜くに及んで日露兩國の關係は、更に親近の度を加へ、大正五年(一九一六年)七月日露協約締結されるに及んで、兩國の軍事的並に經濟的相互關係は、事實上同盟と同一の意義を有するまでに親密を加へるに至つた。

ソヴェート露國との關係

一、日本の西伯利出兵時代
日露兩國の國交關係が日露協約の基礎

に空前の好調を示したのも束の間、協約締結の翌年たる大正六年(一九一七年)三月十二日には露國に民主主義的革命勃發し、ロマノフ王朝三百年の礎は土崩瓦解するに至つたので強敵獨逸を前に控へて聯合國の間には可なり大きな不安が傳へられた。然しリウオフ、ケレンスキイの民主主義的政府は尙聯合國との協定を守つて獨逸との戰爭行爲を中止しなかつたが、同じ年の十一月七日ボリシエヴィキイ黨に率ゐられる勞働者と農民が「一切の政權をソヴェートへ」の標語を掲げて彼等自身の政權を樹立し、帝國主義戰爭からの即時脱退、帝政時代に締結したる條約の破棄、秘密協定の曝露、一切の内債外債の破棄を斷行するに及んで單に露國と締約國の國交が斷絶したにとゞまらず、全資本主義世界と完全に對立するに至つた。

露國が企圖する世界プロレタリア××のプログラムは全世界の××的プロレタリア政黨を指導して直ちに實行に着手され、獨逸及び奧匈國には社會××が起つ

た。之に脅威された資本主義諸國は武力干渉と經濟封鎖とを以て之と對抗した。即ち英米兩國は其陸軍を北露の要港ムルマンスクやアルハンゲリク及南露に派遣し、軍艦を黒海方面へ急派した。佛國コトラスへ出兵した。これにやゝ後れて日、英、米、佛の了解が成立し、東に於て西伯利出兵を敢行することとなり、日本政府は大正七年(一九一八年)八月二日に至り「露領内に於て獨塊俘虜に壓迫されるチエツク・スローウツク軍の援助の爲に西伯利に出兵する」云々の意味の出兵宣言書を發表し米國、英國、佛國、支那の五箇國と前後して八月中旬沿海州及後貝加爾州に一萬五千の大軍を派し、先づ最初にはチエツク軍を援け、其後コルチャツクのオムスク政府軍を支持し、更にセメヨノフの後貝加爾政權メルクローフの浦鹽政權といった具合に次から次に興亡する反革命軍を軍事的に或は物質的に支持援助してソヴェートの革命政策と抗争した。此日本軍の出兵期間に極東露領や西伯利に於て演ぜられた

さまざまの悲喜劇についてはこゝに略するが、日本とソヴェート露國との軍事的敵對關係は、一九一八年、一九一九年、二十年をクライマックスとして一九二二年まで前後五箇年の長期間つゞいた。

ところでソヴェート露國の企圖する世界革命の急速なる實現は、獨逸社會革命の蹉跌、匈牙利勞農革命の失敗、伊太利ファシスト政權の樹立等資本の世界的攻勢の擡頭と共に不可能となり、國內の勞農階級の鞏固なる提携により漸進的方法をもつて進む外無くなつたが、他方資本主義諸國の對露武力干渉と經濟封鎖の方法を以てする勞農革命打倒も、革命の基礎が豫想外に鞏固にして全然失敗の經驗であることが明瞭になり、聯合國はその共同戦線を破棄して英、米、伊、佛各々反革命軍援助を打切り、露國から手を引くに到つた。

日本は列國の西伯利撤兵にも拘らず、最もおそくまで其軍兵を露領に駐派した一九二〇年三月三十一日には日本政府は西伯利駐兵新宣言を發表した。同じ年の

の間に通商交渉を開くに至つた。

これは前後五箇年にわたる日本政府對露政策の重大なる轉機でこの機運は極東共和國外務次官コゼウニコフ氏が一九二一年五月ハルビンに來た時、島田副領事(滋)との間に打開され一九二一年八月二十六日から大連に於て日本側代表松島肇と露側代表ユーリン氏(後ベトロフ氏に代る)との間に豫備交渉開始され、會議は翌一九二二年四月にかけて八箇月間繼續されたが日本軍の沿海州並に北樺太撤退問題其他につき兩者間に重要な意見の疎隔があり、遂に何等の具體的成果を見る事なくして決裂に終つた。

然るに日本政府は一九二二年六月二十四日に至り、

一九二二年十月末西伯利沿海州より日本軍全部の撤退を決定したり。在留日本臣民の保護については適當の方法を講ずる筈なり

と極く簡単に、政情の安定とか、共產主義の脅威とか從來の宣言に使用された一切の言葉を抜きにして思ひ切つた撤兵の

四月から六月へかけて尼港事件の後始末をつけるため數隻の軍艦と陸戦隊を北樺太及び尼港方面に出動せしめ七月三日付宣言をもつて北樺太の保障占領を行ひ北樺太富源の開發に着手した。

日本軍の後貝加爾撤退によるセメヨノフの失脚は極東露領統一の機運を進め一九二一年十一月には共產黨を中心勢力とする極東共和國の創立を見、極東露領ソヴェート化の準備と日本に對する緩衝國の役割を司ることとなつた。

ソヴェート政權極東統一運動が進展し來る一方、資本主義列國とソヴェート露國との間は一九二一年三月英露通商條約の締結同年四月露獨條約の締結等を手始めに平和的關係が促進せられ、日本のみ全く無意味なる駐兵を續くことが困難になり、何等かの轉換をする必要に迫られてきたところへ、浦鹽派遣軍政務部長松平恒雄氏が一九二〇年十一月外務省歐米局長に轉じた前後から對日政策の主體は陸軍側から外務省に移り、日露政策も亦一變することとなり、極東共和國政府と

聲明を公表した。そしてこれと同時に當時日本駐在のロス通信員アントノフ氏を通じて非公式に第二回日露交渉開始を露國に申し込んだ。この結果開かれたものが長春會議である。此會議には日本側から主席代表として松平歐米局長が乗り込み、露國は當時の露國駐支全權ヨッフエ氏が主席代表として出席した。會議はヨッフエ氏の資格問題、大連會議の協定案を本會議の基礎とするや否やの問題、北樺太撤兵問題等について、最初から紛糾し、日露兩國とも極めて強硬なる態度を持したため九月五日から二十五日に至る三週間といふもの殆んど停頓と請訓の中に過ぎた觀があり、何等決定的な協定に到達することなく決裂してしまつた。

沿海州駐在の日本軍は前記六月二十四日付宣言に基いて八月二十六日から撤兵行動を開始し長春會議決裂後間もなく十月二十五日迄に全部浦鹽を引揚げて祖國に歸還し、西伯利大陸から完全にその影を消した。浦鹽方面に居住して各種の業務に従事してゐた多數の日本人は、日本

二、新國交の創造へ

軍の撤退と前後してほんの一部を除く外殆んど故國に引揚げてしまつた。日本軍の撤退と關連して浦鹽方面から全く影を消したものの一つに白軍殘黨がある。最後の反革命軍首領デトリツクスと其一味は十月中旬何處ともなく亡命してしまつた。極東共和國成立當時から既に熟してゐたソヴェート露國の極東地方統一の機運は日本の撤退を機會に遂に實現を見るに至り、緩衝國存続の必要も消滅して間もなく極東共和國は廢止され極東革命委員會之に代り、露領極東地方は北樺太を殘す外完全にソヴェート化された。

長春會議決裂による日ソ關係の行詰りは大正十二年(一九二三年)早春後藤子のヨッフエ氏招待によつて打開された。當時日本の政界並に社會一部に於ける反動的分子はヨッフエ氏招待に反對し、妄動をつゞけ後藤子を國賊とまで罵つたが然しこのことが、日ソ國交の恢復に極めて必要なる楷梯となつたことは今日何人も

之を否むことはできないであらう。
例へば後藤子の依頼によりヨツフェ氏が好意的斡旋して大正十二年日本漁業家の露領出漁問題が平和的解決し、浦鹽から査證用務の爲ホルツマン氏の一行がわざわざ來朝した如き、又日ソ國交恢復の豫備交渉開催の段取となつた如き、その直接の効果と見ることができやう。

長春會議の露國主席全權はよしヨツフェ氏であつたにせよ、日本の關する限りではそれは極東共和國の知多政府を相手とするものであつた。ところが日ソ豫備交渉は、名實共にソヴェート露國を相手取る最初の會議として歴史的な意義を持つた。此の會議は大正十二年六月末から日本側代表川上俊彦氏ソ側代表ヨツフェ氏との間に東京精養軒ホテルで開催された。會議は當面の懸案たる諸問題(一)尼港事件の責任について(二)北樺太保障占領並に撤兵問題について(三)日露漁業協約の存續露國の對日舊債務等を含む國際義務の問題について兩國代表間に論議を重ねられること十二回、三十餘日に及ん

だが、七月三十一日に至つて、交渉は打ち切られた。此會議が進行して正式交渉の基礎案を確定的に獲得し得るか否かの豫想を懐いた大多數者は稍失望せぬでもなかつたが、然し豫備交渉としての目的が可能な程度に達せられたことは當時の日本政府首相加藤友三郎氏が次の如く語つてゐるのを見てわかる。

「今回の日ソ豫備交渉は殆んど豫備交渉そのものとしての目的を達成し得たものであつて、少くとも日本の希望案件はやがて開かる可き正式交渉に於て之を獲得し得る程度の確信を得たるものである。而して正式交渉はヨツフェ氏の歸莫後日ソ兩國政府の間に交渉を重ね、十月頃より哈爾濱もしくは浦鹽に於て開始さるゝ可能性を有するものである」

此年の八月十五日から莫斯科に開催の全露農業博覽會には日本から主として日露關係實業團の視察に赴きあり、露國の復興の顯著なると共に日ソ國交恢復の機運は時と共に促進されつゝあつた。

し世界の趨勢と兩國の要求とは交渉の前途に横はる幾多の難問題を一一つ解決して翌大正十四年(一九一五年)一月二十日には遂に日本のソヴェート露國承認と日ソ國交の恢復を特色づける日ソ基本條約、正確には「日本國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本法則に關する條約」の締結を見、過去八年の長きに亘つて兩國を蔽ふてゐた不自然にして陰鬱なる關係はこゝに一掃せられ、兩國は正常なる友好的關係に入るこゝが出来たのである。

三、國交恢復直後

日ソ基本條約の締結によつて歴史的意義ある轉換の第一歩を踏み出した日ソ兩國はその國交の具體的事實である種々の懸案を合理的に解決し整理し、守り立てゝ行かねばならなかつた。

先づ第一に起つて來たものは相互外交代表の交換でこれについてソヴェートはヴィクトル・コツプ氏を駐日大使(正確には駐日ソヴェート全權代表)に任命し

コツプ大使は一等書記官アスターホフ氏以下多數館員を隨へて四月二十四日着京五月五日正式信任状を宮中に捧呈し、日本側は前外務次官田中都吉氏を駐露日本全權大使に山崎二郎氏を大使館參事官に酒匂秀一氏を一等書記官に以下夫々任命してソヴェート大使の赴任に遅るゝこと約二箇月六月三十日東京出發任命地に赴き、又日本政府は本邦對ソ關係要衝の地たる浦鹽斯德、ハバロフスク、アレクサンドロフスク、オデツサ、ブラゴウエスチエンスク、ベトロパウロフスク、ノーヴォシビルスクの七箇所に總領事館又は領事館を順次開設、ソヴェートは東京、神戸、京城、函館、敦賀、大連、小樽の七箇所に同じく總領事館又は領事館を順次開設(但し當初開設決定の長崎及大阪は其後中止したので茲には省く)して兩國出入者の査證其他領事事務を執掌することとなつた。因みにソ側の使は初任のコツプ氏からドウガレフスキイ氏に代り、其駐佛大使に轉任するや更に現任のトロヤノフスキイ氏に三度び變つた。

日ソ基本條約の締結によつて保障占領を解かれた日本の北樺太派遣軍は條約第三條規定の通り北樺太の自然的狀態が軍隊の輸送を可能ならしむる時期たる五月十五日までに全部日本内地に向つて北樺太を引揚げた。こゝにおいて北樺太はソヴェート露國の管理下に歸屬し、露國極東地方の統一乃至ソヴェート化はこゝに完全に實現を見たのである。

日ソ基本條約の重要規定事項の一たる北樺太の石油石炭利權協約は日本軍の北樺太撤兵の日より數へて五箇月以内に兩國關係者間に之を締結しなければならぬ事になつてゐるので、日本側では石油利權の交渉全權委員に海軍中將中里重次氏を、石炭利權の交渉全權委員に三菱合資參與奥村政雄氏を同顧問に前波蘭駐劄日本公使川上俊彦氏を夫々任命、七月二十二日より莫斯科中央利權局本部に於てソ側交渉全權委員ヨツフェ氏、次席メーリニコフ氏との間に交渉を開始せしめ迂餘曲折の末何れも十二月十四日正式調印を見てこゝに國交恢復後最初の日ソ間重

然し前後七箇年にわたつて國交斷絶し敵對的關係にあつた兩國間には尼港問題、北樺太問題、漁業問題、舊債務問題宣傳禁止問題を始め十指にあまる重大問題が横つてゐた。これは兩國の輿論が國交恢復を熱望してゐるにも拘らず必ずしも簡單に解決し得る性質のものではなかつた。果然交渉は幾度か難關に逢着し、停頓したことも一再ではなかつた。が然

要懸案は具體化されるに至り爾來約半歳を経て組織されたる北樺太石油株式會社及び北樺太鑛業株式會社の二大利權會社は、着々として企業經營を進め、何れも可なりの好成績を擧げて今日に及んでゐるが、これはそれぞれ其當該欄（利權企業の項参照）に記述されてゐるから茲には略する。

四、通商關係概要

ソヴェート政府は日ソ國交恢復後ヤコフ・ヤンソン氏を駐日ソヴェート通商代表に任命したが、此通商代表の資格を獨逸其他に派遣のソヴェート通商代表同様外交官待遇とするは勿論、其通商代表部に治外法權を與へよとのソヴェート側の要求は日本政府の反對するところとなり日ソ兩國間に種々折衝の末、ヤンソン氏のみはソヴェート大使館商務參事官の資格で外交官待遇を與へ、他の通商代表部員並に代表部其ものには治外法權を與へぬ事に兩國間の協定成りヤンソン氏は、スムスキー、ジーグリッペン氏等の新任通商

部員と共に大正十四年十二月二十七日着京、翌廿八日から愈々通商代表部の開設を見、爾來ソヴェートの日本に對する唯一の獨占的通商機關として輸出に輸入に商取引を發展せしめてゐる。因みにヤンソン氏は其後病の爲辭任して歸國しアニケーフ氏が昭和元年十二月下旬後任通商代表として就任し、日ソ貿易の發展に貢獻するところ少くなかつたが不幸昭和六年三月日本人佐藤某のため狙撃遭難し、同八月歸國轉任し、氏の後任には臨時通商代表の資格でフレイマン氏が七月來任した。次で駐日ソヴェート通商代表に極東通のアサートキン氏が任命され、昭和六年十二月夫人同伴來任し、爾來日ソ貿易振興のため盡力してゐたが、昭和七年十一月十八日宿痾療養のため東京發歸國し、その後任としてコチエトフ氏が同年十二月九日來着して今日に及んでゐる。通商代表部の設置によつて正規の状態に置かれた日ソ兩國の貿易は其後時と共に順調なる發展を遂げ、一九二五・二六年度に於て兩國の取引總額一千三百十六萬

一千圓（内譯日本の輸出二百八十八萬三千圓、日本の輸入一千二十七萬八千圓）であつたものが、一九二六・二七年度には一千八百六十一萬八千圓（内譯日本の輸出五百九十一萬一千圓、輸入一千二百六十九萬六千圓）、一九二七・二八年度には二千九百七十八萬圓（内譯日本の輸出一千八百五十五萬圓、輸入一千九百五十九萬八千圓）、一九二八・二九年度には三千六百八十八萬七千圓（内譯日本の輸出一千五百二十二萬二千圓、輸入二千七百六十四千圓）、一九二九・三〇年度には四千三百萬圓に達し、此中日本の對ソ輸出は前年度迄一千五百萬圓程度であつたものが、同年度に至り、一躍二千二百萬圓となり七百萬圓の激増で、從來輸入超過を以て特色としてゐた日ソ貿易はこゝに位置を轉換して、我國は少額ながら對ソ出超國となつた。然るに一九三一年度に至るや兩國の輸出入總額は二千五百三十八萬三千圓（内譯日本の輸出九百四十六萬三千圓、輸入一千五百九十一萬五千圓）となり總額においても輸出入ともに一九三〇年

度に比し激減した。この傾向は一九三二年度にも著しく顯れてゐるが、日ソ貿易激減の原因に就ては通商關係の項において詳説することとし、茲では兩國貿易發展上の最大の支障の一つはクレジット問題であることを強調するに止めておく。

ソヴェート貿易の特質に基く長期クレジットの要求は、例の五箇年計畫の實施による資金の莫大なる需要と關聯して、昭和六年に入り從來の最長六箇月を更に延長して九箇月とするやうソ側から要求を提出され、ソの後に至つて更に對露輸出クレジット期限は九ヶ月乃至十二ヶ月に延長されたが昭和八年になつてソ側は十八ヶ月を主張するに至り對露輸出營業者の資金難は一層増大するに至つた。尤も此對露クレジット設定と密接なる關係にある政府の輸出補償法制定は既に久しい間本邦對露輸出業者の熱心に要望するところとなつて來たが、遂に昭和五年の第五十八議會に於て商工省提出の輸出補償法通過を見同法施行細則も公布されて愈々昭和五年八月一日より實施されるに

至つた。然しながら同法には種々の不備缺陷があり營業者をして満足せしむるに至らず彼等の期待に反くところ少くなかつた。是等の結果昭和六年の兩國貿易は著しく減少し昭和七年度も同じく減少の傾向を辿つたのである。なほ商工省では對露輸出の増進を計るため、駐日露國通商部側の要請により今後の對露クレジット期限を商品別に協定することになり、雙方間に折衝中であつたが、最近協定を見るに至つた。

然し何れにしても對露貿易はクレジット問題が決定的に解決せぬ間は、根本的打開は困難であるかに見られてゐる。

五、漁業交渉の錯綜

日ソ基本條約の基礎に立つて解決を要すべき他の重要懸案は漁業問題であつたが之は他の利權交渉と異り、對國家的の交渉條件であるだけに、日本政府では田中駐ソ大使を全權委員に、外務、農林兩省、露領水産組合等からそれ／＼委員を任命露國側全權委員アラロフ氏等との間

に大正十四年十二月二十二日から莫斯科で漁業協約改訂交渉を開始したが、兩國の主張に重大なる開きあり、兩國何れも強硬に自國の主張要求を固執したため別項（漁業關係欄）記載の通り稀に見る長期の難交渉となり幾度か停頓、決裂を見た末、二年一ヶ月の長年月を費して相互に検討に検討を重ね、妥協を積むだ結果昭和三年一月二十三日、日本側田中、露側カラハン兩全權間に新日ソ漁業條約の調印を見るに至り、同五月十三日批准交換を了し、茲に日ソ兩國の歴史的大懸案は、漁業問題の解決を後日殘して解決を見るに至つた。此條約に於て一般競賣から切離し、特別の利權契約によつて日本側に貸與されることとなつたものは罐詰工場附屬漁區であるが、之については日本側當業者代表眞藤慎太郎氏とソヴェート政府との間に昭和三年一月三日モスクワに於て契約の正式調印を了し、二十二日工場に附屬する四十二漁區を向ふ十年間無競賣にて日本側に貸下げることとなつた。

昭和四年の出漁條件を露國地方官憲により發表して後、此條件に極度に不滿を懷く日本側當事者とソヴェト側との間に紛議が醸成されて以來同年は例の島德藏氏一派の横槍的漁區入札が行はれて此紛糾の火に更に油を注ぎ、其後今日に至るまで漁區關係は兩國紛糾の焦點となるに至つた。當時の漁業問題諸懸案中には

- 一、國營企業の漁區取得問題
- 二、個人企業と國營企業の内部關係
- 三、漁獲標準高に關する問題
- 四、漁區最低價格決定の問題

等を中心に幾多の未解決問題が横つてゐた。之等の内容については別項記載の通りであるからこゝには略するとして、日本側ではこれら諸懸案の發生とソ側の急激なる進出を可能ならしむる原因が、漁業條約に對する兩國解釋の相違に起因してゐるとの見解からソヴェト政府に提議して漁業條約の解釋を確定する會議を昭和六年九月モスクワに開始するに至つた。

是に於て我が全權廣田大使は現行條約

交通運輸の方面に於て兩國の連絡關係は過去六年間に著しい發展を示して來た。即ち第一回歐亞直通連絡協定の成立以後、年毎に重ねられる國際會議は昭和五年の第五回會議に於て貨物輸送の方面にまで擴張されるに至つた。

日ソ外交關係の歴史に於て洩し難い事件を摘記すれば、復交直後の日ソ關係の地均らしに多くの貢獻を残した初代コツプ大使は大正十五年七月賜暇歸國の形式で日本を去つたまま再び歸任せず參事官ベセドフスキイ氏が大使事務を代行し漁業問題、利權問題等に活躍し昭和二年三月二十六日ドブレフスキイ大使の赴任を見、同年十一月氏がラコウスキイ氏の後を襲うて駐佛大使に轉任するに至り、第三次駐日大使として昭和三年一月二十一日前トロヤノフスキイ大使が來任、昭和六年七月賜暇歸國するに及んで前哈爾濱駐劄總領事メーリニコフ氏が代理大使として着任し、十一月下旬滿洲事變の進展と共に日露關係にも種々重要な影響をもたらされるに至りト大使は急遽歸任

實施以來發生せる各種の問題と條約解釋上の不一致點に關する解決を期し、更に邦人現有漁區の安定によつて將來における紛糾勃發を未前に防止すべく、具體案を提げて交渉に入つた。

斯くて一星霜、昭和七年八月十三日夜十時、邦人漁區安定に關する日露漁業暫定協約の調印がモスクワに於て廣田カラハン兩全權代表の間に於て行はれた。この協約成立は日ソ漁業交渉中において持筆大書すべき事件であるから漁業關係の項において特に詳述する。

六、其他の諸關係

漁業條約改訂交渉開始後間もなく兩國間に開始されたのは日ソ森林利權交渉であつた。メルクロフ反革命政權當時沿海州の廣大なる森林開發に着手した日本の大林業會社は、全露を統一して新なる管理者となつたソヴェト政府との間に利權契約を締結するため、露領林業組合なるシンデケイトを組織して海浦健吉以下の諸氏を代表委員に選び、一九二六年

した。従つてメ氏の代理大使は解任され、歸國した。トロヤノフスキイ大使は在任滿五ヶ年に亘り日ソ國交親善に盡すところ多大であつたが、遂に昭和八年二月十七日離任し、第四次駐日大使としてユレーネフ氏が同年三月十日着任した。

又通商代表も昭和元年十二月病ヤンソン氏に代つてアキケーフ氏が着任し、種々日ソ貿易關係の發展に貢獻したが、不幸昭和六年三月兇漢佐藤信勝のため狙撃され重傷を負ひ、同八月靜養を兼ねて歸國、同十二月に代つてアサートキン氏が後任駐日通商代表として來任した。爾來約一ヶ年間病をおして日ソ貿易振興のため盡力してゐたが、昭和七年十一月十八日歸國の途に就きその後任としてコチエトフ氏が同年十二月九日着京來任した。即ちソヴェト側駐日外交官の移動は可なり頻繁であつたが、日本側も田中都吉大使が昭和五年十月歸任し、之に代つてオランダ駐劄公使廣田弘毅氏が駐露大使に任命され、爾來滿二ヶ年常に日ソ兩國親交のため盡力し、幾多の重要な

二月廿三日からモスクワで利權交渉を開始したが、これも亦可なりの紛糾と時日を費して翌一九二七年四月六日正式調印を了し同年十月廿八日露領林業株式調印を了し、同年十月廿八日露領林業株式會社なる利權會社を組織し、同年末より企業開始に入つたが、利權契約、労働團體契約の不備乃至不利、ソヴェト側の有望林區自營策との衝突、國內市場の惡材料に祟られて遂に採算立たず、着業後間もなく操業中止に入つたが、遂に再起せず昭和五年代表を露都に派遣してソ側と折衝の結果、遂に該利權解除契約を結んで、完全に企業を放棄するに至つた。

昭和金屬會社其他對ソ利權は、何れも對内的もしくは對ソ的惡材料のため何等の成果をも擧げず假死の状態であり、今後と雖も五箇年計畫の段階に於ける露國の國內資源自力開發策と相俟つて本邦對ソ利權の將來は全般的に極めて極限され且つ悲觀的なものである。但し種々の特殊性を持つ北樺太石油利權は大體此の範圍にあると見てよからう。

問題を解決する等その手腕を揮つてゐたが、昭和七年十月離任し、後任駐日大使として太田爲吉氏が任命され、氏は同年十二月九日東京發任地に赴いた。

日ソ復交後の人事については是非共一筆を染む可きは本邦對ソ關係の巨頭としてヨツフェ氏招待以來國交の恢復に或は其促進に偉勳を樹て、昭和二年末にも親しく彼地に赴いてソ側に最大級の人氣を博したる日露協會會頭後藤新平伯が昭和四年四月十三日京都にて薨去した事で、之は今後とも多事多端なるべき日露の國交上失へる處蓋し淺少でない。

伯に代つて我國家的大家人物齋藤實子が新に昭和四年六月六日日露協會々頭に就任された事も然し乍ら之を補ふものとして茲に特筆しなければならぬ。

藝術、學術方面に於ける日ソ兩國の關係交渉は他の如何なる國にも劣らず密接を極め、昭和三年七、八月市川左團次大一座の訪露興行の成功、美術、書籍、映畫各種展覽會の續開、藝術文人學者の頻繁なる來往、圖書の相互的譯刊等は其の

一端を語るものである。
殊に兩國國情の根本的對立から文化關係者の渡來、出版物の轉入等にも相互に種々の大なる不便を持つてゐるにも拘らずソヴェト文化を先鋒とする所謂ロシアニズム乃至ソヴェチズムはアメリカニズムと共に本邦社會傾向の二大主流と呼ばれるほど大なる普及力を一時は持つに至つた。

ソ聯邦における五箇年計畫の實施と關聯して各國の優秀技術の習得は最近極めて積極化するに至り、米國獨逸等と特に密接に技術的援助契約を設定しつゝあるが、我國からも昭和五年に至り鐵道技師十二名を招聘して多大の成功を収めた外、漁業、蠶業、製罐業、水電業等各種産業に亘り本邦の先進優良技術の輸入に努めつゝある。

昭和六年日ソ政治

外交關係

(一) ルーブル問題交渉

に對して幣原外相も同意したが、七十五錢替と二十錢替とは其開き五十五錢に達し、到底協定の可能なく、日本ではソ側の讓歩を要望し、同二十三日ト大使は我當局と會見露貨一留對五十錢迄讓つた。一方一月二日に迫れる昭和六年度上半年借區料納期は、換算率不定のため十二月三十一日に至り數日間延期の協定成り、兩交渉當局は年末年始の祭日も廢して、折衝したが交渉は依然進捗せず其間ト大使は日魯會社の經營採算に疑義を挟み、其經濟的内容を指摘して、自己の主張する五十錢率の貫徹に努め、川上日魯社長は帳簿を提出して日本側の主張を裏書きした等の事もあり、一月十七日ソ側は止むなく三度び讓歩して四十錢替を提議するに至つた。即ち、之に對し日本側は三十錢以上の讓歩絶對不可能なる旨を縷説し、九錢の開きのみ、再び協定難に陥つた。
尙日魯以外の本邦漁業家は鮮銀支店存置時代に合法的に手持せる留紙幣によりソ側の上半期分借區料延期々限内に之が

一、外交々涉始まる

昭和七年度の日ソ政治・外交關係を詳述するに先だち、前年度昭和六年の日ソ政治・外交關係を全般に亘つて要記するとする。

昭和六年の日ソ外交關係はルーブル問題の外交々涉と共に明けた。

元來このルーブル問題はソヴェト官憲の朝鮮銀行浦汐支店検査に端を發する露貨自由賣買の特權剝奪のため、從來この特權によつて非常に廉くルーブル貨を入手し、漁業諸納金の支拂を濟まして來た日本側が、今後は暴落せる市中相場の外五、六倍以上もする公定相場によるの外露貨入手の方法なく、従つて事實上換算不可能に陥るべき形勢に當面せるため、必然的に發生せる問題である。

日本政府は之が解決を借區料引下によるか、或は日貨に對する露貨の比率引下によるかの二途に求め、外交々涉をソヴェト政府に提起したが、ソ聯邦は、何等かの形式による比率の緩和に同意し、納入を終るを得策とし、二月二日迄に五十二萬ルーブルを完納するに至つた。之は本邦營業者の不統制を語るものとして一部に非難されたが事實はむしろ其反對にて、交渉が長引きソ側が自己の貸下條件を斷行する場合本邦營業者の足並が亂れて三十錢以上にソ側に應諾する者なきにしも非ざるを豫想しての策戰であつた。

三、漁區競賣と絡む

一方二月二十五日の入札期は刻々切迫せるも交渉は何等進展せず、日本側營業者の間には自由出漁説が再燃し、東京交渉は徹底的に行詰つたため、問題は再びモスクワに移され、二月十五日廣田カラハン第一次會見となり、十八日第二次會見となつたが、日本の三十錢に對してソ側は依然四十錢を固執して譲らず、此形勢の下に本邦營業者の競賣参加も不可能のため、露領水産組合は二月十八日の組合會に於て、當問題解決の上競賣参加可能の日まで邦人營業者の權利を保留する

之が方法として、ソ聯邦ウスリー鐵道發行公債の例に倣ひ、ソ聯邦國營アコ會社發行公債の賣出實額を引下げて之を額面通りに扱ふといふ方法を原則的に承認し、其比率決定に關する交渉を昭和五年十月下旬頃よりモスクワに於て開始するに至つた。

二、東京交渉紛糾

此交渉は當時未だ廣田大使赴任前であつたため豫備的性質を帯びたもので専ら天羽參事官と外務人民委員部長カラハン氏との間に行はれたが、十二月十四日東京駐劄ソ聯邦大使トロヤノフスキー氏は幣原外相を訪問し、本問題は本國政府の命により、東京に於て交渉する事、公債の賣渡價格はその額面に對し露貨の公定相場より二割五分引きとする旨陳述した。即ち露貨一留に對し日貨約七十五錢の換算率となるのである。然るに日本側は二十錢替を適當と認むる旨話した。ト大使は十二月二十日再び幣原外相を訪問し、公債換算率の先決協定を主張し、之

旨決議するに至つた。

尙ソヴェト政府は當問題紛糾の渦中において自國々營漁業のため新に二十八漁區の追加經營を提議し來つたが、其中には種々問題の漁區等もあり日本側では懸案の十八漁區解決まで應じ難しとして之を拒絶した。

日本側の強硬態度に辟易したソ側は更に昭和六年一年間の暫定協定として三十五錢まで讓歩するから日本側も之に應ぜられたしと、カラハン氏から廣田大使に提議し來つたが、之に對し日本政府は「一留三十錢を以て取敢ず租借料抵代税並に工場附屬漁區、特別報償其他の公課金を假納して日本營業者は競賣に参加し兩國政府は引續き交渉を重ね協定を遂げたい」旨提議し、依然五錢の開きのみ、妥協點に達せず、推移した。

四、兩國輿論の硬化

かゝる形勢の下に日本側營業者は今度こそ斷然自由出漁を斷行すべしとて、種々之が準備を進め、一方日本諸大新聞の

輿論も、曾て無い位沸騰し來つたが、一方ソ聯邦においても、政府機關紙イズヴェスチヤ紙始め日本漁業家を「掠奪者」の名を以て責め一方時恰も開催を見た第六回ソヴェート大會では別項の如く極東出身の議員ボロダフキンによつて、痛烈なる日本攻撃の演説がなされ、モロトフ議長も亦之に答へ、漁業問題を中心として兩國の輿論は極度に悪化した。此焔に更に油を注いだものは三月十六日突如として湧いて起つた日本人佐藤信勝による駐日ソヴェート通商代表アニケーフ氏狙撃事件であつた。此不幸なる突發事件によつてソ側の對日感情は愈々刺戟されて悪化し、漁業問題の解決を更に遠方に押しやることとなつた。

四月二十日には日本人不参加のままソヴェート側の極東漁區再競賣が再び斷行され、第一回競賣の分をも合せて發表されたが、此中には宮越重作競落の沿海州鮭鱒漁區があつた。日本政府は、第一回競賣の時同様、此單獨競賣に對してソヴェート政府に抗議したが、イズヴェスチヤ紙は、例へ一人でも又それが如何なる人間でも日本人が参加した以上之は單獨競賣に非ずと籍口することも出來ると書いた。

かくて沿海州出漁はすでに期を失し、勘察加出漁もすでに時期到來せる關係上當業者の自由出漁熱昂揚と關聯して我政府當局も懸案解決に焦慮し、日本政府の訓電により廣田大使は四月二十日三十一錢五厘替を提議せるに對し、カラハン氏は翌二十一日同大使に三十四錢まで讓歩を回答した。

五、遂に妥協成る
一方機運切迫と共にモスクワ交渉と並行して東京に於ても、四月二十三日トロヤノフスキー大使幣原外相間に最後の折衝始まり、二十六日に至つて遂に半歳以上に亘る留交渉は次の如き條件をもつて妥協成立するに至つた。

- 一、六年度の留換算率はアコ會社社債を以て支拂ひ一留對三十二錢五厘替とする。

- 二、右による借區料完納者には査證を與へること。
- 三、日本は四月二十日の競賣を承認する代り、ソヴェート政府は五月五日以内に追加入札を行ひ、日本側の参加を可能ならしめること。
- 四、國營新規要求二十八漁區中十七漁區はソ聯邦の經營を承認するが日本側に異議ある十一漁區は更に交渉をづけて解決すること。

此決定に基き五月五日浦汐に於て邦人参加の追加入札が行はれたが、露側の進出は益々急を告げ、六年度に於ては邦人漁區三〇九に對し露人のそれは三〇四といふ殆んど同數に近い接近を示すに至り此事實は再び日本側をして權益擁護問題を燃焼せしむる材料となつた。向日魯漁業では既に漁期到來のため、當問題解決に先ち、第一船信濃丸の送込準備を整へ、遂に五月二十四日無査證のまま函館港を出帆せしめたが、其後問題が解決したので、本邦政府からソヴェート政府に外交交渉の上西勘察加キンカの

(三) 漁業條約解釋確定會議

日ソ漁業紛争は單に年々恒常的に繰り返されるばかりでなく、後から後から生産され蓄積し來り、かくては何時紛争の止むべしとも期待されない状態となつて來たので、我政府では日ソ國交のために之を憂ひ、紛争頻發の根本原因が畢竟日ソ漁業條約の字句精神の解釋並に運用が兩國間に相違せるにありとなし、之が確定整備の必要を痛感し、昭和六年六月二十二日廣田大使に訓電を發し、從來の諸懸案並に條約解釋の確定に關する交渉開始をソ政府に提議したが、最初ソ政府は中々これに應諾の態度を示さなかつた。然るにソ政府は八月トロヤノフスキー大使の歸國を俟つて事情を聴取し、種々協議中であつたが、八月下旬に至り廣田大使を通じて我交渉に應ずる旨應諾し來つた。そこで日本側は駐ソ大使館天羽參事官に歸國命令を發し、同參事官歸國後關係當局對策協議の結果訓令を授けて之を

ソヴェート税關にて査證を受け出漁を完ふした等の事件もあつた。

(二) 漁業切揚期の外交交渉

其後露國の本邦漁船拿捕事件、又ソ聯邦のトロール船「ブレウエストニク」の本邦千島未開港入港による拿捕事件等もあつたが、それよりも特に六年において兩國間の外交交渉問題となつたのは、漁場切揚期に際して、ソ側が五年より六年へかけての本邦漁業家の違約金を現場で支拂ふべしと迫り、日本側が之に應じ得ざる事情にあつたため遂に漁獲物を差押へるに至り、新なる係争を惹起した事である。即ち露水組合並に政府當局ではこれについて十數日に亘り種々ソヴェート側と交渉の結果、漸く九月十一日に至り解決を見るに至つた。即ち漁獲物を差押へられたる東邦水産並に畠山合名では解決遅延のため現場における停船二旬に亘り、漁夫の食糧缺乏問題まで惹起して係争は最後のどたん場に追ひやられたため

- 永井外務次官、武富通商局長、島田書記官、露水組合代表佐々木平次郎、須田孝太郎の諸氏は、最後の解決をつけるべく十日午後八時駐日ソヴェート大使館にメリニコフ代理大使を訪問ボドリスキー一等書記官も立會の上徹宵交渉をつゞけた結果翌十一日午前七時に至り、漸く双方の意見は次の如き條件によつて一致を見るに至つた。
- 一、日本側は五年までの違約金として取敢えず十二萬圓を通商代表部に供托し追つてルーブル換算率協定の上精算すること(過般協定のルーブル換算率三十二錢五厘替は單に漁區料のみ適用すべきものである)のソヴェート側の主張により、違約金其他の換算率については他日之を兩國間に協定することとなつた。
- 二、目下係争中に屬する違約金の納入については判決確定の上速かに露水組合が其支拂に盡力すること。
- 三、ソヴェート側は差押中の日本人漁獲物を即時釋放すること。

歸任せしめ、昭和六年十一月二十七日廣田、カラハン兩全權間に日ソ漁業條約解釋確定交渉が開始されるに至つた、爾來該交渉は諸種の重要問題のため屢々中斷され、爲に昭和六年中には未だ具體的協定の域に達するに至らなかつた。一方此交渉と並んで日本當業者代表とソヴェエト間にも漁業諸懸案の解決が進められてゐたが、此問題については別項漁業關係欄にその詳細をつゞけることとする。

(四) 浦鹽鮮銀閉鎖事件概要

鮮銀浦沙支店閉鎖事件は昭和五年から六年へかけて日ソ外交關係の重要な一部をなすものであつて、問題の發生は昭和五年八月十二日ソヴェエト官憲の同支店検査に始まり十月二日漸く之を終り其間本邦對ソ輿論を刺戟するところ極めて大きかつたが、十月二日以後は一時小康状態を呈したにも拘らず、十二月十七日に至り極東財務全權の指令を以て三箇月中に同行の清算完了すべきを嚴命し、且

つ所得稅追徴として二百六十一萬留の即時納入を命じ更に有門氏以下三行員の召喚を行ふ等彈壓振りを示した。

之に先ち日本政府は天羽代理大使に命じて鮮銀支店検査事件に關聯し、ソヴェエト政府に抗議を提出し、同政府との間に外交交渉を開始したが、交渉半にして鮮銀の業務閉鎖を命じ、且つ前記の如き行動に出たことは一層日本側の心證を害するところとなつた。かくて鮮銀は斷然ソ側の行爲に抗議すると共に、追徴課稅についてはソヴェエト地方官憲に訴訟を提起する等飽くまで對抗策を講じた。

ソ官憲による鮮銀壓迫の目的は、飽くまで北洋漁業問題と關聯し居り、銀行検査に名を藉りて、鮮銀を通じて行へる露貨の賣買を禁止し、之によりて日本漁業家を壓迫せんとするものであるとの見地から、ソ側の頑強なる壓迫に對して、鮮銀亦抗議を緩めず

- 一、銀行業務閉鎖命令の撤回
- 二、所得稅、追徴課稅命令の撤回
- 三、行員裁判問題無條件撤回

四、鮮銀の自主的清算遂行

等を中心として天羽代理大使(後廣田大使之に當る)ソヴェエト側全權カラハン氏と外交交渉をつゞけ來つたが、ソ側は飽くまで鮮銀支店業務閉鎖以下既定方針を頑守して交渉何等進捗を見るに至らず、殊に鮮銀問題と相即不離の關係にあるルーブル換算率交渉は別項の如く兩國の主張固く、容易に解決を見ず、之が鮮銀問題にも惡影響を與へて來たが、四月七日に至り、兩外交當局は

- 一、朝鮮銀行は自主的に浦鹽支店を清算撤退すること
- 二、ソ側は前記鮮銀に對する課稅命令を撤回し且つ行員の裁判問題も今後一切を打切ること

を條件としてモスクワに於いて遂に交渉解決を告げ、廣田カラハン間に協定成立するに至つた。

鮮銀は右協定に基き預金拂出清算事務を了し、四月十五日浦沙支店を撤去、行員全部の引揚を了した。かくて西伯利の一角に在つて永い間の

歴史を有し、殊にソヴェエト治下に於ける唯一の外國銀行として日ソ經濟關係の發展に貢献するところ少からざりし鮮銀浦沙支店も遂に其影を没するに至つた譯である。

(五) 第六回ソヴェエト大會と日露問題

第六回聯邦ソヴェエト大會は一九三一年三月八日から三月十七日に至る迄、モスクワ市ボーリツシヨイ・テアトルで開かれたが、聯邦人民委員會議長モロトフ氏はその政務報告演說中において日本との外交關係につき次の如く述べてゐる。

日本との關係は依然として順調なる發達をつゞけ、日露基本條約に基づく親善關係の確立と、必要な相互的理解に向つて進んでゐる。條約調印以來の數年殊に最近の二箇年において兩國間に唯一つの政治的衝突をも見たる事なき事實を述ぶるは余の満足する處である。又兩國の通商關係も著しく發達して既に日本と帝制露國との戦前貿易

額を四倍以上超過してゐる。殊に漁業利權の實施に伴つて發生せる係争問題は親善の精神により條約を嚴守して解決せられたし今後も解決せらるゝであらう事を確信する。條約とソヴェエト立法を無視する偏狹の、貪慾なる計畫的集團の各個の企圖に對しては勿論ソヴェエト政權は確乎たる處置を採つた兩國の利害關係に關する相互の尊重と條約による義務の嚴守はその親善關係を更に發展せしむる基調である。

次に三月十一日のソヴェエト大會夜間會議において、モロトフ氏の政務報告討議中極東出身の一議員ボロダフキン(ハバロフスク市ソヴェエト議長)は

余は一部日本漁業家の煽動的反ソヴェエト行動に對し大會の注意を促す事を余の義務と考へる。日本の漁業家がソヴェエト領海に於ける日本の合法的漁業保護の名の下に、西伯利出兵當時彼等が盗用せる漁場の使用を彼等に許さざる日露漁業條約を蹂躪し日ソ兩國の友好關係を脅威せんとしつゝあり、

故に極東露領が彼等にとつて滿洲に非ざる事を知らしむべきである。

といふ意味の激語を放ち、之に對してモロトフ議長は、

吾等はソヴェエト聯邦の領域上に行動する凡ての者をして我國の國法を遵守せしむるであらう。

と答辯し、漁業問題に對するソヴェエト側の立場を明確にした

(六) クレヂット問題

交渉

昭和六年の日ソ外交關係を概観するに當り、書き洩らし難い一事は、我經濟界のみならず、政界の問題とすらなつた對ソクレヂット問題である。

ソ聯邦の輸入貿易は歴史的に延取引をもつて特長とする處へ、現在ソ聯邦は五箇年計畫の遂行によつて國民經濟の全般的工業化時代にあり、莫大なる投資を必要とするため、外貨の輸入は出來るだけ長期のクレヂットによることを原則としてゐる。

此原則によつて獨、伊兩國では昭和六年に至り數億萬マルク（又はリラ）の對ソクレヂットを設定したが、同じ理由でソヴェート政府は昭和六年五月トロヤノフスキー大使を通じて、非公式に我幣原外相に約五千萬圓の商品借款、既ち長期クレヂットの設定を提議し來つた。

大使は賜暇歸國前大阪、神戸、東京に於ける實業家の會合において日ソ貿易發展の爲之が設定の話を持ち出し、我關係實業家亦、現下の深刻なる不況が對外市場梗塞にある際五千萬圓の市場開拓は相當大なる意義あるに鑑み食指太いに動いたが、當業者としてはさらでだに金融難の折柄之だけの巨額を相當長期に亘り露國に對し信用貸することは容易ならぬ難事業なので、之には列國の例に倣ひ、政府の補償が必要であるとの見地から、三井、三菱始め我對露貿易業者の有力筋殆んど全部を網羅する對ソ貿易振興會を組織し、政府に補償條件の適合を申請するに至つた。

一方商工省貿易局に於ても之が設定を

希望し、大體三千萬圓を限度とする對ソクレヂットを交附公債發行の方法により具體化する事に決定を見、大藏當局の非公式諒解をも得るに至つたが、尙種々の困難は依然として殘されて居り、夫等の中對露漁業關係者並に貴衆兩院の一部に見られる該クレヂット反對運動と、民政黨内閣の主要策たる行財政整理による貿易局併合問題の進行とは、クレヂット問題の將來に當時依然暗翳を投じた。

(七) 日ソ小包郵便條

約の締結

ソヴェート領土通過をも含む日本とソヴェート聯邦との小包郵便交換は、革命後諸種の事情で中止されて來たが、この事實は特に本邦側にとつて不便少からず日本よりヨオロツパへの小包郵便は海路スエズ經由によるか、若しくはカナダ經由の徑路を選ぶ外途がなかつたので日本政府では昭和五年來田中大使に命じてソヴェート政府との間に日ソ小包郵便條約交渉を開始し來り、昭和六年春略意見の

あつた。其後ゴドフスキーはソヴェート聯邦交通人民委員部の下級の勤務員となつたので、ソヴェート事情をスパイすることをその任務の一とするヴァネクはこれを奇貨として、ゴドフスキーに益々接近し、金錢を與へ馳走を振舞ふ等厚遇してこれが買収に努めた。殊に一九三一年ソヴェート鐵道運輸網の社會主義的再組織計畫に際しては、新線建設の内情其他につきゴドフスキーについて種々探知しようとするに至つた。處が滿洲事變が勃發して日本軍が北滿方面にその占據區域を擴大するに至り、さらでだに緊張を傳へらるゝ日ソ關係を悪化せしめて、日本を反ソヴェート戦争の第一線に驅り立てる絶好の機會は至れりとなし、ヴァネクは十二月始め頃からゴドフスキーに向つて用心深く、しかも執拗に滿洲事變を話題に持ち出すやうになつた。そして遂に十二月中旬の一日ヴァネクは、ゴドフスキーとの會談中「若しモスクワに於てソヴェート駐劄日本大使の生命に危害を加へるなら、これが日ソ戦争の原因となる

一致を見たので條文作成中であつたが、遂に昭和六年十一月二十三日モスクワに於て日本側全權廣田大使、ソ側全權カラハン兩氏間に調印を見、更に其後日本側天羽參事官、ソ側ギルンフェリド（全聯邦郵電人民委員部國際局長）兩氏間に該條約の施行細則が調印された。

(八) 廣田大使暗殺陰

謀事件

一九三一年十二月二十五日、東京諸新聞の夕刊は、初號見出しでソ聯邦における本邦全權大使廣田弘毅氏の暗殺陰謀計畫なるセンセーショナルな事件を一齊に掲げて人々を驚かした。

事件の概要は次の通りである。モスクワ駐劄チエツコ・スロワキヤ國外交代表部書記官カルル・ヴァネクは一九二八年頃からソヴェート市民ゴドフスキー（當時二十四歳）と知り合つた。ゴドフスキーはモスクワ某劇場の雇人を勤めて居り知己となつた動機は演劇見物骨董漁り等から兩者の考古的趣味が一致したため

贖ひをするは此の時とばかり、十二月二十二日付をもつてオ・ゲ・ベ・ウ（合同國家保安部）に對しこの事を告發するに至つたのである。

以上が明らかにされたこの事件の經過内容である。尤も其後に至りブラグ方面から出た情報はこの事件がヴァネクを追放せんためにソヴェート政府及びゲ・ベ・ウが告發者ゴドフスキーとグルになつて仕組んだ芝居であるといつた頗る獵奇的な報も傳へられてゐる。だがチエツク政府が不可侵權を有する自國外交官をある重大内容をもつた罪名の下にモスクワから召還せざるをえなかつたといふ事實又世界的に傳へられてゐる情報の誤謬であることをチエツク政府もヴァネク自身も今日に至るまで公然反駁する何等の行爲にも出てゐないといふ事實は、この事件を單なるゴシップであり、中傷的ナンセンスであると思惟せしむることを困難としてゐる。

(九) 駐日ソヴェート

事情合ひだ」と述べた。餘りに大それた話にゴが直ちに反應を示さなかつたところヴァネクは數日を経て再び極東における紛争の話を始め「日本大使の生命を狙ふことは偉大な仕事だよ、君ならやらうと思へば十分やれる」と大いにアヂつたあまりに大それた陰謀にゴドフスキーがためらひ怖れをなしてゐるのを見たヴァネクは今度はやゝ緩和して次の如く述べた。「此種の仕事は是非ともやつける必要がある、これは單に示威的性質を有するものに過ぎぬ。必しも日本大使を殺す必要はない。モスクワの街上で錆びた自動拳銃から大使の自働車の窓硝子に二發も撃てば澤山だ」かくも數次にわたる執心な教唆に、ゴドフスキーはソヴェート聯邦のため容易ならぬ陰謀計畫がこのチエツク外交官を通じて企てられてゐることを知り、自分に差當り××挑發者の役目が振當てられてゐることを確信するに至つた。そこでゴは自分の不束からその祖國に對する斯くも忌はしい屈辱的活動に惹き込まるゝに至つた重大な過失の

外交官移動

昭和三年一月ドブガレスキー大使フランス轉任の後を受けて來任せるトロヤノフスキー大使は、賜暇休養の希望を容れられて昭和六年七月十七日家族同伴東京發歸國し、十一月十四日モスクワ發同二十七日家族同伴歸任した。大使不在中の外交事務を執るため、昭和六年七月五日元ソヴェト外務人民委員部極東局長にして最近まで哈爾濱駐劄總領事を勤めた有名な極東通の外交家メリニコフ氏が、代理大使として來任した。而して氏はト大使歸任後間もなく解任されて十二月上旬歸國した。

一方駐日ソヴェト通商代表として日露通商關係發展に貢献せるアネケーフ氏も「アネケーフ遭難事件」の爲に昭和六年八月七日歸國轉任の途にいたので、之に代つて前極東ソヴェト執行委員會議長アサートキン氏が、十二月末夫人同伴來任した。尙此の中間期において商務を執掌するためフレイマン氏が、通商代

表代理として六月十三日來任し、アサートキン氏着任後も、通商代表代理の資格において働いてゐた。

更にソヴェト政府はマイスキー氏轉任以來空席たりし駐日大使館參事官に前ソヴェト政府外務人民委員部ハバロフスク駐劄代表スピルワネク氏を任命し、氏は昭和七年二月五日着任した。尙十二月中歸國轉任せる駐日大使館一等書記官兼東京總領事ボドリスキー氏に代つて、賜暇歸國中の同大使館二等書記官ジェレズニヤコフ氏が一等書記官兼總領事に陞任し十二月十二日歸任した。

昭和六年から七年初頭にかけてかく駐日ソヴェト外交官の移動を見、概ね大使館、通商部共に重要人物によつて充實を見たのは、滿洲事變と關聯してソ側が對日外交關係を重視して來た證據であると見られる。

(十) 滿洲事變と日ソ外交關係経緯

エート戦争の危険が濃厚を加へ來つたことは、ソヴェイト側輿論の常とせるところであつて、ソ側に言はせると滿洲事變はその有力なる導火線たり得るものであつた。

従つてソヴェイト政府としては、滿洲事變の起らないことが最も望ましかつたし、起つた以上それが北滿方面に擴大し悪化しないことが最も望ましい立場にあつた。蓋し今日若しソ側一部で危険を感じるやうな資本主義諸國の對ソ戦争が勃發するとしたら、それはソヴェイトの社會主義建設に重大なる障害を及ぼし、プロレタリア革命政權を危殆に導く虞なしとしないからであつた。

従つてソヴェイト政府としては絶對干涉の態度を固持して、事件の渦中に捲き込まれないことがその政策の要諦であつた。

然るに十一月初旬に至り日本軍の北滿進出が實現されるに至つた。此當時ソヴェイトの日本北滿進出忌避事情と關聯して、ソヴェイト政府がその嚴正中立聲明

一、滿洲事變とソ聯邦の立場

昭和六年九月十八日夜、我滿鐵柳條溝附近の線路爆破を端緒として勃發した滿洲事變は、昭和六年の日ソ政治・外交關係を述べるに當つて、最も重要視すべき問題であるから、同年中において滿洲事變に起因して日ソ兩國間に生じた兩國の外交關係を茲に述べることとする。

滿洲事變の大きな炸裂力によつて、事變前に日ソ間に保たれて來た三角關係の均衡が破られ、急激なる變化がそこに起つて來た。この變化中すでに既定の事實となつたものは、新滿洲獨立國の成立によつて、滿蒙が支那から完全に分離獨立したること、その既得權益の確保と共に日本の勢力が政治、經濟、軍事一切の方面において全面的に浸透し確立されたことである。この根本的政治情勢の變化は必然的に日ソの政治、經濟關係の上にも種々の重大な反映を見出し、又は見出さんとしつゝある。

を破棄し、日本に敵對しつゝある馬占山の黑龍江軍に武器彈藥を供給し、軍事教官を派遣して之を支持援助しつゝありとの情報頻々として傳へられ、ソ支密約説、ソヴェイトの出兵説が山と積まれて報道された。此當時日ソ關係の極度の緊張が報ぜられ一部では日ソ戦争の危険すら云々されるに至つた。

二、最初の警告的對日通牒

かゝる情勢に鑑み、ソヴェイト政府外務人民委員長リトヴィノフ氏は、十一月十四日駐ソ日本大使廣田弘毅氏を招いて日支問題に對するソヴェイト聯邦の立場を闡明し、且つ日本軍が東支鐵道を超えて、更に北進せんとする計畫なる旨の報道につき日本政府に警告する聲明書を手交し、政府への傳達方を要請した。其内容左の如し。

十月二十九日ソヴェイト聯邦外務人民委員次長カラハンから貴下に手交した聲明書中に於て、ソヴェイト政府は或

滿洲事變と對日外交關係の推移についてこゝに記述することとする。

滿洲事變勃發するや、日本政府は閣議の結果によつて、極力事變の擴大惡化を防止する旨決議し、これを中外に聲明した。此趣旨に基き一時噂されし哈爾濱出兵の如きも之を見合せ、一方在モスクワの廣田大使をして、ソヴェイト政府當局に滿洲事變の原因、事變の擴大防止、ソヴェイトの權益の尊重等に關し諒解を得せしめたので、ソヴェイト政府でも、嚴正中立、絶對不干渉の態度を持する旨回答を與ふるところあつた。

ソヴェイト政府がその後聲明せるところによれば同政府は滿洲事變に對して、一九二九年のソ支紛争に勝るとも劣らぬ重大利害關係を感じてゐた。蓋しソ聯邦は滿蒙とその國境を廣汎に相接して居る上に北滿には北滿鐵道の權益を有してゐるのであつた。又單にそれだけにとゞまらず五箇年計畫の進行と、資本主義諸國の經濟不況とは、後者のソヴェイトに對する敵意と憎惡とを激奔せしめ、反ソヴ

る種の理由よりして現在の滿洲の事態に關し、挑發的風説を傳播することに利害を有する無責任な方面より出る捏造風説の無意味と、虚偽とに就き注意を促した。

ソヴェエト政府は、支那と調印した國際條約並に他國の主權及獨立を尊重する傳統的不變の、平和政策より生ずる嚴正不干渉の政策を行ふものなることを完全に明瞭ならしめた。

然し乍らソヴェエト政府は、日本軍部方面が支那軍の彼れ此れの司令官に對するソヴェエト側の援助云々につき絶對に根據なき風説を日本の新聞紙及通信社を通じて傳播し以て、虚構の事實の流布に従事してゐる事實に對し、極めて遺憾の念を以て注意を促す事を餘儀なくされた。更にソヴェエト政府は十一月十二日哈爾濱日本領事野氏が同地のソヴェエト總領事館員との會談に於て、同様のことに言及した事實を看過することが出来ない。従つてソヴェエト政府は、日露兩國の關係を錯雜

ならしむる目的を以て滿洲に於ける或る種の軍部方面に依り組織的に指導されてゐる此の不遠慮な反ソヴェエト運動に注意を喚起する。同時にソヴェエト政府は日本大使が余に與へたソヴェエト聯邦の利益は滿洲に於ける事件によつて傷けられることなしとの確言を想起することが、此の際機宜を得たるものなりと思惟するものである。余は之に關して貴下の注意をより以上に喚起する理由を有するものである。何とならば日本軍司令官は、齊々哈爾濱方面に於て東支鐵道を越ゆる準備をなし、ソヴェエト聯邦に實質上の損害を加ふる恐れある鐵道の運輸妨害を爲さんとしつゝありとの情報を接受してゐるからである。ソヴェエト政府は、日本政府が其の爲し得る確言の効力を守り、之を侵害せざるべき事を期待するものである。

三、日本政府の對ソヴェエト回答

我が軍隊の少數なるに付け込みこれを威嚇し居れり、日本軍隊は東支線の運行を妨ぐるが如き意志はがう末もこれを有せざるも、支那軍隊にして、日本軍隊に對し挑戰的態度を持つること今日の如くなる以上、或は勢の赴く所、遂に日支兩軍の衝突を免れざることあるべく、ひいては昂昂溪方面は一時混亂状態に陥りためにソヴェエト側の利益が害せらるるが如き事態を見るに至ること無きを保し難きにつき日本政府は右衝突を避くるため、並に萬一衝突發生の場合黑龍江省軍において東支線を利用せざる限り同鐵道の利益を害せざらんがため凡ゆる手段を講じつゝある次第なり、若し日本側の努力にも拘らず同地方に不祥事の發生を見ることがあらば、その責任は支那側の負ふべきものたること勿論なるも、支那軍隊の輸送集結を許したる東支鐵道も亦、その責任の一部を負担すべきものと思ふ。

四、ソ政府再度の對日覺書

然るにソヴェエト政府はこの日本政府の回答に對して沈黙してゐなかつた。即ち十一月二十日の夜に至り、外務人民委員長リトヴノフ氏から廣田大使に手交された通牒は大要左の如し。
日本政府は、現在の日支紛争の状態に關し、一九二九年に於けるソ支間の衝突を引例されたるも、今回の日支紛争と右ソ支問題衝突事件とは全く類似性なきものである。何となれば當時ソヴェエト聯邦は全く支那側の攻撃をただ撃退したのみに止まり、支那の領土を假に一時的にでも占據したることなく或は又、政權を移動して新政權を樹立するが如き、如何なる問題も發生しなかつたのである。更に又、ソヴェエト政府は東支鐵道の保護を依然支那軍に全然委したのである。
ソヴェエト政府は、現在の日支紛争問題に對し、最も嚴正中立を維持することを命令してゐることを強調すると共に、ソヴェエト聯邦の平和政策を更に表明し、日本が滿洲に於けるソヴェ

て、日本政府の得たる情報によれば、支那側において黑龍江省軍の士氣を鼓舞せんがため、ソヴェエト側より種々の援助を受け居れる旨喧傳し居る趣につきソヴェエト側において其聲明通り絶對不干渉の態度を堅持し居るものとせば、各種の流言蜚語に對する苦情は寧ろ支那側に持込まるべき筋合のものと思ふと同時に、目下日支兩軍對立し居る状況に顧み、ソヴェエト側において支那軍隊に對し兵器、其他を供給し援助するが如きこと無之旨、明確に表示せられんことを期待す。
日本政府は、滿蒙における權益擁護のためやむを得ず自衛處置を執りつゝあるものにして、ソヴェエト側の權益に累を及ぼさざる様注意し居ることはいふをまたず、然るに黑龍江省軍隊は最近洮昂線橋梁を修理援護のため赴きたる日本軍少數部隊に對し、約束に背き突然攻撃を加へたるのみならず同軍は東支線を利用して、東西兩方面より援軍を續々チチハル方面に輸送集結し

ト聯邦の利益を侵害せざることを重ねて、茲に考慮を求むる次第である。尙ソヴェート政府は、右通牒發表と同時に、日本軍の齊々ハ爾進撃に關聯し左の如く公表した。

「十一月十九日日本外務省永井次官は東京ソヴェート大使館を訪問し、代理大使に對し、日本軍の東支鐵道を通過せる理由並に鐵道を何等害せざることの詳細説明し、日本軍は齊々ハ爾方面治安回復せば、直ちに撤退すべきことを言明し、諒解を求めた。

かくて日本軍の東支線横斷によるチチハル進出は、ソ側の支那援助説と關聯して日ソ兩國間に一種の外交戰を現出せしめたが、日本軍はその聲明通り飽くまで東支鐵道の權益を損傷せず、秩序整然としてチチハルに入城し、ソ側亦噂されたる如き中立放棄による支那援助等の事實全く無く、兩國何れもその眞意が諒解された當然の結果として、さしも緊張と危機を傳へられた日ソ關係もこゝに一先づ平靜状態に復した。

つてトロヤノフスキー大使は二月四日午前十一時我が外務省に芳澤外相を訪問し、この旨報告をなし、東支鐵道管理局も亦南部線各驛要人、驛長に對し政府の命令を嚴達した。かくの如きソ側の妥協的態度によつて日本側のハ爾進出は事無く完了し、其後ハ爾賓は日本官憲によつて其治安を維持され、今日に至つてゐる。

二、東支東部線出兵と日ソの應策

二月末に至つて東支鐵道東部線、一面坡方面に於て丁超等の反吉林軍が再び組織過程の新政權並に日本に對して反抗的蜂起を行ひ、同地方在住邦人及び多數の朝鮮人を脅かしつゝありとの報頻々として傳へられるに至つたので、我滿洲派遣軍では、ハルビン方面より日本軍隊の露支國境一面坡、ボグラニチナヤ方面輸送を東支鐵道當局に要望し、同時に一般軍人の運賃を五割引、鐵道保護の目的を以て輸送される軍隊を無賃とする件を提議

昭和七年の政治。

外交關係

(一) 滿洲事變と日ソ

政治・外交關係

一、哈爾賓事變と日ソ交渉

昭和六年十二月から、翌七年一月下旬へかけては滿洲事變の中心は北滿から去つて主として錦州方面に集中され、外交問題としても、歐米就中米國との關係が主となつて、對ソヴェート關係は第二次的なものとなるに至つた。

然るに別部「滿蒙問題」中「滿洲事變の經過」において記述されてゐるやうに一月末に至り、哈爾賓に吉林、反吉林軍の武力衝突と形勢悪化のため、居留日本人の生命財産が危険に瀕するに至つた。そこで日本軍哈爾賓出兵が不可避的となり、東支南部線の使用の必要が起つた。

したが、北滿鐵道では日本軍の東部線國境輸送を殊の外重大視し、殊に滿蒙における白系露人團の反ソ策動に關する情報に對し、滿洲における新形勢の發展に非常な注意を拂ふに至つた。かくて外務人民委員部長カラハン氏は、二月二十四日廣田大使と會見して左の事實に關し日本側の確報と説明を求め來つた旨ソ側が發表された。

一、ハルビンにおける日本軍司令官は、一面坡からボグラニチナヤに××××隊の輸送を要求して來たが、これは從來の單なる軍隊の移動とは違つて、政治問題を惹起するものである。

二、日本軍司令官は東支鐵道に對し一般軍人の運賃を五割引、鐵道保護の目的を以て輸送される軍隊は無賃とするこの取決めを提議したが、ソヴェート當局はこれをもつて、現行日露協約及び、露支協定に影響を及ぼす虞れあり政治問題と思惟す。

三、日本軍の直接保護援助の下に亡命白

そこで日本側では東支鐵道當局に交渉したが、日本軍のハ爾賓出兵は北滿におけるソ側の勢力關係に影響するところ少くないので、東支鐵道ソヴェート當局は最初之に反對の態度を示し、南部線の機關車をぞくぞくハ爾賓方面に集中して消極的に日本の出兵を阻止するの態度に出た旨報せられた。

然るに東支鐵道管理局長ルーデイ氏は問題の重大性に鑑み日本軍輸送問題をモスクワ政府の決定に仰ぐこととなり、之をモスクワに移牒した。

そこでモスクワに於ては廣田、カラハン兩全權間の外交々渉となり、一月二十九日以來兩者はこの問題について徹底的協議を遂ぐるに至つた。かくてソヴェート政府は、駐日トロヤノフスキー大使並に東支鐵道管理局長ルーデイ氏宛日本軍の北進を計画的に阻止することは自國權益擁護の良法にあらずとなし、東支鐵道がソ支共管たる事實に鑑み、同鐵道支那側幹部の同意を條件として日本軍の南部線運行を許諾すべき旨命令を發した。依

露系の反ソヴェート活動顯著なるものがあるが、これは先に廣田大使からリトヴィノフ外務人民委員部長及びカラハン同次長に與へた保證と抵觸する。

四、滿洲政府の組織及びその性質。右に對して廣田大使は二月二十七日日本國政府に照會して來たので、右諸項に對して、日本政府は左記要項の回答を發した旨傳へられた。

一、ソヴェート領と境する北滿には日鮮人が相當居住し現に反吉林軍たる丁超軍のため多大の壓迫を受け危険に瀕しつゝあるので、帝國政府として萬一の場合日鮮人をソヴェート領内に避難せしめソヴェート政府の保護を要請するとともに居留民保護の爲め軍隊を現地に輸送する外方法はないのである。兵數については居留民保護に必要な限度を超えざることは勿論であり、事態悪化の場合右兵數を東支鐵道に依り輸送せらるべく諒解を得たい、その外に帝國政府として何等他意はないことを重ねて宣明する。

一、日本軍が白系露人に援助を與へてゐるとの報道は全然その事實がない。若しかゝる報道ありとせば一部の白系露人が無責任なる宣傳を爲してゐるものと信じてゐる。

一、滿蒙新國家の建設は滿蒙支那民族の民族自決主義の要望に依るものであつて帝國政府の斷じて干與し居らざるところである。日本は滿蒙に於て領土的及び政治的野心なきことは儼乎たる既定方針である。唯滿蒙に絶大なる利害關係を有する日本として滿蒙に於ける治安維持を基礎づける新國家の建設については門戸開放、機會均等主義を實現する爲にも應分の援助を惜しまぬものである。

日本の回答受領後モスクワ政府は、事變の中心地と傳へられる一面坡まで、已むをえぬ場合は海林までとの條件付きにて日本軍の東支東部線運行を承認するに至つた。

三、ソ聯邦の極東防備

殊の注意を拂つた事は眞に當然の次第と言はねばならぬ。極東に於る日支衝突の當初から勞農聯邦は斷乎たる中立の立場を執つた。勞農聯邦の勞働大衆が帝國主義者の搾取の桎梏の下に苦しみつつある支那人に同情した事は勿論否定し得ざる事實である。然し右は支那に於ける勞働者及農民の解放要求に對する同情であつて、勞農聯邦の一般的平和政策に伴ふ絶對不干渉政策を、少しも變更するものではない。

今日勞農政府の不干渉と平和維持の政策が一般に承認され、勞農聯邦内にある敵ですら尙この事實を認め、又日本芳澤外相の認むる所となり、芳澤氏は過般來議會に於て日本政府は勞農聯邦の絶對不干渉の事實を承認するものであると言明した。それにも拘らず我々は滿洲に於ける反勞農陰謀が更に擡頭せる事實を目撃するものである。又我々は同方面に於ける挑發的手段方法の全組織を目撃するものでその問題の性質を輕視する譯にはゆかないか。

問題

二月二十九日日本政府外務當局は、在東京外國記者團に對して、ソヴェト聯邦が滿洲事變の發展と關聯して、露支國境に大軍を集結しつゝある旨の山口浦鹽總領事報告を發表し、これがタス電報としてモスクワに報道された事實は、ソヴェト朝野の輿論を極度に刺戟したるもの如く、政府機關紙イズヴェスチヤ紙の如きは激越なる口調を以て攻撃的批判を加へた。これについて在モスクワの廣田大使より三月六日外務省に電報到着したが、それは三月三日イズヴェスチヤ紙上に二月二十九日東京發、タス電報として掲載されたる左記報道の逆輸入的報告であつた。

日本外務當局の言に依れば、在浦鹽山口總領事來電は一外人の信據すべき情報として浦鹽への赤軍輸送は客年十一月より行はれ、軍隊は歐露より來れるものなること疑なき由を傳へ、又同電は浦鹽「ウーコリナヤ」、ラズドリノエ、兩地方に軍團ありシエメトフ、ボシエツト、バラ

即ち我が極東境域附近には奇怪なる事態が發展して居り、我々の周到なる注意を要求するものがある。この不快なる空氣の存在する事實は我々が本日發表せんとする日本外務省代表の言明する所によつて明かである。右の言明はウラヂオオストツク駐在日本總領事の報告に基くもので、同領事は此等の情報に「信頼し得る外國人から得たものだ」と言つてゐる。

右報告の提出は明瞭なる虚偽を混へた出たための捏造に基き自らその特殊の目的を明かにする者である。それによると此の外國人の意見として「ボルシエヴィキは日本人を憎惡する」を以て近き將來に日露衝突は避け難いといふにあるがさうした挑發的捏造は否定するに價ひしない。同時に又ウラヂオオストツク附近に十數萬の勞農軍を集結せしめたといふ風説の出たらしめな事を辯護する必要もないと信する。然しながら現在の時機に於て我々は右の事實に對し注意を拂ふのみならず特に日本の政治家が極東の形勢を觀察する上に於て事實に對し正當なる注意を

パンシ及スパクスの軍隊と合すれば總計十萬に達し又浦鹽及びロソオ島に重砲隊設置せられセダンカには三個の新要塞の武裝行はれ、オリガ灣の(沃度)工場は毒瓦斯工場となり、浦鹽には日夜軍需品及食糧を積載せる列車到着し、ウスリー鐵道は全聯共產黨員及青年共產黨員(コムソモール)にて護衛せられ居る旨を報じ來れる由にて又日本總領事の牒報者は日ソ兩政府間の衝突は「ソ聯邦は日本を×する」が故に僅々三四個月の間に避け難き形勢にありとし、又右衝突は滿洲問題に端を發せざるときは漁業問題に依り惹起せらるべしと爲し居れる由なり、右と同時に外務當局は外國通信員に對し軍部の匪賊の討伐の爲め疲勞せる滿洲派遣軍の交代に付審議中なりと云へり。

因みに、右タス電報に對するイズヴェスチヤ紙の社説は「日本とソヴェト聯邦」と題する頗る長文のものであるが、其要項左の如し。

勞農聯邦の輿論がそれ等の事變、殊に勞農聯邦流域に於る事態の發展に對し特拂ふ代りに邪惡なる根源から資料を得る事に對して關心を持たざるを得ない。これ等の眞實なる事實は一方に於て勞農聯邦の平和政策を示し他方に於て平和の眞の支持者をして考慮せしむる所の事件の發展を示すものである。

即ち勞農政府が極東の境域を保護するため特に勞農聯邦の極東境域に於ける防備軍を増援する事によつてその防備を固むの已むを得ざる状態にある事を證明する。我々は勿論此の事實を隠くさうとは思はない。終始一貫平和政策を支持する勞農政府は大衆に對し、勞農政府が極東の形勢を眞面目に解剖して見ると勞農聯邦が目下爲すべく餘儀なくされる事は少く共外部の攻撃に對し、その境域の不可侵を保護するため凡ゆる必要なる且つ出來得る限りの手段を講ぜねばならぬ事であるといふ事實を示して居る。

此處に於てか我々は日本の文武兩方面の責任者達が公然勞農聯邦攻撃及沿海州並びにバイカル地方併吞を議論しつゝあつた事實を看過する譯には行かない。我

我は現在勞農聯邦攻撃及びその地域獲得計畫に關し日本の責任ある陸軍當局から出た書類を所持してゐるものである。それ等の書類の一つは日本が勞農聯邦と開戦すべきか否か、若しくは勞農聯邦に對して強硬政策をとり何時でも戦争を開始し得る様用意する事を必要とせざるか否かの問題について記述せるものである。此の戦争の主なる目的は共產主義から日本を保護する事の問題よりも寧ろ勞農聯邦の極東領域及び東部シベリヤを奪取する事にある。更に他の書類に於ては勞農聯邦の軍備状態及び他國の状勢を考慮し日露戦争は出來得る限り速かに開始されるべからざる旨を記述してゐる。即ちその中に述べて曰く、

「我々は時期を逸する場合事態はたゞ益々勞農側に有利となる事實を覺らねばならぬ。従つて日本帝國政府は出來得る限り速かに勞農聯邦と戦争を開始する事を目的とする政策を採用する事が必要だと思惟する」

同書類の中に次の如く述べてゐる。

實を無視する政策ではない。我々は既に勞農聯邦が他國の挑戦を無視する譯に行かないと同時に、勞農聯邦は自國に對する挑戦を打破する事に於て時期を逸するものでない事實を屢々證明した。勞農政府は、依然確乎たる平和政策を實行し且つ支那に生じた事變に對し不干涉政策を続ける決心なるも、右は何人と雖も勞農境域を犯しその地域の一小部分と雖もこれを奪取する事を默過する事を意味するものではない。我々は外國の領土を一時たりとも欲しないが、同時に我が領土の一時たりとも之を外國の手に委する事を欲しないのである。

右の如く日本外務當局の發表が東京外人記者團に對する意外の奮激をソ側に與へた事實について、我が外務當局の言明を綜合すれば左の如し。

「ソヴェト側は最近日本の大陸に於ける行動と意向に就て多大の危懼を抱き居り、稍疑心暗鬼の徴候がある。この疑心暗鬼は一部分ソヴェト側が早合點か、若くは肯綮に當らざる情報を基礎として

「勞農聯邦に對し徹底的打撃を與へ、且つ速かに問題を決定する我々の軍略に不拘ず、全然筋書通りに戦争を行ふ事を不可能ならしむる種々の理由がある事を認めねばならない。最も重大なる問題は日本の戦時行動の最後の點から生ずる。勿論我々はバイカル湖に進撃しなければならぬ。更に西方に進撃する問題に關してはその場合に臨んで生ずべき全般的状勢を考慮する必要がある。(以下省略)

日本の支配階級は滿洲に於ける白系露人の活動に關し何等關知する所なしと言明せるに拘らず、日本の滿洲占據後白系露人の活動が明かに復活され、滿洲に於ける日本の勢力の確定されるに従ひ多々益々勢を得つつある事實を恐らく否定し得ないであらう。我々は滿洲に於ける白系露人の反勞農的活動が日本の滿洲占據と直接關係を有する事實について幾多の證據を提供する事が出来る。既に白系露人自身が彼等の活動に關し公然發表して居る事實に就ては改めて言明する必要が

日本今後の動靜を憶測してゐる所から生ずるものとしか見られない節もある。併し日本政府としてはソヴェト側に對して苟も、とやかくの行動に出る積りなどは更にならぬからこの問題は放置して置けば自然に解決されるものと思はれる。即ち近き將來に於ける時局と事實によつてソヴェト側の疑懼も氷解するであらう。

尙ほ北滿白系露人利用云々も誇大な情報に基くものと思はれる。この問題に就ては北滿その他の白系露人がこの際自己の存在を明かにせんため、虎の威を藉る狐の筆法で恰かも日本軍と深い關係がある如く自ら誇大に吹聴する傾きもあるやうである」。

四、赤軍集結と白軍策動問題とに關する日ソ外交往復文書

ない程明かである。特にバリの白系露人より成る諸團體は白衛軍の反勞農的活動の支持者として日本の役割につき、幾多の論文を發表してゐる。既に去る一月白系露人の機關新聞「ウオズロジデーニエ」紙は日本の政治家が勞農聯邦に對して敵意を有する白系露人の活動を期待する所大なる所以を幾度も力説した。又日本の計畫と白系露人の反勞農的陰謀の關係はこれ迄外國の觀察者に依つて屢々力説された所である。實例を擧ぐれば――二月下旬ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙は白系露人がハルビンに於て日本人に對する歡迎熱烈を極めた事實を報じ、日本が彼等白系露人に對し密約を與へたといふ噂をも記載してゐる。斯くの如きは日本が占據せる滿洲に於て勞農聯邦に對する侵略的傾向を強めた事實を證明するものに外ならない。此等の事實に鑑み我々は外國の侵略的企圖に對抗し勞農聯邦の境域を保護すべく十分に監視すると共に必要な手段を講ぜざるを得ないのである。勞農聯邦の平和的政策は事

滿洲新國家問題、白軍問題、國境に赤衛軍集中問題等に関し、日ソ兩國間に交換された往復文書について三月二十三日ソヴェト聯邦外務人民委員部は左の如く發表した。

ソヴェト聯邦が赤衛軍を朝鮮國境に集中、且つ同地方に飛行場を建設しつゝありとの報道に關し三月十九日日本政府が廣田駐ソ大使を通じてソヴェト聯邦に提出せる照會につき外交次長カラハン氏は左の如く回答した。

朝鮮國境に赤衛軍が集中しつつあるとの報道は事實無根である。また同地方に軍隊を集中する意志を有しない且つポーツマス條約に違背する如き軍事施設を一切企圖せし事なく今後も企圖する考へはない。ソヴェト聯邦政府は終始一貫平和政策を取りポーツマス條約を嚴守せんとする者である。余は日本政府に對しポーツマス條約の義務を履行せん事を希望する次第である。

ロ、滿洲の白軍活動

廣田大使は日本官憲が滿洲に於ける白
露系諸團體に對して直接援助を與へたと
云ふ説、及滿洲に於ける白衛軍の侵略的
活動は日本の支持を受けたものであると
云ふ外國及ソヴェート聯邦諸新聞の報道
を否認して次の如く辯明した。

「日本の陸軍省が去る二月二十七日東
京に於て發表せる通り滿洲に於ける日
本軍が白系露人を指揮して白衛軍を組
織し、勞農國境を脅威せんとしたとの
諸新聞の報道は全然根據がない。若し
白系露人の間に日本軍の名を利用して
陰謀を企てる分子が存在する場合日本
官憲は彼等の活動を阻止すべく斷乎た
る手段に出づる方針である」

更に三月十九日廣田大使は同様の問題
に關し日本政府を代表しソヴェート側に
對して左の如く言明した。

「我關東軍は白系露人の活動に對し嚴
重なる干渉を行ひ、若し必要あらば彼
等のソヴェート聯邦に對する政治的特
に叛亂的活動を防禦すべく努力する方
針である。右は去る三月十五日廣田大

「ソ鮮國境に駐屯せる日本軍は單なる
域警備の程度に過ぎない。日本は日ソ
間に外交關係が再び開始されて以來ソ
ヴェート聯邦國境に對し駐屯軍隊の増
加を行つたことはない」と言明した。

五、ソ聯邦極東防備其後 の経緯

イ、モロトフ氏の言明

ソ聯邦人民委員會議々長モロトフ氏は
昭和七年四月三日開會されたオソアウイ
アヒム（ソ聯邦國防援助及び航空化學建
設協會）第三次中央會議總會の席上一場
の演説を行つたが、その演説中氏はソ聯
邦防備問題及び極東問題に言及して左の
如く聲明した。

「新帝國主義戰爭準備計畫が益々露骨
になりつゝある事實は白系陣營中の或
る風雲者流を活躍させつゝある。極東
に於ける諸事變と關聯して白系派中に
は極東の沿海州をソ聯邦から切離し、
この沿海州を以て、外國帝國主義者の

使からカラハン氏に與へた聲明と合致
するもので其際聲明中には「萬一白系
露人がソヴェート聯邦に對して何等か
の行動に出づる場合日本は之を阻止す
るに吝でない」
旨を言明されたのである。

ハ、ポーツマス條約

廣田大使はポーツマス條約に關し、日
本政府の立場につき三月五日及び三月十
九日の二回に亘り左の説明をなした。

「日本政府は東支鐵道によつてその軍
隊を輸送し又同時に其軍隊を同方面に
集中せしめたるも右は決してポーツマ
ス條約に違反するものと認めない。何
んとなれば右の日本軍隊の行動はソヴ
エート聯邦に關する戰略的目的を有せ
ず單に同方面に留邦人の生命財産保護
を目的とするに過ぎなかつたからであ
る」

更に日本軍の東支鐵道の警備に任じた
る事實に關し廣田大使は日本側の行動の
正當なる所以を力説し左の如く説明した
。「日本軍の行動は東支鐵道南部に備屯

支持を藉り、ソ聯邦に對する鬭争のた
めの「緩衝國」を創設せんとする計畫を
中心として轉手古舞が行はれてゐる。
最近は前將軍デニキンすら極東に於
ける謂ゆる「緩衝國」に絡まる冒險に飛
込むことの望みなきことを公然と聲明
するの餘儀なきに至つた。併しミリュ
ーコフデニキンの陣營と雖も「若し列
國の態度が變れば」「眞の」出兵をあこ
がれてゐない譯ではないのである。在
外白系間の失神状態と無援状態がどん
なものであるかはほら吹きのカレンス
キーが狡猾にも「ウオズロジヂエーニ
エ」紙にもミリュニコフにも賛同して
ゐる事によつて判る。斯くの如く行詰
つてゐる白系分子はどんな新冒險をも
やり兼ねないのである。それだけしつ
かりして少しも油断せずソ聯邦擁護の
準備を固めなければならぬ」。云々

越えて同年四月二十日モスクワ大劇場
に開催された全ソ聯邦勞働組合第九回大
會の席上モロトフ氏は政府を代表して一
場の演説をなしたが、その席上同氏は刻

せる滿洲護路軍が逃亡し同鐵道が匪賊
の攻撃を受け其の輸送が妨害される狀
態に至つたので其の方面の保護に任せ
んが爲であつた。然し三日以來日本軍
隊は右の行動を停止した。其理由は東
支鐵道南部線の警備は吉林軍に依つて
行はれる事になつた爲である。日本は
ポーツマス條約を現に忠實に遵守し居
り將來も忠實に之を遵守する方針であ
る。日本は東支鐵道に關し何等軍略的
目的を有せず且つ日本は東支鐵道附近
に日本軍隊を駐屯せしめんとする如き
意向は絶対に無い」

ニ、日軍の國境集中問題

廣田大使は日本軍のソ鮮國境集中問題
に關し同年三月五日カラハン氏に對し左
の如き説明をなした。

「日本政府は我軍隊のソヴェート朝鮮
境域集中の事を承認しない。然し右
は決してソヴェート聯邦境域を脅威す
る意思に出でたものではない」
更に右問題に關し廣田大使は重ねて三
月十九日カラハン氏に對し、

下の國際情勢特に極東に於ける諸事件に
言及して左の如く聲明した。

「極東に於ける諸事件一般及び國際狀
勢は全體としてソ聯邦勤勞大衆よりの
注意を喚起せざるを得ない。これ等事
件に鑑み、帝國主義者諸君の戰爭計畫
に對し、世界平和への脅威に對して益
々警戒を強めなければならぬ。ソ聯邦
の對外政策の其調は萬國勤勞大衆の熟
知する所である。我々の政策は他國と
の平和關係を保持し、世界平和の利益
を終始一貫することにありこの事はソ
ヴェート政府の全歴史を通じ、行動に
より事實によつて立證される所である
而して現下の情勢に於てソ聯邦は斷乎
としてこの政策を實行しつゝある」

次でモロトフ氏は極東に於ける帝國主
義者の計畫が密接に或る西歐資本主義諸
國の參謀本部と關係を有して居り且つ戰
争挑發者及び戰爭放火者の數が最近殖え
つゝあることに鑑み、今後一層警戒を強
め平和維持のため積極的に活動しなければ
ならぬ旨を説述した。

ロ、ラデツクの警告

ソ聯邦における第一流の論客にして東洋通であるカール・ラデツク氏も、四月十日の勞農政府機關紙「イズベスチヤ」に於て日ソ戦争を警戒し日本に對する米國資本主義の脅威を説き、日ソ提携の必要と赤軍の強大なる事を力説してゐるが、其中で大要次の如く述べてゐる。

「日本は資本主義各國の中にあつて表面平等の待遇を受けてゐるが事實に於て黄色人種として侮蔑されてゐる。その證據には日本人は米國や多數英國殖民地から排斥されたではないか。これに反してソ聯邦は日ソ關係の緊張せる今日に於て日本の偉大なる業績とその文化及び技術的能力に對し常に尊敬と稱讚の念を忘れざる唯一の國家である。ソ聯邦は一旦緩急ある場合その國境全部を防護するに足る數百萬の兵を動員することができる。既に一九一八—一九二〇年のソ聯邦に對する列國干涉中ソ聯邦側は距離の關係に於て不利であり、且つ飢饉と大戰後の窮乏に苦し

みつゝあつたにも拘らず、それらの干渉を排撃する能力を示し得たのである。今や勞農聯邦の軍隊は當時に百倍する状態にある。この際勞農聯邦を征服し得ると思考するが如きは笑ふべき限りである。日露戦争はロシア及び日本に對して非常なる不幸の原因となるのみならず、この鬭争に於て日本の支配階級は單に彼等の墓地を見出すに過ぎぬであらう。

今日日本の後方には米國資本主義の恐るべき敵が控へて居り、米國が全機關を動員して日本に對抗する時に際し日本帝國主義の好戰的分子が殊更日ソ關係を緊張せしめんと企てゝゐるのは笑止の沙汰である。ソ聯邦が挑戦を受ける場合、ロシアは現在の立場に於てその境域の利益を侵害せざる資本主義國の或るものと一時的同盟を締結する權利を有する。而してソ聯邦が全人類の平和と幸福のために戦ひつゝあるを熟知せる全世界の勤勞大衆は據つてソ聯邦を支持するであらう。

意圖を有するものでないと云ふことを屢々聲明致しましたから、ソ聯邦政府に於ては必ず帝國政府の眞意のある所を了解して居ることゝ確信します。然るに世間滿洲事變を契機として、日ソ兩國間に戦争の危険あり等と誠しやかに吹聴する者のあるのは甚だ遺憾であります。我が國民が斯る言説に迷はされざらむことを希望する次第であります。

齋藤兼攝外相が當日の外交方針演説中日ソ關係が一部に噂されるが如き何等憂慮すべき事情に無く、寧ろ兩國間の諒解は益々強化しつゝある旨を明確に中外に向つて宣言せることは兩國關係の不安を一掃する上に効果極めて大であつた。

二、夏秋龜一氏の所説

日ソ關係に對する日本に於る代表的意見とは云ひ得ないが露骨な反ソヴェートの見解の見本として、五月十九日から日本新聞紙上に連載された夏秋龜一氏の所説を紹介しよう。氏は「日米戦争か日露戦争か」の題目の下に、日米戦争は單

以上兩氏の前述せる所説によつて、我々はソ聯邦の對日態度を窮知し得るのである。そこで日ソ關係の悪化を傳へられてゐたその當時の日本側の代表的意見をも茲に掲げて參考に供しよう。

ハ、齋藤兼攝外相の聲明

昭和七年五月十五日、犬養内閣總理大臣が兇變によつて倒れた後を繼いで組閣した齋藤首相は、六月三日貴衆兩院で外務大臣として外交關係について演説したが、日ソ關係につき左の如く聲明した。

滿洲事變の發展に伴ひまして北滿に於ける我が居留民の保護のため帝國軍隊は同方面に出動して兵匪に當ることゝなりましたが、其間該地方に於けるソ聯邦の正當なる利益は常に之を尊重し之に損害を及ぼすが如きことなきやう十分の注意を拂つたのであります。此事實は我が軍隊の行動の跡に徴すれば明瞭に看取せらるゝ所であると存じます。尙ほ帝國政府はソ聯邦政府に對し我軍の北滿出動の目的は、居留民の生命財産の保護であつて、他に何等の

ホ、日本の滿洲國承認前後

以上によつて、ソ聯邦はその赤軍を極東露滿國境に移動し、萬一の不祥事に備へたことが分る。而も滿洲事變以來滿洲各地に匪賊横行し、特に露滿國境方面の治安が久しきに亘つて維持されなため相互に疑心暗鬼を生じ、加ふるに日ソ兩國側から以上列擧した如き所説が發表されたので、兩國の關係は緊張を加へてきた。

然しながら、その間日ソ兩國の互譲により兩國間の紛争の種であつた漁業問題が八月十三日に至り日露漁業暫定協約調印により解決する等兩國の關係好轉の兆を見せ、露國側は日本の眞意は匪賊討伐以外他意なきを知り、又日本側もソ聯邦は極東に増兵したとはいへ、飽く迄傳統たる平和政策を堅持してをり、且つ將來も堅持するであらうといふことが分り、兩國の關係は漸次良好となつてきた。

かゝる間に九月十五日、日本政府は滿洲國を承認したが、日本の滿洲國承認に對するソ聯邦の態度はそれによつて變ら

なかつた。

(二)日ソ不侵略條約問題

一、ソ聯邦側提案前後

昭和六年十二月卅一日芳澤新任外相が
巴里から東京へ歸國の途次、ソヴェート
政府外務人民委員長マキシム・リトヴィ
ノフ氏はカラハン同代理人と共にモスク
ワにこれを迎へて廣田大使をも交へたる
午餐の席上、滿洲事變に關するソヴェ
ト政府の絶對不干渉態度を表明すると共
に進んで一の重大なる提案をした。

この提案に關し、タス通信が公けにし
たところによれば、リトヴィノフ氏は外
國の無思慮な内閣の一部に、日ソ關係惡
化の可能性を信じ、幾多の憶測や策動が
行はれてゐる際、日本との間に相互不侵
略條約を締結することは大いに必要であ
ると認める。ソヴェート政府はすでに此
種條約を西歐及東洋の隣接諸國——ペル
シヤ、トルコ、リスアニア、フガニス
タンの四國と締結して居り、フランスと
は既に假調印を了し、ポーランド、フイ

ンランド、ラトヴィヤ、エストニヤ、ル
ーマニヤの五國とは著しく進捗してゐる
ソヴェートの隣接國中此種條約に調印せ
ず、或は交渉もしてゐない國家は日本の
みである。此際日本とも是非之を締結し
たといふにあつた。

芳澤外相は問題の重要性に鑑み、何等
之に關して確答を與ふるところなく歸國
した。

然るにソヴェート政府では滿洲事變に
關聯して將來展開さるべき國際情勢に關
し斯る條約締結の絶對必要性を認めざる
もの如く、芳澤外相歸國に先ち昭和七
年一月十二日付を以て前トロヤノフスキ
ー大使は外務省に大養兼攝外相を訪問し
再びこの問題を提議した。

二、日本政府の態度

ソ聯邦の日ソ不侵略條約提案に對して
は日本政府は此の提案を考究して居らざ
る旨を言明し、應諾の意を表示しなかつ
た。その見地は大體次の如くである。

日本はすでにケロッグ不戰條約に加
盟してをり、北京條約に於て日露兩國

訪問して日露不侵略條約に關し意見の交
換を遂げたとか、又同大使が荒木陸相を
訪問し、不侵略條約締結に就ての陸相の
意嚮を訊ねたとか等々である。

日本の諸新聞は再燃したこの問題に對
して、或は社説に、或は記事に、日露不
侵略條約問題を取扱つたが、その報道及
び所説は區々で正確に捕捉し難い状態に
あつた。十月十八日の讀賣新聞の如きは
我が政府内にも賛否兩論あり賛成論は
滿洲事件發生以來外交上孤立の位置に
ある我が國としてはこの際新興ロシア
と接近し、不侵略條約によつて赤化思
想の侵入を防ぐと共に、日ソ提携を圖
るべきである。

と言ひ、反對論は

一、日本ソ聯邦共に不戰條約の調印
國であつて、最近兩國々交關係には何
等事端を醸すべき虞れなき故、今俄か
に不侵略條約を締結する必要はない。
一、不侵略條約の締結によつて赤化
宣傳の侵入を防止し得るとの考へは、
ソ聯邦における第三インターナシヨナ

政治・外交關係

ルの組織と地位とを知らざるものゝ見
解であつて、必要以上にソ聯邦と接近
する事は慎重な考量を拂はねばならぬ
一、我が國の現在に於ける國際的孤
立に列國が我が滿洲に於ける行動及び
所信を誤解せるに基けるものであつて
正義を擁する季立は何等怖るゝ必要は
ない。故に今俄に外交方針に重大なる
變更を加ふるが如きは、我が國情より
見ても特に慎重考量の必要があるとい
ふ見地に立つた。

而して政府内に於いてさへ賛否兩論が
あるから日露不侵略條約の實現は容易で
ないことが理解される。

(三)日ソ漁業暫定協約

昭和七年の日ソ關係において特筆すべ
きことは、日ソ漁業暫定協約の成立であ
る。該協定調印後と雖も、尙ほ取殘され
た幾多の懸案はあり従つて將來絶對に紛
糾惹起の虞なしとは何人も保證し得ない
が、それにも拘らず、日ソ漁業暫定協約
の成立は、北洋漁業問題を中心として紛

は互に宣傳をもつて侵さぬことを約定
してをり、樺太及び朝鮮における國境
には武備を施さぬことにしてゐるなど
の理由から、この上不侵略條約を結ぶ
は屋上屋を架するもので、その必要を
認めない。

而してその後も兩國の關係は好轉せず
却つて惡化する傾向があつたので、大養
内閣當時から問題にされながら遂に該問
題は日本の滿洲國承認前後まで立ち消え
となつてゐたのである。

三、問題の再燃

日本の滿洲國承認前後より暫く立ち消
えの形にあつた日露不侵略條約締結に關
する諸種の報道が其後時を経るに従ひ頻
々と傳へられるやうになつた。例へばソ
聯邦側は日露不侵略條約の締結をソ聯邦
の滿洲國承認に對する交換條件としてゐ
るとか、廣田大使は歸朝前カラハン氏其
の他露國外交當局者との間にソ聯邦の滿
洲國承認問題に關聯してそれとなく日本
の肚を探つた形跡ありとか、駐日露國大
使トロヤノフスキー氏が屢次内田外相を

争絶えなかつた日ソ兩國にとつて寔に祝
福さるべき劃期的な出來事である。

昭和六年初秋、漁業新交渉の機運が到
來し、我が全權廣田大使は、現行條約實
施以來發生せる各種の問題と條約解釋上
の不一致に關する解決を期し、更に邦人
現有漁區の安定によつて將來に於ける紛
議勃發を未然に防止すべく、具體案を提
げて眞劍な交渉に入つた。それは昭和六
年十一月廿六日であつた。かくて幾度か
折衝を重ねた結果、漸く翌七年八月十三
日夜十時、邦人漁區安定に關す、協約の
調印はモスクワに於て廣田、カラハン兩
全權代表の間に行はれた。協定成立まで
の交渉の經過に就ては後述するとしてそ
の覺書の内容に就て述べると大體左の如
きものであつた。

一、日本人の現有漁區三百九十二ヶ所中
六十漁區を除き、他は全部同一條件に
て昭和十一年迄借區契約を延長するこ
と、尙右六十漁區は日本側に於て任意
選定し得ること。

一、國營留保鮭鱒漁區は、昭和十一年迄

五百萬ブード即ち全漁獲標準高の三割七分迄條約の規定に遵ひ増加し得る事但し増加する漁區の大部分はソ側個人コーペラチヴ組合及其他の團體の借受中のものゝ内より選定せらるゝこと

一、十八漁區、七漁區等の懸案漁區に關する日本側の具體的要求及反對は之を解決したるものと認むるも、條約及附屬文書の解釋に關する從來の主義上の主張は引續き之を維持すること。

縦しこの協定が向後五ヶ年漁業條約改訂期迄の暫定的のものであるとは言ひながら之によつて昭和四年の條約實施以來年毎に簇出せる紛争の禍根を一掃し得るとすれば、日ソ兩國親善の上に更に又た東洋平和の上に影響するところ多大なりと云はねばならぬ。

(四)蘇炳文事件と日ソ關係

先に皇軍が馬占山軍を討伐した際、ソ聯邦の同軍援助説を屢々報道された。その後蘇炳文が日滿兩軍に對して叛亂を起した當初にも同じくソ聯邦の援助説が一

の態度を取り來り、蘇軍が露領に入るや武裝を解除したものである。且つまた人道上からいつても懐に入れる窮鳥を引渡す譯には行かない。それは丁度ソヴェート政府が滿洲にある白衛軍の殘黨の引渡を曾て要求したのと同様である。況して蘇軍は日本人を殺戮してゐない。

といふのが引渡拒絶の根據である。こゝに於て日本側は、

一步を譲つて引渡を要求せざるも、露領にさへ遁入すれば、筒抜けに歐羅巴に逃げられ犯人をかばふ結果となり、甚だ面白くないから蘇炳文等の行動の自由を飽迄束縛し、何等かの行動を許す場合にはその都度日本側と相談の上で決定されたし。

との要求をなしたが、これに對し外務人民委員部長カラハン氏は確乎たる回答をなし、蘇炳文の處置問題は純然たるソヴェートの國內問題であるから、この問題に關する限り最早や日本政府との交渉に應ずる餘地なしと斷言するに至つた。

再ならず傳へられたが、實際にはソ聯邦は常に自己が堅持してゐた滿洲事變嚴正不干渉主義を放棄せずして、飽迄従前の態度を守つてゐたことがその後判明した。

一、邦人引揚問題

蘇炳文が昭和七年九月末叛亂を起し、邦人居留民を監禁した際、その背後にソ聯邦が糸を操つてゐるかの如く傳へられた。而も蘇炳文の態度強硬にして誠意なく武力解決の外途なきに至つた時、蘇炳文事件が延いては日ソ關係に重大な係争を誘起せしめるのではないかとさへ危まれたのだが、それは杞憂に終り、反對にソヴェート政府は監禁邦人救出に好意を示すに至つた。即ち滿洲里駐在露國領事スミルノフ氏の斡旋により先づ十月廿九日在留邦人中の婦女子百廿名が無事マツェフスカヤに避難し、同地のロシヤ官憲の至れり盡せりの保護を受け、更に第二次第三次の引揚げもソヴェート側の好意により無事終了し、マツェフスカヤに全部合してカラチオ經由内地に引揚げたのでかくて蘇炳文引渡に關する交渉は結局別になつて了つたが、結局問題は自然に解消したのである。

(五)駐ソ日本大使異動

一、廣田大使の歸國

昭和七年九月二十五日モスクワ發、賜暇歸朝の途に於て駐露大使廣田弘毅氏は、途中滿洲里事變突發のため滿洲國視察の豫定を斷念して、アムール線廻り十月歸朝した。廣田前大使は、前々駐露大使田中郁吉氏に代り、昭和五年十月モスクワに赴任し、爾來滿二ヶ年幾多の重要問題を解決した。同大使在任中滿洲之變が突發したが、その間にあつて日ソ兩國親交の爲努力し、特に兩國の間に多年の懸案となつてゐた日ソ漁業暫定協約の成立に盡力した點は特筆さるべき功績といひ得る。

二、太田大使着任

廣田大使の後任として新任駐露大使太田爲吉氏は、同年十二月九日東京驛發西下、敦賀よりシベリヤ經由モスクワに赴

ある。

二、蘇炳文引渡問題

その後日本軍の實力行使によつて蘇炳文は遂に敗れ、露領に逃亡した。茲に於て日本政府はソヴェート政府に對し蘇炳文以下首腦部の引渡を要求したが、ソ政府は日本の要求を拒否したので蘇炳文引渡問題を中心として日ソ兩國の關係は緊張し、今この問題を中心とする日ソ兩國の折衝を要約すると次の如くである。

日本軍の急迫によつてソ領内に遁入武裝解除せられた反滿洲國首領蘇炳文は治安を紊亂せる反逆者であるが故に、滿洲國に引渡されたと天羽代理大使が日本政府の意思を傳へてロシヤ當局に要求したところ、ソヴェート當局は理論上からも又徳義上からも引渡す筋合でないといふ絶した。即ち、

ソヴェート政府はもし蘇炳文が單なる反逆人であれば、敢て日本政府の依頼を受けて反逆人との交渉に奔走しなかつたであらう。然しソヴェート政府は蘇炳文軍を交戦團體と看做し、中立國に任した。日ソ漁業暫定協約が成立したと雖も、こゝ數年の内には漁業條約は改訂の時期に達するし、北樺太に於ける石油石炭事業に付いても解決を要するものがあり、且又日ソ不侵略條約締結や、通商航海條約締結問題等幾多の重要懸案が横つてをり、滿洲事變以來従前以上に複雑多事となつた對露國交の現状より見て、新任大使の使命や重且つ大と云ふべきである。

三、松岡代表の露都訪問

日本の全權代表松岡洋右氏は、ジュネーブ赴任の途次、昭和七年十一月三日露都モスクワに到着した。氏は短いモスクワ滞在を利用し、聯盟における日本の立場や、日ソ兩國間に横たはる懸案について露國外務當局との間に懇談を遂げたのである。勿論同代表は本國政府から露國政府當局と公式の資格に於て會談乃至交渉を遂げる権限を別に賦與されてゐなかつたが個人の資格を以て、外務人民委員長リトヴィノフ氏及び同委員部長カラハン氏と會見し、日、滿、露三國間の關

係に關する根本問題に觸れ、双方の意見を吐露したことは、日ソ外交關係において看過し得ない問題であらう。松岡代表の露都滞在は短時日ではあつたとは云へ日ソ間の諒解に一礎石を置いたものと言ひ得る。

(六) 國際聯盟と日ソ關係

一、國際聯盟とソ聯邦

國際聯盟と日ソ關係を述べるに先ち、國際聯盟とソ聯邦との關係を簡単に紹介しよう。元來ソヴェート聯邦は非聯盟國であつて、國際聯盟に参加して居ないその理由は、聯盟國の大部分がソヴェート聯邦を承認して居ない上、國際聯盟そのものは強國の利益を擁護し、弱國の權益を蹂躪する機關にすぎないと云ふ建前から、かゝる機關に這入る必要なしと云ふのである。しかし國際聯盟主催一般軍備縮少會議招聘には應じて参加してゐる。昭和七年二月二日ジュネーブで開催された該會議において、ソヴェート聯邦は軍備全廢かそれとも制限縮少かの根本的大

問題に關する決議案を提出したが該決議案は葬られてしまつた。

二、滿洲事變とソ聯邦

滿洲事變に對するソ聯邦の態度は、嚴正不干渉主義であることは既に述べた通りであるが、滿洲事變勃發後、該事變に基因して捲き起された聯盟對日本の意見不一致に對してもソ聯邦は全然第三者としての立場を取つてゐる。昭和七年十月かの有名なリットン報告書が發表されるやソヴェート共産黨機關紙ブラウダは其の冒頭に於て報告書の批判を行ひ、同國共産黨の同報告書に對する態度を表明した。即ち報告書末文と對ソ聯邦關係を左の通り批判してゐる。

リットン報告書を廻つて帝國主義諸國の間に白熱化した鬭争は帝國主義諸國の對立關係を尖鋭化した。此鬭争は世界に對し大たる脅威を暗示するものである。然らばリットン報告書とは如何なる内容を有つてゐるか？ リットン委員會なるものは日支事件調査のため聯盟によつて任命され、此任命と報

務關係を設定す

二、ポーツマス條約の効力存續と新漁業條約の締結

三、通商、交通、利權等、經濟關係の發展

四、政治的敵對關係の激發を相互に抑止し特に相互の宣傳的行動を禁止す

即ち漁業、通商、交通、利權等兩國の經濟的地理的線に沿うて、兩國の相互依存關係を緊密にし、國交を進めて行く一方に兩國が階級及び國家構成において相互に對峙する故に、この方面で正面衝突を避けるやう相互の敵對的活動を禁遏してゆくといふにある。

又即ち現在の國際情勢の下では日本は其大隣邦たるソヴェート聯邦と提携し、國交を緊密にしてゆく事は必要であり、利益であるとの觀點から基本條約がそれを明示するやうに、兩國の基本的事實たる階級的對立關係には出来るだけ手を觸れないやうにし、而も最大限度に經濟的相互利用關係を設定してゆく政策を採るに至つたのである。

告書提出の遅延とによつて、聯盟委員會は滿洲及び支那に於ける日本の政策を第三國の干渉を受ける事なしに遂行せしめ、多大の奉仕を爲したのである。同時に南京政府及び其帝國主義者達は報告書の完成を待つ必要ありとの口實の下に其裏切行爲を隠蔽するに可能づけたリットン委員會には日本以外の帝國主義列強の代表者が参加した。リットン報告書は豫期の如く、半植民地支那に對する帝國主義の共同利益を固守するものである。滿洲に於ける支那の形式的宗主權を承認するとはいへ、滿洲を支那より事實上分離し、一方滿洲を外國の管理下に植民地化せんとすることを提議してゐるリットン報告書は滿洲に於ける日本の所謂特殊權益を承認してゐるばかりでなく、内蒙古殊に熱河に於けるそれさへも認めんとするものであるが、同時に他の帝國主義列強の特殊權益にも言及してゐる。要するにリットン報告書は支那問題解決のために國際帝國主義の全般的足が

又兩國間にかうした利用關係を設定してゆくといふことは、次の如き諸點からみて極めて可能であり、有望であるに違ひなかつた。

一、經濟的關係

二、地理的關係
(A) 日ソ兩國は樺太及び朝鮮北境の一部で直接國境を接し、日本海を隔て、一衣帶水の位置にあり、且滿洲國建設により、有無相通の經濟關係において遠隔の國家に比し遙かに利益である。

(B) 西伯利及北滿經由による歐亞連絡運輸上日ソ兩國は絶對に提携の必要に迫られてゐる。

三、歴史的關係

地理的關係からは兩國は西歴一六〇〇年の古代から種々の關係交渉を持ち來つてゐるが、就中日露戰爭の結果、ポーツマス條約によつて獲得されたる日本の諸權益、就中露領漁業權益の實質的存在は日ソ關係を永久に緊縛するものとなつてゐる。

四、文化關係

日本政府の對ソ外交政策

一、我對ソヴェート政策の基調

日本の對ソ外交政策は、之を基本的な方面と、個別的な方面とに分つことが出来る。基本的な方面とは一九二五年一月締結の日ソ基本條約がこれを明示してゐるところであつて、同條約の諸要項はこれを左の如く要約することが出来る。

一、日ソ兩國平等の立場において、外

東洋文化と西歐文化の接合點をなす露西亞の民族文化に對して、日本は明治時代から著しく接近し到底他の諸國の比ではない。

以上が日本の對ソ外交政策の一基本的要因である。これがために日本はソヴェートとの階級的國家對立があるにも拘らず、一九二五年一月國交條約を結ぶに至つたのである。勿論階級的對立關係の激化は、日本としては直接國家權力の問題と結びつけられてゐるだけに、この方面では凡そ相互利用政策とは反對の取締を加へてゐるのは當然で、此意味で日本の對ソ外交政策は二元的基礎の上に据えられてゐると言ふ事が出来るのである。

かくて日本は右の手では經濟的提携を左の手では階級的敵對行動の停止を、即ち二つの用意を施し乍ら日ソ國交の創造に旅立つたのであつた。從て日ソ兩國は大體此二つの線に沿ふて相互關係を發展せしめた。日本の對ソ政策は漁業、通商利權、交通等全經濟關係の分野で出来るだけ多くの實利を得、共產主義、階級闘

争、無産階級獨裁等所謂赤化思想の傳播について極力之を防止し取締るといふことを主眼として打立てられ、遂行されて來た。即ち漁業の方面に之を見るに一九二八年一月日ソ漁業條約の締結を見、更に一九三二年八月日ソ漁業暫定協定の調印を見、その規定の上に露國側の積極的進出と對立して飽く迄本邦露領漁業の優越的地位を維持遂行せんとする政策をとる一方、年々露領漁場に出稼ぐ數萬人の邦人漁夫、就中露國側に雇傭される數千人の邦人漁夫を所謂「赤化」思想に感染する危険から防止する爲に、移民規則の適用によつて之を制限し、取締りつゝある點等、何れも我が國のこの二面的對ソ政策を語つてゐるものである。この事は通商についても、利權についても、交通についても等しく言へることである。即ち我政府當局はソヴェート聯邦と交際することから生ずる經濟上乃至文化上の利益を享受し、吸收することに努めつゝあるが又それら實際の中から附帶的に生じてく

以上が日本政府の對ソ政策の根本である。だが、これは個々の政府によつて、如何に發動してゐるか？ 民政黨、政友會の二大政黨が最近 相互に政權を握つて來たが、この兩政黨内閣の間には對ソ政策について根本的な相違があるであらうか？ 成程政友會は民政黨、就中幣原元外相の外交政策——勿論其中に對ソ政策をも含む——を軟弱の名において徹底的に非難し、排撃する。そこには何か根本的な相違がありさうに考へられるかも知れない。

る思想上の影響、傳播を嫌忌し、憎惡する事も亦頗る深刻である。現にソヴェート聯邦との國交恢復後、日本に於ける社會運動の尖鋭化に直面して共產主義乃至左翼的無産運動に對する取締は非常に嚴重を加へて來た。これは治安維持法の制定に、又一九二八年日本共產黨檢舉後に於ける同法の緊急制令による變改に雄辯に語られてゐるところである。

勿論日本における共產主義運動の害毒とソヴェートとの關係については種々の輿論もあり得るであらう。だが後述する如く日本共產黨が國際共產主義總聯合たる第三インターナショナル（通稱コミンテルン）の支部であり、而もこのコミンテルンは全聯邦共產黨を事實上中心とし又モスクワに本部を置く等の關係から共產黨乃至共產主義運動の問題は、ソヴェート關係から之を別個の範疇に追ひやる事が出来ないのである。

二、政友民政兩黨政府の對ソ政策

三、日本共產黨事件と對ソ政策

即ち一九二五年一月日ソ國交條約締結に當つて當時の加藤高明内閣により打立てられた我國對ソ政策は、その延長である若槻内閣は勿論、一九二九年四月それに代り立つた政友會の田中内閣によつて繼承され、一九二九年七月其後を襲うた濱口民政黨内閣並びに次の若槻内閣も亦この軌道に沿ふて對ソ政策の展開に努力し來り、前大養内閣においても、根本においては何等の相違をそこに見出さないのである。

勿論根本的な政策上の變化がそこに認められぬといふことは部分的、現象的な變化が存しないといふことではない。全般的にみて民政黨の方が政友會よりもやゝ親ソヴェートの——といつて悪ければ對ソ經濟利用關係をより重視してゐる傾向はあるのである。又客觀的情勢の變化が其時々の政府の對ソ政策に大小種々の影響を與へてゐることはいふまでもない實質によつてこれを見よう。

一九二六年一月第五十二議會の劈頭に幣原外相は政府の對外施政方針を論じた其演説中、ソ聯邦と我國との關係は順調に發展しつゝあり、之は東洋の平和確立の見地から必要である旨述べてソ側に並々ならぬ好印象を與へたが、それに續く田中政友會内閣は、根本に於て前内閣の對ソ外交方針を完全に踏襲し乍ら而も紳士的幣原外交に對する其否定を意味する所謂「積極外交」政策の聲明と、一方支那に於て當時熾烈を極めた共產主義運動に對する田中兼攝外相の排撃的聲明、それに續く同内閣の山東出兵、就中一九二八年三月十五日の日本共產黨事件等一聯の對ソ關係に於ける直接間接の惡材料によつて、田中内閣の對ソ政策にも一種の變更が加へられ若しくは加へるかの印象を一般に與へた。殊に日本共產黨事件は前記の如くソヴェートの首都に本部を置く第三インターナショナルとの連絡關係が

明かになつた關係上、日本の政界、實業界、言論界等に於て反ソヴェートの輿論を刺戟すること尠からず、對ソ斷交論者はそれ等の間のみならず、政府内にも出現するに至つた。田中内閣は日本共産黨事件後間もなく非公式の忠告的抗議をソヴェート政府に發したが、その要項は次の如きものであつた。

「先般檢舉したる日本共産黨を取調べた結果第三インターナショナルが指揮してゐた事實があり、而も其間にはソヴェート政府の官吏にして第三インターナショナル黨員が日本共産黨に關係した事の證據もある。これは明らかに日ソ基本條約に違反する行爲ではないか、又第三インターナショナルの經營する露國共産黨大學に日本人の入學を勧誘し、現に六十餘名の日本人が變名して入學してゐるやうだが、之に對して蔭に援助の態度をとつてゐる事實がある。これは右條約違反ではないか」

之は何が故に非公式の忠告的抗議として發せられたか、日ソ基本條約違反と日

本政府が指摘してゐるのは第三インターナショナルが日本共産黨を指導したことを意味するの、それとも第三インターナショナルの黨員たり同時にソヴェート政府の官吏たる何者かが日本共産黨に關係したことを意味するの、それには日ソ基本條約第五條の宣傳禁止に關する次の如き事項を見る必要がある。

「兩締約國は互に平和及友好の關係を維持する事。自國の法權内に於て自由に自國の生活を律する當然なる國の權利を十分に尊重する事。公然又は陰密の何等かの行爲にして苟も日本國又はソ聯邦の領域の何れかの部分に於ける秩序及安寧を危殆ならしむる事あるべきものは之を爲さず、且つ締約國のため何等かの政府の任務に在る一切の人及締約國より何等かの財的援助を受くる一切の團體をして右の行爲を爲さしめざることを希望及意嚮を嚴肅に確認す、又締約國は其法權内に在る地域に於て(イ)地方の領域の何れかの部分に對する政府なりと稱する團體若は集團又は(ロ)右團體若は集團のため政

邦のそれは三百萬人の黨員を有し、世界最大の組織たることである。此各國共産黨の世界的組織たる第三インターナショナルとソヴェート政府とは全然別個の機關であり、無關係である。だからソヴェート政府は第三インターナショナルの行爲に對して責任を持つ譯に行かないと云ふのである。

全聯邦共産黨が今日のソ聯邦に於ける唯一絶對の指導者であり、國家生活上に心臓と頭腦の役割を併せ持つものであつてソヴェート政府と雖も事實上共産黨政府である事又、第三インターナショナルがモスクワに本部を置き其幹部員の絶對過半数が各國共産黨員の比例によつて全聯邦共産黨員に占められてゐることは世界的に明白な處であつて、之はソヴェート政府としても敢て秘密にしてゐる譯ではない。第三インターナショナルとソヴェート政府間の如き密接なる因果關係上、諸外國では此兩者を同一視して、同一の責任に問はふとするのである。然るに之に對してソヴェート政府は第三イン

政治・外交關係

治上の活動を現に行ふものと認めらるべき外國人たる臣民若くは人民の存在を許さざるべきことを約す」

以上の規定は日ソ兩國政府乃至政府の支配下にある何等かの團體又は個人の宣傳行爲乃至安寧秩序破壊行爲の一切を嚴重に禁じてゐる。此點でソヴェート政府の官吏にして若しも日本共産黨に關係してゐた者があるとすれば、當然此條項に牴觸する。然し第三インターナショナルの行動を此條項の枠内に入れるか、入れぬかといふことは、第三インターナショナルとソヴェート政府との關係聯絡等によつて決定されねばならぬ。ところがこれについてソヴェート政府が從來世界に向つて公言するところに據れば、第三インターナショナルは各國共産黨の支部を統一するプロレタリアートの世界黨である。従つてそれは露國又はソヴェート第三インターナショナルではない。各國共産黨が第三インターナショナルの支部であるやうに、全聯邦共産黨も亦其支部であるに過ぎない。唯違ふところはソ聯

ターナショナルと政府とを全く別個の組織であり、無關係の機關であるとしてソ側は今日まで言ひ逃れて來た。そして又形式的表面的には諸外國でも之を受容れてゐるが、日本政府内では日本共産黨と第三インターナショナルとの關係を更に精査した上、對策を協議し、場合によつては第二段の抗議乃至警告を發するかに傳へられ、更に又、閣僚の一部には斷交をも暗して對ソ強硬態度を採る可しと主張する向もあつたが、結局問題は平穩に終つた。

然し日本共産黨事件が日本の對ソ政策に一抹の暗翳を投じ、惡材料を提供したことは蔽ひがたい事實である。何故ならば此事件は日ソ兩國の階級的國家的對立の根底に觸れてゐるからである。其後續發するこの種事件に對しても、大同小異の事が繰返されたが、結局大問題にされず終つた。

四、對ソ關係惡化の他の原因

この事は逸早く日ソ漁業關係の上に最も熾烈に表はれ來つた。即ち日ソ漁業條約發動後の最初の出漁たる一九二九年に於て兩國漁業問題は極度に紛糾し、我當業者は勿論政府内にまで自由出漁業說部分的には對ソ斷交説まで擡頭するに至つた。而して一方通商方面では兩國の取引額は年々著しい増額を示して、又北樺太利權の如きも大體順調なる發展を示しつつあつたので、政友會内閣の對ソ政策も何等根本的變更を迫られた譯ではなく

たゞ從來に比し、政治的關係並に經濟的關係の一部に於て悪化の材料が増大し、それが濃厚になつたといふだけである。

五、濱口・若槻内閣の對ソ政策

昭和四年七月政友會に代つた民政黨の濱口内閣はソヴェトとの間に國交恢復條約を締結したが、同黨の前身たる憲政會の加藤内閣であり、殊に當時の外相幣原氏は濱口内閣に於ても同じ椅子につき、且つ前内閣の對外政策を原則的に踏襲する旨聲明してゐる關係上ソ聯邦に關しては既に試験濟の内閣であるとも云へる。事實外務政務次官永井柳太郎氏は昭和五年八月一日民政黨政務調査總會で、「日本の對露支關係は前内閣時代に著しく誤解と反感とを激成したが、民政黨新内閣によつて大いに緩和しつゝある」旨述べてゐるのを見てもその一端が判る。昭和四年夏、支那官憲のクーデターによる東支鐵道回收に起因して發生した露支間の紛争に際し日本政府は絶對中立の

態度を保持して何れにも偏することを避け、殊にソ聯邦の滿洲里方面に於ける行動に關し、米國政府が英佛を語らつて不戰條約に籍口し對露支勸告を敢てした時日本政府は此協同勸告參加の提議を婉曲に拒絶し著しく露國の心證を好くした。昭和六年一月第五十九議會休會明けに際して幣原外相は「對露國交が大體順調に發展し特に通商の分野において相當目覺しい成果を示せること、漁業方面において兩國間に蟠る或種の紛議は遠かす解決を見るべきこと」を外交報告演説中に述べた。

こゝで日本政府の對ソヴェト外交政策が兎に角、ソ親善の線に沿ふて進んで來てゐることを認められる。

然し乍ら昭和六年において特に明瞭に認められ出し、又日本人の輿論に反映して來たことは經濟の流域において兩國の相互關係が單に親善の表現ばかりではなくして、前記の如く五箇年計畫の段階に入つて、諸外國―其中に日本もある―との對立を經濟の方面まで擴大したソ聯邦

は、漁業關係において日本との對立的要素を益々増大し來つた。例へばソ側の急進にまり兩國の漁業對策は激變した。そして漁業は兩國の經濟的相互依存の要因ではなくて、むしろ敵對的要因化して來た。利權企業の方面では露國の自力開發力の増大は利權契約條件の不利と相俟つて、沿海洲森林利權の廢變となり、北樺太二大利權企業においても良好なる展望を與へない。

勿論一方通商關係の方面においても五ヶ年計畫の極東における進展と相俟つてクレジット條件さへ適合すれば日本に對する注文に激増すべく豫想されてゐるので、五箇年計畫の進行を徹頭徹尾反日本的要因とのみ見ることは出來ない。現にこのクレジットについては昭和六年六月駐日大使トロヤノフスキー氏より長期クレジット設定を條件に約五千圓額の商品買付が提起された時、當時の若槻民政黨内閣では之に對して相當大なる熱意を示し、一方三菱・三井・住友始め對露輸出組合に抱括される當業者の之が設定要望と

相俟つて商工省貿易局が中心となり、すでに交附公債の形式で對露輸出補償額を三千六百萬圓まで増額することとし、該法律案を次の議會に提出する事の決定を見た。

又昭和六年九月、滿洲事變の勃發により日本の對ソ關係にも種々の重大影響をもたらすべき情勢が展開されるにあつても、日本政府は東支鐵道其他ソヴェトの權益を絶對に尊重すべきことを廣田大使をしてソ政府に通達せしめ、ソ側としても該事件に嚴正中立主義をもつて臨むこととなつた。

六、犬養内閣の對ソ政策

昭和六年十二月中旬安達内相一派の投げた協力内閣運動の石が遂に若槻内閣を内部的分裂に導き、遂に其總辭職となり犬養毅氏を主班とする政友會新内閣の組織を見るに至つた。

犬養内閣の對露政策は何うであるか？ 民政黨も政友會も現日本の支配階級の利

政治・外交關係

害を代表する政黨内閣である限り、この内閣の更迭は根本的事實として手の平を返すやうな急激な政策の轉換がそこに見られるとは思へない、現に昭和七年一月休會明け第六十議會において芳澤新外相は帝國外交政策に關する施政演説中、ソヴェト政府が滿洲事變に際し絶對中立の態度を保持してゐる事實を挙げ満足の意を表明してゐる。

然し滿洲事變の進展による滿洲國家の組織實現と、日本の勢力の滿蒙全土に對する全面的擴大伸張とは、日ソ關係にも重大なる轉換の機運を與へ、客觀的情勢の變化をもたらしてゐる。

滿洲國の生誕により地理的、經濟的及び政治的に接觸の度を深めた日ソ兩國の相互關係は今後愈々複雑化してゆくに違ひない。勿論國家組織の相違から、種々な問題が惹起するであらうが、その半面では日ソ滿三國提携問題が益々眞剣に論じられる可能性が充分にある。

七、齋藤内閣の對ソ政策

昭和七年五月十五日夕刻犬養前首相が不幸兇手に仆れた。該事件は從來屢々繰返された單なる政治的暗殺ではなく、兇行が陸海軍將校及下士兵によつて行はれまたその夜水戸市外常磐村愛郷塾頭を首魁とする農民決死隊が變電所を襲撃して帝都の暗黒化を企てたと云ふ點で、實に日本にとつて空前の大事件であつた。しかも此事件は、外には滿洲事變、上海事變によつて日本の國際關係が緊張重大化し、内には經濟的不況がますます悪化したのである。加ふるに既成政黨に對する不信が逐年増してきてゐた矢先として、該事件も既成政黨打倒を目標の一として行はれたのであるから、後繼内閣組織の本命は既成政黨の總裁に下らずして、齋藤實氏に下り、同氏を主班とする舉國一致内閣の實現を見るに至つた。

齋藤舉國一致内閣は、從來の純政黨内閣とは相違してゐるが、政民兩黨支持下に成立したのだから、對ソ政策について犬養政友會内閣や、濱口若槻民政内閣

とは全然違つた政策をとる筈がない。唯齋藤内閣の對ソ政策に關して特記すべきことは、その主班となつてゐる齋藤子が、日露國交恢復以前から兩國關係の局面打開に盡力した後藤新平伯の歿後、昭和四年六月六日日露協會々頭に推薦され爾來ソヴェート側とは絶えず接近の機會を得て相互の理解を高めたのみならず、就中前駐日トロヤノフスキー大使とは大使が日露協會名譽會頭であつた關係上一層公私共親交があり、而も齋藤子は特にロシヤ問題には關心を以て調査研究を續け來つたため我國歴代の首相級の人物中では優越せるロシヤ通である。

齋藤内閣出現に對するソヴェート大使館及び通商代表部の要人の意嚮を綜合してみるに、

「齋藤子は日ソ親善を目的とする日露協會の會頭としてよくロシヤを理解し、又深く認識して居られる。従つてしばしば會頭としての子と意見を交へ、接觸の機會も多いが、東洋平和の見地から日露兩國親善關係は最も必要であるとの意見を

抱懐せるは、吾々の常に耳にした所であつて、齋藤内閣の出現は必ずや日ソ兩國の親善關係を鞏化し、延いては東洋平和に資する所大なるものがあらう」とその出現を歓迎してゐる點から見ても日ソ關係が急激に悪化するが如きことは萬無からう。

日本各政黨の對ソ政策

一、政友、民政兩黨の對ソ政策

前項日本政府の對ソ外交政策中にて政友、民政兩黨政府の對ソ政策について述べたが、兩黨政府の對ソ政策は結局兩黨政府の基礎たる政友會、民政黨の對ソ政策となるのである。だから本項に於ては兩黨の對ソ政策に關しては省略する。

二、國民同盟の對ソ政策

昭和六年十二月中旬安達謙藏氏一派の協力内閣運動によつて、俄然若槻内閣は

意味で、異彩ある該同盟の對ソ政策は注目に値するものがある。現齋藤内閣が日ソ不侵略條約締結を時機尙早と唱へてゐるのに、國民同盟は日ソ提携を力説し、日ソ不侵略條約を高唱してゐる點は特記するに足る。

三、社會大衆黨の對ソ政策

日本における無産黨は長い間合同、分裂を繰返して來たので、今それら各無産政黨の對ソ政策を一々紹介することは非常に煩瑣なことだから、そのうちで代表的であり、現在發展の過程にある社會大衆黨の對ソ政策について述べる。勿論唯一のプロレタリア黨と自負してゐる日本共産黨の對ソ政策は徹底してゐるが、同黨は非法政黨であるから、同黨については觸れないこととする。

滿洲事變をきっかけとしてファツシヨ運動の擡頭するにつれ、社會民主黨もその影響をうけ黨の運動方針に關する件を中心として國家社會主義派、社會民主々

分裂を余儀なくされ遂にその挂冠となつた事は前述の通りであるが、然し協力内閣は實現せずして犬養政友會内閣が出現した爾來半歳に互つて沈黙を守つてゐた安達氏は、昭和七年六月二十七日聲明を發表し、愈々時局に對應して新政黨結成に乗りだすべく、先づ政治研究のクラブを設け、新黨樹立の準備に着手した。かくてこの政治研究のクラブは「國策研究クラブ」と名付け、超えて八月八日立憲準備に關する協議會を開いて擬議の結果、立憲の曉には黨名を「國民同盟」とすることとし、爾來は「國民同盟準備委員會」として乗出し、秋に至つて結黨を見た。十月三十一日の國民同盟全體會議の席上、安達委員長は、日ソ提携確立を力説して次の如く述べた。

「滿洲問題については國際聯盟の議論に關する限り多く憂慮するを要せずと信ずる。この際特に注意すべきはソヴェート・ロシヤとの關係でソヴェートロシヤが若し眞にわが國の極東政策を諒解し、進んで滿洲國を承認するのみ

義派の二派に分れて、對立抗争を續けてゐたが、遂に七年四月十五日開催の擴大中央委員會において決裂し、國家社會主義派の敗北となつたので同派は脱退し、五月二十九日結黨大會開催、黨名を「日本國家社會黨」と決定した。この「日本國家社會黨」の對ソ政策は同黨の性質から見ても反ソヴェートの的であることは云ふまでもない。

國家社會主義派脱黨直後の四月十七日社會民主黨の殘留本部派、即ち社會民主主義派は黨の再組織を協議した結果、全國勞農大衆黨への合同提唱の件を可決しこの合同提唱を全國勞農大衆黨が受入れたので、遂に七月二十四日兩黨の合同大會が開かれることとなり、安部磯雄氏を中央執行委員長とする社會大衆黨が生れたのである。

社會大衆黨の對ソ政策は、極東における國際的對立除去のため日ソ不侵略條約の締結を唱導してゐる點から見ても、その一端を知る事ができる。同黨では單に親ソ政策を表明するだけではなく、昭和

國民同盟が今後どの程度までに發展し政界にいかなる役割を演ずるかを將來の問題であるが、とにもかくにもあらゆる

ならず、東支鐵道買収問題、カムチャツカ漁業問題等に關し根本的恒久解決策を講じて不侵略條約を締結せんとする眞意があるなら、それは局部的でなく、事務的でなく、日本の平和的世界政策の一環として慎重に審議すべきものと思ふ。日本としては滿洲國と接壤せるロシヤとの間に疑惑を一掃し、兩國諒解の下にはゆる日本モンロー主義を確保するの地歩を固めることはわが世界政策の見地から見ても頗る有意義なりと信ずる。ロシヤが極東の現状を認識し、滿洲國を承認し、日本と不侵略の關係を確立するに至つたなら認識不足の列強は始めて現實の前に目醒むる事と思ふ。固より不侵略條約を考慮するに先立ち思想宣傳の徹底的取締り其についてロシヤの誠意を確かめ萬全の手段を講ずるの必要あるは勿論である。

八年一月同黨中央執行委員長安部磯雄氏が特に此の問題を提げて、齋藤首相を訪問し自黨の意見を述べて、積極的に日ソ不侵略條約の締結促進に努めてゐる。

又駐日ソヴェート大使トロヤノフスキー氏の離任退京を機會に、一月三十日同大使を赤坂山王ホテルに招待し、送別の宴を催ふし、其の席上日ソ不侵略條約問題を中心種々懇談する等同黨の對ソ政策は、該問題につき朝野各方面の意見區々たる折柄一般の注目を引いてゐる。

ソヴェート政府の對日外交政策

一、對日政策の基調

ソヴェート政府の對日外交政策は、基本的にはソヴェート政府の資本主義諸國に對する外交政策の一部をなすものである。即ちこれを一言にして説明すれば、ソヴェート政府は第一次、第二次五箇年計畫の目標とする一國內社會主義實現の過程において、政治的、經濟的にその必

政治的、階級的對立が激化し國際ソヴェート戰線における日本の位置が高まることを極力避け、反對に經濟關係をその主要な舞臺として平和的親善關係を維持發展せしむことを外交政策としてゐる。

殊にかゝるソ政府の對日外交方針は、歐米方面におけるその位置の悪化が強まれば強まるほど切實を加へ来る傾向がある。例へば一九二七年英國保守黨による對ソ國交斷絶後、ソ聯邦は商品注文の増加其他の方法により従來にも増して日本と親善關係の設定に努力し出した傾向があるが、近年に至り獨逸、伊太利等を除く外歐米におけるソヴェートの外交關係が政治と經濟の兩戰線において概ね悪化し來る情勢に鑑み、ソ聯邦は日本に對して益々親善關係増進の必要を認め出して來た。

二、最近の對日外交政策

かうした兩國關係の中に滿洲事變が突發し、日ソ國交にも大きな衝動を與へた。

要が命ずるところに従つて、資本主義諸國と外交關係を設定し、親善より正確には相互利用關係を結び、且つこれを深化してゆくにある。

一九一七年の十月革命より一九二〇年に至る所謂、戰時共產主義の段階においては、ソヴェートの對日外交政策は大いに之と趣を異にしてゐた。

それはプロレタリア・インターナショナルリズムの基調に立つて、外國にも自國と同様のプロレタリアを成就せしめ、所謂世界〇〇を遂行するにあつた。ソヴェート國家そのものが今日のコミンテルンのやうな立場に立つてゐた。

ソヴェート國家の組織は、資本主義の國際的構成網を非常手段によつて破壊した點で、資本主義世界の大きな脅威を呼び起さした。殊にソヴェート政府が、帝制政府締結の一切の既存條約を破棄し秘密條約を曝露すると共に巨大なる金額の舊債務の廢棄を斷行した事は、資本主義諸國をでんぐり返らした。資本主義諸國の一九一七年—二〇年に於ける對露出

兵と白軍の援助とは、その表面の理由の如何を問はず、世界資本主義の階級的敵たるソヴェートのプロレタリア革命政權打倒にあつたことは今日何人も否定し得ないところであらう。

然るに一九二一年新經濟政策への轉換を機會にソヴェート國家においても、又資本主義世界にあつても、一種の安定期が到來した。即ちこゝで二つの世界は一時干戈を收めて、相互に利用關係を設定する必要に迫られた。

ソヴェート政府の諸外國との復交交渉は一九二〇年頃から隨所で行はれるやうになつた。日本に對してもソヴェート政府は正常外交關係の復活を要望し、これが大連、長春、東京等の諸會議を経て一九二五年一月二十一日の日ソ北京條約締結となつたのである。

現在ソヴェート政府の對日外交政策が右一九二五年一月の日ソ基本條約の上に置かれてゐることは、日本の對ソ外交政策の場合と全く同様である。

勿論ソ側はこの事變の對初から絶對中立主義を宣明嚴守し、日本も亦ソ側の權益の尊重を聲明し、實行して來た。だが日本の占據區域が昨秋に至り、東支鐵道を越えてチチハルに伸び、ソ側の出兵説馬占山援助説等が山と積まれて報道され、諸外國の日ソ戰爭挑發策動が頻々として行はれるに至り、日ソ關係は非常に緊張を示すに至り、商取引の如きも賣買商談は殆んど杜絶状態に陥るに至つた。然し此危機はソヴェートの嚴正不干渉政策遂行によつてよく救はれた。ところが昭和七年一月に至つて、反吉林軍の反日策動を直接原因とする日本軍のハルビン出兵と占據が敢行された。東支鐵道の南部線は支那軍によつて諸所破壊され、ソ側の權益の中心地ハルビンは軍事的恐怖下に曝された。反吉林軍たる護路軍援助説が流布された。然し出兵はソ側の平和主義に反し絶對不干渉政策に反する。若し假りに此鐵道を越えて出兵したとした場合日本軍との間に事端を開き、遂に反ソヴェート戰爭の導火線をつくる危険は極め

て濃厚である。それよりも自國の國境を寸尺たりとも犯されぬといふことを最後の限界として極力戰爭の危険から身を避け、只管五箇年計畫の完成を急ぐといふその固有の立て前を墨守した方がどれ程氣が利いてゐるか！そこで或種の人々には意氣地がないと思はれるかも知れない。日本軍の東支鐵道使用によるハルビン乗り込み交渉に、同鐵道の共管者たる支那側の承諾を條件として應諾し、何等妨害的行爲にも出でなかつたのである。其後再び反吉林軍策動の結果、日本は在留邦人及鮮人保護のため東支鐵道部線方面に出兵した。更に滿洲國の新組織による日露支三角關係の完全なる均衝破壊と不可避的にそこに行はれつゝある勢力の編成替へとはソヴェートをして退却を餘儀なくせしめてゐる。

ところで、聰明なるソヴェート政府は腕を拱いてこの事態の前に黙止するであらうか？ 決してさうではない。といつても、それが對日強硬政策の採用を意味するものでないことはすでに述べた。も

し此場合強硬政策でソヴェイトが突張つてくるとすれば、それは日本との對立を益々悪化し、或は最後の危険を現出することを意味する。だから正に反對である即ちソヴェイトは滿蒙時局解決策を對日絶對親善策の止に求めてゐるのである。即ち日本との間に經濟的相互利用關係を最大限度にまで伸展せしめる事によつて又、日本との間に不侵略條約を締結する事によつて、更に日本の滿蒙進出に對しアメリカ式抗議など提出する代りにこれを既定の事實として暗黙の中に承認的態度を示すことによつて、從來以上に日露國交の鞏固發展に努むるであらう。かゝる根本態度の前にモスクワにおける日ソ漁業暫定協約は昭和七年八月に成立し、かくて漁業紛争問題は著しく解消され、反ソヴェイト運動の經濟的支柱として漁業關係は反對に相互利用關係の要因に轉化せんとしてゐる。これを要約すると、ソヴェイト聯邦は、その國境を侵害されず、社會主義建設を妨害されない範圍に於いては最大限度の讓歩と妥協をもつて

對日絶對親善に轉向するであらうと考へられる。然し乍ら、ソ聯邦は平和を唱へるだけで拱手してゐるのではない。滿洲事變の勃發後ソヴェイト政府の對日外交政策に一大轉換が行はれた。その意味はソ政府が滿洲問題に對する絶對不干涉主義を放棄したのではなく、飽迄これを堅持しながら、その國境が犯さるゝ場合に處すべく、極東國境の國防施設を行つてゐることである。スターリン、モロトフ、ウオシロフ諸氏の昭和八年に入つてからの演說中、極東問題に關する言辭によつても、又同年十二月二十八日以来モスクワにおいて開かれたソヴェイト中央執行委員會總會で人民委員會議長モロトフ氏、外務人民委員長リトヴィノフ氏、赤軍騎兵監兼革命軍事委員ブジョンヌイ將軍等がなしたる演說、次いで開かれた全聯邦共產黨第十七回大會で爲せるスターリン氏始め、軍事人民委員長ゾロロフ將軍の諸演說によつても、ソ聯邦がいかに國防充實に力を注いでゐるかが窺はれる

のである。だが他方において、ソヴェイト聯邦は常に平和を愛し、特に極東平和を熱愛し日本との衝突を避けるために大いに努力してゐることは、前掲北滿鐵讓渡問題中に述べた。北滿鐵讓渡の提議によつても明白に看取されるであらう。ソヴェイト政府のこの和戰兩様の對日外交政策は、一見矛盾の如く見えるが、實は確乎不動の對日平和政策を一步も變更したのではなく、極東平和維持により専念してゐるのである。

日露基本條約

日本國及ソヴェイト社會主義共和國聯邦間關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル

日本國及「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦へ兩國間ニ善隣及經濟的協力ノ關係ヲ促進セムコトヲ希望シ右關係ヲ律スル條約ヲ締結スルコトニ關シ之カ爲メ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

日本國皇帝陛下

支那共和國駐劄特命全權公使

從四位勳一等芳澤謙吉

「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦

中央執行委員會

支那共和國駐劄大使

「レフ・ミハイロヴィチ・カラハン」

右委員ハ五ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルコトヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條 兩締約國ハ本條約ノ實施ト共ニ

兩國間ニ外交及領事關係ノ確立セラレ

ヘキコトヲ約ス

第二條 「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦ハ千九百五年九月五日ノ「ポーツマ

ス」條約カ完全ニ効力ヲ存續スルコト

ヲ約ス

千九百十七年十一月七日前ニ於テ日本

國ト露西亞國トノ間ニ締結セラレタル

條約、協約及協定ニシテ右「ポーツマ

ス」條約以外ノモノハ兩締約國ノ政府

間ニ追テ開カルヘキ會議ニ於テ審査セ

政治・外交關係

ラルヘク且變化シタル事態ノ要求スルコトアルヘキ所ニ從ヒ改訂又ハ廢棄セラレ得ヘキコトヲ約ス

第三條 兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ

上ハ千九百十七年ノ漁業協約ノ締結以後

一般事態ニ付發生シタルコトアルヘキ

變化ヲ考量シ右漁業協約ノ改訂ヲ爲ス

ヘキコトヲ得ス

右改訂協約ノ締結ニ至ル迄ノ間「ソヴェ

イト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國

臣民ニ對スル漁區ノ貸下ニ關シ千九百二

十四年ニ確立セラレタル實行方法ヲ維持

スヘシ

第四條 兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ

上ハ左記ノ原則ニ從ヒ通商航海條約ノ

締結ヲ爲スヘク且右條約ノ締結ニ至ル

間兩國間ノ一般交通ハ右原則ニ依リ律

セラレヘキコトヲ約ス

(一)兩締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ

他方ノ法令ニ從ヒ(イ)其ノ領域内ニ

到リ、旅行シ且居住スルノ完全ナル

自由ヲ有スヘク(ロ)身體及財産ノ安

全ニ對シ恒常完全ナル保護ヲ享有ス

ヘシ

(一)兩締約國ノ一方ハ私有財産權並通

商、航海產業其ノ他ノ平和的業務ニ

從事スルノ自由ヲ最廣キ範圍ニ於テ

且相互條件ノ下ニ他方ノ臣民ニ對シ

自國領域内ニ於テ自國ノ法令ニ從ヒ

付與スヘシ

(二)自國ニ於ケル國際貿易ノ制度ヲ自

國ノ法令ヲ以テ定ムルノ各締約國ノ

權利ヲ害スルコトナク、兩國ノ通商

航海及產業ヲ成ルヘク最惠國ノ地步

ニ置クハ兩締約國ノ意嚮ナルニ依リ

兩締約國ハ兩國間ノ經濟上又ハ其ノ

他ノ交通ノ増進ヲ妨クルニ至ルコト

アルヘキ禁止、制限又ハ課金ヲ他方

締約國ニ對シ差別的ニ行フコトナカ

ルヘキモノトス

又兩締約國政府ハ兩國間ニ於ケル經濟

上ノ關係ヲ調整シ且促進スル爲通商及

航海ニ關聯スル特別ノ協定ヲ締結スル

ノ目的ヲ以テ事態ヲ要求スルコトアル

ヘキ所ニ從ヒ隨時商議ヲ爲スコトヲ約

ス

第五條 兩締約國ハ互ニ平和及友好ノ關係ヲ維持スルコト自國ノ法權内ニ於テ自由ニ自國ノ生活ヲ律スル當然ナル國ノ權利ヲ充分ニ尊重スルコト、公然又ハ陰密ノ何等カノ行爲ニシテ苟モ日本國又ハ「ソヴェート」社會主義共和國聯邦ノ領域ノ何レカノ部分ニ於ケル秩序及安寧ヲ危殆ナラシムルコトアルヘキモノハ之ヲ爲サス且締約國ノ爲何等カノ政府ノ任務ニ在ル一切ノ人及締約國ヨリ何等カノ財的援助ヲ受クル一切ノ團體ニシテ右ノ行爲ヲ爲サシメサルコトノ希望及意嚮ヲ嚴肅ニ確認ス

又締約國ハ其ノ法權内ニアル地域ニ於テ(イ)他方ノ領域ノ何レカノ部分ニ對スル政府ナリト稱スル團體若ハ集團又ハ(ロ)右團體若ハ集團ノ爲政治上ノ活動ヲ現ニ行フモノト認メラルヘキ外國人タル臣民若クハ人民ノ存在ヲ許ササルヘキコトヲ約ス

邦政府ハ「ソヴェート」社會主義共和國聯邦ノ一切ノ領域内ニ於ケル鑛産、森林及其ノ他ノ天然資源ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國ノ臣民、會社及組合ニ許與スルノ意嚮ヲ有ス

第七條 本條約ハ批准セラルヘシ各締約國ノ右批准ハ成ルヘク速ニ其ノ北京駐劄外交代表者ニ由リ他方ノ政府ニ通知セラルヘク且本條約ハ右通知中後ニ爲サレタルモノノ日ヨリ完全ニ實施セラルヘシ

批准書ノ正式交換ハ成ルヘク速ニ北京ニ於テ行ハルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本條約ニ通ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ作成ス

議定書(甲)

芳澤 謙 吉
エル・カラハン

日本國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦ハ兩國間ノ關係ヲ律スル基本法的規則

第六條 兩國間ノ經濟上ノ關係ヲ促進スル爲天然資源ニ關スル日本國ノ需要ヲ府及之ヲ繼承シタル臨時政府ノ發行シタル公債及國庫證券ニ依リ日本國ノ政府又ハ臣民ニ對シテ負ヘル債務ニ關スル一切ノ問題ハ日本國政府ト「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府トノ間ニ將來ノ商議ニ於ケル調整ニ留保セララルコトヲ得ス

尤モ右問題ノ調整ニ當リ日本國ノ政府又ハ臣民ハ一切ノ他ノ條件ニシテ均シキニ於テハ「ソヴェート」社會主義共和國聯邦政府カ同様ノ問題ニ付他ノ何レノ國ノ政府又ハ國民ニ與フルコトアルヘキモノヨリモ不利益ナル地位ニ置カラルコトナカルヘシ

千九百二十五年五月十五日迄ニ同地方ヨリ完全ニ撤退セラルヘシ

右撤退ハ氣候ノ狀態力之ヲ許スニ至ラハ直ニ開始セラルヘク且日本國軍隊ノ撤退シタル北「サガレン」ノ總テノ地方ハ直ニ「ソヴェート」社會主義共和國聯邦ヘ當該官憲ニ完全ナル主權ニ於テ還付セラルヘシ

行政ノ引渡及占領ノ終了ニ關スル細目ハ「アレクサンドロウスタ」ニ於テ日本軍占領軍司令官ト「ソヴェート」社會主義共和國聯邦代表者トノ間ニ協定セララルヘシ

第四條 兩締約國ハ其ノ一方カ何レカノ第三國ト結ヒタル軍事同盟ノ條約若ハ協定又ハ其ノ他ノ秘密協定ニシテ他方締約國ノ主權、領土權又ハ國家の安全ニ對スル侵害又ハ脅威ト成ルヘキモノノ現ニ存在セサルコトヲ互ニ聲明ス

議定書(乙)

芳澤 謙 吉
エル・カラハン

第三條 北「サガレン」ニ於ケル氣候ノ狀態カ現ニ同地方ニ駐屯スル日本國軍隊ノ即時本國輸送ヲ妨クニ鑑ミ右軍隊ハ

第三條 北「サガレン」ニ於ケル氣候ノ狀態カ現ニ同地方ニ駐屯スル日本國軍隊ノ即時本國輸送ヲ妨クニ鑑ミ右軍隊ハ

兩締約國ハ日本國ト「ソヴェート」社會主義共和國聯邦トノ全權委員間ニ本日署名セラレタル議定書(甲)第三條ニ規定セラレタル所ニ從ヒ日本國軍隊カ北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月内ニ締結セラルヘキ利權契約ニ對スル基礎トシテ左ノ如ク協定セリ

一 「ソヴェート」社會主義共和國政府ハ日本國代表者ニ依リ千九百二十四年八月二十九日聯邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書ニ記載セララル北「サガレン」ニ於ケル油田ノ各ノ地積五割ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國政

府ノ推薦スル日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス右開發ノ爲日本國當業者ニ貸付セラルヘキ地積ヲ決定スルノ目的ヲ以テ石油田ノ各ハ各十五乃至四十「デシヤテイ」ノ碁盤目方ニ區分セラルヘク且全地積ノ五割ニ相當スル右方形ノ數ハ日本人ニ割當テラルヘシ但シ右日本人ニ貸付セラレヘキ方形ハ原則トシテ相隣接スヘカラサルモ日本人ノ現ニ掘鑿又ハ作業中ナル一切ノ坑井ヲ包含スヘキモノトス右覺書ニ記載セララル石油田中貸付セラレサル殘餘ノ地區ニ關シテハ「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦政府カ右地區ノ全部又ハ一部ヲ外國人ノ利權ニ提供スルコトニ決スルトキハ日本國當業者ハ右利權ニ關スル事項ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス

二 又「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦政府ハ利權契約締結ノ後一年內ニ選定セラルヘキ一千平方「ヴェル」ノ地區ニ亙リ北「サガレン」ノ東

海岸ニ於テ五年乃至十年ノ期間油田ヲ調査試掘スルコトヲ日本國政府ノ推薦スル日本國當業者ニ許可スルコトヲ約ス又油田カ日本人ニ依ル右調査試掘ノ結果確定セラレタル場合ニ於テハ右確定セラレタル油田ノ地積五割ノ開發ニ對スル利權ハ日本人ニ許與セラルヘシ

三 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦政府ハ利權契約ニ於テ決定セララルヘキ特定ノ地積ニ亙リ北「サガレン」ノ西海岸ニ於テ炭田ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國政府ノ推薦セル日本國當業者ニ許與スル事ヲ承諾ス又「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦政府ハ利權契約ニ於テ決定セララルヘキ一定ノ地積ニ亙リ「ドウ」地方ニ於ケル炭田ニ關スル利權ヲ右日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス又前二項ニ掲ケラルル特定ノ地積以外ノ炭田ニ關シテハ「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦政府カ之ヲ外國人ノ利權ニ提供スルコトニ決スルトキハ日本國當業者ハ右利權ニ關スル事項ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス

業者ハ右利權ニ關スル事項ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス

四 前諸號ニ規定セララル石油田及炭田ノ開發ニ對スル利權ノ期間ハ四十年乃至五十年タルヘシ

五 日本人タル利權取得者ハ右利權ニ對スル報償トシテ炭田ノ場合ニ於テハ其ノ總產額ノ五分乃至八分ヲ又油田ノ場合ニ於テハ其ノ總產額ノ五分乃至一割五分ヲ「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦政府ニ對シ毎年提供スヘシ但シ自噴油井ノ場合ニ於テハ右報償ハ其ノ總產額ノ四割五分迄之ヲ増加スルコトヲ得

報償トシテ提供セララルヘキ產額ノ割合ハ利權契約ニ於テ確定的ニ定メラレヘク且右契約中ニ定メララルヘキ方法ニ依リ年產額ノ率ニ應シ等差ヲ設ケラルヘシ

六 右日本國當業者ハ企業ノ目的ニ要スル木材ヲ伐採スルコトヲ得且交通並物資及生産物ノ運輸ヲ容易ナラシムル爲諸般ノ施設ヲ爲ス事ヲ許サラル

ヘシ右ニ關スル細目ハ利權契約ニ於テ定メララルヘシ

七 前記ノ報償ニ關シ又企業カ當該地區ノ地理上ノ位置及其ノ他ノ一般狀態ニ依リ受クヘキ不利益ヲ考量シ右企業ニ要スル又ハ之ヨリ得タル何等カノ物件物資又ハ生産物等ノ輸入及輸出ハ無稅ニテ許可セララルヘク且右企業ハ其ノ收益的經營ヲ事實上不可能ナラシムルコトアルヘキ如何ナル課稅又ハ制限ヲモ加ヘラルルコトナカルヘキコトヲ約ス

八 「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦政府ハ右企業ニ對シ一切ノ適當ナル保護及便益ヲ與フヘシ

九 前諸號ニ關聯スル細目ハ利權契約ニ於テ協定セララルヘシ

本議定書ハ同日附ヲ以テ署名セラレタル日本國及「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ

政治・外交關係

以テシタル本議定書ニ通ヲ署名調印セリ
千九百二十五年一月二十五日北京ニ於テ作成ス

聲明書

芳澤 謙 吉
エル・カラハン

「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦及日本國間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ニ本日署名スルニ當リ「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員タル下名ハ本國政府ニ於テ千九百二十五年九月五日「ボーツマス」條約ノ効力ヲ承認スルコトハ兩國政府ニ於テ右條約ノ締結ニ付前帝政府ト政治上ノ責任ヲ分ツコトヲ何等意味セサル事ヲ聲明スルノ光榮ヲ有ス
千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ
エル・カラハン(印)

交換公文

(來翰)

以書翰啓上致候陳者本官ハ日本國ノ全權委員ニ依リ千九百二十四年八月二十九

二 石油及石炭ノ如キ產出物ハ之ヲ輸出シ又ハ販賣スルコトヲ得ス右作業ニ關係アル従業員及裝備ノ用ニ限り之ヲ充ツルコトヲ得ヘシ

三 「ソヴェエト」社會主義共和國又ハ政府ニ依リ許與セララル作業續行ノ

許可ハ將來ノ利權契約ノ規定ニ何等影響ヲ及ホササルヘシ

四 北「サガレン」ニ於ケル日本國無線電信所ノ運用ニ關スル問題ハ將來ノ協定ニ留保セラルヘク且私人及外國人ノ無線電信所設置ヲ禁止スル「ソヴエート」社會主義共和國聯邦ノ現存法令ニ合致スル方法ニ於テ調整セラルヘシ

本官ハ茲ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

エル・カラハン

日本國特命全權公使芳澤謙吉閣下

(往翰)

以書翰啓上致候陳者本官ハ閣下ヨリノ日本附左記ノ書翰ヲ承領スルノ光榮ヲ有シ候

本官ハ日本國ノ全權委員ニ依リ千九百二十四年八月二十九日「ソヴエート」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ニ手交セラレタル覺書ニ記載セラルル油田及炭田ニ付北「サガレン」ニ於テ現ニ日本人ノ實行中

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

エル・カラハン(印)

署名議定書

支那國駐劄日本國特命全權公使芳澤謙吉及支那國駐劄「ソヴエート」社會主義共和國聯邦大使「レフ・ミハイロヴィチ・カラハン」ハ良好妥當ト認メラレタル各自ノ全權委任狀ニ基キ本日北京ニ會合左ノ文書ヲ審査セリ

一 日本國及「ソヴエート」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約

- 二 議定書二通
 - 三 聲明書一通
 - 四 交換公文一件
 - 五 附屬公文一通
- 全權委員ハ右文書ニ掲ケラレタル總テノ用語及條項ニ同意シタルヲ以テ正式ニ各文書ニ署名調印セリ

尙兩全權委員ハ日本國全權委員ニ依リ千九百二十四年八月二十九日「ソヴエート」社會主義共和國聯邦全權委員ニ手交

政治・外交關係

ナル作業ハ日本國軍隊カ北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月内ニ行ハルヘキ利權契約ノ締結ニ至ル迄續行セラレヘキコトニ「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府ニ於テ同意スルコトヲ本國政府ノ名ニ於テ聲明スルノ光榮ヲ有シ候但シ左記條約ハ日本人ニ依リテ遵守セラレヘキモノニ候

- 一 作業ハ千九百二十四年八月二十九日ノ覺書ニ掲ケラレタル地區、使用セラルル労働者及専門家ノ數、機械並其ノ他ノ條約ニ關シテハ右覺書ノ記載事項ニ嚴ニ準據シテ續行セラレヘシ
- 二 石油及石炭ノ如キ產出物ハ之ヲ輸出シ又ハ販賣スルコトヲ得ス右作業ニ關係アル從業員及裝備ノ用ニ限り之ヲ充ツルコトヲ得ヘシ
- 三 「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府ニ依リ許與セララルル作業續行ノ許可ハ將來ノ利權契約ノ規定ニ何等影響ヲ及ホササルヘシ
- 四 北「サガレン」ニ於ケル日本國無線

ナル且日本人カ北「サガレン」ニ於テ作業中ナル油田及炭田ノ狀態ニ關スル説明ヲ掲ケタル覺書ヲ本議定書ニ添附スヘキコトヲ約ス

右證據トシテ兩締約國ノ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書二通ニ署名

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

芳澤謙吉

エル・カラハン

署名

千九百二十四年八月二十九日日本國代表者ニ依リ聯邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書

石油試掘作業

一 此等試掘作業ハ政府ノ爲ニ株式會社北辰會ニ依リテ行ハレ居レリ

二 作業	位	置	地積	試掘井	出油無油
「オハ」	「オハ」	「オハ」	二、五〇〇	四	七
「エハ」	「エハ」	「エハ」	一、六〇〇	ナシ	三
「ビルトウ」	「ビルトウ」	「ビルトウ」	一、二〇〇	ナシ	三
「ヌト」	「ヌト」	「ヌト」	二、五〇〇	一	二
「チアイゾ」	「チアイゾ」	「チアイゾ」	一、二〇〇	一	一
「ヌイゾ」	「ヌイゾ」	「ヌイゾ」	一、六〇〇	一	一

「ヴィグレクトウイ」ノ南三哩
「カタングリ」湖ノ北「カタングリ」

八〇〇ナシ
一、六〇〇
一
四

「カタングリ」ト「ナビル」トノ間約三哩ニ亘ル他ノ線
七 石油ノ輸出
ナシ

三 使用セラルル専門家 二〇〇
四 機 械 四〇〇(夏季)

「ウルクト」灣ト「オハ」ニ於ケル工場トノ間二哩半ニ亘ル「トロツコ」線及

一 作業者
炭坑作業

「ダイアモンド、ボーリング」式 二
「スプリング、ボーリング」式(人力ニ依ルモノ) 一〇

職員及労働者家屋
掘 鑿 用 櫓
機 關 場
貯 油 所(土製)
燃料油「タンク」(鋼製)

「オハ」	「エハ」	「ピル」	「スト」	「チア」	「ヌイ」	「グレイ」	「カタ」
三〇	一	二	七	八	六	一	一五
一	三	一	一	一	一	一	一
四	三	一	一	一	一	一	一

五 設 備

(イ)通信用 各所ノ作業ヲ連絡スル電話線、「オハ」及「チア」イヴォニ於ケル無線電信所

「ドウエ」鑛山 三菱會社ハ占領軍ノ爲ニ作業シ居レリ。「ロガトウイ」鑛山「スタヘエフ」會社及三菱會社カ合同事業トシテ作業シ居レリ

「ロガトウイ」鑛山 海ニ面シ「アレクサンドロウスク」港ノ南約十哩、現ニ作業中ノ坑二堅坑ナシ、千九百二十三年ノ産額約三萬噸

(ロ)運搬用 舁及傳馬船十二隻ノ外各所ノ作業ヲ連絡スル爲夏季使用セラルル小型蒸氣船一隻及發動汽船數隻

「ドウエ」鑛山 海ニ近キ「ポスト」ヴアヤ」ノ流域ニ於テ「アレクサンドロウスク」港ノ南約六哩、現ニ作業中ノ水平坑ハ二但シ堅坑ナシ千九百二十三年ノ産額約五萬噸

三 専門家及労働者數 専門家労働者「ドウエ」鑛山 五 約〇〇〇
「ロガトウイ」鑛山 三 約一五〇
(右數ハ夏季ノモノトス)

六 輕便鐵道

ナシ

四 機 械
「ドウエ」鑛山ニ於テハ小型機關車

ハ石炭ノ運搬ノ目的ノ爲ニ使用セラ「ロガトウイ」鑛山ニ於テハ機械ヲ使用セス採掘及運搬ヘ人及馬ニ依リテ行ハレ居レリ

五 建設物

「ドウエ」鑛山ヨリ海岸ニ至ル一哩強ノ「トロツコ」線及「ロガトウイ」ニ於ケル四分ノ一哩弱ノ他ノ「トロツコ」線ヲ除キ炭坑用ニハ特殊ノ建設物ナシ

六 輸 出

「ドウエ」鑛山ノ産額ハ占領区域内ノ住民ニ依リ消費セラレ島外ニ搬出セラルルモノナシ「ロガトウイ」鑛山ノ産額ノ約三萬噸ハ三菱及「スタヘエフ」ニ依リテ千九百二十三年ニ輸出セラレタリトノコトナリ

芳澤 謙吉

日露講和條約

(明治三十八年九月五日調印)

日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下

政治・外交關係

第一條 日本國皇帝陛下ト全露西亞國皇帝陛下トノ間及兩國臣民ノ間ニ將來平和及親睦アルヘシ
第二條 露西亞帝國政府ハ日本國ガ韓國ニ於テ政治上、軍事上及經濟上ノ卓越ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝

ハ兩國及其人民ニ平和ノ幸福ヲ回復セムフトヲ欲シ講和條約ヲ締結スルコトニ決定シ之カ爲ニ日本國皇帝陛下ハ外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下ヲ全露西亞國皇帝陛下ハ「プレシデント、オブ、ゼ、コムミツ」テイ、オブ、ミニスター、オブ、ゼ、エムパイヤ、オブ、ロシア」セクレタリ、オブ、ステート」セルジ、ウキテ閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「マスター、オブ、ゼイムピリアル、コールト、オブ、ロシア」男爵「ローマンローゼン」閣下ヲ各其全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其委任狀ヲ示シ其良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條款ヲ協議決定セリ
第一條 日本國皇帝陛下ト全露西亞國皇帝陛下トノ間及兩國臣民ノ間ニ將來平和及親睦アルヘシ
第二條 露西亞帝國政府ハ日本國ガ韓國ニ於テ政治上、軍事上及經濟上ノ卓越ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝

第四條 日本國及露西亞國ハ清國カ滿洲ノ商工業ヲ發達セシムカ爲列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻得セサルコトヲ五ニ約ス

第五條 露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順港、大連並其附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス露西亞帝國政府ハ又前記租借權カ其効力ヲ及ホス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ五ニ約ス

第六條 露西亞帝國政府ハ長春(寬城子)旅順口間ノ鐵道及其一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財産及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトヲナク且清國政府ニ別約ヲ締結スヘシ

第七條 日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限リ經營シ決シテ侵略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス
該制限ハ遼東半島租借權カ其効力ヲ及ホス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セサルモノト知ルヘシ

府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス
兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ五ニ約ス
第七條 日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限リ經營シ決シテ侵略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス
該制限ハ遼東半島租借權カ其効力ヲ及ホス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セサルモノト知ルヘシ

第八條 日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ交通及運輸ヲ増進シ且之ヲ便宜ナラシムルノ目的ヲ以テ滿洲ニ於ケル其接續鐵道業務ヲ規定センカ爲成ルヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ

第九條 露西亞帝國政府ハ薩哈噠島南部及其附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓歩ス其讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム該地域ノ正確ナル境界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ

日本國及露西亞國ハ薩哈噠島又ハ其附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ堡壘其他之ニ類スル軍事上ノ工作物ヲ築造セラルコトニ互ニ同意ス又兩國ハ各宗谷海峽及韃靼海峽ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルヘキ何等ノ軍事上ノ措置ヲ執ラサルコトヲ約ス

第十條 日本國ニ讓與セラレタル地域ノ住民タル露西亞國臣民ニ付テハソノ不動產ヲ賣却シテ本國ニ退去スルノ自由ヲ留保ス但シ該露西亞國臣民ニ於テ讓與地域ニ在留セムト欲スルトキハ日本國ノ法律及管轄權ニ服従スルコトヲ條件トシテ完全ニ其職業ニ従事シ且財産權ヲ行使スルニ於テ支持保護セラルヘシ日本國ハ政事上又ハ行政上ノ權能ヲ失ヒタル住民ニ對シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ又ハ之ヲ該地域ヨリ放逐スヘキ充分ノ自由ヲ有ス但シ日本國ハ前記住民ノ財産權ヲ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス

海及「ベリリ」海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與セムカ爲日本國ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス

前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ササルコトニ双方同意ス

第十二條 日露通商航海條約ハ戰爭ノ爲廢止セラレタルヲ以テ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ現下ノ戰爭以前ニ効力ヲ有シタル條約ヲ基礎トシテ新ニ通商航海條約ヲ締結スルニ至ル迄ノ間兩國通商關係ノ基礎トシテ相互ニ最惠國ノ地位ニ於ケル待遇ヲ與フルノ方法ヲ採用スヘキコトヲ約ス而シテ輸入税及輸出税、税關手續、通過税及噸税並一方ノ代辯者、臣民及船舶ニ對スル他ノ一方ノ領土ニ於ケル入國ノ許可及待遇ハ何レモ前記ノ方法ニ依ル

第十三條 本條約實施ノ後成ルヘク速ニ一切ノ俘虜ハ互ニ之ヲ還附スヘシ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ各俘虜ヲ引受クヘキ一名ノ特別委員ヲ任命スヘシ

政治・外交關係

シ一方ノ政府ノ收容ニ係ル一切ノ俘虜ハ他ノ一方ノ政府ノ特別委員又ハ正當ニ其委任ヲ受ケタル代表者ニ引渡シ同委員又ハ其代表者ニ於テ之ヲ受領スヘク而シテ其引渡及受領ハ引渡國ヨリ豫メ受領國ノ特別委員ニ通知スヘキ便宜ノ人員引渡國ニ於ケル便宜ノ出入地ニ於テ之ヲ行フヘシ

日本帝國政府及露西亞國政府ハ俘虜引渡完了ノ後成ルヘク速ニ俘虜ノ捕獲又ハ投降ノ日ヨリ死亡又ハ引渡ノ時ニ至ルマテ之カ保護給養ノ爲ニ各負擔シタル直接費用ノ計算書ヲ互ニ提出スヘシ同計算書ヲ交換ノ後露西亞國ハ成ルヘク速ニ日本國カ前記ノ用途ニ支出シタル實際ノ金額ト露西亞國カ同様ニ支出シタル實際ノ金額トノ差額ヲ日本國ニ拂戻スヘキコトヲ約ス

第十四條 本條約ハ日本國皇帝陛下及全露西亞皇帝陛下ニ於テ批准セラレヘシ該批准ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ本條約調印ノ日ヨリ五十日以内ニ東京駐劄佛蘭西國公使及聖彼得堡

駐劄亞米利加合衆國大使ヲ經テ日本帝國政府及露西亞帝國政府ニ各之ヲ通告スヘシ而シテ其終リノ通告ノ日ヨリ本條約ハ全部ヲ通シテ完全ノ効力ヲ生スヘシ正式ノ批准交換ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フヘシ

第十五條 本條約ハ英吉利文及佛蘭西文ヲ以テ各二通ヲ作り之ニ調印スヘシ其各本文ハ全然符合スト雖モ其解釋ニ差異アル場合ニハ佛蘭西文ニ據ルヘシ右證據トシテ兩國全權委員ハ茲ニ本講和條約ニ記名調印スルモノナリ
明治三十八年九月五日(一千九百零五年八月二十三日(九月五日))「ボーツマス」(「ニュー・ハムプシヤ」州)ニ於テ之ヲ作ル

- 小村 壽太郎(記名)Ⓔ
- 高平 小五郎(記名)Ⓕ
- セルジ・ウキツテ(記名)Ⓖ
- ロー・ゼン(記名)Ⓖ

同上追加約款

明治三十八年九月五日「ボーツマス」ニ

於テ調印同年十月十六日公布

本日附日本國及露西亞國間講和條約第三條及第九條ノ規定ニ從ヒ下名ノ全和委員ハ左ノ追加約款ヲ締結セリ

第一 第三條ニ付

日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ同時ニ且講和條約ノ實施後直ニ滿洲ノ地域ヨリ各其軍隊ノ撤退ヲ開始スヘキコトヲ五ニ約ス而シテ講和條約實施ノ日ヨリ十八箇月ノ期間内ニ兩國ノ軍隊ハ遼東半島租借地以外ノ滿洲ヨリ全然撤退スヘシ前面陣地ヲ占領スル兩國軍隊ハ最先ニ撤退スヘシ

兩締約國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道線路ヲ保護セムカ爲守備兵ヲ置クノ權利ヲ保留ス該守備兵ノ數ハ「キロメートル」毎ニ十五名ヲ超過スルコトヲ得ス而シテ日本國及露西亞國軍司令官ハ前記最大數以內ニ於テ實際ノ必要ニ顧ミ之ニ使用セラルヘキ守備兵ノ數ヲ雙方ノ合意ヲ以テ成ルベク少數ニ限定スヘシ

滿洲ニ於ケル日本國及露西亞國軍司令

官ハ前記ノ原則ニ從ヒ撤兵ノ細目ヲ協定シ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ十八箇月ヲ超エザル期間内ニ撤兵ヲ實行セムガ爲雙方ノ合意ヲ以テ必要ナル措置ヲ執ルヘシ

第二 第九條ニ付

兩締約國ニ於テ各任命スヘキ同數ノ人員ヨリ成ル境界劃定委員ハ本條約實施後成ルヘク速ニ薩哈噠島ニ於ケル日本國及露西亞國領地間ノ正確ナル境界ヲ永久ノ方法ヲ以テ實地ニ就キ劃定スヘシ該委員ハ地形ノ許ス限リ北緯五十度ヲ以テ境界線トナスコトヲ要シ若シ何レカノ地點ニ於テ同緯度ヨリ偏倚スルノ必要ヲ認ムルトキハ他ノ地點ニ於ケル對當ノ偏倚ニ依リテ之ヲ填補スヘシ該委員ハ讓與中ニ包含セララル附近島嶼ノ表及明細書ヲ調製スルノ任ニ當リ且讓與地域ノ境界ヲ示ス地圖ヲ調製シ之ニ署名スヘシ該委員ノ事業ハ兩締約國ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

前記追加約款ハ其附屬スル講和條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サル

明治三十八年九月五日即千九百五年八月二十三日(九月五日)「ポーツマス」コ

- 小村 壽太郎(記名)
高平 小五郎(記名)
セルジ・ウキツテ(記名)
ロ一ゼン(記名)

樺太千島交換條約

要項

(明治八年五月七日調印)

第一款 日本ハ樺太島ノ一部ヲ所有スル權利及君主ニ屬スル一切ノ權利ヲ露西亞ニ讓リ今後樺太島ハ悉ク露西亞ニ屬シ「ラペルーズ」海峽ヲ以テ兩國ノ境界トス

第二款 露西亞ハ樺太島ノ權利ヲ受シ代トシテ所領「クリル」群島即チ「シユムシユ」「アライド」「バラムシル」「マカシシル」「ラネコタン」「ハリコムタン」「エカルマ」「シヤスコタン」「ムシル」ヲ

イコケ「マツア」「ラスツア」「スレドネワ」及「ウシシル」「ケトイ」「シムシル」「プロトン」「チエルボイ」並「ブラツト」「チエルボエフ」「ウルツブ」島合計十八島ノ權利及君主ニ屬スル一切ノ權利ヲ日本ニ讓リ今後「クリル」全島ハ日本ニ屬シ東察加地方「ラパツカ」岬ト「シユムシユ」島ノ海峽ヲ以テ兩國ノ境界トス

第三款 前條所載地、其地產ハ此條約批准爲取換ノ日ヨリシテ直ニ新領主ニ屬スル者トス但其各地受取渡ノ式ハ批准後雙方ヨリ官員一名又ハ數名ヲ撰テ受取掛トシ立會ノ上執行スヘシ

第四款 前條所記交換地ニハ公同ノ土地、人ノ下手セサル地所、一切公共ノ造築、疊壁、屯所、人民ノ私有ニ屬セサル此種ノ建物等ヲ所領スルノ權利モ兼存ス各政府ニ屬スル一切ノ建物及動產ハ第三款ニ載スル双方ノ受取掛役取調ノ上其代價ヲ按査シ其金額ハ其地ヲ新ニ領スル政府ヨリ出ス者ナリ

第五款 交換セシ各地ニ住ム日本及露人ハ各政府ニ於テ左ノ條件ヲ保證ス、各

政治・外交關係

民共ニ其本國籍ヲ保存スルヲ得、其本國ニ歸ラント欲スル者ハ常ニ意ニ放セテ歸ラルヲ得、其交換地ニ留ルヲ願フ者ハ其生計ヲ營ムヲ得ルノ權利及其所有物ノ權利及隨意信教ノ權利ヲ保全スルヲ得其新領主ノ屬民(日本及露人)ト差異ナキ保護ヲ受ル事雖然其國民ハ共ニ其保護ヲ受ル政府ノ支配下ニ屬スル事

(以下六七八款省略)

日ソ兩國の外交機關

ソヴェート駐劄

日本外交機關

一、駐ソ日本大使館

- 所在地莫斯科ヘルツェン街
特命全權大使 太田 爲吉
參事 官 酒 旬 秀一
同 上 田 仙太郎
一等書記官 宮 崎 勝太郎

二、在駐ソ日本總領事館

- 所在地浦鹽斯德
總領事 渡 邊 理 惠
書記生 廣 岡 正 浩
同 三 村 正 浩

同 同 安木 偉久太
同 中下 薫
同 緒方 整 肅
同 道正 久
同 都倉 榮 二
同 村瀬 悌 二
同 田村 正太郎
同 竹中 祐一
同 廣岡 書記生

二、ハバロフスク總領事館
總領事 島田 正 靖
書記生 中田 吉太郎
同 藤井 宏
同 兼勤 目代 勇

三、駐ソ日本領事館
領事 平田 稔
書記生 三谷 靜 夫
副領事(領事代理) 下村 末 郎

イ、在オデッサ
書記生 平田 稔
副領事(領事代理) 下村 末 郎

同 書記生 今井 二郎
同 齋藤 輝 宇 良
同 油橋 重 遠
同 後藤 安 嗣
同 菅原 弘

二、ノウオシビリスク領事館
副領事(領事代理) 小柳 雲 生
書記生 坂部 源 吾
同 大澄 武 一

(註) 右表の中には目下賜暇歸朝中の者御用歸朝中の者、及び未赴任者をも掲ぐ。(昭和九年九月一日現在)

四、駐ソ日本聯隊附屬將校(註)
レーニングラード管區
騎兵第四旅團第七十聯隊附 工藤條一 騎兵少佐
クレミヤ獨立航空中隊附 原田潔 航空大尉

(註) 日ソ兩國隊附將校交換は昭和四年春ソ側の提案により實施されたるもので、これは勿論外交機關に非ざるも便

宜上本欄に掲げ置く。その大要は、
一、兩國側より各二名の將校を選び、
隊附將校として交換駐派せしむ
二、右駐在期限は大體二箇年であつたが、その後將校の第一國交換期限満了後駐在期限は一年に短縮された。

日本駐劄ソヴェエト外交機關

一、駐日ソヴェエト大使

(所在地 東京市麻布區狸穴町)
全權大使 K.K.ユレーネフ
商務參事官(通商代表)
參事官 V.N.コチエトフ
陸軍武官 N.Y.ライヴィツト
海軍武官 A.I.リンク
一等書記官 V.V.ジエズニヤコフ
同 兼情報部長 A.B.アスコフ
陸軍武官補佐官 N.ウインネウエツキ
二等書記官 I.I.ジュールバ

三等書記官 B.A.ギンツエ
日本語書記官 M.N.アンドレーエフ
書記生 V.V.ロジンスキイ
書記生 B.ロードフ
通譯生 N.ボブイリヨフ
會計課長

二、駐日ソヴェエト總領事館

イ、在東京
總領事 V.V.ジエズニヤコフ
副領事 G.A.シチャードリン
同 在神戸
總領事 N.ゴンチャロフ
書記生 B.ポリソフ
通譯生 I.ベズウエルヒイ
總領事代理 ペーロフ

三、駐日ソヴェエト領事館

イ、在函館 領事 カラーシ
同 在敦賀 領事 ルイジヨフ
同 在大連

政治・外交關係

領事 ミハイロフ
四、駐日ソ聯邦隊附將校
盛岡騎兵第二十四聯隊附 ヘオドロフ
大刀洗飛行第四聯隊附 イワノフ

通商關係

日露貿易の沿革

(一) 帝制露國との貿易

一、明治時代の通商關係

日露貿易の歴史は日露關係の歴史の如く久しく且つ古い。兩國間に通商修交條約の締結されたのは安政二年(一八五五)であつた。之を大別して帝制露國との貿易、ソヴェート聯邦との貿易に二分し得る。帝制露國との貿易に特に注目すべきことは安政二年(一八五五)に通商修交條約が締結されて以來、明治の末期に至る五、六十年の間兩國の通商貿易にはさして見る可き実績が無かつた點である。それは次の三原因に歸せられる。

- 一 明治維新前は日本が封建的鎖國主義で外國との通商貿易を欲しなかつた
- 二 明治維新後も全體としての日本の

對外貿易が尙著しく不振であつた上に幕末から兆した日本官民の恐露乃至憎露的風潮が旺盛であつたため、對露貿易は特に振はなかつた。

三 日本が取引の直接の對象たる極東西伯利が經濟的にも、文化的にも著しく遅れ、且つ人口稀薄であつた。

明治八年樺太、千島交換、明治二十七年、八年戦役の三國干渉、或は明治三十四年の極東に於ける第一次自由港制度撤廢、明治三十七、八年の日露戦役等は、其中間期に多少とも萌芽した日露間の商取引を刈り捨てるに十分の原因をなしたのである。

然るに大正三年に歐洲大戰が勃發するや、日本の對外貿易は一變した。その原因については大戰當時の通商關係の項で後述するが、日露貿易は大戰を轉機として激増したのである。

第二のソヴェート聯邦との貿易について注目すべき點は、大戰と云ふ一大事變で惹き起された日露貿易の激變と違ひ、後者の場合は革命と云ふ國家制度の變革を齎らした一大事件によつて日露貿易が激變したことである。表面的に見れば以上兩事件は日露貿易に大影響を與へた點では同じであるが、本質的には全く相違してゐる點を忘れるなら、日本とソヴェート聯邦との通商關係を理解し得ない。

戰爭は一時的に日本の外國貿易關係を激變せしめ、革命も亦一時的に日露貿易關係を杜絶に近い程度に激變せしめた。然し、戰爭によつてロシアの外國貿易政策は原則的には些少の變化を見せなかつたが、革命によつてソヴェート聯邦は外國貿易の獨占と云ふ確乎不動の原則を採用したのである。此原則を知つて始めて革命後の日露貿易が他の外國との貿易と相違してゐる點を理解し得るのである。とは云へ革命直後ソヴェート聯邦の對外貿易は殆ど見るべきものはなかつたが日本はこれ亦變態的にシベリヤ各國派遣軍

の軍需品乃至一般物資需要によりシベリヤとの取引額は相當巨額に達した。その後ソ聯邦は國內秩序を恢復し、諸外國の干渉を退け、更に隣接諸國と國交を修め、通商關係を結ぶに至つた。日本もまたソ聯邦を承認したので日露通商關係はノルマルの軌道を歩むに至つた。以上の諸點に考慮を促しながら年代順に日露貿易の沿革を述べて見よう。日露戰爭直前まで特記するに足る程の日露貿易は無かつたから、明治三十六年即ち日露戦役直前に於ける貿易から述べよう。

イ、明治三十六年(日露戰爭)前の日露貿易

日本の輸出	二、一三九、九八六圓
亞露	一、一二五、二五〇圓
歐露	三、三六五、二二六圓
計	
日本の輸入	八、二六七、六五二圓
亞露より	二九一、五五八圓
歐露より	八、五五九、二二〇圓
計	

即ち取引總額一千一百九十二萬四千四百四十六圓に達したが、それにつゞく明治三十七年と八年には兩國の貿易は完全に杜絶した。

然るに、日露媾和後の明治三十九年並に四十二年に於ける兩國取引額は如何なる變化を現したかといふに、

ロ、明治三十九年(日露戰爭後)の日露貿易

通商關係

日本の輸出	一〇、四九四、〇七七圓
亞露	七七、九〇一圓
歐露	一〇、五七一、九七八圓
計	
日本の輸入	一、四〇七、二三〇圓
亞露より	四〇、九四一圓
歐露より	一、四四八、一七一圓
計	

ハ、明治四十年の日露貿易

日本の輸出	五、〇六七、七二三圓
亞露	四四一、五六〇圓
歐露	五、五〇九、二八三圓
計	
日本の輸入	一、六五五、六四九圓
亞露から	一七四、八八七圓
歐露から	一、八三〇、五三六圓
計	

右表に明かなる如く日露戰爭直後の明治三十九年には兩國の總取引額一千二百二萬百四十九圓を算し、戦前のそれに比し少額の増進を跡づけたが、翌明治四十年には七百三十三萬九千八百十五圓といふ著しい減少を示した。

ニ、明治四十三年以後の日露貿易

更に明治四十三年より歐洲大戰勃發の前年たる大正二年に

至る四年間の兩國貿易額は次の如き趨勢を以て推移してゐる。

(單位圓)

年次	對露輸出額	日本輸入額	合計
明治四十三年	四、三四七五九	九七〇、六三五	五、一〇八、四〇四
同 四十四年	五、六六、三〇九	一、〇四三、五七六	六、七〇九、七八五
大正 元年	六、〇八、九三三	七四三、七七七	六、八五二、六一〇
同 二年	九、一六、八三三	七九一、四三九	九、九六〇、二七二

歐洲大戰前四箇年間の兩國貿易額は、年々相當の増加趨勢を示して來てはゐるが、而も日露戰役直前後の如く其總額一千萬圓臺を越ゆるには至らず、全體として非常に不振状態を以て推移し來り、之を目して到底國を隣接する 兩大國の正當なる貿易額と見ること困難なる状態を示してゐるのである。之には種々なる原因が擧げられるが、我國の側について見れば、日露戰爭といふ劃時代的段階を通過した日本は、其後國內經濟恢復と滿洲及朝鮮に對する企業施設に汲々として露國に手を延ばす餘裕を持たなかつたこと、従つて我國と隣接する極東西伯利市場の如き遠隔の獨逸商品によつて充たされてゐたことを指摘しなければならぬ。

又同期間に於ける兩國の貿易が大體我國の著しい輸出超過によつて特色づけられてゐる事實も之を指摘しなければならぬ。

歐洲大戰直前たる大正二年の我對露貿易に現はれた 重要品目別計數を亞細亞露西亞と歐羅巴露西亞とに分つて示せば左

の如し。

ホ、大戰前重要輸出品目別對露貿易

品名	輸出額
密柑	五〇五、〇七七圓
林檎	四九六、〇八九圓
生金巾及シーチング	四三四、七一〇圓
石炭	四二一、八一七圓
玉葱	二五五、二六二圓
食鹽	一八四、三〇八圓
漁網	一一二、二九八圓
打綿	一〇九、六六二圓
醬油	九六、九九九圓
綾綿	六五、五二六圓
精米	三三、四七一圓
燕麥	一〇、〇三一圓
蕃薯	三五、八八〇圓
洗濯曹達	三一、五八六圓
藥材化學藥及製藥	一一、五〇九圓
綿織物	一四、二八九圓
苧麻	二四、六〇六圓
苧繩	四一、七九八圓
白木	一一、七三〇圓
靴袋	一〇、四一〇圓
陶磁器	

品名	輸出額
鐵製品	三三三、七四六圓
繩索及藻荏製品	一六、六四六圓
花莖	二六、九三六圓
木製品	一八、四〇二圓

品名	輸出額
生糸機械製細糸	四一五、二四七圓
同 太糸	三、六二三、三六〇圓
玉糸其他	四〇、七六二圓
石炭	五七、八七二圓
寒天	三五、三四〇圓
樟腦	五四、二二五圓
絲瓜	二一、五五四圓
竹材	一六、九四六圓

品名	輸出額
大豆	三二六、三七四圓
豆糟	七一、九九二圓
糠	一三、七六〇圓
菜子糟、魚糟	四五、八八八圓
毛皮	一七、一二三圓
牛皮及水牛皮	六〇、二四二圓
獸骨	二五、一五六圓

註——但し歐露より輸入なし。

品目別に見た大戰前の日露貿易は其取引總額と正比例して不振貧弱を極め、一品目にして五十萬圓に達するは僅に輸出の部に密柑あるのみであつた。當時日露兩國の當業者並に識者間には此不振状態に慨して、日露貿易に關する研究が一再ならず献策され報告されたのも當然の事であつた。

二、大戰當時の通商關係

然るに日露貿易に異常なる刺戟を與へ發展を劃したものは大正三年に於ける歐洲大戰の勃發であつた。一寸前述したやうに大戰前まで歐露は勿論遠隔の極東西伯利に至る全露領の輸入市場を風靡したものは獨逸の商品であつた。當時獨逸の製造業者及輸出業者は露國の國情に適當したる品物の製作に苦心し且つ優良品を低廉に賣捌いたばかりでなく、露國の歴史的な商習慣たる長期延取引に應じ、露領各地に代理店を設置し、或は露國人を自國の製造工場に案内して親善を計る等凡ゆる手段方法を以て自國商品の販路擴

張と市場固めに努力した結果、會て露國市場の風靡者たりし英國商品を追ふて、對露貿易の王座を占むるに至つたが、一朝戰亂の結果獨逸國交斷絶し獨逸商品の輸入が杜絶するに及んで、露國市場の需要は全然他國にこれを振向ける必要に迫られた。處で英佛兩國は露國と聯盟の間柄であるといへ、興亡を賭する大戰のため自國軍需品工業に全力を擧ぐる外、他國市場まで顧みる餘裕を失ひ、一方米國は距離遠隔であるといふ關係上露國の需要は一途に我日本に振向けられることとなつた。

従つて歐洲大戰後の我對露貿易は著しく激増したがその最も顯著なる現れは輸出の方面であつて、殊にその主要品目は戰時工業品乃至一般工業製品であつた。

當時に於ける日露兩國貿易の異常なる發展を明にするため、貿易額と共に對露貿易の本邦貿易に於て占むる順位を示せば左の如し、

イ、本邦對露輸出額と其順位

年次 對露輸出額 本邦輸出總額より見たる露國の順位

大正三年 一一、三八〇、九四〇 第八位
大正四年 八九、五三八、四〇二 第三位
大正五年 一五、一七七、二七〇 第三位
大正六年 八六、七四八、六九二 第五位
戰前大正二年に於ける對露輸出貿易の本邦對外輸出貿易に於て占めた順位は第十一位の低きにあつたが、大正三年には第八位となり、更に翌大正四年、五年には一躍して第三位に進み、米國及支那に次ぐ重要輸出市場となり、從來本邦輸出貿易に於て印度、蘭領印度、英國等の占めてゐた地位を打超え、其金額の如きも日露協約の締結された大正五年には一億五千萬圓といふ巨額を算するに至つた。然し之は前述したやうに戰爭といふ變態的現象の產物であつて、此現象の消滅と共に消滅すべき性質のものであつた。このことは其當時に於ても本邦への露國商品輸入額が輸出額に比し著しく低かつた次の事實の中にも反證的に示されてゐる。

口、本邦對露輸入額と其順位
年次 對露輸入額 本邦輸入總額より見たる露國の順位

大正三年 一、〇六五、六〇四 第廿一位
大正四年 一、七七一、七三七 第十三位
大正五年 二、八七七、七八四 第十七位
大正六年 五、〇六八、三一九 第十五位
即ち輸出が第三位に上り一億五千萬圓を越えてゐる時期に輸入は十三位以上に出不出、四百萬圓臺に彷徨し、大戰前のそれとさして大なる變遷（少くとも輸出のそれに於けるやうな）を見ないのである。

そこで當時日本の當局並に對露關係者は本邦對貿易のかゝる變態的、一時的隆昌から、根底的、永久的隆昌にまで押し進む可く、種々考究し、計劃されたが、それは大正六年に於ける露國兩度の大革命による對露關係大變動のため遂に實現を見る段に至らずして止んだ。

(二) ソ聯邦との貿易

一、革命當時の通商關係

大正六年十一月七日露國勞農革命後の日露貿易は、前項に示した處のそれとは違つた意味で、これ又全く常則を脱した變態的性質を帯びてゐる。それは勞農革命後の露國が内亂と外國の武力干涉と經濟封鎖の重圍の中に在つたためであり、殊に日本の直接の貿易對象たる西伯利地方が革命反革命の諸勢力相搏つて政局動搖し殆んど常態的性質を失つたがためである。而も當時兩國取引額が相當巨額に達してゐるのは、各國派遣軍の西伯利地方駐滯及び反革命戰亂の爲の軍需品乃至一般物資需要等に據るものである。従つてこれも亦た當時における日露兩國貿易の實績と見ることが出来ない。否或意味では大戰當時以上に變態的な貿易現象と見ることが出来る。兩國輸出入額左の如し。

年次 對露輸出額

大正七年 四〇、二〇四、九五圓
大正八年 七〇、六三三、七九三
大正九年 三三、三六六、九三六
大正十年 一三、七四九、九三二
大正十一年 一〇、五九九、六三八
大正十二年 四、五五四、〇〇〇
大正十三年 三、五五三、五五三

日本輸入額 合計

大正七年 四九、三、一〇三圓
大正八年 七五、六三三、八五五
大正九年 二九、七九五、八〇五
大正十年 三〇、八五、一〇四
大正十一年 一、六五六、九六六
大正十二年 二、三三七、〇〇〇
大正十三年 一、九三九、七七一

對露貿易の本邦對外貿易に於ける順位は輸出に於て大正五年第三位、六年第五位から、七年には第十一位に落ち、大正八年には軍需品輸送増加等のため第六位に再轉し、九年十四位、十年十二位を示し輸入は七年の十七位から、八年十九位、九年二十位、十年十九位と不振をつゞけてゐる。

日本軍の沿海洲撤退並に露國反革命軍の没落が完全に實現を見たのは大正十一年秋であつたから、前表の中十二年十三年の輸出品目は十一年以前（日本軍駐兵當時の）のそれとは稍其性質を異にしてゐると見なければならぬ。其當時露國は極東地方をも含めて既にソヴェート政權

二、國交恢復後の通商關係

大正十四年一月の日ソ基本條約締結は兩國關係の諸分野に於けると同様、通商關係に於ても劃期的なものであつた。兩國間には通商條約こそ未だ締結せられざれども、其基礎はすでに開かれた。殊に

同年十二月二十八日、ソ聯邦の對日通商機關としてソヴェート通商代表部が東京に開設され、次いで函館及神戸に其出張所が設置されるに及んでソ聯邦は此機關を通じて、日本の商品を買付け、又日本は此機關を通じてソ聯邦の商品を輸入する道が開拓された。前後八年間正規の貿易關係を斷絶してゐた日露國交はこゝに復活し完全に交易し、交換する方法を再組織するに至つた。

尤も復活したとはいへ、それは勿論舊時の通商關係其儘に復活した譯ではない日本側には大した根本的變化は見られなかつたかも知れないが、露國側はその革命的變革によつて貿易組織は國家のモノとなり、前記の如く駐日通商代表部を通じてのみ通商が可能となつた事によつて、しかも其モノボリの主體が有史以來最初のプロレタリア國家たることによつて、そこに舊帝政露國とは根本的な變化が見られ、従つて單に貿易方法に於てばかりでなく、貿易品目に於ても幾多の變更が生じて來た。

三、昭和元年の

日ソ貿易

ソ聯邦の經濟年度は毎年十月一日に始まり翌年九月三十日に終るが、日ソ貿易が正規の關係に復した最初の年たる一九二五—二六經濟年度(大正十四年十月一日より大正十五年九月三十日に至る)の兩國取引狀態を露國通商代表部の査定によつて示せば左の如し(但し之はトランプデット貨物を含み純日ソ貿易額である)

Table with 2 columns: Item (漁業用品, 洋紙, 麻繩, 金屬, ワイヤロープ, 樟腦, 其他) and Value (e.g., 四六八,〇〇〇圓, 三九〇,〇〇〇圓).

日本よりソ聯邦へ

ソ聯邦より日本へ

魚類 二、七〇〇,〇〇〇圓
其他 四〇〇,〇〇〇圓
計 一〇,二七八,〇〇〇圓

即ち第一年度の成果は、取引總額一千三百十六萬七千圓で内日本からの輸出僅に二百八十八萬九千圓であつたに對しソ聯邦の夫は一千萬圓を超へ、戰前に於る兩國の輸出入關係の位置を全く顛倒せしめてゐる。之はその品目が示すとほり我舊對露主要輸出品たる生糸や絹製品を始め一般贅澤品の輸出が杜絶したこと、新しいソ聯邦の經濟事情や、經濟組織が日本の當業者に十分に理解されず、且つ金融關係の圓滑を缺くこと等を一方の理由とし、戰前に無かつた露領沿海洲木材の輸入が七百萬圓以上の巨額を示してゐること等を他方の理由とする。

四、昭和二年の日ソ貿易

だが復交第二年たる一九二六・二七經濟年度(大正十五年十月一日—昭和二年九月三十日)の日ソ兩國取引額は輸出

Table with 2 columns: Item (魚類, 木, 漁業用品, 洋紙, 樟腦, 茶, 沃度, 細網, ワイヤロープ, 其他) and Value (e.g., 二,七〇〇,〇〇〇圓, 八,〇三〇,〇〇〇圓).

に於ても、輸入に於ても可なり著しい増進が見られた。其計數左の如し。

日本よりソ聯邦へ

ソ聯邦より日本へ

展を跡づけた。又輸入に於ては前年度に比し、一割六分を増加し、同じく新輸入品目として白金其他重要品目を加へた。

五、昭和三年の日ソ貿易

イ、取引額の激増

復交第三年度たる一九二七—二八經濟年度(昭和二年十月一日—昭和三年九月三十日)の日ソ貿易額は駐日ソヴェエト通商代表部の査定に據れば、二千九百七十八萬圓に達したが、此中ソ聯邦から日本への輸入額一千九百五十九萬五千圓で日本からソ聯邦への輸出は一千十八萬五千圓であつた。

之を最近數年間の取引額と比較して示せばその發展趨勢左の如し。(單位千圓)

通商關係

邦より日本への輸入品價額は兩國の實際勘定に於ては前掲額よりも遙に少く一千三百萬圓乃至一千三百五十萬圓程度である。従つて一千九百五十九萬五千圓中にはSIE及ソ聯邦より日本への輸入額約三割を占むる日本船舶備船料がソ聯邦の對日支拂勘定として加算されてゐるのである。

一九二七—二八年度の日ソ貿易は前年に比し著しい増進を跡づけたが、就中日本からソ聯邦への輸出は激増し、即ち一九二六—二七年度に其前年の二倍高を示したものが、二七—二八年度には更に二六—二七年度のそれよりも二倍に近い増加を示すに至つた。

Table with 2 columns: Item (品目) and Value (e.g., 一九二六—二七年度, 一九二七—二八年度).

白金、サントニンのそれにやゝ劣つてゐるが、これは後二者の一九二七―二八年度に於ける著しい進出に起因するものである。

勿論前掲の諸品目はソ聯邦が日本に向つて輸出することの出来る品目別全部とその限度とを示してゐるのではない。例へば新輸出有望品としての豆糟、亞麻、石油類、鐵鑛、滿鐵鑛、銀鉛鑛、鹽、加里鹽、石炭、木炭等は、ソ聯邦より日本への輸入品目の範圍を擴張し同時に輸出額をも現在以上に増進せしめることが出来る。

ハ、日本よりソ聯邦への輸出

日本よりソ聯邦への輸出は、會てその分野に於て第一位を占めてゐた漁業具並に漁場用品を始め、幾多の諸品目から成り立つてゐる。個々別々に記せば、黒色金屬、漁網、糸、船舶、綱索、食料品、特殊衣服、器械、防水布、薬製品等である。

この輸出の基礎を成す商品をより具體的に示せば次の如し。

品目	金額	輸出總額に對する比率
黑色金屬	一、九三、〇〇〇圓	三〇%
漁網及糸	一、九〇、〇〇〇圓	一九%
船舶	一、二五、〇〇〇圓	二・八%
商品及食料品	一、〇〇、〇〇〇圓	一〇%
綠茶	八二、〇〇〇圓	八%
機械類	六四、〇〇〇圓	六%
沃度	六〇、〇〇〇圓	六%
マニラロープ	四六、〇〇〇圓	四・六%
紙類	三三、〇〇〇圓	四%
モーター	一八、〇〇〇圓	一・五%
樟腦	九五、〇〇〇圓	一%
其他	六七、〇〇〇圓	六%

日本よりソ聯邦への前記輸出品目の性質について數言を費すことは必しも興味の無いことではない。例へば黑色金屬の中には蟹及魚類罐詰用の鉄力空罐が六十五萬圓の多額を占め、造船用鐵材及鐵板が三十三萬五千圓、殘額は罐用及屋根葺用並に其他鐵材によつて占められてゐる。而してそれら鐵材の大部分は純日本製品でなく日本の再輸出品であることは

注目に値する。漁網の日本よりソ聯邦への輸出に於て同様に注目を要するのは、日本の統計によるとソ側の漁網買付が日本に於ける同品の全輸出高の約八〇%を占めて居り、全生産高の二〇%に相當することである。

船舶類では漁撈用カッター(小形曳舟)及クンガース(大形ボート)が六十萬圓に上つてゐるが、中二十五萬圓は蟹工船一隻の購入費である。

特に注目を要するのは日本綠茶の對ソ進出で一九二七―二八年度は前年度に比して四十萬英封度の増加を示した。即ち一九二六―二七年度に於てはその輸出額は百萬封度であつたのに、一九二七―二八年度に於ては百四十三萬封度を算した。これは日本に於ける同品の海外輸出總額の七・五に當る。

上記の諸材料から明らかな様に、日ソ兩國の物資取引は已にもはや極東露領と日本との交換物資のみに止まらない。反對に、現在では日本の輸出品がソ聯邦

數に於て七百四萬九千圓の増加であるが之を近年に於ける兩國輸出入取引と照合すれば左表の如し。(單位千圓)

年 度	日本の輸入	日本の輸出	合計
一九三―三六年度	一〇、三七六	三、八三三	一三、一〇九
一九三―三七年度	三、六六一	五、八九一	九、四〇二
一九三―三八年度	二、五五二	一〇、一五五	一二、七〇七
一九三―三九年度	三、六四一	一三、三三六	一六、九七七

貿易増加趨勢は一九二六―二七年度には、二五―二六年度の四割一分増、二七―二八年度には前年度の六割増、二八―二九年度には二割四分四厘増を示した。右の中増率の特に著しいのは日本の對ソ輸出で即ち前記四年間に實に五倍(正確には五倍四分の一増)に達し日本の對ソ輸入は同じ期間に二倍の進展を示した。日本の對ソ輸出増進は最近二年間特に目覺しく、二七―二八年度には二六―二七年度に對し四百二十九萬四千圓、二八―二九年度には二七―二八年度に對し四百九十五萬圓の増加であつた。續て對ソ輸入の増加テンポは二八―二九年度に幾分緩慢となつたが、之は主として輸入品目

中通常輸入總額の五割乃至六割を占むる木材と二割乃至三割を占むる魚類の日本市場に於ける價格低下に基因する者で、之を立證するものは木材が數量に於て前年度に比し二割四分増を示せるに價格に於ては僅に七分を増加したに過ぎなかつた事實である。木材其他の市場關係による輸入テンポの緩慢と並んで或品目例へばサントニンの如きは前年に比しその増率極めて著しく、即ち前年度の八十一萬五千圓に對して百七十一萬九千圓といふ實に二倍以上の激増を跡づけ、又魚類にあつては其價格低下と市場關係の不良にも拘らず四割、即ち百七十一萬一千圓の増加を示した。前記貿易現象の當然の歸結として日本の對ソ輸入品目の比率の上には種々の變動が現はれ、木材は前年度に於て輸入總額の六割二分を占めたものが二八―二九年度には五割四分となり、

反對に魚類は二割一分から二割七分に進み、サントニンは四分から七分五厘に増加し、白金は六分七厘から五分五厘に減じ、其他品目に於ても六分七厘から五分

六、昭和四年の日ソ貿易

一九二八―二九年度(昭和三年十月一日―昭和四年九月三十日)の日ソ貿易は更に新たなる進展を跡づけた。即ち前年度に比し比率に於て二割四分四厘、絕對

五厘に低下した。一九二八—二九年度兩國取引額を品目に表示すれば左の如くであつた。

イ、日本の輸入

品目	輸入總額	總額との比率
木材	一、八〇、〇〇〇圓	五%
魚類	五、九六、〇〇〇圓	二七%
白金	一、三五、〇〇〇圓	六%
サントニン	一、七九、〇〇〇圓	七・五%
其他	一、〇四、〇〇〇圓	五・五%
合計	三、七四、〇〇〇圓	一〇〇%
其他品目内譯		
北樺太國營原油	一、二四三、〇〇〇圓	
古鐵	一、六四、〇〇〇圓	
豆糟	一、五〇、〇〇〇圓	
其他	一、四九七、〇〇〇圓	
ロ、日本の輸出		
品目	輸出總額	總額との比率
金屬及金屬製品	四、三三、〇〇〇圓	二九%
各種糸及魚網	四、三六、〇〇〇圓	二八%
食料品	三、九三、〇〇〇圓	二〇%
各種木製品	一、一六、〇〇〇圓	七%
化學工業品	三、七、〇〇〇圓	二%

各種用紙 三、四、〇〇〇圓 一・五%
其他 一、八三、〇〇〇圓 一三・五%
合計 一、五、一三、〇〇〇圓 一〇〇%

右輸出品目中、食料品には日本綠茶(百四十八萬七千圓)及小麥粉(百二十三萬七千圓)が包含されて居り、金屬及金屬製品中には各種鐵(五十一萬六千圓)罐詰用鐵力(六十八萬二千圓)機械並に部分品(百十八萬九千圓)鋼鐵(十七萬一千圓)各種器具類(二十六萬圓)が含まれてゐる。次に各種糸及魚網の内譯は漁網並に漁網用糸(三百六十八萬八千圓)網索(八萬七千圓)綿織物(十五萬三千圓)其他吳服類(三十一萬六千圓)木綿太糸(九萬四千圓)で、更に化學工業品は沃度(十六萬三千圓)染料(四萬八千圓)各種化學工業品(六萬八千圓)等から構成されてゐる。

更に一九二八—二九年度の日本對ソ輸出品の内容を點檢するに其大宗は従前と等しく依然漁業用品で、漁網を中心とする各種漁業用品の需要は極東露領に於けるソ側漁業の發展と共に益々増進の傾向

を示し、一九二七—一九二八年度には六百萬であつたものが、二八—二九年度には八百萬圓に達し對ソ輸出總額の五割以上を占めてゐる。極東露領各種産業の發達は一般に日本に於ける對ソ輸出の増加を促進し、就中工業機械の需要は極めて多大であるが、一方綠茶輸出の趨勢も亦無視し難く次の如き計數を示してゐる。

年	數量	金額
一九二六年	四〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇圓
一九二七年	一、〇〇〇、〇〇〇	五七、〇〇〇
一九二八年	一、四〇〇、〇〇〇	八五、〇〇〇
一九二九年	三、五〇〇、〇〇〇	一、四七、〇〇〇

ハ、取引品目の増加と市場の理解

日ソ貿易に於て最も興味ある現象は輸出入取引品目が年と共に新品目を加へ擴張されつゝある事實で、日本の對ソ輸入にありては單に極東露領西伯利亞地方の生産品に止らず歐露方面よりも之が輸入を仰がれ、同時に對ソ輸出にあつては極東露領の外に歐露中央地方へも仕向けられるに至り、且つ新輸入品目としても現

に於ける労働者使用數二萬乃至二萬五千人に對し既に三割乃至三割五分を占むるに至つた。

斯くて日ソの經濟關係は曾て豫想したよりも遙に深化し、且つ複雑化し直接兩國の商取引關係に於ても、其他の利權、漁業關係に於ても逐年増進の道を辿りつつある。一九二八—二九年度の實績は最も明瞭に之を證明するものである。

七、昭和五年の日ソ貿易

一九二九・三〇年度(昭和四年十月一日—昭和五年九月三十日)一年間の日ソ貿易は、駐日ソヴェト通商代表部の發表によれば四千一百八十四萬一千圓を算し、前年度に比し更に著しい増進を跡づけたが、之を輸出入別に示せば左の如し

年	金額
一九二九・三〇年度	一、九六、三〇〇圓
ソ聯邦より日本へ	三、七四、〇〇〇圓
日本よりソ聯邦へ	一、九六、三〇〇圓
合計	一、七八、〇〇〇圓

在では白金、サントニン等の外に、二八—二九年度より新に苛性曹達七萬一千圓を加へ、一方從來極東露領にのみ仕向けられて來た我漁網は、昨年度に入つて裏海漁場をも新市場として獲得するに至り沃度其他も歐露方面へ輸出されつゝある

日ソ貿易發展上の一大難障は兩國相互の市場知識の缺如であるが、其後日本人は漸次ソヴェト商品に對する知識を増進し、それに向つて馴致されつゝある如く、ソ聯邦も駐日通商代表部を通じて、日本市場と日本商品を研究し、之を接近しつゝある。通商代表部の認定する日ソ對輸出増進上の難障は取引條件そのものに關してであつて、商品の品質、價格の競合ひ、支拂條件が即ちそれである。此等の條件がソヴェト側にとつて他國よりの輸入に比して有利である限りに於いて日本の對ソ輸出は益々好調に發展を遂ぐるであらう。

ニ、漁業と利權及労働

日ソ兩國の通商實績を報告するに當り其他の兩國經濟關係につき一言するなら

註一右數字中には關東州、大連、南滿方面とソ聯邦との取引額を含まず、若し之を加算する時は一九二九・三〇年兩國貿易總額は四千三百六萬四千圓に達する。

即ち兩國取引總額は前年に比し四百九十五萬四千圓(二三・四%)を増加してゐるが此中日本への輸入は却つて前年よりも二十萬三千圓(一〇・七%)減少し日本への輸出は七百五萬七千圓(四六・六%)といふ著しい激増を示してゐる。此事情は日本の五年度一般對外貿易が爲替安定の結果圓相場の上に現はれた變動と關連して内地の對外貿易に於て二割四分植民地貿易を加算して一割九分の減少を示してゐる。一般狀勢と對比する時は誠に日本の爲に良好なる條件をなすものとして注目に値する。個別的に見る時は日本の對米貿易は三割四分減、對支貿易は二割九分減、對英領印度貿易は三割五分減を示し其他少數の諸國例へばソヴェエト聯邦、丁抹、玖馬、土耳其、南阿聯邦及日本にとつて今年始めて獲得されたる

新市場アデン等との貿易が増進を跡づけたのみで其他大多數の諸國との貿易は減少してゐる。而も取引増進せる諸國と雖も其増率は極めて僅少で對ソ貿易に於けるが如き激増は他に類例がない。

尙通商代表部發表一九二九・三〇年度日ソ貿易については別項に詳細分析検討されてゐるからこゝには省略して、たゞ同年度日ソ兩國の貿易外取引、即ちソ側の備船、更に又對ソ利權企業と露領漁業關係とを指摘しなければならぬ。

漁業労働賃受取勘定 即ちソ聯邦漁業機關によつて雇傭されたる日本労働者數及其支拂は次の如き顯著なる趨勢を示してゐる。

Table with 2 columns: 雇傭労働者數, 勞銀支拂總額. Rows for 1928, 1929, 1930.

前記ソ聯邦漁業機關による雇傭日本労働者數並に勞銀支拂總額が逐年増加を跡づけた事實は、失業者の洪水を示しつ

つある現下の日本にとつて無視しがたい著大な意義を持つてゐると云ふべきである。

海運賃受取勘定 次にソ聯邦による日本船舶備船數も、之が支拂料も亦最近二年間に左表の如く増大してゐる。

Table with 2 columns: 備船數, 備船料. Rows for 1929, 1930.

此雇傭労働者並に備船支拂勘定即ち日本の貿易外受取勘定を加算する時は兩國の經濟關係は既に五千萬圓を越ゆる事となる。若しも之に北樺太石油並に石炭利權企業及び日本漁業家のソ領漁業漁獲收入を加算する時は實に一億圓以上の巨額に達する譯である。

八、特別中間年度の日ソ貿易

ソヴェエト經濟年度は例年十月一日に始まり翌年九月末に終る慣例であつたが一九三一年度及ソヴェエト政府の決定に基きソヴェエト經濟年度は全經濟部門に

於て其始期を一月一日に変更される事となつた。之は又ソヴェエトの商取引に於ても例外ではなく日ソ貿易にも適用される事となつた。従つて一九三〇年十月一日より同年十二月末(昭和五年十月一二月)に至る期間は何れの年度にも屬せぬ獨立の中間期として之をソヴェエト聯邦では「特別期間」(オソープイ、クワルター)と呼んでゐる。此中間期に於て日ソ貿易は如何なる實績を示したか、之について駐日ソヴェエト通商代表部は次の如く精査發表した。

Table showing trade statistics for various categories like 木材, 魚類, 金, etc., comparing 1929 and 1930.

通商關係

Table showing trade statistics for categories like 綠茶, 小麦, 各種金屬製品, etc., comparing 1928, 1929, and 1930.

輸出入總額は七百六十三萬五千圓にして之を一九二九年の同期間(十月一十二月)と比較する時は若干減退を示してゐるが、然し此減退はソ聯邦より日本への輸入商品價格が著しく低落せるに據るもので、例へばソヴェエト木材の日本市場に於ける價格は前年よりも三割安、魚類は三割乃至二割五分安、白金亦著しく安値を示した。日本よりソ聯邦への輸出に於ても前年同期間のそれに比し減少が見られたが、之は極東ソ領に於けるソヴェエト經濟機關より本邦へ向けての注文の遅延並に同期間が一體に本邦對ソ輸出の季節外れに相當する爲であつて、漁業用品を主要輸出品と我對ソ貿易の最盛期が

例年春季である事は周知の通りである。而して現在既に漁業用品の輸出は部分的に開始された。通商代表部は今日迄に四百萬圓に相當する額を買付けたが之は六月乃至七月迄繼續される勘定である。

九、昭和六年度の日ソ貿易

一九三二年度(昭和六年一月より十二月に至る)日ソ貿易は、駐日ソヴェエト通商代表部の發表によれば、日ソ兩國輸出入總額は二千五百三十八圓三千一百五十九圓にして、前年度の四千一百八十四萬一千圓に比し、實に一千六百四十五圓七千八百四十一圓の激減を示してゐるがこれを輸出入別に示せば左の如し。

日本よりソ聯邦へ 二二、一八〇、〇〇〇
 輸出入總計 四一、八四一、〇〇〇
 に比すれば日本への輸入三百七十四萬五千四百七十九圓、輸出一千二百七十一萬六千三百六十二圓を減じて輸出入總額に於て實に一千六百四十五萬七千八百四十一圓の激減を示し、更に一九二九年度（一九二八年十月一日より二九年九月末日に至る）に比しても日本への輸入に於て六百八十四萬四千四百七十九圓、輸出に於て五百六十五萬九千三百六十二圓、總額一千二百五十三萬三千八百四十一圓の減少を示し、一昨年迄は極めて順調に發展し來れる日ソ貿易の昭和六年度の實績は一九二八年前の状態に逆轉したことは注目に値する。

昭和元年國交恢復以來、別表の如く逐

年輸入とも上向線を辿つて來た日ソ貿易が昭和六年において急激に下向し、一種の山形を描くに至つた事は何といつても日ソ國交恢復以來の出來事であつて、此事實の中に昭和六年の日ソ貿易を構成する諸要因の特殊性が内包されてゐる。そして此特殊性の中最も際立つてゐるのは、クレジット問題の未解決である。此問題については詳しく記述されてゐるからこゝは重複を避けるが、要するに昭和六年における日ソ貿易の不振は兩國の有無相通する經濟關係の原則に何等かの根本的な變調が現れたからではなくて日本の對ソクレジット設定が對ソ貿易の發展の根本的な契機として現はれて來たに拘らず、之が解決されなかつたためにかくは貿易の衰退を招くに至つたのである。

更に昭和六年の日ソ通商關係について特筆すべき二、三事項を略述しよう。

ロ、クレジット問題の重要性

元來露國の外國貿易は從來舊式の農民經濟を國家經濟の基礎として來たその經濟問題山積により、結局その設定を見ずして終つたのである。

ところでこれが解決されなければソ聯邦の對日注文は極度に制限され、今後益々衰退を見るの外はあるまい。日本への輸入は直接クレジットと結びついてゐないとは云へ、取引の相手が露國といふ特殊な國家であり、且つ輸出が極度に不振である場合、之又發展を望めないことは云ふまでもあるまい。

このクレジット問題は勿論昭和六年に始めて出現したものではない。從來といへども對ソ貿易上の主要問題であつた。しかし、日ソ兩國における客觀的狀勢が今年程尖鋭な形でクレジット問題を前面に押し出した時期は曾てなかつた。

昭和六年の日ソ貿易關係に大きな行詰りが現れて來たとするならば、それは云ふまでもなく、この尖鋭な現れをとつたクレジット問題が未解決であつた爲である。

これが昭和六年日ソ貿易關係の最も大きな特殊性であつて、本邦對露輸出品の

濟的特殊性の故に自國への輸入は皆長期の延取引によるを商習慣として來たが、之はソヴェート・ロシアに於ても、何等の變改を見なかつたばかりか、ソヴェートロシアに於てはその國家經濟の再建と工業化のため莫大なる資金を必要とするにも拘らず、資本主義諸國は何れも例外なしにソヴェートへの金融を拒否しつゝあり、従つてソヴェートにおける輸入貿易へのクレジットは外債難を僅かに緩和する爲の商品借款に相當するのである。そこでこのクレジットは出來るだけ長期であることを必要とし、そのために一定の利子を支拂ふことも敢て辭せない立場に置かされてゐる。即ち價格品質其他の條件も勿論重要であるが、それ以上に現下ソ聯邦對外注文の要件をなすものは、クレジットの期間が長期であるといふことである。ソヴェート市場に進出するためにはこの長期クレジット設定の條件を具備する事が絶対に必要となつてゐる。獨逸及伊太利が昭和六年において何れも數億馬克又リラの對ソクレジットを自國

大宗たる漁網並に漁業用品の輸出激減、綠茶輸出の著しい遅延と行機み、等を始め主として我輸出貿易に現れた一聯の停滞と不振は皆この特殊原因に災ひされたものである。

ハ、朝鮮銀行浦鹽支店閉鎖

朝鮮銀行浦鹽支店閉鎖事件は昭和六年八月十二日ソヴェート極東地方政權による同支店検査開始から、同十月二日の検査終了、清算撤去決定、七月十五日の全行員引揚げで實に十一ヶ月にわたる長期の日ソ兩國重要懸案となつたところであつて、此事件の前半即ちソ官憲の検査開始検査終了、兩國の外交々渉についてはすでに本年鑑昭和六年版に掲げられ、その後半の經過については本年鑑昭和七年版に掲げられてゐるから、該事件の要點だけを掲げることとする。

昭和五年十月二日検査終了後一時は小康状態を呈し、ソ側から鮮銀に對し新規の貸出を申込む等の事もあつたが、同年十二月六日に至り、ソ官憲は朝鮮銀行浦鹽支店の業務に違法ある旨記載せる検査

政府の保障の下に設定して、對ソ貿易の發展に努めたことは過般の事情を語るものである。

然るに我國においてはこの絶対必要な條件が今日まで備はらない。昭和五年八月公布實施された輸出補償法は、ソヴェートを主たる對象とはしてゐるが、而も補償金額餘りに過少であつて其利用價值に乏しく成果を擧ぐるに至らなかつた。

ところへ持つて來てソ側では極東露領五箇年計畫の進行と其資金費用の増大の爲日本に對して五千萬圓程度の各種物資注文を條件に從來よりも更に長期にして遙に多額のクレジット設定を要望して來たこれは別掲の如く我國において可否交々の論議捲き起り、一面漁業問題等とも絡まつて、政治問題化するにさへ至つた。

當業者並に商工省當局は殆んど例外なしに之が設定による本邦貿易の振興を希望してゐるが、漁業關係政治家や、反ソヴェートの有力者方面における反對並に、未曾有の經濟恐慌による政府の赤字問題行財整理等と關聯し、更に内閣更迭、重要

調書を作製し、支配人に之が確認を求めた。然るに鮮銀は一切の業務がソヴェート財務人民委員の營業許可状により許可されたる範圍内に行へるものなりとの理由で、違法行為の確認を肯せず、再び紛糾は再燃し、一層深刻化するに至つた。

昭和五年十二月十七日ソ官憲は、極東地方財務全權の指令を以て、鮮銀支店の營業を停止し、有價證券、帳簿金庫封印の上五日以内に清算委員を任命し、三ヶ月中に清算を完了すべしと嚴命を發し、清算に對しては監視委員を設けて嚴重監視の任に當り、且つ浦鹽市徵稅課より所得稅追徵として二百六十一萬餘留の即時納入を命じ、更に不法露貨賣買に關する刑事被告として有門、三谷、竹部の三行員を召喚するに至つた。

浦鹽支店問題はすでにモスクワにおいて日ソ兩國外交當局者間に外交交渉中に屬するにも拘らず、右の如きソ官憲の行為は國際儀禮を辨へざる不當彈壓なりとして駐ソ廣田大使よりソヴェート政府に抗議し、閉鎖命令の取消を迫ると共に鮮

銀支店も亦所得稅追徵に就て浦鹽市財政部に對し訴訟を提起して對抗的態度を示した。

尙該事件は日ソ漁業問題と密接なる連關をもち、むしろ漁業問題の果をなし因をなすものであつて、ループル問題交渉の遅延紛争に道伴れとなつて、モスクワ交渉は其後數ヶ月を経るも解決に至らずソ側は前記昭和五年十二月十七日付命令の遂行を固執し、日本側は鮮銀支店の自主的清算遂行と業務閉鎖命令を始め、追徵金其他諸命令の撤回を主張し、妥協統一を見出すに至らなかつたが、遂に昭和六年四月七日に至り、モスクワに於て廣田、カラハン兩全權間に急轉直下懸案解決するに至つた。

- 一、朝鮮銀行は自主的に浦鹽支店を清算撤退すること。
- 二、ソ側は追徵課稅命令を撤回し、且つ行員の裁判問題も今後一切打切ること。

朝鮮銀行は右協定に基き、預金拂出清

ては、

- (一)電氣設備、(二)新造船—帆船、汽船、曳船、タンク船、オイル・バージ、汽船等、(三)既成船舶、(四)船舶用發動機、(五)製罐用ブリキ、(六)採油設備—鑿井機、ポンプ、バルブ等、(七)鐵道建設材料—レール、機關車、客貨車等、(八)オリガ灣築港設備—狹軌鐵道起重機、浚渫船等、(九)オリガ附近鐵礦採掘設備、シャフト等、(十)化學工業品—亞砒酸、沃度、硫酸、樟腦等

(十一)銅一萬噸。
本邦當業者としては市場難に喘ぎ對外貿易は全般的に極度の行詰りに達し、之が未曾有の經濟不況の最大原因となつてゐる際とて、約五千萬圓の新規注文は棚ボタ式の快報であるので、二つ返事で之に應じたいのがその眞意であるが、何分にも長期クレジットの設定はさらでだに金融難に陥つてゐる當業者の最も苦痛とするところであり、大多數の中小當業者は事實上之に應じ得ない經濟事情に置かれてゐる。その邊の事情を今少し説

算事務を了し、昭和六年七月十五日長き歴史を有する浦鹽支店を撤去し、行員全部の引揚を了するに至つた。

二、對ソクレジット擴張問題經過

ソヴェート聯邦からの注文に對して長期の信用を設定する所謂クレジット問題は、昭和六年から七年へかけて、日ソ貿易の中心問題となり、單に關係當局及當業者方面だけでなく、本邦の政治問題にまでもなるに至つたし、且今後の日ソ通商關係を左右する重要問題の一つなので此問題の經過についてその概要を記述することとする。

元來この問題の起りは昭和六年六月駐日ソヴェート大使トロヤノフスキー氏が當時の幣原外相と會見の際、若し日本側が信用を設定して呉れるならばソヴェート聯邦では當面約五千萬圓額の註文を日本に提起することが出来るといふ意味を非公式に話したことに始まる。

そこで非公式とはいひ乍らソ側の責任者が日本側の責任者に向つて提起した話であり、世界不況のため海外市場の梗塞

明してみよう。

最初我國からソ聯邦への輸出は三ヶ月期限付約手拂であつたが、其後六ヶ月に延び、次いで九箇月となり、更に一年にと順々に延びてゐる。我國の銀行は概して、ソヴェート通商部の振出した手形の割引を喜ばぬところへ手形の期間が段々長くなることは一層歓迎しない事となり對露關係當業者はソ側の手形を相當の期間手許に死藏する外ないこととなる。これは運轉資金固定の意味で、當業者の最も苦痛とする所であり、結局當業者は商賣はしたいが金融がつかぬため手を引かざるを得なくなる。かうした事情の下に在日外國貿易會社にソヴェートの註文を取られた例も少くない。

加ふるにかうした純經濟的原因の外に關係當業者は種々の政治的原因のため、銀行始め財界方面でソヴェートの信用状態を不安視する傾向が頗る強いのに悩まされてゐる。ソヴェートとの通商發展過程に於て發生したかゝる難關を突破する唯一の手段は、政府自身が當業者の對ソ

信用に保障乃至補償を與へることである。かゝる必要に迫られて、昭和五年八月から政府は輸出補償法を制定し、對ソ輸出にも之を適用することゝなつたが、何分にも政府の補償金額が餘りに過少で、昭和六年度の政府の補償金額一百八十七萬六千圓中對ソ輸出に振當られたものは一百萬圓に過ぎず、かゝる少額を以てしては昭和五年度に已に二千萬圓を算する日本の對ソ輸出の金融を保障しえないことは云ふまでもない。

そこで新たに提起された約五千萬圓の新規クレジット設定に當つて何よりも先決條件となるものは、政府が對ソ輸出補償法を改訂して補償額を擴張する事である。

三井、三菱、住友、大倉、古河始め本邦有力實業社の大部を網羅する對露輸出組合では第一線に立つて該問題解決のため努力し來り、現に對ソ貿易振興會なる新團體をつくつて目的貫徹に努め來つた。

對ソ貿易振興會の特別委員は左の諸會社(個人に非ず會社名義)である。三井

分其後の期間に付月二厘五毛となつてをり、之は五分弱の割合に當るのである。當業者は此補償料を政府に支拂つた上、銀行の方へは別に割引料を支拂はねばならぬから、兩方を合すと當業者の負擔は比較的重くなり、それが爲商談の成立を妨げないとも限らぬから、諸外國の例をも參酌して補償料は大體右述べる程度に引下げて欲しいのである。

四、損失補償金

損失補償金は公債を以て交附する法を採られたきこと

現行法に従ふと補償手形が期日に至つて不渡となつた場合、政府は補償限度まで現金を以てその責を負はねばならぬ。従つて萬一の場合に備へる爲政府は豫算の上において、之に相當する支出の準備が必要であることは云ふまでもないのである。かゝる關係から政府の損失補償は豫算と大關係があつて、補償額が増加すればそれに對する豫算も亦増加するの

物産、三菱商事、大倉商事、古河電氣、浦賀ドック、池貝鐵工所、日立製作所、八坂商事、其の外對露輸出組合常務理事今井政吉氏が幹事に任ぜられてゐる。

ところで對ソ貿易振興會は政府當局に對して、如何なる方法と内容により對ソ輸出補償問題を解決せんとしてゐるかといふに、その大要左の如し。

一、補償金額
政府の補償金額を最高金四千五百萬圓の範圍まで増額せられたきこと。

從來の我國對露輸出額は二千餘萬圓に達してをり、今後當業者の努力次第でこれがもつと増加を期待しうるが、まづ其中政府の補償による分を一千萬圓と見て、それにロシアが希望してゐる五千萬圓の長期クレジットを引受けることゝすれば、政府の補償による對ソ取引額は合計六千萬圓になるのである。之に對して政府が假に七割五分の損失補償を與へるものとすれば、取引高に對する政府の補償金額は四千五百萬圓となる譯

は當然で、今若し現在の補償金額百八十餘萬圓を最高四千五百萬圓程度まで増加すれば、勢い多額の豫算を必要とする事になり、實現にやゝ困難あると思ふので、之を避ける意味で、萬一の場合には交附公債に依つて救済するといふ方法を政府に希望するのである。

民間貿易業者が右の如き具體案を以て極めて熱心に對露輸出補償法の改訂による對ソ貿易の發展を要望し、之が爲種々奔走してゐるに對して、本邦對露漁業家は兩國漁業關係が圓滑を缺き、ソ側漁業が急進出を遂げつゝある事實と關連して日本が若しソ側に應じ五千萬圓もの新規クレジットを設定するとすれば、それはむしろ敵に武器を與へるものであるとの意嚮をもつて概ね反對の態度をとつてゐる。この事實は政界の方面にも反映し、例へば貴族院公正會の如きはクレジット設定に對し、明かに反對態度を取つてゐる。

一方若槻民政黨内閣の補償問題に對す

である。
二、補償限度
補償限度を七割五分まで擴張せられたきこと。

目下實施中の補償法によると政府の乙種補償は六割であつて、今其補償手形を銀行で割引くことになると銀行は手形額面の六割だけは割引依頼者に呉れるが、殘の四割はマーヂンといつて、銀行が萬一の場合に備へるため割引依頼者の名義で手形の期限内銀行に預金させるのが普通である。さういふ關係もあるから、政府の補償限度を希望する理由は、單に萬一のリスクを思ふばかりでなく、商工業者の金融上からも是非さうして欲しいのであつて、諸外國の例を調べてみても七割五分の補償は必ずしも其實例に乏しくないのである。

三、補償料

補償料は最初の一月に付月一分其後の期間に付月一厘五毛とせられたきこと
現在の補償料は最初の一月に付月一

る態度は、その商工資本家擁護の立前から著しく肯定的に傾き、昭和六年七月三日、日本工業クラブに開催の日露貿易懇談會の席上、櫻内商工大臣は答辯中「若し諸君が熱心にクレジット設定のために運動されるなら、私も微力乍らお力添えを辭せぬ」旨述べ非公式乍ら政府主務當局としての態度を明示した。爾來商工省貿易局が主として此問題にあたり、財政難の今日如何なる方法をもつて現行輸出補償法を改訂し、當業者の要望に添ふべきかを研究に努めた結果、十一月末に至り愈々立案を見、貿易局參與官會議に附議成案を得、商工省議の贊同を経て、原案を大藏省に廻附した。

同案の内容左の如し
一、政府補償額は三千六百萬圓として、輸出額の六割を保障す。従つて六千萬圓の注文を引受けることが出来る。
二、補償の財源は、交附公債によるが、決算が從來通り圓滑にゆけば公債の必要はない。
三、公債の利子は當業者の補償適用の際

徴收さるべき補償料を之が一部に充て

即ち同案によると萬一ソ側の支拂に支障が生じた場合にのみ交附公債を發行して補償するものであるから、何等國家の豫算に負擔をかける譯ではなく、此點赤字時代に處する方法としては最も賢明にして、又ソ側にしても支拂義務に支障を來すが如きことは從來の實例に徴するも全く存すまじく、此點頗る名案と評するを得やう。同案は現行輸出補償法の改訂法案として第六十議會に政府から提出せられ、假へ貴衆兩院の一部に對ソ政策上反對意見があるとしても結局は通過して昭和七年四月一日から實施に入るものと豫想され、而して當業者方面でも大體において同案に満足し、對ソ貿易の打開は既定の事實と目されるに至つた。然るに昭和六年十二月中旬突如として若槻内閣の桂冠となり、之に代つて犬養政友會内閣の組織を見たことは、新内閣の前内閣に比し對ソ親善政策により冷淡なると、前記改訂法案の上提さるべき第六十議會

が解散を不可避とする状態にあるとの二つの理由により俄然同案の前途には暗翳が投ぜられた。尤も一部には新内閣といへども三井、三菱始め一流資本家の希望する輸出補償擴張なら敢て反對すべきものであるまい、否恐らく此點では前内閣の方針を踏襲するに違ひあるまいとの意見が行はれてゐた。因に、昭和七・八年に入つてからの對露クレヂット擴張問題の経過については次項で述べるであらう。

昭和七年の日ソ通商關係

一、減退を續ける

日ソ貿易

日ソ貿易は一九三〇年（昭和五年）迄は絶えず増加してゐたが、一九三一年になつて一轉して日本仕向が前年の二千八十八萬四千圓から一千五百九十二萬圓に減少し、一方日本の對ソ仕向は前年の二千五百三十三萬六千圓から八百七十五萬

ある。

利權企業及び租借企業關係の輸出入は、日本の決済帳尻に表はれてゐるから、茲では利權企業を除外したる兩國間の純貿易のみに付て述べることにする。一九三二年度に於けるソ聯邦より日本への輸入を前年度に比較すれば、次の如くである。（單位千圓）

一九三一年	一九三二年度	
木材	六、八八二	四、五三三
魚類及海産物	二、七八二	一、六五二
石油類	一、九六二	二、四二一
化學製品	一、三〇六	四四四
白金	一、二三六	一、二六五
畜産物	三〇四	二五
サントニン	八〇一	四〇〇
滿掩鑛	二	三一八
亞鉛	一四五	四七
屑金屬	一八一	七六
其他	三一八	六七一
計	一五、九一九	一一、八五一

前表の如く、ソ聯邦より日本への輸入總額は、一九三二年度に比し約四百六萬

通商關係

七千圓、即ち二六%の減少を示した。

日本への輸入額の減少は、主として木材の日本輸入減退であるが、これは一九三二年に於ける高率關稅實施に因るものであつた。又魚類及海産物の日本への輸入額減少は専ら日本市場に於ける値段安に關聯を有するものである。化學製品及びサントニンの輸入も減少した。

一九三二年度に於ける日本への輸入中前年度より増加したものは、石油類、滿掩鑛及び石綿である。これらの商品は、品質の優良なると引渡の正確なるとに依り日本工業界に益々其の廣汎なる需要を得てゐる。

日本よりソ聯邦への輸出は、一九三二年度に於て前年度に比し次の如き變化が生じた。（單位圓）

一九三年度	一九三二年度	
船舶及金屬製品	三、九五五	三、八六八
綿製品（網、ロープ等）	三、九六五	九四〇
茶	八〇三	一、三三〇
電氣設備品	三三三	五九〇

九千圓に激減し、更に一九三二年度はこの傾向に拍車をかけた。即ち一九三二年度（昭和七年一月一日—同十二月末日）一年間の日ソ貿易は、駐日ソヴェト通商代表部の發表によれば次の通りである
日本への輸入 三二、四三五、〇〇〇圓
ソ聯邦への輸出 一四、四四四、〇〇〇圓
この外、ソ聯邦は貿易外勘定として一九三二年度に於て日本汽船傭船料三百二十三萬圓と日本労働者雇傭料百萬一千圓を支拂つた。この二費目を輸出入の總額に加算すれば、一九三二年度の取引總額は次の如くなる。（單位千圓）

日本への輸入	三二、四三五
ソ聯邦への輸出	一四、四四四
日本汽船傭船料	三、二三〇
日本労働者雇傭料	一、〇〇一
計	五一、一一〇

然し此の五千百十一萬圓の總額の中には、二千四百八十七萬七千圓といふ利權と租借企業に關する輸出入額がある。即ち二千五十八萬四千圓は日本への輸入、四百二十九萬三千圓はソ聯邦への輸出で

食料品	一七八、八四七	一四九、一八三
菓製品	一三三、五三三	六三、三三三
其他	三〇一、〇九七	五九、一五二
傭船料	三、七〇〇、〇〇〇	三、三三〇、三三六
日本労働者雇傭料	一、六四三、七三三	一、〇〇一、一三三
計	三、九四三、〇〇八	三、〇〇一、〇八五

右の表に於て示す如く、一九三二年度の日本よりのソ聯邦への輸出は前年度に比し、傭船料及び労働者雇傭料を含め、約三百九十六萬圓、即ち二七%の減少である。この合計金額の減少は、日本で購入せる或る商品の價格變動並に仕入の一般的減少に因るものである。

日本市場に於けるソ聯邦の仕入に全般的影响を及ぼしたのは、クレヂット獲得の困難なることであつて、ソ聯邦は之を一九三二年中に決済しなければならなかつた。綿製品（漁網、綿糸、ロープ等）の仕入の減少に影響を及ぼしたものは、一九三二年に組織された「漁網家組合」が特にソ聯邦との取引に對して、ソ聯邦の受諾し得ないところの幾多の條件を設定したことであつた。斯かる事情は日本

に於けるソ聯邦の仕入を極度に困難ならしめたのみならず、事實に於ても仕入は極度に縮小された。蓋しこれがため當該ソヴェート經濟機關は仕入を最少限度の數量に制限せざるを得なかつたのである。

日本に於けるソ聯邦の造船注文、金屬製品に關する購買の減少は、主として日本の諸工場がソヴェートの注文を短期間に遂行する事が出来なかつたためと、クレジット條件の不利なる爲とであつた。大體に於て日本よりソ聯邦への輸出は上記の如き減少を示してゐるが、一方茶及電氣設備品の取引額は一九三二年に於て増加した。

以上によつて一九三二年度に於ける日ソ貿易をその前年たる一九三一年度と比較しながら簡單に分析したのであるが、之は一九三三年度の日ソ貿易に對する展望をなすべき根據を與へるものであるから特に注意して置きたい。

日ソ貿易減退については種々の原因があらう。日ソ貿易を發展せしむるには、

日ソ貿易發展上の障害物となつてゐるもの、即ち其減退の原因となつてゐるものを排除せねばならない。是等の障害物は一二にして止まらないが、その障害物中排除し得る可能性を有する障害の一つにクレジット問題がある。外債を利用し得ないソ聯邦にとつて、購入額を増加せしめる唯一の途は、長期クレジットの利用である。このクレジット問題にして満足すべき解決を得るに至れば、兩國にとり良い結果を齎らすべきは疑ひもない。これ、クレジット問題解決は日ソ貿易發展の鍵であると云はれる所以である。

二、對露クレジット擴張問題其後の經過

イ、犬養内閣の態度

若槻民政黨内閣に次いだ犬養政友會内閣が前述した輸出補償改訂案を踏襲するや否やについて危ぶまれるに至つたが、第六十議會は昭和六年一月休會明け早々解散となり、内には總選舉、外には滿洲上海事變の全面的重大化と、大問題山積

「之については犬養首相よりも話があつたし、主務省當局としても目下折角研究中である」旨答へた由である。

かくて犬養内閣による對露輸出補償擴張は來るべき第二次臨時議會への上程如何を中心として依然として、謎として残されたのである。

ロ、齋藤内閣の態度

然るに犬養首相は、第二次臨時議會を眼前に控え、昭和六年五月十五日帝都を騒がした所謂五・一五事件のため突如兎刃に倒れ、犬養政友會内閣は總辭職の止なきに至つたのである。新に生れた齋藤非常時内閣が對露輸出補償擴張問題に對して如何なる政策を採つたか、又今後採るであらうかを述べて見よう。

先づ第一に、組閣早々開會された第三次臨時議會において該問題がいかに決定されたかを述べることにする。

五月廿三日開會された第二次臨時議會の協賛を経たる豫算外國庫の負擔となるべき商工省所管の輸出補償價金の契約を要する件は六月十八日公布されたので、

して政府としても對ソ輸出補償問題とてはなくなつた。

然るに總選舉の結果は政友會の大勝となり、内閣の位置だけは落ちつゝいたが、三月十八日より開會の第一次臨時議會は何分にも僅々五日間といふ短期のため、假りに政府が同案を採擇するとしても之を臨時議會に提案する望みなく、結局五月開催の第二次臨時議會に採擇上程されるのを待つ外仕方がなくなつたのである。

ソヴェート側としては國內經濟關係からも亦滿洲事變による日ソ關係の複雑化からも是非此際クレジットの設定を希望し、一月十日不侵略條約問題でトロヤノフスキー大使が犬養兼攝外相を訪問した際にも附帶的にクレジット問題について希望するところあり、又三月上旬新任駐日ソヴェート大使館參事官スピルワネク氏がト大使の意を受けて新任挨拶券々前田商工大臣を訪問した際にもクレジット問題に言及して、日ソ經濟關係發展のため此際是非クレジット設定に關し特別の盡力を乞ふ旨を述べ、之に對し商相は

が延長され、昭和六年末に至つてソヴェート側は契約の種類により一年以上の延拂を要望するに至つたので、我が當業者は之が唯一の金融の道なる政府の輸出補償の適用によつて融資を受ける外なく對露輸出組合は商工省に對し折衝中であつたが、其の結果ソヴェート通商部振出手形は改正規則第四十四條の二の規定により商工大臣の承認を得て支拂期限十二ヶ月以上十五ヶ月に渡る場合と雖も最初の三ヶ月間を經過してから、即ち補償適用の時機より支拂滿期日が一年以内ならばは商工大臣の承認を受け補償手形として受命銀行に融資を取扱はしむることになつた。

しかしながら對露クレジット期限設定問題は未解決の儘、昭和七年に持越されるに至つたのである。

三、ソ領木材關稅問題

イ、ソ領木材關稅問題概要

昭和六年度の第二次臨時議會で政府提出原案通り、無修正通過し、六月十六日

から實施（朝鮮は本月十八日より）になつた改正關稅率は

(一) 金輸出再禁止のため從量税と從價税との釣合が取れなくなつたから外國爲替の下がつた割合を三割五分と見做し、それ丈け均一的に從量税を引上ぐること。

(二) 現在の産業中特別の保護を必要とするところから、その手段の一として製鐵、小麦、懷中時計、自動車又は機械の部分品、木材中のあるもの等に對し、個別的に定率引上げの事。の二つからなつて居るが、日ソ貿易の大宗たる本題のソヴェート木材に對しては、昭和五年四月、從來課税の木材に對する均衡を名とし一躍して丸太百石につき九拾圓といふ重税を課せられた關係上、今回は米材中の米松に對しては(二)による保護主義の引上げが行はれたが、その方は免れて、前記(一)による從量税三割五分増徴の仲間入りをさせられたのである。而して、その結果、ソヴェート木材に對する輸入税はいくらになるか、

木材業者は木材市價の暴落に依つてその窮狀甚だしきものあり、その救済策に腐心して居つた場合とて苟もその競争材として市場に現はるゝ外國材に對し禁止的輸入税の賦課を猛烈に請願し、政府もまた米國政府の要望その他の一般情勢の變移に鑑み、先年の改正に際し編入洩れになり、爲に著しく輸入増加を見、而もソヴェート材と同様内地材並に南樺太材の強敵となつた米材中の若干樹種を加へ、主としてソヴェート材を目當てにして、

已の四、縦屬ト、松、唐檜屬エゾ松、ニブルース等、松屬、紅松等、落葉松屬、落葉松等。

(イ) 厚二〇〇耗を超えざるもの
一 立方米突 四圓四十五錢

(ロ) 其の他(丸太及割材を含む)
同 二圓七〇錢

と改正、製材品のみならず丸太にも重税を課することになつたのである。こゝに最も不思議とせられたのはこの際、ソヴ

通商關係

これ丈けの輸入税が掛るとせば荷主としてのソヴェート側として、どんな採算となるか、ソヴェート側にどんな打撃を與へ、それがソヴェート相手の一般貿易並に貿易外國際貸借勘定にどんな影響を及ぼすか等々につき検討し併せてこれが善後策につき述べることとする。

さてソヴェート木材に對し輸入税の掛るやうになつたのは木材關稅の根本的改正が實施せられた昭和四年三月卅日をもその出發點とする。而もその際は輸入税表中已の四(イ)厚さ二百耗を超えざるもの即ち厚さ八吋未満の小角、板子並に板の製材品に對し從量一立方米突壹圓拾錢を課せられた丈けなので、實際上、ソヴェート木材は全部丸太としてのみ輸入せられ、製材品としての輸入は皆無であつた。無税扱ひを受けたのである。これを當時吾國は米材萬能時代で逐年米材の輸入激増し、その勢の赴く處、どこで止まるか測るべからざるものあり、一朝非常時に際會せる場合の事も考へられたし、一方、吾國木材資本家の經營する露領林

エート材關係者に於て、荷主たるソヴェート側も、その取扱者側もこの重税に對し、何等關心を有せざる如く、殆ど靜觀的態度をとつた事である。これは丁度、南樺太材の積入數量の案外豫期より尠きこと判明のため、五年末期から市況が建て直つたためソヴェート材もその影響を受けて、市價漸く向上せんとし居つた處にソヴェート材の産地出材が成績不良で積出すべきものが幾何も残らぬといふ實情上その輸入量が極度に制限せらるゝに至つた一方、ソヴェート材の取扱に經驗尠き一二の輸入商がソヴェート側の術策に乗ぜられ、全然市況無視の値段にて買ひ應ずるが如き事あつたため、ソヴェート側は販賣技術さへ上手にやれば、關稅額位の高賣りは、關稅實施後の市價騰貴と相俟つて、敢て困難ならずとするが如き事態の認識に於て甚しき錯誤があつたやうであり、且つ主なる取扱者たる三菱商事株式會社との間に販賣方法その他につき問題百出常に紛争が絶えなかつたため、三菱側も關稅問題につき進んで斡旋

業株式會社が曲りなりにも極東に於ける唯一の林業利權として沿海州に於て從業して居つたのみならず、王子製紙株式會社を経て間接に三井財閥を背景とする日露木材株式會社が吾國に於けるソヴェート木材一手販賣者として極東林業トラス「ダリレス」と固く手を握つて、ウズリ一鐵道沿線に於ける森林鐵道の建設資金迄も引受投下し居つた際であり、他方北滿材の輸入期待もあつたので木材關稅問題を廻る吾國朝野の空氣が、自らかくあらしめたのであらう。次に木材關稅の改正せられたのは昭和六年四月一日である。その際は前述の露領林業株式會社は不幸にも既に没落し、日露木材株式會社もまた、ソヴェート木材から手を引いた後で、ソヴェート側の所謂産業五ヶ年計畫が追々國際經濟界の眞剣なる話題となり、世界至る處、ソヴェート商品ダンピング問題が喧しく論ぜらるゝの最中であつたのみならず、一方吾國經濟界の不況は年を追うて深刻となり諸物價の底落その極まる處を知らず、殊に南樺太に於る

するの熱が薄かつたの致す處と考へられるのである。然し、今日となりては誠に手落ちの事をしたものと残念に堪えない蓋し、ソヴェート材に對する課稅率が米材に對し頗る公平を欲くものたるは理論的にも、實際的にも明かになり、昭和六年夏ソヴェート通商務部代表アニケーフ氏が本國歸還に當り日露協會をその他の主催になる工業クラブに於ける送別會席上「自分の相當長き在任期間中、貴國官民諸氏の特別の庇蔭により、何等落度のなかつた事を感謝する……然し一つ遺憾に堪えぬ事はソヴェート材に對する多額の關稅が掛るやうになつた事である……」と臨席者一同に訴へねばならぬ程左様に問題を重大化しても、今更、これを根本的に動かすことは困難である。

口、改正木材關稅の影響
さて、この際の改正に依つて、從來無税であつたソヴェート木材を急に一躍して次ぎの如き重税が課せらるゝことになつた。

一、厚さ二〇〇耗以下の製材品

百石 一二三圓八一錢
 二、其の他の製材品、丸太 七五圓一三錢
 同

(紅松、白松及落葉松)

而して表面上は右の如き金額になるけれども、税關に於ける検査は米材並みに「プレルトン」式、即ち本末中間差しなるを以て、末口一方差しの寸法にて賣買せらるゝソヴェート材丸太は、商取引上の數量そのまゝにては通關手續ができて、一々實物につき寸検するか、又は昭和六年一ヶ年間の實地検査成績に基き作成主務省より指示の表式に従ひ、

- 一、長さ十五尺未満の丸太 末口直徑一尺以下 一七・六%増し 一尺以上 一四・六%同
- 二、長さ十六尺以上二十二尺以下 末口直徑の大小によらず二二・〇%
- 三、長さ二十三尺以上の丸太は實物に依り検査のこと

と夫々長さ及太さにより歩増率に相違があり、今日迄の實際成績により通關費用等を加へ百石につき前記七拾五圓十三錢

が商人の實際勘定では實に九拾圓に上ることになる。この計算にて關稅を負擔することは米材を伐採時から工場で製品となる迄一切前途のプレルトン式寸法で通るに反しソヴェート材は山元から搬出せられ、汽車積せられ、船積せられ、而して製材工場で加工製造せらるゝ迄一切純日本式に末口寸検で受渡せらるゝに拘らず、米材との均衡がとれぬからとて、通關手續にだけ特別の検査法を用ゐられ、それにより關稅を課せらるゝといふことは全く商習慣を無視した取扱であるが、ともかく、以上の如き事情で從來無税であつたものが一躍百石につき九拾圓の重税をその材種又は市價によらずソヴェート丸太材は一樣に課せらるゝに至つたのである。この結果負擔力の乏しき白松丸太及落葉松丸太の輸入數量は果然その豫定の百五拾萬石に對し漸く前年同様に近い數量に減少を成した事は次の數字で明かである。

昭和五年度 九六七、九三一石
 昭和六年度 九一三、五九三石

而してこの輸入減退は比較的關稅の安い(從價一割)支那各市場及無稅地の大連市場へソヴェート材の猛烈なる進出となり、そこに吐き口を見出した次第で、このために従來年々二十萬石近くの南樺太材を入れた大連市場はいふ迄もなく、上海、青島等の有力市場がソヴェート材で殆ど壓倒せられ、その反面に於て吾國內地市場が、それ支け南樺太材の入荷過剰で苦みを増すこととなつた。つまり、南樺太木材業者は江戸の仇を長崎で討たれた形となつたのである。

かくして、ソヴェート材は多難なる昭和六年を送り、七年に至り、突然、また今回の從量税三割五分引上げに逢ひ百圓につき三十圓増しの百二十圓となつたのである。今回は前年の引上げの場合とを異り、採算がとれぬといふが如き生優しい事ではなく、白松及落葉松丸太に對しては全くの致命的輸入禁止税となつたのである。これを數字で示せば、次の如くである。

白松及落葉松丸太日貨拂勘定

積地	海運賃	輸入税	合計	白松賣値	差引	落葉松賣値	差引
浦 鹽	七〇	一三〇	一九〇	二七〇	八〇	二七五	八五
沿岸地方	八五	一三〇	二一五	二四〇	二五	二七五	三〇
尻 港	一五〇	一三〇	二八〇	三六〇	一〇	三九五	三五
北樺太	一一〇	一三〇	二四〇	二五〇	一〇	二七五	二五

(備考)

- 一、海運賃の中、北樺太積は日本人ステベ込、其の他はステベを含ませず。
- 二、輸入税は改正後のものとす。
- 三、白松及落葉松共沖賣値は六月一日現在實際相場とす。
- 四、白松の斗過(太さ)は次の標準とす。
浦鹽積 八斗もの 尻港積 七斗もの 北樺太及沿岸積 六斗もの
- 五、日本に於ける荷主経費百石につき約十五圓を要するもこれを含めず。

即ちこれに依れば、尻港積白松丸太の如き産地に於ける立木代、造材賃、流送料及船積費等の一切生産原價を見ず、海運賃と輸入税とのみを計上するも賣値に比し尙百石十圓の缺損が生ずることになり、北樺太白松丸太にありては、日貨勘定收支殘高百石二十圓也で産地原價及日本に於ける荷主諸経費を支辨せねばならぬ、餘りに甚しき慘狀である。

計	尼港白松及落葉松丸太	北樺太同	沿岸地方同
	約一五〇、〇〇〇	約一五〇、〇〇〇	約一五〇、〇〇〇
	約四〇五、〇〇〇	約三七五、〇〇〇	約三七五、〇〇〇
	約一五〇、〇〇〇	約一五〇、〇〇〇	約一五〇、〇〇〇
	約一五〇、〇〇〇	約一五〇、〇〇〇	約一五〇、〇〇〇

これを昭和六年の輸入成績に比し、且つ昭和七年も前年同様の市況その他の環

非生産的極まれりといふべきで日本輸入停止の外なきは議論の餘地がない。荷主としてのソヴェート側が憤激するも當然の事である。

ハ、該問題の影響

前述の如き收支計算上經濟的に白松及落葉松丸太の一部は吾國輸入の門戸が鎖された次第であるが、然らば、ソヴェート材はこのために數量に於て如何なる輸入制約を受くべきか、これは主としてソヴェート當局の方針にある處なるが市價の暴騰を見ざる限り、一方に於ては吾國以外の市場又はソヴェート國內需用の激増せぬ限り、従來の態度より推斷し、大體次の數字になるのであるまいか。

境なりとし、従つて前年と大體同一數量の輸入を見る筈なりと假想すれば、

昭和六年度輸入數量		昭和五年度		昭和四年度		昭和三年度	
積地	紅松丸太	白松丸太	落葉松丸太	計			
浦	鹽	三四四、六七九	六四、四七二	一〇、八六五	四二〇、〇一六		
沿	岸	一六三、六八八	二九三、九〇九	一一一、六七七	五七九、二七四		
北	樺太	—	二六五、八八三	六、七一九	二七二、六〇二		
尼	港	一五六、〇一五	一一二、二一〇	三七、八五八	三〇六、〇八三		
計		六六四、三八二	七三六、四七四	一七七、一一九	一、五七七、九七五		

となり、これより前記の本年假想減退數量を控除すれば百十二萬石となり金額に於て前年の約七百三十萬圓(關稅込み)が六百二十萬圓に減ずることになる。

この數字的表現だけを冷靜に觀すれば、さ程騒ぐに及ばざる如きも、國際的關係は總べて、國民的感情が起源となり、主調となりて場合によつては報復關稅となり、輸入禁止となり、再轉三轉しては物資購入の掌控となり、船腹使用「ボイコット」となるのは遠鑑が世界至る處に於て示唆せられあるを思へば、今回の關稅問題が單に木材界だけの事件として取扱ふ事の餘りに近眼的なるを怖るゝものである。

然らば、ソヴェート側が最近、駐日通商代表部を通じ吾國に於て幾何の物資購

最近五箇年間の對ソ輸出入貿易額 (單位千圓)

輸出入	大正十五		昭和二		昭和三		昭和四		昭和五		昭和六	
	昭和二	昭和三	昭和二	昭和三	昭和三	昭和四	昭和四	昭和五	昭和五	昭和六	昭和六	
輸	五、八九九	一〇、一四三	一、五五五	三、七六四	三、三六六	八、七五九	三、三六六	一五、九三〇	一、五五五	三、七六四	三、三六六	
入	一三、六四四	一九、五五五	一、五五五	三、七六四	三、三六六	八、七五九	三、三六六	一五、九三〇	一、五五五	三、七六四	三、三六六	
總計	一八、五三三	二九、七三六	三、一一〇	七、五二八	四、七三二	一四、五一八	六、七三二	二七、八六〇	三、一一〇	七、五二八	六、七三二	
備考	日本へノ輸入金額ニハ關稅ヲ含マズ、最近二箇年のソ側對日備船料(海上保險料ヲ含ム)											
	昭和五年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和六年度
	約四、八〇〇、〇〇〇	五、〇三三、八七九	約四、八〇〇、〇〇〇	五、〇三三、八七九	約四、八〇〇、〇〇〇	五、〇三三、八七九	約四、八〇〇、〇〇〇	五、〇三三、八七九	約四、八〇〇、〇〇〇	五、〇三三、八七九	約四、八〇〇、〇〇〇	五、〇三三、八七九

入をなし居るや、其外貿易外受取勘定として、日本國籍船腹備船料を幾何支拂ひ居るや、之を調査して見るに次表の如き數字をあげられるのである。今恰も世界的經濟大恐慌の狂瀾に浮きつゝ沈みつゝある吾國產業界としては、關稅障壁をいやが上にも高くして、外國商品の侵入を防がんとするものも、ある事乍ら他面自縛自縛的に自國商品の販路を杜塞し或は過剩船腹の捌口に困り抜いてゐる吾國船舶界をして益々窮迫せしむるが如き政策は篤とその利害得失につき慎重研究を要す

べきものであるまいか、切に識者に訴へんとする所以である。

二、不公平な木材關稅改正

而してかくの如き頗る面白からざる事象を見るに至つた根本的の事情はいづれに歸すべきか、これは、關稅問題許りでなく、吾國のすべての社會に於て逢遇する非合理性乃至は非妥當性の曝露であるが、時運の進歩は日を追ふて止まる處なく昨日の必要とせるもの必ずしも今日の必要とするものに非らずとする程吾々の社會生活の内容に進化を見るに拘らず、一方その外面的表象たる法律命令がこれに伴ふて根本的の改正せらるゝ事なく、問題にぶつかる毎に膏藥張りの當面を糊塗しゆくのみなるを以て、露骨に云へば、力の弱きもの、溫和しいもの、立場をいつも雲烟過雁視せらるゝの傾きがある。嘗つては、それ程大差違のなかつた關稅率も暫くにして、對比の隱當を失するに至つたが如きは其の好適例である。ソヴェート材がいかに木材に比し關稅負擔が重いかを次の數字によりて説明が附

くと思ふ。

米ソ材丸太輸入額割合比較表

樹種	東京木場		稅額	割合
	着價段	稅額		
米	丸太	一五、二五	二、〇三	一三・三%
一、米	檜丸太	一、二四	一、二四	一九・八%
二、米	梅丸太	六、二八	一、〇一	一六・一%
三、米	ラチ丸太	四、八四	一、〇一	二〇・九%
	ホワイト、パイン	五、三八	一、〇一	一八・八%
	ホワイト、ファア	五、九二	一、〇一	一七・一%
	ノール、ファア	五、五〇	〇、七〇	一二・七%
四、米	松丸太	五、五〇	〇、七〇	一二・七%
ソ材				
五、紅	松丸太	五、〇〇	一、二〇	二四・〇%
六、白	松丸太	二、八〇	一、二〇	四二・八%
七、落葉	松丸太	三、〇〇	一、二〇	四〇・〇%

- 一、値段は現在市價を標準とし各等平均とす。
- 二、稅額は改正後の稅率による。
- 三、割合は單價に對する稅額の%とす。

即ち米檜丸太にありて一三・三%、最す、ソ材に於ては白松丸太の四二・八%も負擔の多きホワイトパインにありて二

論者は、白松丸太の如きはその材種が南樺太中丸太と同一にして競争力強大なれば産業保護の見地に於て重税を課するも止むを得ずと逃ぐるも、然らば、日本内地産の檜丸太、梅丸太と米檜、米梅丸太との關係如何、等しく競争材に非らずや、而も關稅負擔率に於て比較にならざる差違あるに注意ありたきものである殊に自國産業保護の觀點より論じ奇異に堪えざるは、米材中の米松長丸太即ち長十米突を超え、末口直徑三十糎を超えざる所謂打込み丸太に對し、吾國最近の大建築用材として必要缺くべからざるものとして、特に、無税となり居るが、同じ大建築打込み丸太として使用せらるソヴェート材中の落葉松丸太の長さ千米突以上のものが何等特典なきこと、其反面に於てこの米松長丸太の特殊扱ひのため、長さ十米突以上の落葉松丸太を豊富に移出しよう朝鮮北部地方の木材業者が右米松と原價の上にて競争しえざるため、その處分に困り居り、延いては朝鮮總督府の森林收入に悪影響を及ぼし居る

事である。これは前述の力の弱きもの、やかましく苦情を云はぬものゝ立場が輕視せられ居る一好例であらう。

ホ、ソ材ダンピング問題

次に簡単に述べ置きたきは所謂ダンピング問題である。事情を知らぬ人はよく、ソヴェート材は「ダンピング」をやるから市場保護のため輸入制限をやる必要があるといふ。然しこれは全く事實について正しき認識を缺いた人か、或はためにするもの悪宣傳である。「ソヴェート」聯邦は金に困つて居るから、「ダンピング」するといふ先入主的な觀察と思ふが、吾々の多年の經驗に依るも木材に關する限り「ソヴェート」側が意識的に「ダンピング」をした事はないと信ずる。或は外形的には「ダンピング」であるが如く見えるかも知れぬが、よく其取引の實際に注意するときは、寧ろ内地材や樺太材に比し、いつも割高に賣買せられ居ることが發見せられるだらう。木材檢量方法の一般市場慣習に反し買手不利なる事、「インボイス」の石切多く、その

協定に時日を徒費すること、「インボイス」が石切れすること多きため、關稅の支拂が實石數當り定額を超過すること、稅關手續に多くの時日を要するため（昭和六年の如きはある市場にては一船の完了に一ヶ月を要したり）市況變移に際し善處できざること、大體契約金は一割現金にして、而も木代金は船荷證券引替全部概算金を現金にて拂ひ、受渡完了後清算の條件なるにつきソヴェート材の取引には入船迄に現金金額を整ひ置かざるべからざるが如き不便不經濟なること、船積地との通信不圓滑のため積荷の内容入荷期日等を豫知し得ざる等々普通商取引とはその趣を異にするため樺太材の値段より尠くとも百石拾五圓見當安く買入れざれば引合はざるの實狀は雄辨に這般の消息を物語るものと思ふ。

要する處ソヴェート材の輸入數量は一部の恐露病者の怖るゝが如き決して吾國木材市場を壓迫するが如きものではなく、その取引狀態また問題視するに足らざる處にして、寧ろ吾國固有林保持の上

た反面に支那仕向が著しく増加したのは注目に値する。

本邦輸入高積地別（單位石）

昭和七年	同六年	増	△減
浦 鹽	一、〇、九四	四七、〇三三	△三、七〇九
尼 港	一、九、七六	三〇、〇八三	△一、三六〇
沿 岸	四、三、六六	五九、三五四	△一、五三六
北樺太	三、一、八三	三三、三〇三	△三、九三三
合計	一、四、六、二一	六、四、五、九二	△一、八七三

因に日本船により支那市場に仕向けられたものは北樺太積一五〇、〇〇〇石、其他二〇〇、〇〇〇石、合計三五〇、〇〇〇石で、前年より一〇〇、〇〇〇石内外増加した。昭和七年一月以降十二月に至る露領木材の總輸入高は一、二二〇、四七〇石にして昭和六年の一、六四五、九二石に比し四二五、五二二石の激減を示した。之は北樺太の造林は豫想以上の好成績を擧げたが沿海州方面の造材が極めて不振のため同地沿岸浦鹽方面の出廻が悪かつたためである。然し本邦仕向の減退に比し市況の關係から支那方面に一段の躍進を示したことは注目に値する。

よりして、ソヴェート材の輸入を歡迎こそすれ決して排除すべきでなく、相互依存の經濟的乃至社會的原理に據り善隣の誼を一層厚くするのが總ての關係に於てよしとするは贅言を要しないものと信ずるから、上述の如き苟も他國材に比し差別待遇をなすが如き感を自他に與ふる事を根本的に艾除するため、今回の關稅改正案議會通過の際政府が言明せるが如く次の議會まで木材の利用價值及實際輸入數量その他諸種の實情に即した最も中正なる稅率の研究を遂げ改めて改正案を提案、議會の協賛を求むべきものと思ふ。

ハ、關稅改正後の露領材の本邦進出

極東露領木材の昭和七年の對外出廻高は百六十萬石に及び、其の六割は北樺太材で沿海州沿岸、ウスリ沿線の出廻は前年に比し著しく低下した。此中本邦輸入百三十五萬石である。本邦輸入高は前年に比し三十萬石の減退を示し、露國側ではこの現象は日本政府關稅率引上げに起因すると稱してゐるが、事實は沿岸州方

產地別	六月十日	十月十日	十二月十日
浦 鹽	二七〇圓	四五〇圓	四七〇圓
沿 岸	二四〇圓	四五〇圓	四七〇圓
尼 港	二四〇圓	四三〇圓	—
北樺太	二六〇圓	四四〇圓	四八〇圓

（備考）六月十日の對米爲替は三十一弗八分の一、十月十日二十三弗八分の五、十二月二十日は二十弗八分の七で此の間十一弗八分の六の開きを示してゐる。

昭和七年一月より十二月に至る露領木材の本邦輸入概計は前報した通りであるが、揚地別を前年に比較すると左の通りで本邦輸入が前年に比し一割二分減退し

即ち左の如し。

△本邦輸入總額對比(單位石)

材種	昭和七年	同	六年
紅松丸太	三、四、七〇	六、四、三三	
白松丸太	九、三、〇七	七、三、四四	
落葉松丸太	八、二、七三	一、七、二九	
白楊丸太	—	一、五、一七	
其他	—	一、六、九〇	
合計	一、一三〇、四七〇	一、六〇九、九三三	

△同上 積地別

○ウラジオ

昭和七年 同六年 増 △減

紅松丸太	九、四、四七	三、四、六九	△三、〇、七三
白松丸太	四、三、三三	六、四、四三	△二、一、一〇
落葉松	二、一、七六	一〇、八、五五	△八、六、七九
○北樺太			
白松丸太	五〇、三、三三	三、五、八三	三、七、四〇
○ニ 港			
紅松丸太	二、三、〇三	一、五、〇五	△四、〇、九八
白松丸太	—	二、三、〇〇	△二、三、〇〇
落葉松	一、六、〇六	三、七、八五	△二、一、七九
○沿岸			
紅松丸太	一、四、〇、七四	一、六、三、六八	△二、三、九四

つと云ふ強みをこれを契機として紛失するに至つたので非常な反響を與えたが、ウオール街石油株が一時四弗下つたと云はれて居る。

日ソ石油買契約がかくも急速に纏つたのは次の理由に基く。

即ち、松方氏はその入露前一年餘に亘り當時の駐日ソヴェト通商代表部石油主任スホドリスキー氏と數十回に亘り折衝を遂げて大體意見の一致を見たので、ス氏は去る昭和七年六月一件書類を携へて歸國、モスクワ本部に對し

一、駐日通商部に石油部を新設して以來三年に亘り各方面と商談を試みたるも日本側の黒海沿岸露油輸入は最初の試みであるため、輸送一切はソヴェトの負擔で日本着荷取引のこと

一、買手は貯油タンク設備、販賣擴張等に相當の固定投資を必要とする關係上中途破約に依る危険を恐れ賣手をして一部の責任を持たせるため双方利害共通の合辦又は從來の露領木材取引の如き委託一手販賣のこと

通商關係

白松丸太 三三、一、五 三、五、九、九 △五、七、五
落葉松丸太 三、三、三三 一、三、六、七 △二、〇、六六

天津、青島、塘沽、營口に對し浦鹽、尼港、北樺太積の紅松、白松丸太約四十萬石に達し、更に浦鹽より製材として上海に相當數量の輸出行はれ、南洋方面にも見本取引程度の進出を示した。

ト、露領木材の米弗建の始り

從來邦貨拂を以て取引條件としてゐた露領木材の輸入に米弗建値とする契約が初めて結ばれ、業界の注意を惹いてゐる。即ち新潟市の桑山製材會社では此程駐日ソヴェト通商代表部の木材部との間に昭和八年一月乃至二月渡浦鹽積紅松五千石の先物輸入契約を結んだが取引條計は新潟渡し「十九尺物百石當り一四〇米弗」「十三尺物百石當り一三五弗」で契約と同時に取引總額の一割の手附を支拂つた。代金の支拂方法は紐育ナショナルンチー銀行の對米電信賣相場により換算邦貨を以て支拂ふ事になつてゐるが、弗契約の新例をたてにしてソ聯側では今後の木

材取引には米弗建の契約を主張するものゝ如く此の新例は邦商側に非常な不利益を齎すものと見られてゐる。

四、露油輸入の諸契約

イ、松方幸次郎氏の露油輸入契約

昭和七年度日ソ貿易に就いて特筆すべき事は、松方幸次郎氏の露油輸入契約の締結である。氏は八月二十七日敦賀出帆の天草丸で、露油購入交渉のため、故後藤伯秘書森孝三氏を伴ひ入露したが、この報道は日本内地に於ける英米側ローヤルダツチ・スタンダード・ライジングサンの石油商社間に多大のセンセーションを捲き起した。然も同氏は入露してから國賓待遇の歡待を受けてソヴェト石油輸出聯盟會々長リアヤボウオール氏と折衝の結果、電光石火的に九月二十四日モスクワに於いて兩氏との間に日ソ石油買契約は締結調印されるに至つたが、此報道は伯林より世界的に傳はり、米國の如きは日本海軍に對して燃料の鍵を握

一、爲替は圓貨取引のこと

を希望してゐる等の事情を報告、且つ入露直前松方氏より最後に提出された十五ヶ條の契約草案を基礎として、豫め討議の結果、日本市場の事情を考慮して大體松方氏提案に同意を表して同氏をモスクワに招き正式交渉を開始したのであるが、右の如きモスクワ交渉前に一切の準備が進められて居たため、僅々旬日を出でずして協定の運びとなつたのである。

從つて松方氏の日ソ石油契約は

- 一、委託販賣を原則として運賃、關稅を控除したる、F、O、B、値段を基礎としたる販賣手数料制とすること
- 一、日本主要都市に數ヶ所に順次買手の費用を以て貯油所を建設すること
- 一、これに對してロシヤはバクー・クローズヌイより精製油を供給すること
- 一、輸送費關稅はロシヤ側の負擔たること

かくて翌十月七日浦鹽から敦賀入港の天草丸で森孝三氏同伴歸朝したが、當時商工省制定に係る主要産業統制法に依り

内地六社は一齊に協定をなして値上げ統制價を以つて市場に對したため需要者たる自動車業者も結束、商工省に陳情し、デモンストレーションをなし極度に六社統制に反感を持つて居る矢先へ同氏が露油契約を締結して歸つたので自動車業者は全國各地から大學敦賀埠頭に迎へ、恰も凱旋將軍を迎へる様な熱狂振りで世人を驚かしたが如何に自動車業者が六社の羈絆から脱して露油を渴望したかが分る之が爲め六社が脅威を感じ、種々策謀して如何に松方氏露油阻止と油業者動搖に備へたかは後段に譲り、ソヴェト聯邦石油輸出聯盟會々長リアボオール氏との契約内容は同氏より正式發表がないので種々な臆説が流布されてゐるが契約の相手なるソユーズネフチ、エクスポートの斷片的發表を基礎としてソヴェト側から

- 一、契約期間は一九三三年より五年間定期間満了の際更に更新契約のこと
- 一、契約の種類はガソリン各種、並に其他の製品及原料である
- 一、石油用の契約數量は最低二十萬噸で

契約第一年度の一九三三年度には三萬五千噸輸入

第二年度以降五萬噸内外

一、販賣方法は委託販賣として昭和八年中に販賣會社を設立すること

等の契約要項が報ぜられて居るが此協定成立を契機としてソヴェト側では更に第二の露油對日進出を計畫し最近リヤボウオール氏は機關紙上で

燈油、機械油、其他の石油製品についても日本商社より多數の引合があり、目下取引條件等に付研究中であるが松方氏との契約が機會となつて漸次具體化するであらう。

と述べて居たが、果して昭和六年以來交渉中の日本石油が北樺太石油會社をしてガソリン八千噸輸入せしめた。此経緯については後段に譲るが多大の興味を以つて各方面に試験された其結果は

一、ボームが高いのでビウイク自動車一ガロンの走行十八哩に對して露油は二十三哩、即ち五哩のびがあること

ルトとの間に露國産石油の一手販賣交渉を行はしめてゐたが、十一月に至り大體契約大綱に關する双方の意見一致を見たので、稻石代表は本社の招電により交渉経過報告を兼ね細目に互る契約案打合せのため十二月中旬モスクワ發一旦歸國することになつた。

即ち北樺太石油會社は昭和三年以來同七年に至るまでにソユーズネフチ・エクスポートを経て北樺太の同社利權油田に隣接せるソ聯邦側のサハレンネフチ・トラスト原油三十一萬五千噸を購入してゐるが、其地理的關係からソ聯邦は今後も引續き購入方を希望して居り、既に來年度渡し五萬噸の商談が懸案となつてゐる等の状態に鑑み前記交渉が行はれたものであるが、交渉の結果ソユーズネフチ代表リヤウオール氏は、北樺太石油會社に對しガソリン油（松方幸次郎氏契約）を除くソヴェト聯邦産石油、即ち原油、重油其他一切の日本に於ける一手販賣權を賦與する旨を聲明したので稻石代表は歸國後契

一、急坂でもノツキングしないこと
一、寒氣に際してもよりエンヂンの掛り早きこと

等の良好な結果を示したので露油に對する品質懸念は一掃されるに至り、其丈け松方氏露油の渴望を來した譯である。之を要するに今回の松方氏露油輸入は六社の販賣競争心理は別として六十四議會に於ける燃料問題決議案に鑑みても將又聯盟脱退後の經濟封鎖對策に對しても貧弱なる國産油量にては到底さゝえ得ず軍事上、經濟上誠に意義ある契約にして石油を英米にのみ頼りし我國に露油輸入の新道を建設したる松方氏の功績は我が石油史上に赫々の記録を残したるもので此點何人も異見はあるまい。

ロ、堀清氏の露油輸入契約

松方幸次郎氏の、對露石油輸入契約に次いで、また露油の輸入契約が昭和七年十一月始めに駐日ソヴェト通商部と松方氏一派の共盛商會主堀清氏との間に成立した。即ち堀氏の對露契約は松方氏の契約とは別個のもので、専ら朝鮮中部地

約案出來次第再びモスクワに赴き契約調印の段取で、

右契約成立すれば日本に於ける露油の販賣分野が二つに分れ、ガソリンは松方幸次郎氏、原油、重油、其他一切は北樺太石油會社によつて取扱はれる譯である。尙ほ稻石氏は十二月三十一日、同社の露油大量一手輸入に關する基本的交渉を遂げて滿三年ぶりで歸國したが、氏の語る所によれば同社の露油一手販賣交渉経過は次の如し。

北樺太石油會社は北樺太に於けるソ聯邦側經營油田サハレンネフチ・トラスト原油を年々輸入してゐるが、今回新に高架索（バクー方面）産の原油、重油、其他松方幸次郎氏の依托輸入契約せるもの以外の石油類の本邦に於ける専賣契約につきソ聯邦の石油輸出機關なるソユーズネフチと交渉を進めたところ、同交渉は案外順調に進捗し、同會社の要求を容認してソユーズネフチは會長リヤウオール氏の名によつて専賣權を賦與する旨の覺書を同社に與へ、これに對し同社からも契

一、期限一年とし、期限後更新する事
一、堀氏の責任輸入高は一年間に、
イ、ベンデン 一三三、〇〇〇函
ロ、燈油 七〇、〇〇〇函

で右契約に基き朝鮮中部と裏日本方面への輸入を開始し、第一船として浦鹽よりベンデン六二、〇〇〇ガロンを積載した第二植田丸が去る十月三十日伏木に入港した。

因に堀清の露油輸入契約は翌昭和八年一月末に朝鮮商事株式會社代表岩本恆人氏とソ聯邦側との間に結ばれた朝鮮の露油一手販賣契約成立によつて破棄されるに至つた。

ハ、北樺太石油會社とのガソリンを除く露油一手販賣

北樺太石油會社では久しい以前よりモスクワに出張中の稻石代表をしてソ聯邦石油輸出聯合ソユーズネフチ・エクスポ

約の大綱に關する覺書を入れ、折衝は大體一段落ついたので、一應本社に復命と打合せの上更に一切の準備を整へ、正式調印の段取である。従つて同社の準備ができ次第再びモスクワに赴き、調印することゝなつた。

契約の輸入量は、原油、重油類を主に年額二十萬噸乃至三十萬噸で高架索の外サハレンネフチの産油も含み、契約期間は五年毎に更新の形式を取ることになつて居り、松方氏の契約したもの以外は何でも輸入することになつてゐる。

二、露油朝鮮進出の企圖

多年に亘り開拓された英國石油の市場である朝鮮も最近露油の進出で斯界にセンセーションを捲起してゐる折柄本社記者が當地駐在のソヴェト聯邦石油輸出聯合代表コノワロフ氏につき露油の朝鮮輸入状況を質して見ると、

昭和七年は露油販賣の試験時代で一月から十一月までにウラジオから朝鮮に輸入した數量はベンジン五十萬ガロン燈油三十萬ガロンに過ぎない。來春ま

での結氷期間にウラジオオから當地方に積出される數量は從來聯絡に圓滑を欲いたきらいあるに鑑み、十萬箱を下らぬ運送準備中であるが、積取船に木造船を廻航するとせば豫定の運送が出来ないかと懸念してゐる。何れにしても八年の販賣高は相當増大する見込である。

尙駐日ソヴェート通商代表部では朝鮮に對するソヴェート石油の積極的輸出販路開拓を企圖し、過般來全ソ聯邦石油輸出聯合日本代表にして同通商部石油部長なるスホドリスキー氏が専ら之が準備を進めた。

即ち朝鮮に於けるソヴェート石油の販賣方法については從來全鮮を南部(釜山)、中部(京城)、北部(元山)に區分し、三地方別に各一手販賣機關を設けてゐたが、統制の困難設備其他の事情で豫定の如き成績を擧げ得なかつた事實に鑑み、來年度からは、
一、三地方別一手販賣契約を撤廢し一個の一手販賣機關を設け、全鮮を統制す

業者との聯絡をとり、對露側交渉につき共同戦線を張ることになつた。全鮮の同業者のこの奮激は事實に相違せるところありとて、石油部長スホドリスキー氏は左記數項を指摘して來た。
一、不良油が混入してゐたことは認める然しその數量は不明だが少量で二千箱も不良油があつたことは事實に相違してゐる。のみならず朝鮮の當業者から浦鹽仕向輸送されたトラム罐が不潔であつた爲變質したものもあり、其他朝鮮當業者の容器輸送の不注意により蒙つた損害もある。

一、契約の規格と異なる石油が浦鹽から朝鮮に輸出された事實はあるが、之は浦鹽で積込に際し技術上の誤から生じたことで必ずしも不良油ではなかつた。
一、朝鮮當業者が契約に規定せる責任數量を販賣し得なかつたことも紛議を起した一原因で、露油は品位、價格に於て歓迎されてゐるから此の問題で全鮮にボイコットが起るやうな事はない。

一、問題は現在の一手販賣契約の相手方

ること

一、樞要の地に根據設備を施し供給を完備すること

とし、從來より大規模の販賣網を擴充すべく目下この方法による一手販賣契約につき某邦商筋と交渉を進めてゐるが、遅くも明春一月初旬中には調印の捗びに至る豫定である。

因に以上述べた露油輸入の諸契約の昭和八年度におけるその後の経過については昭和八年の日ソ通商關係中に述べることにする。

ホ、朝鮮の露油賣買紛議

露國の朝鮮に對する石油輸出については昭和六年以來漸次全鮮に互り進出を企圖し、現に南部は釜山、中部は京城、北部は元山に販賣機關を設け、孰れも邦人との間に右三地方別に一手販賣契約を結び、昭和七年は一月から十一月末までにベンジン五十萬ガロン、燈油三十萬ガロンを販賣、品質、價格共に一般の好評を博し露油の進出に反比例して米油の退歩となり、その前送の伸張性については業界

に人を得なかつた爲め豫定の販路開拓が出来なかつたので、昭和八年度からは販賣組織を變更して積極的に進出する計畫準備中である。

五、露油取引訴訟事件

昭和七年度の日ソ貿易は減退の傾向を強めてゐたが、露油取引契約は順調に進んでゐた。然るに圖らずも露國石油の朝鮮輸入問題で朝鮮當業者姜顯八氏が駐日通商代表部長プロツキイ氏を相手取り契約保證金返還、契約不履行に基く損害賠償請求訴訟を昭和七年七月十五日東京地方裁判所に提起すると云ふ事件を惹起した。この事件は業界一般に非常なセンセーションを捲き起したので、該訴訟事件の概要は次に述べることにする。

イ、該訴訟事件の概要

朝鮮咸南元山府仲町一ノ三姜顯八氏は東京下谷區花園町七辯護士中村莊太郎氏を代理人とし駐日ソヴェート通商代表部を相手取り契約保證金返還、契約不履行に基く損害金九萬五千八百八十四圓の賠

一般の注目を惹いてゐた。ところが偶々最近浦鹽から輸入せる露油に不良品混入問題が起り、中部地方に於て之が販賣の衝に當つてゐる京城の露油販賣商會主堀清氏と駐日露國通商部との間に悶着を惹起し之が解決のため兩者間に折衝が行はれてゐる。即ち堀氏は去る十月中一手販賣契約に基き石油二萬箱を輸入したところ、約二千箱の不良品が混入されてゐるので露國通商部に對し一ガロンにつき三錢見當の値引方を交渉したところ、露側には市價昂騰の今日損害賠償の意嚮なしとして堀側の圓滿解決案に對しては何等の考慮を拂はず、露側の主張を容認しない場合は契約を破棄すべしとて威壓し、常に取引關係が不對等の立場に置かれて事毎に圓滑を飲き、北部、南部にも同様の紛議を起してゐるので、全鮮の同業者は商慣習を無視せる露側の態度にいたく奮激して露油ボイコットの氣運が醸されてゐる。尙ほ南部地方の一手販賣を取扱つてゐる釜山の桃原茂太氏も駐日露國通商部と懸案折衝のため二十一日上京、同

償請求訴訟を十四日東京地方裁判所に提起した。

即ち原告姜顯八は被告ソヴェート通商部の計畫せるソヴェート聯邦産石油原油及ガソリンの朝鮮市場に販路開拓に當り被告との間に石油類年額二百五十八萬ガロンの運送請負並に之が荷造の爲に要する石油罐及木箱の供給契約締結に付き交渉中、昭和六年十二月二十一日被告側石油代表スホドリスキーとの間に不取敢假約書を交換、同時に双方間に豫め協定されてゐた原告の提供すべき保證金五千圓の中二千圓を支拂ひ、昭和七年二月三日既に成立せる契約に基き原告は朝鮮京城府にある被告の朝鮮支部に於て同代表ジュラウスキー氏との間に本契約書に調印を了し、原告は同保證金殘金三千圓を被告に支拂ひ、原告は契約通り諸般の準備を進め被告の指圖により原告は同年一月二十三日石油積取の爲汽船蛟龍丸(一、〇七噸)に千二百個のドラム罐を積載して浦鹽に廻航したるも言を左右にして被告は容易に貨物の引渡をなさず石油の代

りに材木類を運搬して歸航すべきを命じ其後被告は特約により負ふべき義務の履行を爲さんとせず、却つて根本から契約を破棄せんとするに至つたので本訴に及んだものであると。

ロ、露國通商部當局の言分

前述朝鮮人姜顯八の石油契約の損害賠償請求訴訟につき駐日露國通商代表部次席プロツキー氏は左の如く語つた。

朝鮮に對するソヴェート石油の販路開拓のため昨年十月中南、中、北部朝鮮に三つの石油販賣契約を結びF・O・B浦鹽を原則として對鮮輸出を行ふこととなり、此の販賣に關連して姜顯八氏との間に別項の如き假契約を結んだ事實はあるが、假契約は本國の承認を経、東京通商部本部の規定署名人の署名を待つて契約の效力を發生するのであるが本契約案を交換したのみで本國の同意を得られなかつた爲姜氏は署名したが通商部側の最後の調印の抄には至らなかつた。然るに姜氏は假契約を以て本契約と心得、一切の準備を了したと稱

して、過大な損害を要求して來たので相互のため何とか平和的解決を遂ぐべく折衝を重ねたるも遂に纏らなかつたのは遺憾だ。吾々は日本裁判所の審理を信頼して公平なる判決を待つ外ない

ハ、紛争は署名權問題

問題の中心は被告通商部を表示する署名權問題で通商部側ではソヴェート政府の在外通商代表部商取引規則

一、ソヴェート通商代表部並に支部の名を以て外國に於て締結せらるる外國貿易に關する契約書、右機關により發行せらるる契約書、手形、一切の金錢上の責任證書及委任状は二名の署名ありたる場合にのみ其效力を發す。右の内的一名は通商代表、其の代理者又は通商代表の委任状に依る通商代表部の係主任者とし、他の一名は聯邦内外商業人民委員の承認を経、且つ聯邦人民委員會に提出せられたる特別名簿中の當該通商代表部員中の一人たることを要す。

た。

曩に極東における要職にあつた關係上極東一般の事業は云ふに及ばず、日ソ兩國間の諸種の問題にも精通せる氏は、着任以來日ソ兩國の經濟的關係増進の爲、日ソ貿易進展の爲、努力してゐた。

然るにアサートキン氏は日本在任中氏の宿痾がますます重くなつたので、在任僅か一年足らずして昭和七年十一月十八日午後九時二十五分東京發敦賀出帆の天草丸で來朝中の北氷洋探險隊シュミツド博士一行二十四名と共に歸國したが、歸國に際してアサートキン氏は次の如き長文のステートメントを發表した。

日ソ兩國當事者達が同氏の手腕を期待し、氏も亦この期待に副はんと努力したにも拘らず、遂に宿痾に禍され早く歸國すべく餘儀なくされた氏の遺憾想像するに餘りある。歸國に際して氏が寄せた此ステートメントは單なる形式的な挨拶ではなく、その當時の日ソ貿易の不振とその將來の發展に對して幾多の教訓と示唆とに富んでゐるので、茲にその全文を紹介

を以て責任證書に署名の權限を有する者の名簿は通商代表部又は其支部駐在國の政府に通告せられ且當該國の相當機關を以て一般周知の爲公表せらるべし。

に基き被告通商部は豫め、露國大使館を経て第一署第二署の權限を有する通商部員の氏名を定め、其の權限を有する第一、第二の署名ある契約書、證書其他一切の商取引書類に限り責任を負ひ、右手續不備なる書類は無効なる旨を日本政府に通告、外務省告示を以て官報に發表されたが商取引の實際問題としては同通商部署名人の移動更迭があまりに頻繁にして日本當業者の認識に達なく、認識不足の爲往々にして問題をかもしたる實例尠くなかつたが、德義上相互の平和的解決を見、契約書、證書類の效力問題については訴訟事件を惹起したのは今回が始めてあり、通商部署名權問題に關係ある外務當局は今回の訴訟に關し、外交關係と國內法上から種々研究を進めてゐるが訴訟の結果は今後の對露貿易に影響するところ

介することゝした。

「日ソ貿易の現状は果して是を正常なりと稱し得るであらうか？ 此の質問は若干の讀者にとつては餘りに解りきつたことで餘言を加へるまでもないかも知れぬ併し本文では全然余一個の私見を披瀝するものである限り、最も腹藏なく總ゆるるものゝ斯くすることが日露貿易の諸問題に關し一層明瞭な相互の理解に到達する一助となることを深く信するからである。そこで余が冒頭に述べたやうな問題をばつきり知るには若干の数字的引用を爲せば足りると思ふ。即ち最近數年に於ける日ソ貿易がこれを示してゐる。

ソ 聯邦より輸入 ソ 聯邦へ輸出

一九三〇年	一三、六四四圓	五、八九千圓
一九二九年	一九、五九四	一〇、三三
一九二八年	三、六四	二五、一三
一九二七年	三〇、八四	三三、三六
一九二六年	三三、九〇	八、七五

右表の如き数字は僅かにシヤムの如き國との貿易に比較し得るに過ぎない。比

る勘くないので其の成行は極めて重大視されてゐる。

ニ、露油取引事件公判の經過

かくて問題は遂に司直の裁を受けるべく餘儀なくされたが、該事件は間接に國際關係もあるので裁判所側は通商代表部の構成、資格等につき外務省に諮問慎重に審議を遂げるべくその後諸般の準備を進め、第一回公判は十月十日、第二回公判は十一月二十八日、何れも東京地方裁判所民事第三部梶田裁判長係で開かれたが未だ問題の核心に觸れずして、該事件は昭和八年まで持ち越されるに至つた。

六、駐日通商代表更迭

イ、前通商代表の更迭

昭和六年三月十六日第二代目駐日ソヴェート通商代表アニケーフ氏が突如佐藤信勝に狙撃され、重傷を負ひ、歸國後空席のまゝとなつてゐた駐日ソヴェート通商代表の後任として、有数のソヴェート政客にして極東通のアサートキン氏が任命され、昭和六年十二月夫人同伴來任し

き相互理解によつて右の如き不當な事情は何等の困難なしに解決せられるであらう事を信じて疑はぬ。

最後に余は甚だ遺憾ながら次の一事を述べたい。それはソ聯邦は現在其の第二次五ヶ年計畫の編成を終りつゝあつて、十二月には承認を得、然る後一九三三年度外國貿易計畫が決定し、各國に注文の大體な割當が行はれるのであるが日本の諸新聞紙其他の報道によれば補償クレヂツト問題の決定するの一九三三年三月であつて、ソ聯邦の對日仕向の好轉に關する方の問題は未だ對策が出来上つてゐないといふことである。日ソ通商關係の將來を決定する問題が斯くの如く時機を失しつゝあることは誠に遺憾なことであつて、これは是等の對策の實施期を遷延せしめるばかりでなく、其の對策の効果さへも薄弱ならしめるものである。若し日本の關係當業者が貿易相互關係の研究に充分な注意を拂はれるならば、前述の諸問題解決のテンポを早め得ると共に兩大國の經濟的相互關係の正常な發展を阻

る。

對日輸出の方では石油、水産物、木材等の一流商品の外に二流商品として化學工業原料の市場開拓にも大いに努める積りだ。苛性曹達や曹達灰の如き現に獨逸を経て日本に輸入されてゐる事實を見ても日本へは相當大量の輸出が可能づかられてゐる事が判る。日本が石油の大輸入國であるから露油の對日輸出は非常に有望であるが、バークと日本との地理的關係を見ると苦心を要する仕事だ。石油問題といへばモスクワでは松方幸次郎氏を知る機會を得た。同氏は非常に明い感じを與へ、そしてロシア人的性格の人であるから例のガソリン協定の如き仕事は極めて順調に進んだ。日本の對ソ當業者は余の仕事に對し非常な期待を以て迎へてくれるとの事であるが、余は兩國親善のため最善を盡すであらう。

ソ英暫定通商協定が來春廢棄されるがソ英間の通商貿易にはまた特殊性があり兩國間でなければ行はれ得ない事情もあるので、この影響が日ソ貿易に迄及ぶか

通商關係

害するに過ぎない多くの小障害の如きを解決し得ることは左迄困難ではないのである。」

ロ、新任ソ聯邦通商代表

さきに歸國したアサトキン氏の後任として日本に派遣された四代目の駐日ソヴェートと聯邦通商代表ウラヂミル・コチエトフ氏はニイナ夫人を伴ひ、敦賀から附添の敦賀領事館員、静岡に出迎へた通商代表部茶業部長リヴンツ氏等を隨へ昭和七年十二月九日午後八時二十五分東京驛着來朝した。氏は着任早々日ソ通商發展に關し次の如き抱負を述べた。

余は外國貿易人民委員部參與となる前に伯林、ハンブルグの通商代表部に駐在専ら對歐洲貿易にたづさはり、極東は初めてで餘り知識が無いから同僚とも相談して日ソ貿易發展のため對策を講じたいと考へてゐる。日本は非常に工業が發達してゐて、高級な機械類が生産されてゐる事を聞いてゐるが、何分地理的に遠隔なためかモスクワ方面にはあまり日本の商工業の狀勢が知られてゐなかつた。此

どうかは判らない。この話はトロヤノフスキー大使の繩張であるが、日ソ兩國間に懸案中の不侵略條約や通商條約が締結される事は兩國の通商關係を非常に好轉させるであらう。

七、本邦商品の對露輸出統制

商工省では豫て國家獨占貿易組織によるソヴェート聯邦との貿易振興策につき種々研究中であつたが、對ソ輸出に關しては特に統制を計る必要を認め、輸出組合法を適用して、我當局者間に行はれる極度の無統制、資本主義的アナキー、並に不當なる賣込競争、輸出商品の品位低下防止、營業上の弊害矯正等を計ることとなり、商工省は對露輸出組合に對し取締規則を許可實施することに決したが該規則認可の法理的根據は輸出組合法第八條の

「營業上の弊害を矯正するため特に必要と認むるときは、主務大臣は輸出組合に對し、必要なる施設を命ずること

の方面の相互の理解を深める意味に於ても兩國が經濟視察團の如きものを交換することは結構な事だと思ふ。來年度から始まる極東地方の第二次五ヶ年計畫に關聯してこれに必要な工業製品の需要は相當多額に上るが、地理的關係からその大部分は日本の供給を受けることになるであらう。殊に極東の鑛業開發に要する鑛山用機械類は日本で購入する積りである。極東の電化計畫を進めるのに必要な機械類の需要は増大して行く、總ては條件次第でこの方面にも漸次研究を進めて行きたい。極東漁業用の物資の來年度買付方針は未だ極つてゐない。漁網、漁具類の買付が昨年比し今年は非常に減退したとの事であるが、自給計畫が進んだのかどうか極東ロシアの事については餘り深く承知してゐない。これらのことは着任の上モスクワと打合せの事にしてゐる。日ソ貿易發展の要素は支拂條件にある。日本政府が二千萬圓内外の對ソ輸出補償を設定されたと聞いたがこれは兩國貿易發展に寄與するところがあるであらうを得」乃至

同第九條の

「營業上の弊害を矯正するため特に必要と認むる時は、主務大臣は法令の定むるところにより輸出組合の組合員に非ざる者にしてその組合の地區内に於て、組合員たる資格を有する者をしてその組合の定むる取締又は制限に依らしむることを得」

の二箇條である。即ち此二條に根據して商工省は輸出検査規則を設け、對ソ輸出商品に對しては對露輸出組合員たるものとを問はず、原則として對ソ輸出商品の一般に適用される。然し今次の取締規則は、先づ特殊商品に限り、検査の範圍を漸次擴張する方針であつて、先づ特殊商品中代表的なものとしては、本邦對ソ輸出の大宗たる漁網が擧げられてゐる。

即ち商工省は、前記輸出組合法第八條に基き對露輸出組合に對して昭和七年三月二日付對露輸出組合規約を認可したが該規約による漁網類（綿糸を含む）の取引方法及取引條件は左の通である。

一、ソヴェート側よりの注文は當業者に
おいて、その生産能力の比率に準じ、
按分引受のこと

二、クレデットの期限は特に九箇月を承
認しうべきも原則は六箇月とす

三、ソヴェート手形にして政府の補償を
受けるものは六箇月としその他は三箇
月毎に書換をなすこと

四、右の期限はそれ以上絶対に引延ばさ
ざること

次に輸出組合法第九條に立脚して、對
露輸出組合員外の輸出業者に對する統制
方法が商工省から認可されたので對露輸
出組合員外の日本人といへどもソヴェ
ト聯邦輸出商取引を結ぶ場合は例外なく
この商工省の新輸出取締規則を適用され
ることとなつた。之に對し最初ソヴェ
ト側では此統制の機動を多少誤解したが
其後に至り釋然とした。

因みに昭和八年に入りて成立せる對露
クレデット協定については後述すること
とする。

八、對露輸出取締

場に於けるキヤンセルを承認する意
味)を條件となすことを得

一、輸出を爲さんとする者は品質及荷造
等に付對露輸出組合法執行細則に従
ひ對露輸出組合の指名したる検査員の
検査を受くる事を要す

一、本部會の商標は前項の検査に合格し
たる商品に對して附するものとす
一、検査に於て左に示すものは不合格と
認む

品 質

「イ」原絲脆張にして不揃なるもの「ロ」
標準ものに達せざるもの「ハ」撚糸不良
なるもの「ニ」撚の斑なるもの「ホ」撚數
不足又は過多なるもの「ヘ」撚縮不適當
のもの「ト」長幅量目の注文に合致せざ
るもの「チ」含有水分の多量はるもの
「リ」網目數の注文に合致せざるもの
「ヌ」地合緊張を缺くもの「ル」結節の不
良なるもの「ヲ」斑疵其他缺點著しきも
の

一、前各商の一に該當するものに至らざ
るも前各號を參照して不良と認むるも

通 商 關 係

規則内容

本邦漁網の對露輸出統制については前
述した。「本邦商品の對露輸出統制」欄
に記載してあるが、更にその後の確定を
掲げることとする。

商工省で慎重審議中の輸出組合法第九
條に基く對露輸出統制に關する取締規則
は昭和七年四月一日漸く決定の捗に至つ
たので、同日黒田貿易課長、室井、菱沼兩
事務官は同日麹町區内幸町の對露輸出組
合に於て當業者に對し取締規則制定に至
るまでの經營並に取締精神につき説明を
なし、當業者との間に實施上の打合せを
遂げたが、同規則は同年四月上旬官報に
公示發表され即日施行されるに至つた。
此の結果漁網(綿糸類を含む)をロシア
に輸出するものは總て過般商工省の認可
を経たる對露輸出組合法規程の適用を
うけることになり四月三日對露輸出組合
は左の通り發表した。

一、駐日ソヴェート通商代表部の注文を
受けたる者は都會の一員として通商代

の及荷造方法の注文に合致せざるもの

昭和七年の重要取
引契約

一、露國側漁業仕
込物資成約

駐日ソヴェート通商代表部では二月中
旬マニラ・トワイン綿糸(撚糸)を東京一
東亞製網會社、下關一林兼商店、函館一
大庭商店等に分割注文契約した。内容は
次の通りである。

二、林兼の浦鹽鯨輸入

成約期。三月上旬。
條件。鯨一百萬尾。浦鹽渡し一錢五厘
見當。三月下旬中に受渡し。

三、八坂商事のロープ

類輸出
成約期四月下旬
契約内容、マニラロープ二八九噸金額

表部と契約を結び且つその支拂手形を
受取るべし

イ 支拂期限は六ヶ月とすること但し
已むを得ざる事情に依り必要な場
合は九ヶ月迄延長することを得

ロ 通商代表部より受取るべき約束手
形は三ヶ月期付手形を以て原則とな
し政府の輸出補償に依るもの又は手
持をなすものに限り六ヶ月期付手形
たることを得、但し六ヶ月以上の期
付手形は絶対に受取らざること

ハ 右約束手形に對して要求すべき利
息は年八歩とす

一、通商代表部より同一品種に付種々の
指値(例へば現金の指値と延拂の指値
又は原料指値と工賃等を分類表示する
指値の類)提出を要求することあるも
當業者間に於て協議したる一定の指値
以外は絶対に應ずることを得ず

一、函館に於ける引合は從來の習慣に依
り指値に延拂利息を含めて指値するも
差支なし

約十二萬圓、敦賀積出し浦鹽に仕向
け輸出された。

四、三菱商事の露國造
船注文引受

成約期五月二十日
三菱商事代表加藤恭平氏と、駐日ソヴ
エート通商代表部のプロドスキー氏及び
シュエーモフ氏との間に左の通り契約を締
結調印を了つた。

一、建造注文船舶

A 浚渫能力六百立方米突、鋼製双暗
車鋤鏈式排泥ポンプ付浚渫船一隻
B 泥艙容量四百五十立方米突、鋼製
單暗車底開式泥艙船 二隻

一、引受金額 百三十餘萬圓

一、取引條件 引渡後一ヶ年拂の約
束手形

一、建造期限

A 浚渫船 昭和七年月二十五日十
B 泥艙船一隻 同 十月一日
C 同 同 十月十日
一、受渡場所 横濱港

一、注文者 駐日ソヴェート通商代表部
表部

一、引受者 三菱商事株式会社

一、下請者 浦賀船渠株式会社

尙、建造に際しては通商部輸入部船舶係主任トロフイモーフ氏及技師ツューリンの兩氏が直接監督の任に當り、竣工後北樺太西海岸バイカル灣のサハレンネフチ・トラスト研油積出根據地モスカレオに廻航就役せしめた。

五、増田合名の露領木材

成約期六月二十一日

小樽の増田合名は駐日露國通商部木材部との間に北樺太材三隻積五萬五千石を時價より二十圓内外の高値で百石當り關稅拂込み平均二百七十圓で内地輸入の契約を結んだ。

六、日魯漁業の露領生

鮭輸入契約

日魯漁業では駐日露國通商部を経て露國々營漁業のカムチャツカ、オホーツク、

ニコライエフスク漁業より左の條件で生鮭を買付輸入することを六月末二十九日契約調印した。

受渡地	種類	單價
東西カムチャツカ	紅鮭三十萬尾	四五錢
ニコライエフスク	秋鮭六十萬尾	三五錢
オホーツク	同	二十萬尾 二四錢

支拂條件は、契約調印と同時に契約金額の半額を前渡し、残半額は受渡完了後に決済すること。

七、三井の露國サント

ニン一手販賣契約

見送り

露國サントニンは三井物産により一手販賣が行はれてゐたが、今年に入り英獨方面より二割見當のロシア産品と見られる安價物多量の引合あり、大阪の武田、鹽野儀商店など六月末迄に一千疋を輸入した爲め、三井取扱のサントニンは殆んど問題にされず、露國側が世界市場に對する統制を確立せざる限り、三井は露國通商部との一手販賣契約並にこれに伴ふ

融資を中止するの止むなきに至り、その結果一年毎に更新する三井の一手販賣契約は當分見送りとなし、二ヶ月毎に暫定的に契約を續けることになつた。

八、大倉商事の滿僱

礦輸入

大倉商事會社では豫て駐日ソヴェート通商代表部に對し高架索産の滿僱礦三千噸の注文契約をしたが、現品は豫定の受渡期日より遅れて黒海より廻航の英國船ペナーチ號に六千噸(價額約十三萬圓)を積載し八月一日伏木に入港した。尙、大倉が三千噸を注文したるに對し六千噸を積載し來るは船腹の都合で契約通り品位五二%以上の優良品であつたので全部大倉が引受けた。

九、函館水産、靱山商店のロシア鹽魚輸入契約

入契約

成約期九月八日。
函館水産販賣會社と靱山商店

充分である。今度の對露取引方法は、
一、だん茶原料の輸出、これは球磨茶で合格をえた。静岡又は人吉渡しである。

二、熊本縣に於てだん茶を製造し、二十枚(一枚四百匁)を一梱に荷造の上浦鹽に送りつける。

一三、ロシア鹽魚追加輸入契約

入契約

函館水産販賣會社並に靱山商店の手によつて駐日露國通商部との間に契約された露國々營漁業のカムチャツカ産鹽魚五萬石の輸入については既述の通りであるが、十二月中旬に至り更に二萬三千石の追加契約が成立したので、總數輸入契約高は七萬三千石となり今月から明春一月中に全部の受渡を了する約定であつた。

一四、桑山製材の露領材

輸入契約

從來邦貨拂を以て取引條件としてゐた露領木材の輸入に米弗建値とする契約が

一、此の金額約六十萬圓で大體前年同様
一、取引條件は契約と同時に代金の半額を前渡し残金は受渡しの際支拂する

一〇、大阪同業者組合の

鹽魚輸入契約

成約期九月下旬

契約内容、駐日ソ聯邦通商部は大阪同業者組同と敦賀當業者の一團との間に紅魚八十萬尾金額約二十萬圓の賣買契約を結び成約と同時に買手より通商部に對し十萬圓の前渡金を支拂つた。

一一、函館の中瀬氏の

シヤ炭購入契約

契約内容、露國通商部と函館の中瀬捨太郎氏との間に北樺太ロカトイ炭鑛産石炭賣買契約成立、十月末までにロカトイ

初めて結ばれ業界の注意を惹いてゐる。即ち、新潟市の桑山製材會社では十二月中旬駐日ソヴェト通商代表部の木材部との間に昭和八年一月乃至二月渡浦鹽積紅松五千石の先物輸入契約を結んだが、取引條計は新瀉渡し「十九尺物百石當り一四〇米弗」「十三尺物百石當り一三五弗」で契約と同時に取引總額の一割の手附を支拂つた。代金の支拂方法は紐育ナシヨナルンチー銀行の對米電信賣相場により換算邦貨を以て支拂ふ事になつてゐる。

昭和八年の日ソ通商關係

同年の日ソ通商關係 全貌

昭和八年度（一九三三年）の日ソ貿易は前年、即ち、昭和七年度（一九三二年度）のそれと比較するに、先づ日本大藏省發表にかゝる資料によれば（單位千圓）

輸入	一九三二年	一九三三年
輸出	一九三二年	一九三三年
合計	一九三二年	一九三三年

輸出 一三、六五五 一四、四四四
合計 五〇、六九三 四八、八七九

にして、前年度に比較すれば輸入に於て増加を示し、輸出に於て減少し、輸出合計約四百萬圓の増額となつて居る。然るに右大藏省發表の統計中には、邦人露領漁業並に北樺太に於ける石炭、石油、兩利權關係の輸出入をも包含するを以て、換言すれば邦人の經營する露領漁場、北樺太石油及鑛業兩會社の現場への送り込み物資等は對露輸出と見做し、同時に内地に仕向けられた漁獲品、石油石炭等をも對露輸入として計上されてゐるより、嚴格な意味より言へば、上記の數字は、ソ聯邦を相手方とする純輸出入貿易と見る事は妥當を缺くのである。

故に上記利權關係並に備船關係等を除きたる純輸出入貿易を駐日ソヴェト通商代表部の發表について見るに左の通りである。（單位千圓）

輸出	一九三二年	一九三三年
輸入	一九三二年	一九三三年
合計	一九三二年	一九三三年

輸出 一五、〇六一 一五、九二〇
輸入 一七、八五一 一七、七七一
合計 三二、八六一 三三、六九一

△輸入品目別

一、農産物	七二	九二
二、漁・獵生産物	一、九三三	一、七〇四
B 工業生産物總額	一三、〇七	一〇、〇五
(内譯)		
一、農産物	七二	九二
二、漁・獵生産物	一、九三三	一、七〇四
B 工業生産物總額	一三、〇七	一〇、〇五
(内譯)		
三、木材	三、三三三	四、五三三
四、食料品	三、三	一三三
五、鑛産物	七、七八	四、八五一
六、其他工業生産物	一、七七一	五、四〇
輸入合計	一五、〇六一	一五、九二〇
△輸入品目別		
七、食料品(茶・麥粉・レモ)	一、八五一	一、八五一
ソ・ネーブル	一、七七一	一、七七一

一、ソ聯邦駐日通商代表部發表

これより各品目に別ちて昨年度と比較すると次の如くである。（單位千圓）

で、之れに反し木材の輸入が百萬圓方も減少を示してゐる。又輸出にありては食料品に於て（主として綠茶）相當の増加を示して居るに拘はらず、船舶、金屬、金屬製品に於て百萬圓以上の激減を示し其他機械類魚網ローブ類等亦前年と大差なく何れも、際立つた變化を見せず結局前年以下の成績に終始して仕舞つた。七年度對ソ輸出不振の原因の一として、ソ聯邦が日本市場に於ける仕入品に對し、全般的クレヂット獲得の困難なりし事に鑑み、且つ獨乙、伊太利其他の諸國が、各種の方法によつてソ聯と長期クレヂット契約を締結して居ることを考慮し、政府は特に昭和八年度に於て對露輸出補償法を改正擴張して専ら對露輸出資金融通の圓滑を計る可く其の補償額を六百五十萬圓に増額し、且つクレヂットの期間に於ても商工省は駐日ソ聯通商代表部と對露輸出組合との協定による、商品別によつて九月より二十ヶ月迄を容認し又ソヴェト通商部振出の約束手形を補償手形と爲す場合、從來六ヶ月以上の期限を

認めなかつた爲め、當事者が十二月拂の契約を爲した場合六ヶ月目に書替へを要したのであるが、更に十二月の迄も手形を認め、何れも四月一日より實施する事として、素より右は西歐諸國の例に倣つてソ側で要望する如き長期のものではないが兎に角對露輸出に多大の便宜を與へ其の促進を講じたのであつた。斯くして大に成果を期待された八年度對露輸出亦上記の如き結果に終つた、此の主なる原因は矢張りソ聯邦自體の内部關係による外國貨物の輸入制限と見るより外は無いのである。

右純貿易勘定外の外、從來は備船料と日本勞働者雇傭料との受取勘定が二口あり昭和七年度に於ては備船料、三、二三〇、三四八圓、勞働者雇傭料、一、〇〇〇、一三一圓、合計四、二三二、四七九圓と云ふ我が日ソ取引に相當重大な意義を持つてゐたものが昨年來日本勞働者の雇傭禁止の爲め受取勘定は皆無となり、備船料亦激減して僅かに一、二八七千圓にすぎず茲にも亦大なる意義を生じた譯で

即ち、右表を見るに、昨年度の純貿易に於ては前年に比し輸出に於て約六千二十萬圓を減じ、輸入に於て約三百二十萬圓を増加し、結局輸出入總計に於て二百五十萬圓の増額を示してゐる。

ソ聯より本邦への輸入が斯く増加した事は前表の示す如く、工業生産物の輸入増加であつて、就中、滿庵、アスベスト、白金石油等が前年に比し多量に輸入された事、及び、昨年度に於ては、苛性曹達、曹達灰、澱粉類の輸入が相當あつた事等

で、之れに反し木材の輸入が百萬圓方も減少を示してゐる。又輸出にありては食料品に於て（主として綠茶）相當の増加を示して居るに拘はらず、船舶、金屬、金屬製品に於て百萬圓以上の激減を示し其他機械類魚網ローブ類等亦前年と大差なく何れも、際立つた變化を見せず結局前年以下の成績に終始して仕舞つた。七年度對ソ輸出不振の原因の一として、ソ聯邦が日本市場に於ける仕入品に對し、全般的クレヂット獲得の困難なりし事に鑑み、且つ獨乙、伊太利其他の諸國が、各種の方法によつてソ聯と長期クレヂット契約を締結して居ることを考慮し、政府は特に昭和八年度に於て對露輸出補償法を改正擴張して専ら對露輸出資金融通の圓滑を計る可く其の補償額を六百五十萬圓に増額し、且つクレヂットの期間に於ても商工省は駐日ソ聯通商代表部と對露輸出組合との協定による、商品別によつて九月より二十ヶ月迄を容認し又ソヴェト通商部振出の約束手形を補償手形と爲す場合、從來六ヶ月以上の期限を

ある。以上は駐日ソヴェート通商部の発表にかゝる資料に基いて見た所であるが、更に、外國貿易人民委員部の発表による一九三三年度の日ソ貿易全貌を見ると左の通りである。

二、ソ聯外國貿易人民委員部発表

(單位—數量噸、金額千留)

品名	一九三三年十二月間		一九三三年同期間	
	數量	金額	數量	金額
△對日輸入				
合計	三、七九	七、三九	一、二一	四、七六
米	一、五五	一、七	七	一
綠茶	三、六二	七九	二、五	一、二五
砂糖及同製品	一九	七	—	—
其他食料品	一〇、三〇	九六	四三	一五
種物	三七	一四	〇、二	三
石炭	一五、四三	八	—	—
ゴム製品	一七	元	—	—
化學製品	七	三	—	—
植物性油	三	二〇	—	—
染料	四	六	—	—
含鐵金屬	八〇	五	—	—
銅及鉛	七	二	—	—
鐵製	七	二	—	—
△對日輸出				
合計	七、七	六、九三	七、七	八、七六
小麦	一、五	四	—	—
甘草	二〇	二	—	—
藥種原料	四	二	—	—
其他農業品	一	五	—	—
皮革	五	二	—	—
死鳥	〇、五	〇、二	—	—
其他畜産品	三	一	—	—
鱗寸	四	八	—	—
陶磁硝子	四七	二	—	—
織物	二	五	—	—
手工藝品	二	六	—	—
電氣製品	三	七	—	—
古金屬	一、二	七	—	—
骨膠及骨粉	〇	五	—	—
糸	一	七	—	—
コークス製品	一〇	二	—	—
化學藥品	一	九	—	—
映畫	〇、一	一	—	—
其他工業製品	二	三	—	—

毛皮	四八	四二	二〇	二〇
魚類	一八、三	一、三	九、七	九〇
黑筋子	二	七	二	九
筋子	五八	一五〇	二六	三
其他漁獵製品	一、四八〇	一一	一、三	一四
挽材	一九、八	三	三、八	六
ベニヤ板	三〇	二〇	二八	二
其他用材	二五、二	七六	三三、六	一、八
木材乾溜品	七	一〇	—	—
豆粕	一、七	四	七	七
罐詰	三、〇	四	四	三
煙草	八	三	三	三
澱粉製品	九	三	一、〇	六
葡萄酒	二	二	六	〇、三
菓子類	五	二	四	一
其他嗜好品	四	七	二	六
滿掩	四、五	三九	六、八	五
綿	二、四	二七	一、一	一
石炭	一八、二	五五	一五、〇	四
石油	三、六	三、七	三、八	五
其他鑛産業	二、一〇	四	四、一	一
曹達	三、五	一三	四	二
香料	三	一	五	四

◎大藏省発表 (單位千圓)

輸入	三、〇	一、九
輸出	一、三	一、六
合計	五、〇	五、六

◎ソ聯通商部発表 (單位千圓)

輸入	三、〇	一、九
輸出	一、三	一、六
合計	五、〇	五、六